

田 辺 市 地 域 防 災 計 画

本 編

(令和6年度第2回目修正)

田 辺 市 防 災 会 議

目 次

第 1 編 総 則

	1-
第 1 章 計画の方針	1
第 1 節 計画の目的及び内容	2
第 2 節 計画の修正	3
第 3 節 計画の周知徹底	3
第 4 節 用語	3
第 2 章 市の概況	5
第 1 節 自然的条件	6
第 2 節 社会的条件	12
第 3 節 災害とその特性	13
第 4 節 災害履歴	21
第 3 章 災害の危険性	29
第 1 節 土砂災害	30
第 2 節 風水害	32
第 4 章 地震及び被害の想定	34
第 1 節 地震の想定	35
第 2 節 被害の想定	37
第 5 章 防災の基本方針	39
第 1 節 前提となる認識事項	40
第 2 節 行政の責務と市民の心構え	41
第 3 節 防災施策の大綱	41
第 6 章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	44
第 1 節 市及び県の機関	45
第 2 節 指定地方行政機関	46
第 3 節 自衛隊	47
第 4 節 指定公共機関	48
第 5 節 指定地方公共機関	49
第 6 節 その他公共的団体及び防災上重要な施設の管理者	50

第2編 災害予防計画

2-

第1章 災害に強いまちづくり	1
第1節 防災まちづくり計画	2
第2節 公共土木施設等の整備計画	7
第3節 土砂災害等予防計画	10
第4節 水害予防計画	14
第5節 火災対策計画	18
第6節 ライフライン施設整備計画	22
第7節 危険物等災害予防計画	27
第8節 文教対策計画	31
第9節 農林水産関係災害予防計画	33
第10節 地震防災施設緊急整備計画	35
第2章 災害に強いシステムづくり	37
第1節 防災体制の整備計画	38
第2節 災害情報網整備計画	41
第3節 避難体制整備計画	43
第4節 津波避難対策計画	46
第5節 災害時医療体制整備計画	49
第6節 水・食料・生活物資等確保計画	52
第7節 緊急輸送のための整備計画	55
第8節 災害軽減のための計画	58
第9節 災害対策拠点等の整備	62
第10節 受援計画	63
第11節 災害廃棄物処理体制の整備	65
第3章 災害に強い人づくり	67
第1節 防災教育及び広報	68
第2節 自主防災活動	71
第3節 防災訓練	75
第4節 要配慮者対策	77
第5節 ボランティアの活動環境整備	82

第3編 災害応急対策計画

3-

第1章 防災組織計画	1
第1節 組織計画（風水害等時）	2
第2節 組織計画（地震・津波時）	20
第3節 動員計画	27
第4節 水防計画	32
第5節 広域応援の要請・受入れ	33
第6節 自衛隊に対する災害派遣要請	41
第7節 緊急消防援助隊に対する応援要請	45
第8節 災害対策要員の確保	48
第9節 災害ボランティアの受入れ	51
第2章 情報応急活動	54
第1節 気象予警報等の伝達	55
第2節 津波等地震関連情報の伝達	76
第3節 災害通信体制の確立	87
第4節 被害情報の収集・伝達	92
第5節 災害広報・広聴対策	98
第3章 初動期の応急対策活動	105
第1節 水防応急対策	106
第2節 山地災害等の警戒活動	108
第3節 消火・救助・救急活動	112
第4節 救急医療対策	116
第5節 応急避難対策	120
第6節 緊急輸送対策	136
第7節 交通対策	140
第8節 ライフラインの緊急対応	146
第9節 公共施設等災害応急対策	147
第10節 特殊災害応急対策	149
第11節 農林水産業関係災害応急対策	156
第4章 被災者救助対策活動	158
第1節 被災者救出活動	159
第2節 災害救助法の適用	162
第3節 避難所の開設・運営等	165

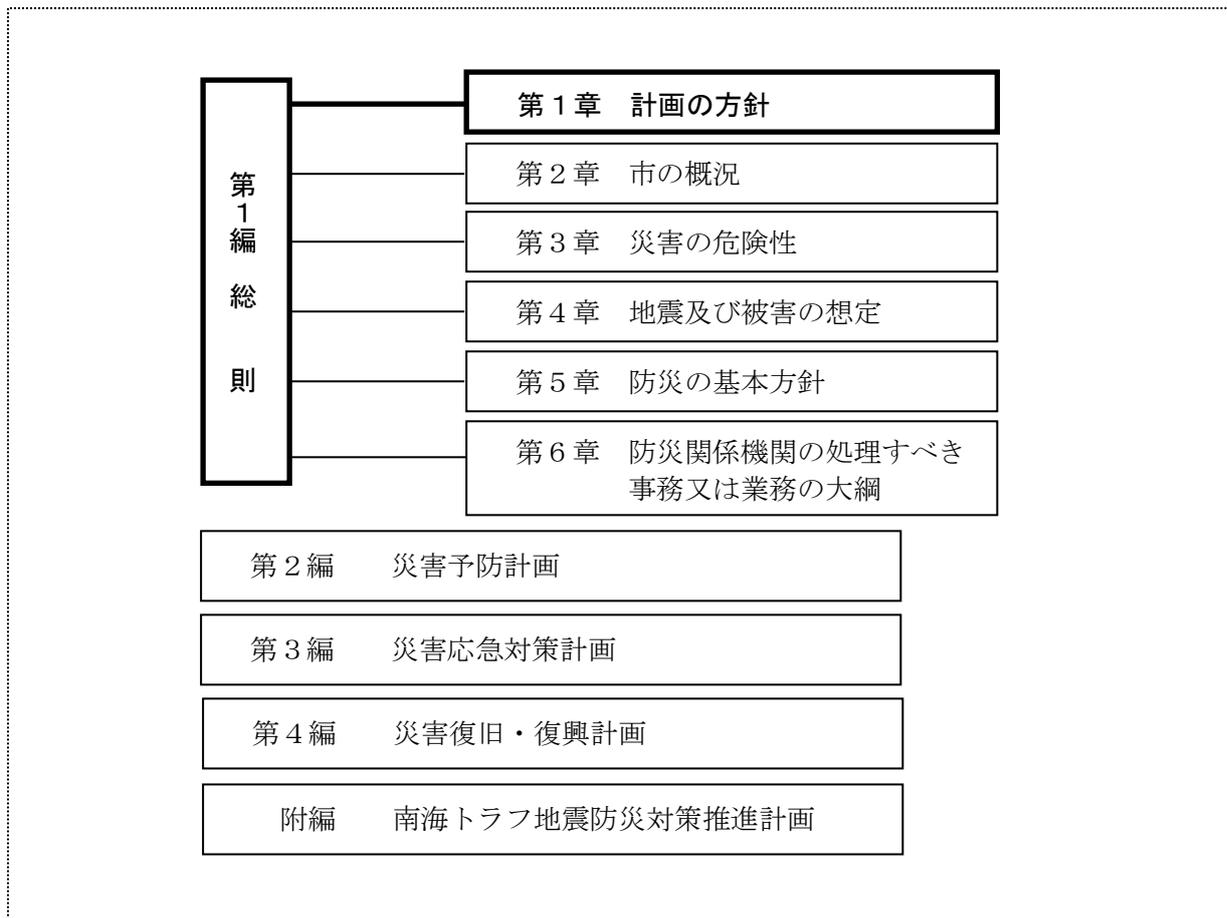
第4節	要配慮者支援対策	169
第5節	被災者生活救援対策	171
第6節	建築物・住宅応急対策	178
第7節	文教対策	182
第5章	復旧応急対策活動	186
第1節	遺体の収容・処理及び埋葬	187
第2節	廃棄物処理対策	190
第3節	保健衛生活動	194
第4節	社会秩序の維持	197
第5節	ライフラインの応急対策	199
第6節	交通の機能確保	203
第7節	環境保全対策	205
第8節	動物保護管理支援計画	207
第9節	義援金及び救援物資の募集・配分	209
第10節	被災者支援対策	212

第4編 災害復旧・復興計画

第1章	災害復旧計画	1
第1節	公共施設等の災害復旧	2
第2節	激甚災害の措置	5
第2章	災害復興計画	7
第1節	災害復興事業の推進	8
第2節	住宅の確保	10
第3節	中小企業の復興支援	12
第4節	農林漁業の復興支援	13

第6	消防機関等の活動	17
第7	警備対策	17
第8	水道、電気、ガス、通信、放送関係	17
第9	交通	18
第10	市が自ら管理を行う道路、河川その他の施設に関する対策	19
○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合における		
	災害応急対策に係る措置	20
第1	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の伝達、 市の災害に関する会議等の設置等	20
第2	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された後の周知	20
第3	災害応急対策をとるべき期間等	20
第4	市のとるべき措置	21
第5章	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	22
第6章	防災訓練計画	25
第7章	地震防災上必要な教育及び広報に関する計画	27

第1章 計画の方針



第1節	計画の目的及び内容	1- 2
第2節	計画の修正	1- 3
第3節	計画の周知徹底	1- 3
第4節	用語	1- 3

第1節 計画の目的及び内容

第1 計画の目的

田辺市地域防災計画（以下「本計画」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、市域に係る災害予防、災害応急対策、災害復旧などに関し、市及び防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱を定め、総合的かつ計画的な防災体制を確立し、もって災害から市民の生命、身体及び財産を保護するとともに、防災行政の強力な推進を図ることを目的とする。

第2 計画の性格

- 1 本計画は、防災関係機関が処理しなければならない地域に係る防災に関する事務又は業務について、総合的な運営を計画化したものであり、風水害、大規模事故及び地震・津波災害等を対象に予防・応急の両面から対応可能な計画とする。
- 2 本計画の策定、運営にあたっては防災基本計画、指定行政機関及び指定公共機関が作成する防災業務計画及び和歌山県地域防災計画と緊密な連携を図っていくものとする。
また、田辺市国土強靱化地域計画と連携を図り防災対策を強力に推進する。
- 3 本計画は、風水害、大規模事故及び地震・津波災害等に関し関係機関の防災業務の実施責任を明確にし、かつ、相互間の緊密な連絡調整を図るうえでの基本的な方針を示すものである。

第3 計画の内容

本計画の構成及び内容は次のとおりとする。

1 総則

市及び関係機関が災害に対して処理すべき事務又は業務の大綱及び想定される災害被害等について定める。

2 災害予防計画

災害被害の発生を未然に防止し、又は被害を最小限度に止めるための措置について定める。

3 災害応急対策計画

災害が発生し、又は発生するおそれのある場合の防御措置、災害の拡大防止措置及び被災者に対する応急救助の措置について定める。

4 災害復旧・復興計画

市民の生活安定のための緊急措置、公共施設の災害復旧等について定める。

5 南海トラフ地震防災対策推進計画

南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護及び円滑な避難の確保、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備などに関する事項について定める。

6 資料編

本市及び関係機関の防災情報のうち、特に災害予防、応急対策、復旧・復興を定めるうえで重要となるものを抽出し掲載する。

第2節 計画の修正

本計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、社会情勢の変化等に応じて常に実情に沿ったものとするため検討を加え、必要があるときは市防災会議に諮り、修正する。

第3節 計画の周知徹底

本計画は、市の全職員及び関係行政機関、関係公共機関その他防災上重要な施設の管理者に周知徹底を図るものとする。

また、本計画を円滑に実施するため、防災関係機関は、平素から研修、訓練等によって習熟に努めるとともに、災害対策基本法第42条第5項の規定に基づき計画の要旨を公表し、市民に周知徹底を図るものとする。

第4節 用語

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

- 1 県本部……………和歌山県災害対策本部
- 2 県支部……………和歌山県災害対策本部の支部
- 3 本 部……………田辺市災害対策本部
- 4 支 部……………田辺市災害対策本部の支部
- 5 県計画……………和歌山県地域防災計画
- 6 市計画……………田辺市地域防災計画
- 7 県本部長……………和歌山県災害対策本部長
- 8 本部長……………田辺市災害対策本部長

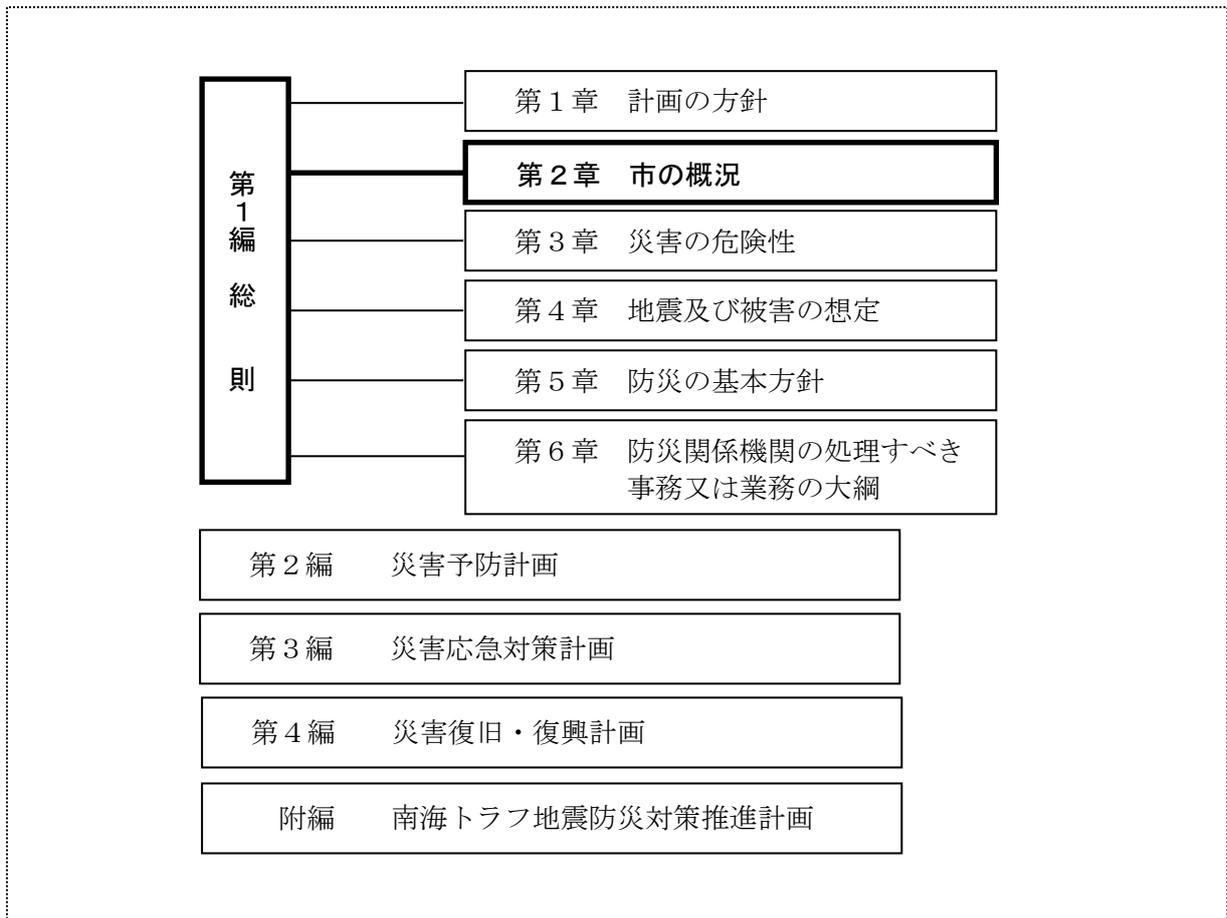
9 知 事……………和歌山県知事

10 その他の用語については、災害対策基本法の例による。

なお、本計画中、次の組織名称は、本部設置の有無により、それぞれ次のとおり読み替えるものとする。

本部設置時	本部不設置時（平常組織時）
本 部	総務部危機管理局防災まちづくり課
本部長	市 長
部、班	部、局、課、所、室、館、署

第2章 市の概況



第1節	自然的条件	1- 6
第2節	社会的条件	1- 12
第3節	災害とその特性	1- 13
第4節	災害履歴	1- 21

第1節 自然的条件

第1 位置

本市は、紀伊半島の南西側、和歌山県の南部に位置しており、みなべ町、印南町、日高川町、有田川町、奈良県野迫川村・十津川村、新宮市、古座川町、上富田町、白浜町に接している。

第2 面積

本市は、東西に約46km、南北に約47kmの広がりを持ち、面積は1,026.91km²（令和2年1月1日 国土地理院公表値）である。

【田辺市の位置及び面積】

方位	経度	方位	緯度	面積
最東	東経135度49分	最北	北緯34度04分	1,026.91km ²
最西	東経135度20分	最南	北緯33度38分	

第3 地形

本市は、鋒尖・牛廻山地、果無山地、高尾山地、大塔山地からなる山地部と、市街地の北部に位置する田辺丘陵や東部に位置する白浜・朝来丘陵などの丘陵地及び市域を流れる芳養川、稲成川、左会津川、右会津川、富田川、日高川、日置川、熊野川によって形成された低地からなる。また低地と山地、丘陵地の間には台地（河岸段丘）が発達している。

1 山地

大起伏山地は、北部の市内（県内）最高峰龍神岳（1,382m）、城ヶ森山（1,268.8m）、牛廻山（1,206.8m）、笠塔山（1049.4m）、西部の槇山（795.8m）、南部の法師山（1,120.2m）、東部の高尾山（943.5m）、百前森山（782.7m）をはじめとして標高1,000m級の山並みを持ち、満壮年期の様相を呈している。

大起伏山地の山麓面として一段低い標高に中起伏山地、さらに高度を下げ、中起伏山地縁辺部を起伏量200～400mの小起伏山地が占める。

山地内では本宮町本宮地区の大日山の東側斜面で大規模な地すべりがみられるほか、風化した表層部が剥離する小規模な崩壊が発生しているところがある。

本市の地形は、起伏量400～600mの中起伏山地と起伏量200～400mの小起伏山地が大部分を占める。

2 丘陵地

丘陵地には、市街地の北側に広がる田辺丘陵と、市街地の東部から南部にかけての白浜・朝来丘陵とがあり、いずれも標高は100m前後である。

3 台地

芳養川、稲成川、左会津川、右会津川、富田川、日置川、日高川、熊野川及びその支流周辺の河岸にあつて、斜面又は段丘崖により、低地とは区別される。

4 扇状地性低地

芳養川、稲成川、左会津川、右会津川、富田川及び熊野川とそれらの支流沿い並びに新庄町付近に広がる低地で、谷底平野と氾濫平野とに分けられる。

5 三角州性低地

芳養川の河口部、左会津川と稲成川が合流する付近から海岸に至る地域や、文里港から南の海岸付近に分布する。

6 自然堤防

河川の堆積作用により河川沿いに形成された微高地で、氾濫平野、三角州の中に分布する。

7 旧河道

過去の河川の流路跡で、芳養川や左会津川の曲流している箇所に顕著にみられる。

8 砂州

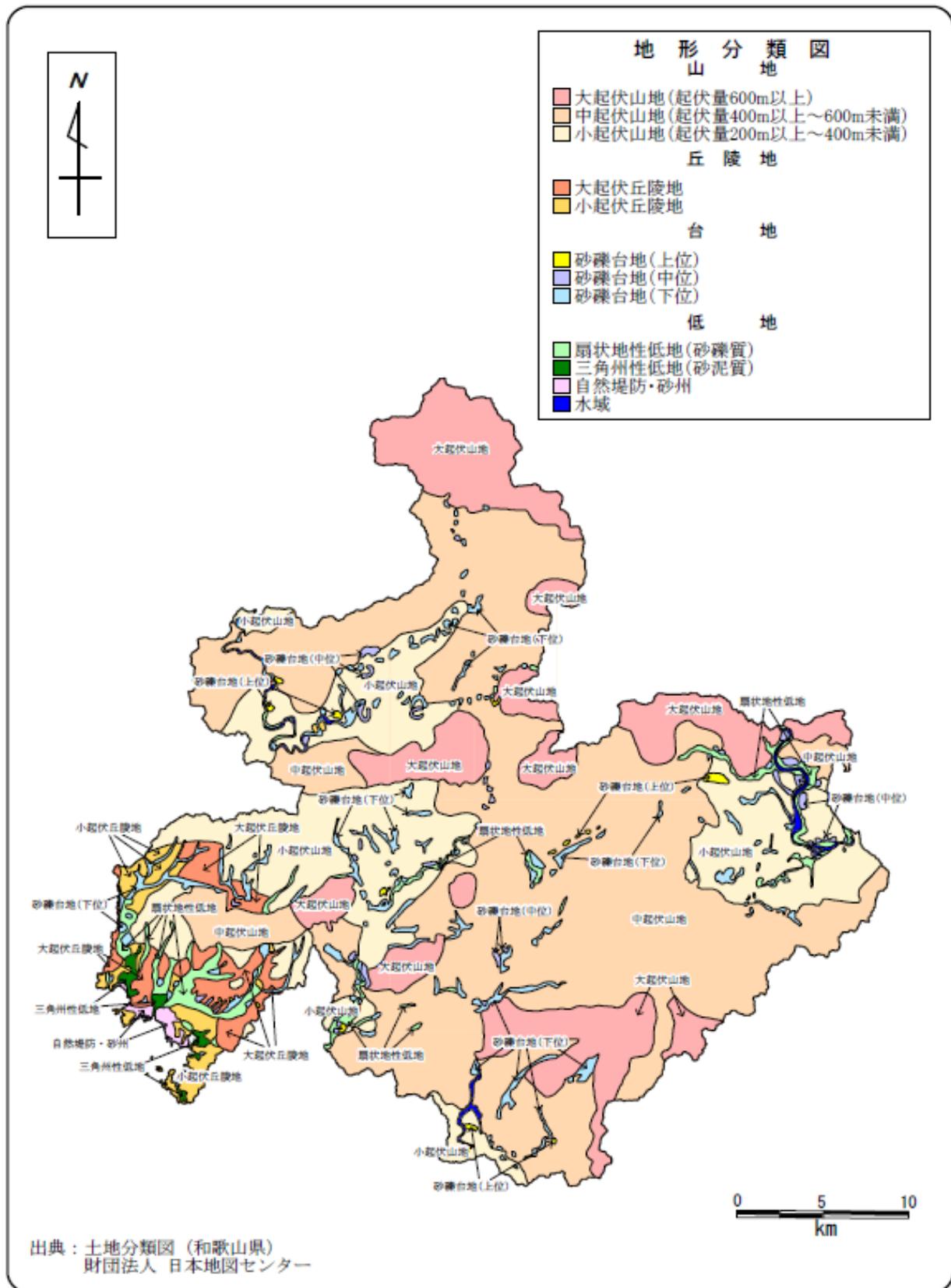
芳養川、左会津川の河口に広がる波の作用により、海岸部に形成された微高地で、現在はほとんどが市街地となっている。

9 崖錐・地すべり地形

崖錐は山地斜面の脚部や谷底部に分布し、地すべり地形は不規則な緩斜面の地形で山地斜面下部などにみられる。

10 人工改変地

宅地造成や埋立てなどにより、人為的に地形の改変を行った人工改変地がある。



【地形分類図】

第4 地 質

本市の地質は、北部の中生層、中部・東部の古第三紀層、西部の古第三紀層、新第三紀層の固結堆積物及び芳養川、稲成川、左会津川、右会津川、富田川の河口、流域沿いに広がる低地に沖積層の砂・礫・泥の未固結堆積物が分布している。

1 四万十層群

中部から北部の山地を構成する始新世の音無川層と、南部から東部の山地を構成する漸新世～中新世の牟婁層に分けられ、いずれも礫岩・砂岩・泥岩とその互層からなる。

2 田辺層群

市街地東部から南部の白浜丘陵にかけて分布しており、礫岩・砂岩・泥岩の互層からなる。

3 段丘層

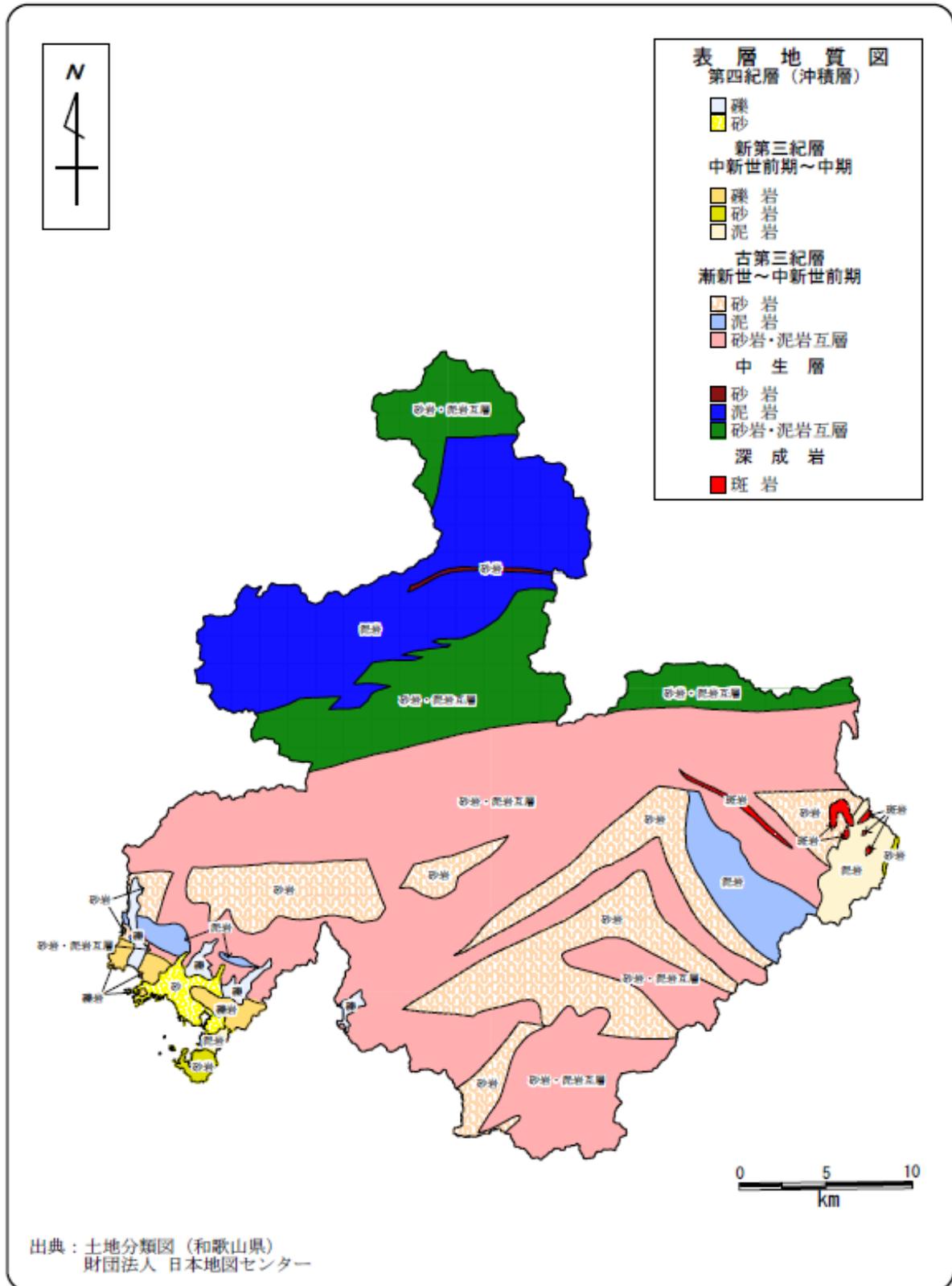
目津層と呼ばれる礫層が、河川沿いなどの段丘礫層を構成している。

4 沖積層

平野部に分布する泥・砂などからなる層で、丘陵・山間の谷底部にも堆積がみられる。

5 断 層

大起伏山地の南側斜面の麓を東北東～西南西にかけて走る断層が本宮断層である。この断層を境に古い音無川層が新しい牟婁層の上にせり上がり、逆断層と呼ばれる層を形成している。この逆断層は、地すべりや斜面崩壊を生じやすい性質を持つ。



【表層地質図】

第5 気象

1 田辺市の気候特性は、次のとおりである。

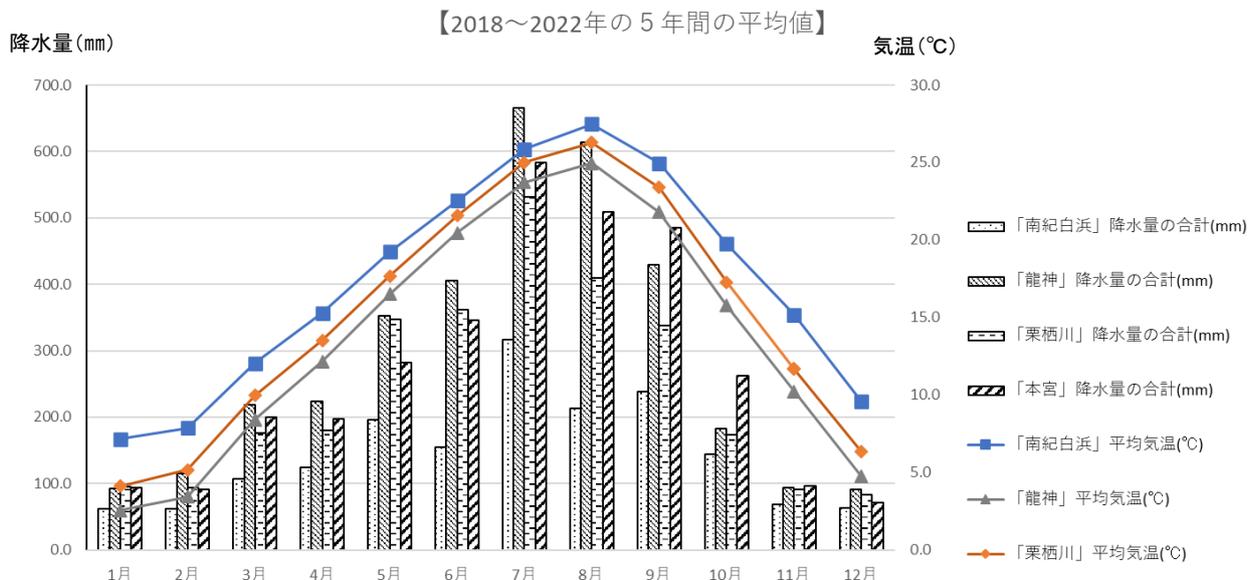
本市は、年平均気温 13.5℃、年間降水量 3,088.3 mm（※）となっており、温暖で湿潤な気候である。沿岸部では、黒潮の影響を受け寒暖の差が比較的小さい一方、内陸部は、ほとんどが山地や丘陵地であるため、寒暖の差が大きい特徴がある。また、6～7月の梅雨期や9月の台風期には雨が多く、年間降水量は 2,000～3,000 mmに達し、全国でも有数の多雨地帯である。（※龍神アメダスの平年値（1994～2020年））

南紀白浜、龍神、栗栖川各地域気象観測所、本宮地域雨量観測所における気候表（平年値）と2018～2022年の5年間の平均値を以下に示す。平年値と2018～2022年の5年間の平均値を比較すると、特に7月の降水量が平年値より大きな値となっている。

【気候表（平年値（1991～2020年））】

観測所	項目	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年間	
平地	南紀白浜	気温(℃)	7.1	7.9	11	15.1	19.4	22.5	26.1	27.6	24.7	20	14.6	9.5	17.1
	南紀白浜	降水量(mm)	60.6	99.9	138	136.5	167	264.9	279.6	188.3	259.8	231.3	115.3	81.4	2025.1
山地	龍神	気温(℃)	2.4	3.5	6.9	11.8	16.6	20.2	23.9	24.6	21.4	15.8	9.9	4.5	13.5
		龍神	降水量(mm)	99.9	135.1	208.2	235.3	270.2	431.6	510.3	344.3	357.6	227.4	135.7	95.8
	栗栖川	気温(℃)	4.0	4.8	8.3	13.2	17.6	21.2	25.0	25.7	22.6	17.0	11.3	6.0	14.8
		栗栖川	降水量(mm)	91.9	113.7	182.0	199.2	250.8	387.5	395.0	262.7	301.3	215.0	134.0	86.9
	本宮	降水量(mm)	85.3	112.6	179.9	196.4	234.5	386.1	450.9	361.5	440.1	280.1	131.0	87.3	2918.6

但し、龍神は1994～2020年の平年値、南紀白浜は2006～2020年の平均値である。



第2節 社会的条件

第1 人口

令和2年国勢調査による人口は、69,870人で平成27年国勢調査による人口74,770人よりも約6.6%減少している。

【人口の推移】

市町村 合併前 地域	平成2年	平成7年	平成12年	市町村 合併後 地域	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
旧田辺市	69,859	70,246	70,360	田辺市	82,499	79,119	74,770	69,870
旧龍神村	4,847	4,642	4,461					
旧中辺路町	4,027	3,863	3,710					
旧大塔村	3,181	3,285	3,246					
旧本宮町	4,229	4,123	3,869					
合計	86,143	86,159	85,646	合計	82,499	79,119	74,770	69,870

第2 土地利用

土地利用の現況は、全体面積の88.3%を森林が、続いて農用地が3.4%、宅地が1.4%、それ以外の土地利用が6.9%となっている。

平野が少なく、西方海岸部の都市的地域から東方山林部の中山間地域へ移行しているという状況である。

【土地利用状況】

(単位:ha)

区分	農用地	森林	原野	水面・河川・水路	道路	宅地	その他	合計
田辺市	3,504	90,716	0	1,808	2,020	1,409	3,234	102,691

注) 令和3年10月1日現在

資料: 田辺市土地対策課

第3節 災害とその特性

第1 気象災害

和歌山県の気象災害のうち、多大な災害をおよぼすのは台風や低気圧、前線に伴う大雨、強風、高波、高潮、竜巻などの激しい突風である。また、その主な災害特性、特に台風の特性と警戒すべき事項は、以下のとおりである。

1 大雨

大雨は、梅雨期と台風期に発生することが多く、特に6～10月には日降水量が多いところで600mmに達することがある。また、冬期間においても、南部では日降水量が100mm以上の大雨となることがある。

和歌山県は、地形の影響を受けやすく、山地や南部で降水の継続時間が長くなり、総降水量が多くなるのが大雨となる要因の1つである。

100mm以上の大雨は台風のほかに、梅雨前線が紀伊半島付近で停滞するときや、低気圧が紀伊半島付近を東進するときが多い。このほか、大気の状態が不安定となり積乱雲が発達して雷を伴った局地的な大雨が降ることもあり、注意が必要である。

2 高潮

和歌山県は海岸線が非常に長く、高潮による被害がある。特に、台風の場合は、気圧の下降に伴う海面の上昇に加えて、強風によって海水が吹き寄せられることによる海面の上昇があり、満潮時と重なるような場合に大きな被害を受けることがある。

和歌山県に大きな高潮被害をもたらす最も危険な台風経路は、昭和9年の室戸台風、同25年のジェーン台風、同36年の第2室戸台風のように、台風が四国東部から紀伊水道を北上するものである。これらはいずれも中心気圧の低い猛烈な台風で、中心が大阪湾に達したころ最高潮位を観測する。次に危険な経路は、昭和26年のルース台風、同29年の洞爺丸台風のように九州東部から四国へかけて北東進するもので、これが日本海へ抜けたころ最高潮位を観測し、九州西方から、朝鮮半島を通過する台風の場合は、台風が日本海に出てから最高潮位を観測する。

また、高潮と同時に台風や強風によって、うねりや風波が高くなると沿岸海上や海岸部において災害を起こすため沿岸地域では注意が必要である。

3 台風

(1) 和歌山県における台風の特性

台風がおよそ300km圏内に入ると、日降水量が200mmを超える大雨となることが多い。その要因は主に西日本に前線が停滞し、前線に向かって台風からの暖かく湿った空気が流れ込み、前線の活動が活発となること、次に台風の外側の活発な雨雲が流れ込むこと、さらにその後、台風中心部の雨雲がかかることで再び降水が強まり、降水の継続時間が長く

なることである。このことから、台風が和歌山県から離れていても大雨となる場合が多く、注意が必要である。

(2) 台風通過の進路別気象特性

ア) 中心コース

台風が近畿地方の近くを通過する場合は、台風が四国付近まで進むまでは、北東から南東の風が吹きつける紀伊山地東側と南東斜面で大雨のおそれがあり、近畿地方に上陸するような場合は、台風中心部の雨雲がかかるため全域で大雨のおそれがある。また、台風が紀伊水道に進むまでは北東から南東の風で、紀伊水道を北上すると南から西の風が変わる。台風の接近による気圧の下降に伴う海面の上昇に加えて、強風によって海水が吹き寄せられることによる海面の上昇（以下：吹き寄せ効果）により高潮のおそれがある。特に満潮時刻が重なるときなどは警戒が必要となる。

イ) 西側コース

台風が和歌山県の西側を北上する場合は、台風が九州付近に達するまで紀伊半島には南東の風が吹きつける。これにより南部の南東斜面では大雨のおそれがある。台風が対馬海峡から日本海へ進むと、南西の風が変わり、雨の主体は南西斜面に移る。また、紀伊水道の地形の影響で南よりの風が特に強くなる。南よりの風の強まりによる吹き寄せ効果により、高潮のおそれもある。特に満潮時刻が重なるときは注意が必要である。

ウ) 東側コース

台風が和歌山県の東側を通過する場合は、台風が紀伊半島の南海上に進むまでは、北東から東風が吹きつける紀伊山地東側と南東斜面で大雨のおそれがある。

第2 火災

風による木々の摩擦や落雷などによる自然発火を除いては、火災は気象が原因となって起こるというものではないが、火災の発生や拡大は気象と密接な関係がある。

和歌山県の著しい火災は、相当数に上っており、焼失 50 棟以上の火災としては、慶長年間から昭和 10 年代に至る 300 年余の間に 14 件ほど起こっており、季節的にはその大部分が冬季である。田辺市で起こったものとしては、大地震に伴う火災として、安政元年 11 月 5 日（1854 年 12 月 24 日）安政の大地震後に大火が発生し、数百軒が焼失した。

県下の一般家屋の火災は季節的に見ると、冬に最も多く全年の 40%以上、春がこれに次いで多く約 30%を占め、年間の 75%余は 12 月から 5 月頃までの半年の間に発生しており、気象の影響がはっきりと認められる。

最近においては、林野火災が多くなっているが、これは主として異常な乾燥や干天の継続に際して、各地に頻発しているものである。特に、2～4月の3か月に山火事が多く、年間件数の 60%余を占めている。これらは、しばしば広大な林野を焼き尽くし、ときには人家に迫り延焼を起こし、あるいは家火事が頻発して、山火事を起こすことも珍しくな

い。このように2～4月頃は林野火災が多発するため注意を要する。

第3 地震

地震とは、地下深部の岩盤中に急激な破壊が発生し、その衝撃が震動として周囲にひろがり地表に達し、地盤や構造物を揺り動かす現象である。

地震発生のタイプの主なものとして以下の2つがある。

①阪神・淡路大震災を引き起こした兵庫県南部地震（1995年／M7.3）

熊本地震（2016年／M7.3） など

②被害が中部地方から九州にまで及んだ南海地震（1946年／M8.0）

東海地方に発生し、大被害を与えた東南海地震（1944年／M7.9）

東日本大震災を引き起こした東北地方太平洋沖地震（2011年／M9.0） など

①のタイプは、活断層が原因とされる内陸型地震（直下型地震）であり、②のタイプは海溝型地震と呼ばれている。なお、想定される南海トラフ沿いで発生する巨大地震の想定は、駿河湾から日向灘にかけてである。

1 田辺市周辺における地震

本市に被害をもたらすおそれのある地震について、さらに詳しくまとめた。

被害を与える地震は、南海トラフ沿いの海域に発生する巨大地震と県内及び周辺地域に発生する地震に大別される。

(1) 県内及び周辺地域の地震（直下型地震）

内陸で発生する地震は、海溝型地震に比べてひとまわり小さく、マグニチュード7クラスかそれ以下である。しかし、震源が内陸であり、また浅いことから、局地的に大きな被害をもたらすことがある。

最近では、1948年の日高川地震が最も大きく、和歌山県と奈良県を合わせて死者2名、負傷者33名の被害が発生している。周辺地域では、1899年の紀伊大和地震、1952年の吉野地震のように沈み込んだフィリピン海プレート内で発生する地震によっても被害を受けることがある。

(2) 南海トラフ沿いの海域に起こる巨大地震（海溝型地震）

四国沖から東海地方駿河湾に至る南海トラフで発生する海溝型地震で、最大規模はマグニチュード9クラスで、震源域は数百kmに渡ると予想され、被害も広範囲である。また、実際には100年～150年周期でマグニチュード8クラスの巨大地震が発生しており、その都度、地震動・津波両面で大きな被害が発生している。近年では東南海地震（1944年）、南海地震（1946年）があげられる。

また、特徴として南海トラフ上で東西に分かれ、数年以内に連続して発生するおそれがあり注意を要する。

過去の主な被害地震について次表にまとめた。

【過去の主な被害地震】

発 生 年	地震の規模	事 象	区分
2024(令和6)年	M7.6	<u>令和6年能登半島地震</u>	●
2018(平成30)年	M6.7	<u>平成30年北海道胆振東部地震</u>	●
2018(平成30)年	M6.1	大阪府北部地震	●
2016(平成28)年	M7.3	<u>熊本地震</u>	●
2011(平成23)年	M6.7	長野県北部地震	●
2011(平成23)年	M9.0	<u>東北地方太平洋沖地震</u>	△
2009(平成21)年	M6.5	駿河湾の地震	●
2008(平成20)年	M6.8	岩手県沿岸北部を震源とする地震	●
2008(平成20)年	M7.2	<u>岩手・宮城内陸地震</u>	●
2007(平成19)年	M6.8	<u>新潟県中越沖地震</u>	●
2007(平成19)年	M6.9	<u>能登半島地震</u>	●
2005(平成17)年	M7.2	宮城県沖を震源とする地震	△
2005(平成17)年	M7.0	福岡県西方沖を震源とする地震	●
2004(平成16)年	M6.8	<u>新潟県中越地震</u>	●
2003(平成15)年	M8.0	<u>十勝沖地震</u>	△
2003(平成15)年	M6.4	宮城県北部を震源とする地震	●
2003(平成15)年	M7.1	宮城県沖を震源とする地震	△
2001(平成13)年	M6.7	<u>芸予地震</u>	●
2000(平成12)年	M7.3	<u>鳥取県西部地震</u>	●
2000(平成12)年	M6.5	新島・神津島近海を震源とする地震	●
1995(平成7)年	M7.2	<u>兵庫県南部地震</u>	●
1952(昭和27)年	M6.8	<u>吉野地震</u>	●
1948(昭和23)年	M6.7	<u>日高川地震</u>	●
1946(昭和21)年	M8.0	<u>昭和南海地震</u>	△
1944(昭和19)年	M7.9	<u>昭和東南海地震</u>	△
1938(昭和13)年	M6.8	田辺湾沖	●
1899(明治32)年	M7.0	紀伊半島南東部(<u>紀伊大和地震</u>)	●
1854(安政元)年	M8.4	<u>安政南海地震</u>	△
1854(安政元)年	M8.4	<u>安政東海地震</u>	△
1707(宝永4)年	M8.6	<u>宝永地震(南海・東海地震)</u>	△
1605(慶長9)年	M7.9	<u>東海・南海・西海諸道(慶長地震)</u>	△
1498(明応7)年	M8.2~8.4	<u>東海道全般(明応東海地震)</u>	△
1361(正平16)年	M8 ¹ / ₄ ~8.5	<u>畿内・土佐・阿波(正平地震)</u>	△
1099(承德3)年	M8.0~8.3	<u>南海道・畿内(康和地震)</u>	△
887(仁和3)年	M8.0~8.5	<u>五畿七道(仁和地震)</u>	△
684(天武13)年	M8 ¹ / ₄	土佐その他南海・東海・西海諸道(<u>天武地震</u>)	△

注1) 表中の下線を付したものは、地震の名称を、その他は震源又は主に被害のあった地域を示す。

注2) 表中の区分は、△海溝型地震、●海溝型地震以外の地震を示す。

出典：新編 日本被害地震総覧[増補改訂版](1999年 宇佐美龍夫) ほか

本市周辺で比較的規模の大きな地震（海溝型地震を除くM6以上）の記録は、1952年の吉野地震(M6.8)、1948年の日高川地震(M6.7)、1899年の紀伊大和地震(M7.0)の3件である。

本市における地震を想定するにあたっては、本市周辺の活断層の分布状況を把握する必要がある。上記の表からもわかるとおり、県内に被害を及ぼす地震の形態は、ほとんどが海溝型地震であり、とくに南海トラフを起因とする海溝型地震による被害が大部分である。

2 田辺市周辺の活断層

活断層は、500～3,000年に1回程度の割合で動くという調査結果も報告されているが、活断層の存在と地震発生を直結するのは、現実的とはいえない。

しかし、兵庫県南部地震をはじめ活断層を震源とする地震が、過去に幾つか発生しているのも事実である。

ここでは、本市周辺の活断層の存在を明らかにするとともに、その活断層が動いた場合、どの程度の規模の地震が起きるかを推定した。

【田辺市周辺の活断層】

断層区分	図中番号	断層名	確実度	活動度	長さ	走向	想定規模(M)
活断層	32	根来断層	I	A	20km	ENE	7.0
	33	桜池断層	I	A	2km	ENE	5.3
	22	五条谷断層	I	A	22km	ENE	7.1
	23	中央構造線	I	[C]	22km	ENE	7.1
	17	金剛断層	I	B	8km	NW	6.3
	5	千股断層	I	[C]	(30)km	EW	(7.3)
リニアメント (推定活断層)	8	由良付近	III	—	7km	ENE	6.2
	9	御坊北方	III	—	9km	EW	6.4
	4	姉子付近	III	—	7km	EW	6.2
	1	引牛越付近	III	—	5km	EWE	6.0
	2	高尾山南方	III	—	13km	NE	6.7
	3	高星山南方	III	—	11km	WNW	6.6
	5	槇山南方	III	—	7km	NE	6.2
	6	石神付近	III	—	6km	EW	6.1
	7	古屋谷付近	III	—	5km	EW	6.0
	10	湯崎断層	III	—	2km	EW	5.3

注) 確実度：Iは、確実な活断層

IIは、活断層であると推定されるもの

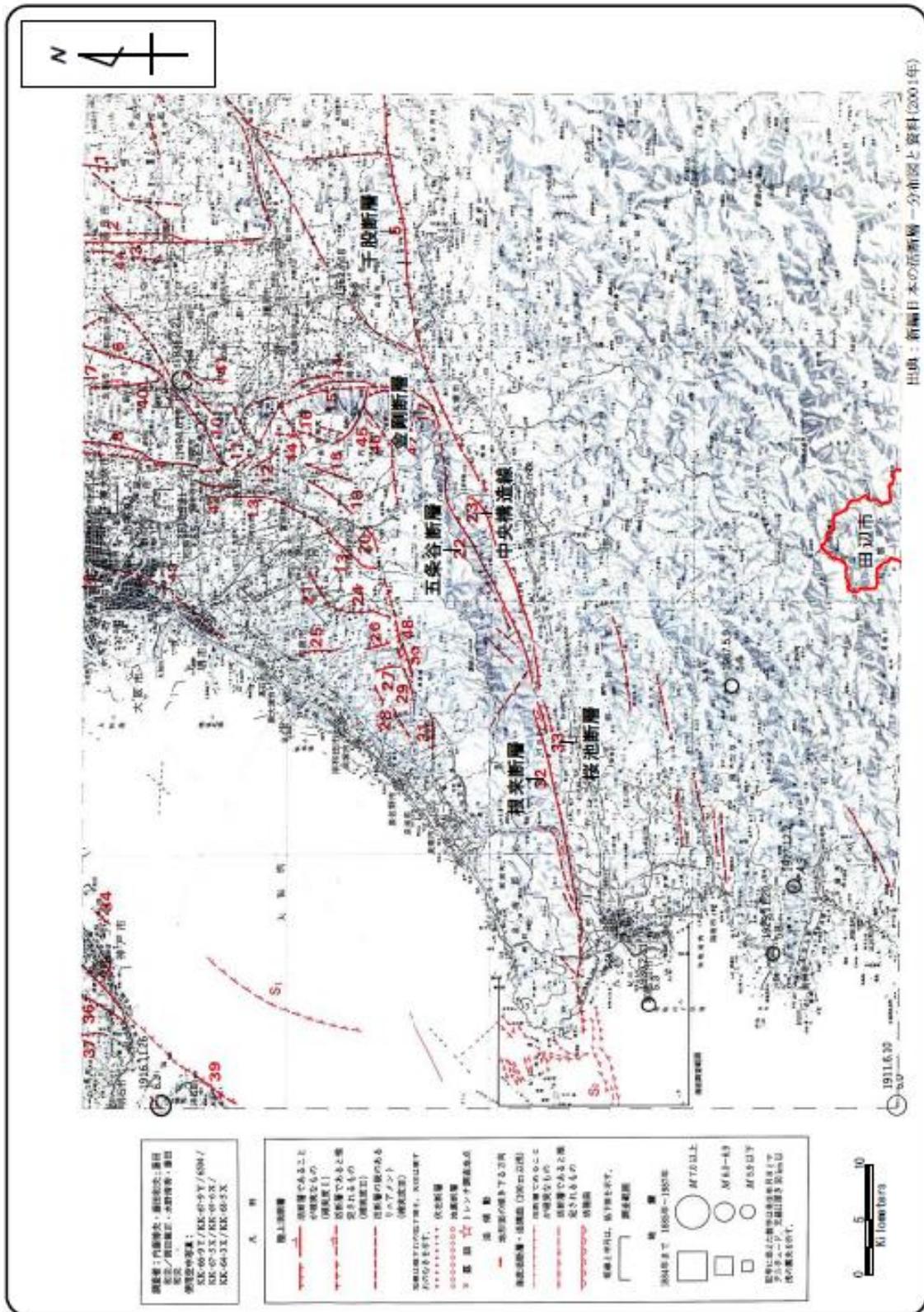
IIIは、活断層の可能性のあるもの(リニアメント)

活動度：Aは、平均変位速度が1m/1000年以上10m/1000年未満のもの

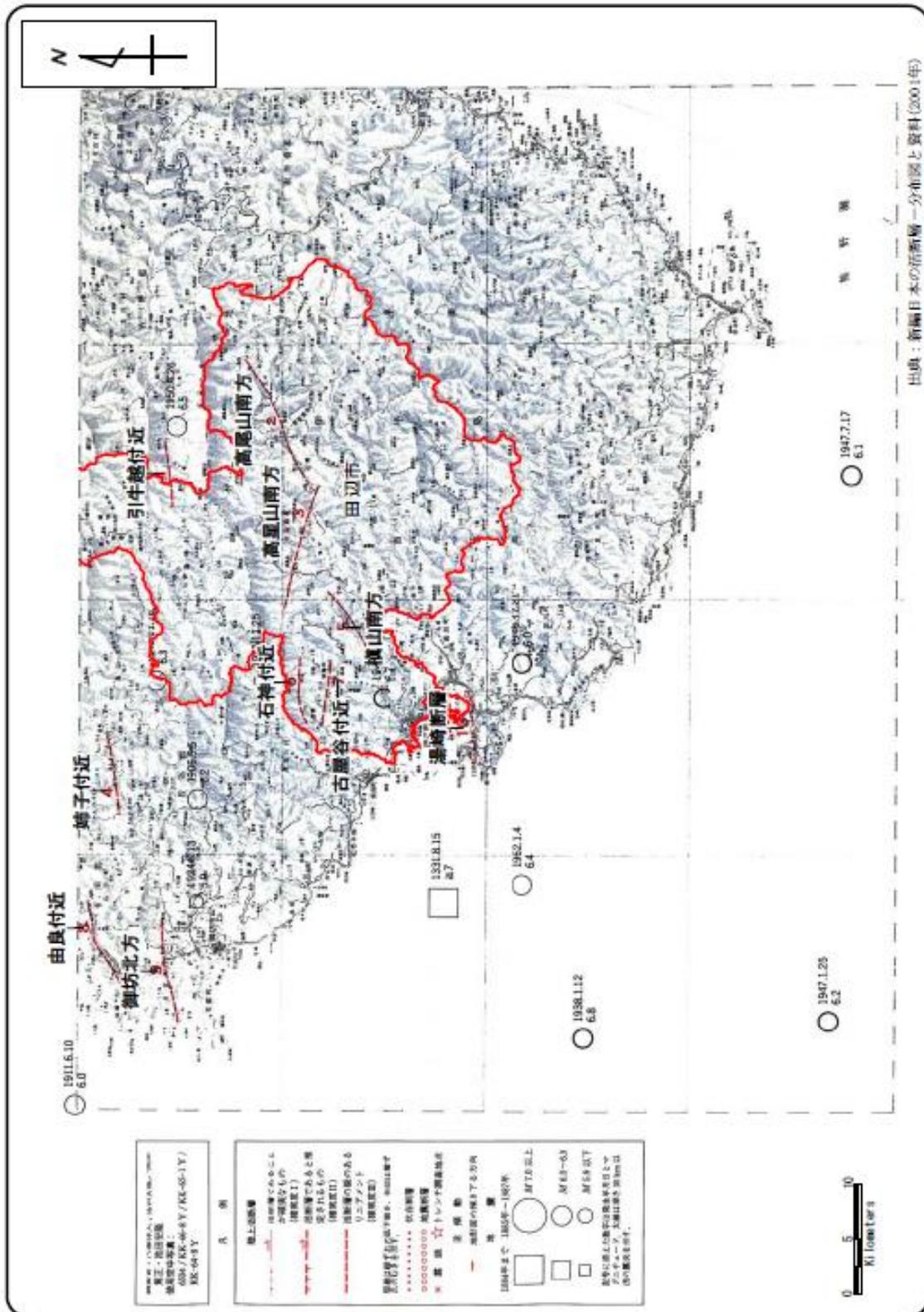
Bは、0.1m/1000年以上1m/1000年未満のもの

Cは、0.01m/1000年以上0.1m/1000年未満のもの

[]のついているものは、第4期後期の約50万年間に活動しなかったとみられるもの
 長さ：断層面または断層系(群)の長さ。その断層の延長が隣接図幅に及ぶ場合は、
 当該図幅内の長さだけを括弧をつけて示す。
 想定規模(M)：発生地震の想定規模は、断層の長さより算定する地震規模推定式(松田式)
 を用いた。 出典：新編日本の活断層—分布図と資料(2001年)



【和歌山県の活断層分布(1)】



【和歌山県の活断層分布(2)】

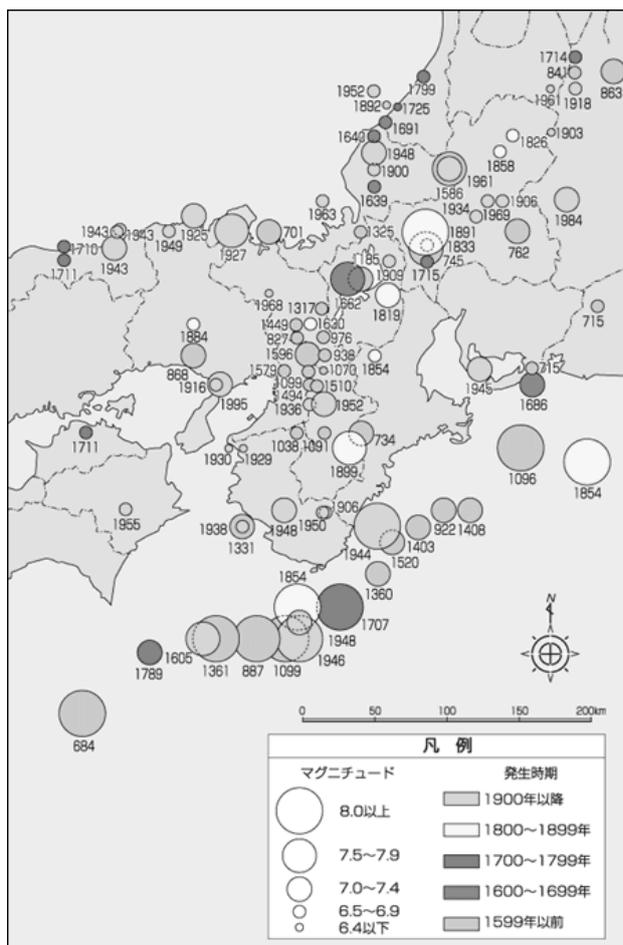
第2 津波

和歌山県では、全長 600km に及ぶリアス式海岸を有しているため津波による災害を受けやすく、地震動そのものによる災害よりも津波による災害が大きくなっている。

記録によると、天武 13 年 10 月 14 日（684 年 11 月 29 日）の南海道の大地震（M8^{1/4}）を始めとして、古来、和歌山県に津波の災害をもたらした海の地震は相当数ののぼり、そのマグニチュードは、7.0～8.0 内外と推定されている。比較的近い時代では、安政元年 11 月 5 日（1854 年 12 月 24 日）の安政南海地震（M8.4）、昭和 19 年（1944 年）12 月 7 日の東南海地震（M7.9）、昭和 21 年（1946 年）12 月 21 日の昭和南海地震（M8.0）などがある。このほかに、地球の反対側で起こった地震による影響としてチリ地震によるものがある。

津波の高さは、港湾の形状によって大いに異なるが、田辺湾のように V 状に開いた港湾では津波が高くなりやすい。

【近畿地方とその周辺で起こった被害地震】



「チリ津波」 跡之浦



「昭和南海地震」 名喜里川

写真：新庄公民館提供

出典：国立天文台編「理科年表」平成13年11月より作成

第4節 災害履歴

明治以降、田辺市に大きな被害をもたらした風水害は、台風による暴風雨と前線による集中豪雨が多い。

過去の災害記録によると、河川堤防の決壊により大洪水が発生している。左会津川、荒光川等の堤防決壊による外水氾濫は、明治以降昭和 63 年まで続き、広い範囲に浸水被害をもたらしている。しかし、その後、主な河川の改修が進み、堤防決壊による洪水被害は、ほとんど見られなくなった。

熊野川においては、明治 22 年の大水害以降度重なる河川氾濫によって膨大な土石が河床に堆積し、流域の低地はこれまで多大の被害を被っていた。特に支流との合流点にある請川地区や流れの大きく湾曲する本宮地区では、土砂が堆積して水害発生の大きな要因となっていた。このため昭和 62 年から、河床整備事業を実施し、洪水は減少したものの、各支川からの土砂流入が加わっており、今後の課題を残すところである。

平成に入ってから、同 2 年の台風第 19 号により本宮地域で 100 戸を超す家屋が浸水したほか、平成 23 年の台風第 12 号による紀伊半島大水害では、同じく本宮地域を中心に多くの家屋が水没または大規模な土砂災害が発生するなど大きな被害を受けた。9 月 2 日から 3 日にかけて多い所で、24 時間で 300～500 mm に達する大雨となり、さらに、4 日になっても依然として大雨は収まらず、200～300 mm もの雨が追い打ちをかけたため、山間部では総降水量は広い範囲で 1,000 mm を超え、市内各地に大きな災害をもたらした。中でも、大塔地域の大杉隧道付近では 8 月 30 日から 9 月 4 日までの総降水量で約 2,000 mm もの大雨を記録した。

田辺市における風水害履歴は、「資料編 1－1 田辺市における風水害履歴(P 資 1-1)」に示すとおりである。

なお、過去の主な風水害を以下に示す。

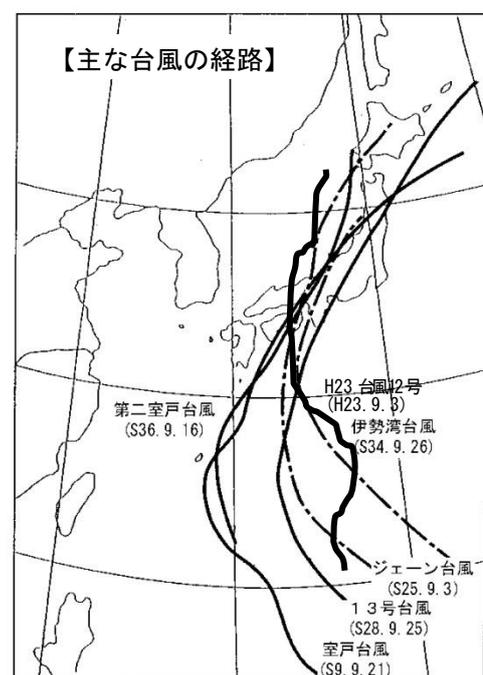
第1 台 風

1 明治大水害

明治 22 年（1889 年）8 月 18～20 日

17 日夕方から降り出した雨は 20 日明け方までの 3 日間で約 1,295 mm を観測し、田辺市では、19 日 14 時から 20 日 14 時までの 24 時間降水量は 901.7mm を記録した。この豪雨は、台風によってもたらされたと考えられており、台風の中核は、19 日 6 時に四国南東海岸に上陸し、20 日 6 時には若狭湾に達したと考えられる。

特に西牟婁郡の被害が大きく、田辺市では、旧田辺町、湊村、下秋津村、上秋津村の被害が大きかった。これは、地形的に見ると、左会津



川の河口部で上流からの洪水が集中したこと、さらに満潮と重なったことによるものである。旧龍神村における被害の状況は、村内の数か所で山崩れが発生し、河水をせき止め水位が上昇し、被害が大きくなったと記される。福井、柳瀬の被害が大きく神社、郵便局、駐在所等が流失した。旧大塔村では、土砂崩れ等により死者 21 人の被害となった。

2 室戸台風 昭和9年(1934年)9月21日

21日明け方、高知県室戸岬付近に上陸した台風は、上陸時に室戸岬測候所で911.6hPaを観測した。四国上陸後勢力を弱めたが、進路付近に記録的な災害を引き起こしながら、21日午前8時頃徳島市西方を経て阪神間に上陸、京都付近を経て若狭湾に抜けた。和歌山県では高潮災害が発生し、有田郡以北の沿岸で大きな被害を受けた。風は各地南よりの風で、潮岬では風速25 m/s以上の暴風が10時間以上続いた。最大風速は潮岬で南南西の風27.6m/s、和歌山で南の風25.1m/sを観測した。

高潮は沿岸一帯で発生したが、有田郡以北が顕著で、下津港の潮位記録によれば、21日6時40分頃より同7時頃まで、最大偏差は約120cmを観測し、和歌山港の潮位記録は約110cmとなった。また、日置川筋旧三舞村における水位は5.6mまで上った。

県下の被害は、次のとおりである。

死者31人、行方不明6人、負傷者434人、家屋全壊2,628戸、同半壊2,602戸、同流失117戸、床上浸水1,600戸、床下浸水2,565戸、その他

3 ジェーン台風 昭和25年(1950年)9月3日

台風第28号は、3日9時に高知県室戸岬のすぐ東を通り、徳島県日和佐町付近に上陸した。その後、淡路島を通過し、神戸市垂水区付近に再上陸し、速度を上げて京都府舞鶴市付近から日本海に進んだ。

和歌山県内では朝から風雨が強まり、和歌山市では朝9時頃より暴風雨となった。和歌山では、最大風速36.5m/s、最大瞬間風速46.0m/sを観測した。

また、沿岸部は高潮が発生し、特に田辺湾以北の海岸地帯は、昭和21年の南海地震後の地盤沈下の影響もあり大きな被害を受けた。

県下の被害は、次のとおりである。

死者37人、行方不明21人、負傷者1,836人、家屋全壊2,784戸、同半壊10,949戸、同流失87戸、床上浸水2,309戸、床下浸水9,323戸、その他

4 台風第17号 昭和33年(1958年)8月25日

台風第17号は、25日18時頃御坊市付近に上陸し、近畿中部、新潟県を通り26日21時頃金華山沖に抜けた。

強風は、県南部は24日夜から26日朝にかけて30時間以上続き、最大風速は、潮岬で南南東の風32.5m/s、最大瞬間風速は南南東の風43.0m/sを観測し、和歌山では北東の風23.3m/s、最大瞬間風速は北東の風32.0m/sを観測した。雨量(23~25日)は、県南部及び山間部で200~600mmであった。

県下の被害は、次のとおりである。

死者2人、行方不明2人、負傷者29人、家屋全壊69戸、同半壊483戸、同流失70戸、床上浸水2,322人、床下浸水2,609戸、その他

5 伊勢湾台風 昭和34年(1959年)9月23～26日

台風第15号は、26日18時頃、潮岬の西に上陸し、27日0時過ぎ富山市の東から日本海に抜けた。

県南部は26日8時頃から夜遅くまで強風となり、最大風速は潮岬で東南東の風33.4m/s、最大瞬間風速は南南東の風48.5m/sを観測し、和歌山では26日20時に北西の風24.5m/s、最大瞬間風速は北北東の風38.3m/sを観測した。県雨量は南部を中心に400～600mmであった。

県下の被害は、次のとおりである。

死者3人、行方不明14人、負傷者56人、家屋全壊234戸、同半壊318戸、同流失122戸、床上浸水4,317戸、床下浸水3,727戸、その他

6 第2室戸台風 昭和36年(1961年)9月14～16日

8日9時に発生した台風第18号は12～13日にかけて中心気圧が900hPa未満の猛烈な強さの台風となった。16日の9時過ぎ、高知県室戸岬の西方に上陸し、13時過ぎに兵庫県尼崎市と西宮市の間に再上陸し、18時能登半島東部から日本海に抜けた。

最大風速は、和歌山で16日12時50分に南南西の風35.0m/s、最大瞬間風速は12時43分に南の風56.7m/s、潮岬で16日11時30分に南の風、13時20分に南南西の風ともに30.3m/s、最大瞬間風速は11時11分に南の風41.1m/sを観測した。雨量(14～16日)は有田、日高、富田、日置の各河川の流域が多かった。また、沿岸各地は高潮と高波により大きな被害を受けた。

県下の被害は、次のとおりである。

死者15人、行方不明1人、負傷者316人、家屋全壊2,378戸、同半壊7,143戸、同流失155戸、床上浸水10,375戸、床下浸水16,164戸、その他

7 台風第8号 昭和49年(1974年)7月7日

沖ノ鳥島付近で発生した台風第8号は、4日には東シナ海を北上し、7日に対馬海峡から日本海に進み、8日には北海道の南西部付近で温帯低気圧になった。

台風の影響で梅雨前線の活動が活発となり、7日は大雨となった。田辺市では7日5～6時までの1時間降水量100mm、総降水量442mmを観測した。同日6時、災害対策本部を設置して、被災家屋、農業用施設等の調査を行ったが、市域の被害は住宅の損壊8戸をはじめ、「資料編1-1 田辺市における風水害履歴(P資1-1)」に示すとおりである。

8 台風第7号 平成10年（1998年）9月22～24日

台風第7号は、中心気圧は960hPaで紀伊水道を北上し、22日和歌山県御坊市付近に上陸し、その後、近畿地方を縦断して富山県から日本海に抜け、東北地方に再上陸した。

県南部では、第2室戸台風以来という強風が吹いた。和歌山では22日14時20分に、西の風32.4m/s、14時13分に最大瞬間風速西の風50.0m/s、田辺消防署では最大風速20.9m/s（最大瞬間風速、51.0m/s）を観測し、強風による被害が発生した。

また、台風通過後の大雨による被害もあった。

県下の被害は、次のとおりである。

死者1人、負傷者56人、家屋全壊10戸、同半壊104戸、同一部破損4,790戸、床上浸水4戸、床下浸水71戸

9 台風第12号 平成23年（2011年）9月2～4日

8月25日にマリアナ諸島の西の海上で発生した台風第12号は、発達しながらゆっくりとした速さで北上し、大型で最大風速25m/sの勢力を保ったまま、3日10時頃に高知県東部に上陸した。その後も台風はゆっくりとした速度で北上を続け、四国地方と中国地方を縦断して、山陰沖の日本海へ抜けた。

台風が大型で、ゆっくりとした速度で北上したため、長時間にわたり台風周辺の非常に湿った空気の流れ込みが続いた。このため、台風の東側となる紀伊半島では、8月30日17時から9月5日6時までの総降水量が広い範囲で1,000mmを超え、記録的な大雨となった。

前述期間の総降水量は那智勝浦町色川で1,186mm、古座川町西川で1,152.5mmとなり、新宮市新宮では9月4日3時57分までの1時間に132.5mmの猛烈な雨を観測した。この台風による大雨で山腹の深層崩壊、河川の氾濫、道路の寸断、農地の崩壊等が発生し、増水による河川越流や大量の土砂による河道閉塞が発生するなど大きな被害を受けた。

田辺市では、旧大塔村地域の大杉で1,998mmを観測するなど広い範囲で1,000mmを超えた。こうした豪雨により、至る所で山腹の深層崩壊、河川の氾濫、道路の寸断、農地の崩壊等が発生するとともに、龍神と本宮の一部では一時集落が孤立した。

田辺市内の被害は次のとおりである。

死者8人、行方不明者1人、家屋等全壊90棟、同半壊236棟、同一部損壊85棟、床上浸水336棟、床下浸水292棟、その他

第2 豪雨

1 南紀豪雨 昭和28年（1953年）7月17～18日

17日夜から18日朝にかけて、県北部を中心に梅雨前線によって大雨となり、総降水量は龍神地区において450mm超を観測した。

この大雨により、龍神温泉付近の山で地すべりがあり、崩土が日高川をせき止め、建物の流失、浸水の被害が発生した。また、旧村内下流では、家屋の流失、浸水、田畑の冠水、流失埋没、道路の決壊、橋梁の破損流失が各所で発生した。

2 平成21年7月の豪雨 平成21年（2009年）7月6～7日

7月6日朝から7日未明にかけて、紀伊半島に停滞した梅雨前線や上空寒気の影響による大気不安定により、田辺・西牟婁と紀中を中心として非常に激しい雨が降った。

7日9時までの最大24時間降水量は、岩内で414mm、田辺（消防本部）で270.5mmを観測し、最大1時間降水量は岩内で66mm（7日6～7時）、田辺（消防本部）で46mm（7日5～6時）に達した。

この大雨により、家屋の浸水や土砂災害が発生し、人的な被害も出た。また、農地冠水や農業施設への被害も発生した。

市では7日7時に災害対策本部を設置し、7時に古尾の一部約100世帯、7時30分に稲成町の一部約100世帯に対し、避難勧告を行った。

田辺市内の被害は、次のとおりである。

死者1人、軽傷者1人、家屋全壊2棟、同一部破損7棟、床上浸水45棟、床下浸水133棟

以上、災害記録等の文献資料等により本市を中心とした既往災害（台風、豪雨）の状況を整理してみると、水害や土砂災害は、河川など治水施設や土石流・地すべり等の治山対策、流域の宅地造成状況といった社会的状況に大きく影響されるため、必ずしも災害誘因である降雨と明確な相関関係は見いだし難いが、昭和45年以降概ね大規模な浸水被害（100戸以上）が発生するときは、日降水量200mm又は最大1時間雨量50mmを超える場合が多い。

第3 地震（津波）

本市に被害が及んだ大規模な地震としては、最近では昭和南海地震（昭和21年）、チリ地震（昭和35年）があり、いずれも多数のり災者を出している。

※ 田辺市周辺における被害地震は、「資料編1-2（P資1-12）」を参照

※ 田辺市周辺における被害地震（旧田辺市）は、「資料編1-3（P資1-20）」を参照

1 過去の主な地震（津波）

（1）宝永地震 [1707（宝永4）年10月28日 M8.6]

我が国最大級の地震の一つである。震度分布図が示す太平洋岸の各地で地震動や津波による大被害を出している。和歌山県では津波による被害が多かった。

（2）安政南海地震 [1854（嘉永7）年12月24日 M8.4]

震度分布図が示すように、この地震に伴い紀伊田辺領では、家屋など倒壊 255 戸、流失 532 戸、焼失 441 戸、土蔵焼失 264 戸、寺焼失 3 戸、死者 4 人の被害が出た。また、和歌山領（勢州領含む）では、破損家屋 18,086 戸、流失 8,496 戸、焼失 24 戸、流死 699 人、山崩れ 216 箇所被害であった。紀伊沿岸の熊野以西では、津波により村の大半が流失した村が多かった。

なお、「日本被害津波総覧」によると、津波の波高は、跡之浦 5.5m、新庄 6.0m、田辺 3.0～3.5m、芳養 5.5m である。

（3）昭和南海地震 [1946（昭和21）年12月21日 M8.0]

この地震の有感範囲は東北北部及び北海道を除く日本の全域にわたり、強震区域は本県はもとより、徳島、高知、三重の諸県と愛知、岐阜及び九州の一部にまで及び、局地的に烈震と推測される部分もあった。津波は、西は日向灘から東は東京湾口まで、顕著に現れた。県北部では、地震後 40 分ないし 1 時間後に第 1 回の津波が来襲したというところが多いが、県南部海浜では数分後に早くも来襲し、大津波は少なくとも 3 回以上あり、第 3 波が最も大きく、波高の高さは 2 m～3 m であった。県下全域での被害は、死者 195 人、行方不明 74 人、負傷者 562 人、家屋全壊 2,442 戸、同半壊 969 戸、同流失 325 戸、浸水 11,820 戸、同全焼 2,399 戸であった。当時の田辺市及び新庄村合わせて被災者 6,626 人、死者 69 人、家屋流失 145 戸、家屋全半壊 502 戸、床上浸水 731 戸であった。

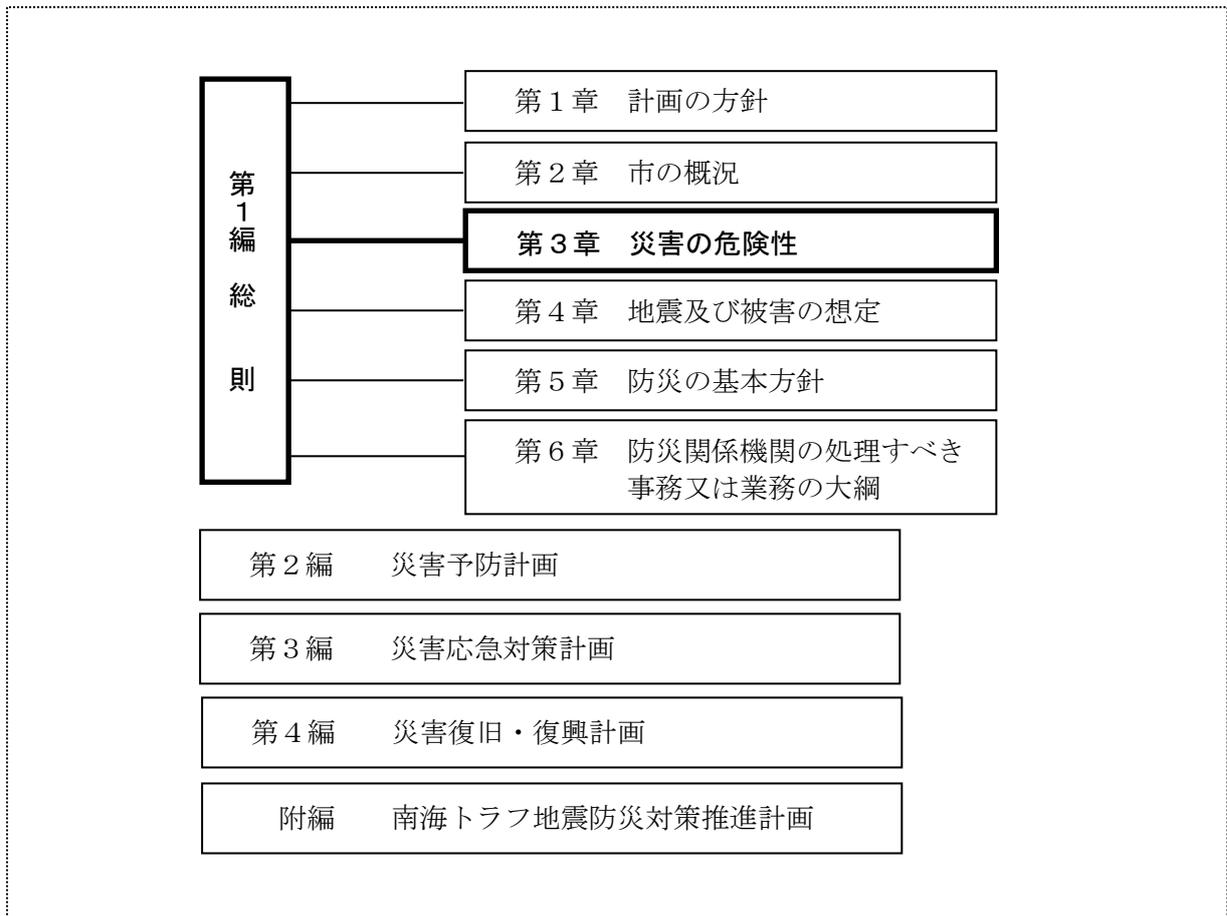
なお、「和歌山県災害史」によると、津波の波高は、目良 4.5m、松原 5.3m、大屋 4.5m、芳養川 4.3m、跡之浦 4.0m、内之浦 4.3m である。

（4）チリ地震津波 [1960（昭和35）年5月24日 M9.5]

【災害救助法適用】

5月23日、南米チリ中部に発生した大地震の余波は、17,000km 離れた日本列島の太平洋沿岸一帯を津波となって襲った。田辺市へ第 1 波が到達したのは、翌日 5 月 24 日の午前 4 時 55 分、第 2 波同 5 時 27 分、第 3 波同 5 時 58 分、文里港での津波による最高潮位は、痕跡調査から 4.08m となっている。県下の被害は、全半壊 4 世帯、床上浸水 997 世帯、床下浸水 12,717 世帯、非住家 43 戸であった。

第3章 災害の危険性



第1節 土砂災害	1- 30
第2節 風水害	1- 32

第1節 土砂災害

第1 自然条件から見た危険性

近年の市街地周辺部への人口増加や土地利用の多様化が進む中、本市においても山麓への宅地開発や住宅増加がみられ、土砂災害の危険性が高い地域が増加する傾向にある。

市北部、南部、東部の山地で構成される地域においては、山地（斜面や溪流）からの様々な土砂災害に対する危険性は一般に高く、大半の集落が川沿いの狭小な谷底平野や河岸段丘に散在しており、背後に斜面がせまっているなど、風水害・震災の両面からの災害発生が懸念される。

災害時における被害の防止と軽減を図るため、土砂災害時における警戒避難体制の整備等、災害予防対策を推進する必要がある。

また、内陸山間部の道路の多くは斜面沿いに走っており、崖崩れや斜面崩壊、土石流等が発生した場合には、道路が寸断される危険性がある。道路網が寸断されると他市町村あるいは他地区との陸路での連絡はほぼ絶たれてしまうこととなり、山間部の集落において孤立化のおそれは高いといえる。

1 扇状地

砂礫台地や丘陵地あるいは山麓の縁辺部にあつて、河川の堆積作用により形成された締まりの緩い砂質層からなっているため、山麓部のものは降雨時に浸透流が増すことにより、土石流を生じ易く注意が必要である。

扇状地は、主として、芳養川中流沿いの中芳養、右会津川の上秋津付近、左会津川の中三栖、下三栖、熊野川の本宮、請川などに顕著にみられるほか、日高川の安井、富田川の鮎川、栗栖川などに所々散在する。

2 崖錐・地すべり地形

中起伏山地や小起伏山地に多くみられる崖錐や地すべり地形は、斜面上部から土砂流出（土石流）により供給された粘土、砂、礫が下方に堆積した締まりの緩い崩積土であることから、豪雨時には二次的地すべりや土石流、あるいは斜面崩壊に注意が必要である。

本宮町本宮地区の大日山の東側斜面で大規模な地すべりがみられるほか、市内山間部各地で、梅雨期から台風期にかけて土砂崩れなどの被害が発生している。

第2 危険箇所

本市における土砂災害警戒区域等（土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域）及び山地災害危険地区（崩壊土砂流出危険地区・山腹崩壊危険地区・地すべり危険地区）は、

「資料編1-4 山地災害危険地区（P 資 1-21）資料編1-5 土砂災害警戒区域等（P 資 1-65）」に示す。

土砂災害種類毎及び地域別の数量は、「田辺市における土砂災害警戒区域等及び山地災害危険地区の状況と地域別数量」に示すとおりである。

【田辺市における土砂災害警戒区域等及び山地災害危険地区の状況と地域別数量】

土砂災害警戒区域等

種類	数量計	田辺地域	龍神地域	中辺路地域	【県砂防課】	
					大塔地域	本宮地域
急傾斜地の崩壊	2,649 (2,616)	1,295 (1,279)	355 (351)	445 (438)	305 (305)	249 (243)
土石流	763 (652)	349 (286)	142 (119)	94 (89)	117 (101)	61 (57)
地すべり	90 (0)	40 (0)	8 (0)	27 (0)	4 (0)	11 (0)

※（）数は警戒区域のうち特別警戒区域の数

山地災害危険箇所

土砂災害区分	数量計	田辺地域	龍神地域	中辺路地域	【県森林整備課】	
					大塔地域	本宮地域
崩壊土砂流出危険地区	1,157	180	254	263	227	233
山腹崩壊危険地区	1,421	517	264	221	204	215
地すべり危険地区	5	1	該当なし	2	該当なし	2

土砂災害区分	数量計	田辺地域	龍神地域	中辺路地域	【近畿中国森林管理局】	
					大塔地域	本宮地域
崩壊土砂流出危険地区	25	該当なし	5	5	1	14
山腹崩壊危険地区	45	該当なし	6	23	8	8

資料：田辺市土木課（令和6年12月調べ）

第2節 風水害

第1 自然条件から見た危険性

市域西方海岸部では、芳養川、左会津川、右会津川、名喜里川等の河川が流下、市域東方山間部では、急峻な山地を源流とし、中流部では峡谷状の河川を呈す日高川、富田川、日置川、熊野川等の河川が流下している。

左・右会津川の合流部から河口部付近では、氾濫原や三角州などの堆積平野が分布しており、市街地地域は、これら河川の河口部を中心として発達している。

また、市域東方の中山間地域では、わずかにみられる河川沿いの低地に集落が立地している。

このような地理条件の上に、台風常襲地域でもあることから、河川氾濫等の水害が比較的発生しやすい条件にあるといえる。

1 低地

平野の地形の中でも特に低平な土地である氾濫平野・谷底平野、三角州、砂州、浜、旧河道が分布する区域が特に水害の被害を受けやすい。河川沿いでは主として、芳養川、稲成川、右会津川、左会津川沿いの中流及び下流部の砂州、三角州及び内陸山間部の熊野川、日高川、富田川沿いの中流部の扇状地性低地があげられる。

市街地部の中では、特に三角州が広がっている左会津川河口部付近の左岸の紺屋町、本町、片町、上屋敷付近から栄町、福路町、中屋敷町付近を含め、扇ヶ浜、磯間、文里二丁目に至る地域が該当する。

また、山間部の中では、熊野川上流部の特に支流との合流点にある請川地区や流れの大きく湾曲する本宮地区が該当する。

2 臨海部の埋立地

臨海部の埋立地では、芳養松原一丁目、目良の臨海部、江川、磯間、文里一丁目、文里二丁目、東山二丁目及び新庄町等の沿岸部が水害の影響を受けやすい。

第2 危険箇所

1 河川

芳養川、左会津川、右会津川、名喜里川、日高川、富田川、日置川、熊野川などは、知事管理河川であり、その一部が重要水防箇所に指定されている。特に、芳養川と左会津川では中流より下流側のかかなりの区間に連続している。

現在、県内 18 河川が水位周知河川として指定され、田辺市内では左会津川が指定されている。また、田辺市内では平成 25 年に熊野川（本宮区間）が洪水予報河川に指定され、

現在県内5河川が洪水予報河川に指定されている。

※ 知事管理河川重要水防箇所は「資料編1-6(P資1-144)」を参照

2 海岸

海岸重要水防箇所は、文里港沿岸等に4か所指定されている。

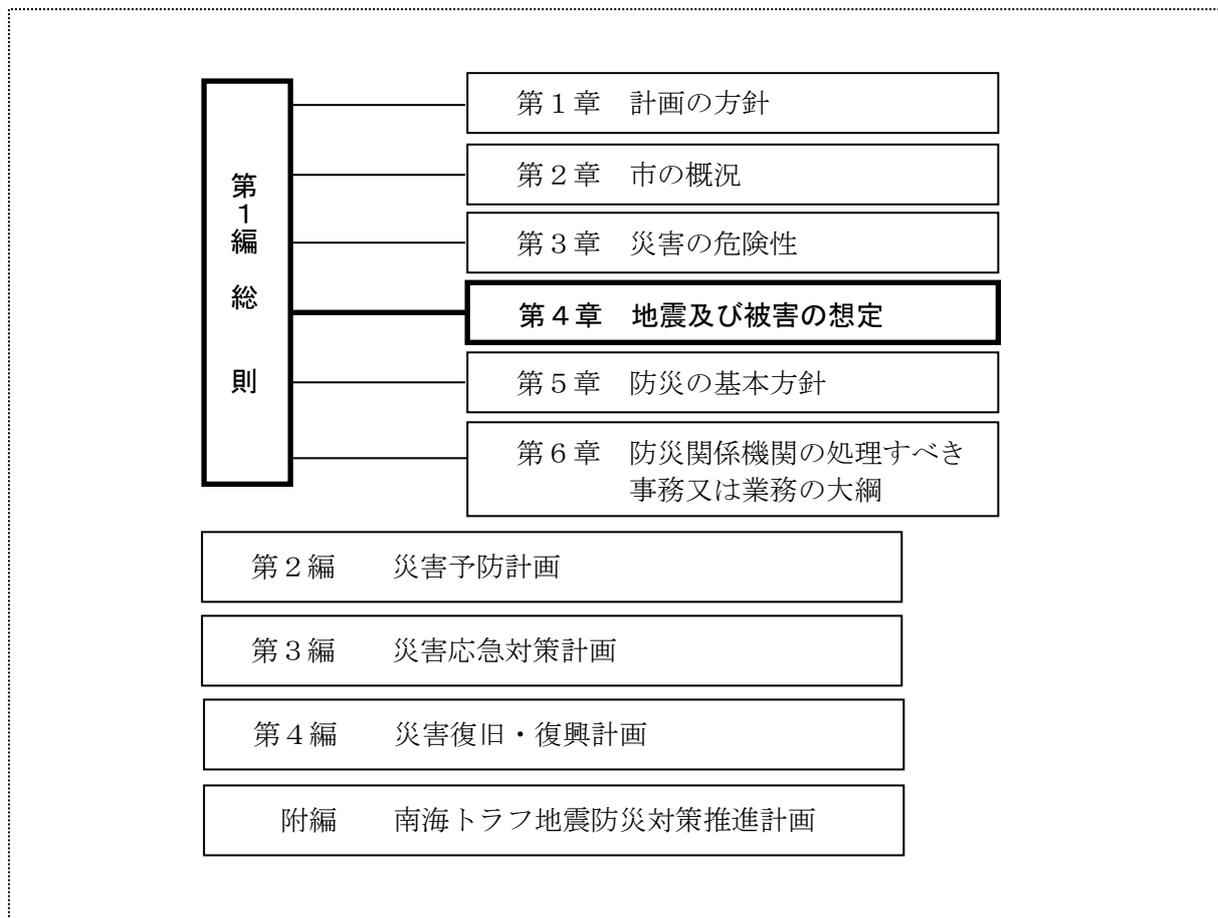
※ 海岸重要水防箇所（国土交通省、農林水産省所管）は「資料編1-7(P資1-146)」を参照

3 ため池

重要水防箇所として、防災重点農業用ため池が69か所指定されている。

※ 防災重点農業用ため池は「資料編1-8(P資1-147)」を参照

第4章 地震及び被害の想定



第1節 地震の想定	1- 35
第2節 被害の想定	1- 37

第1節 地震の想定

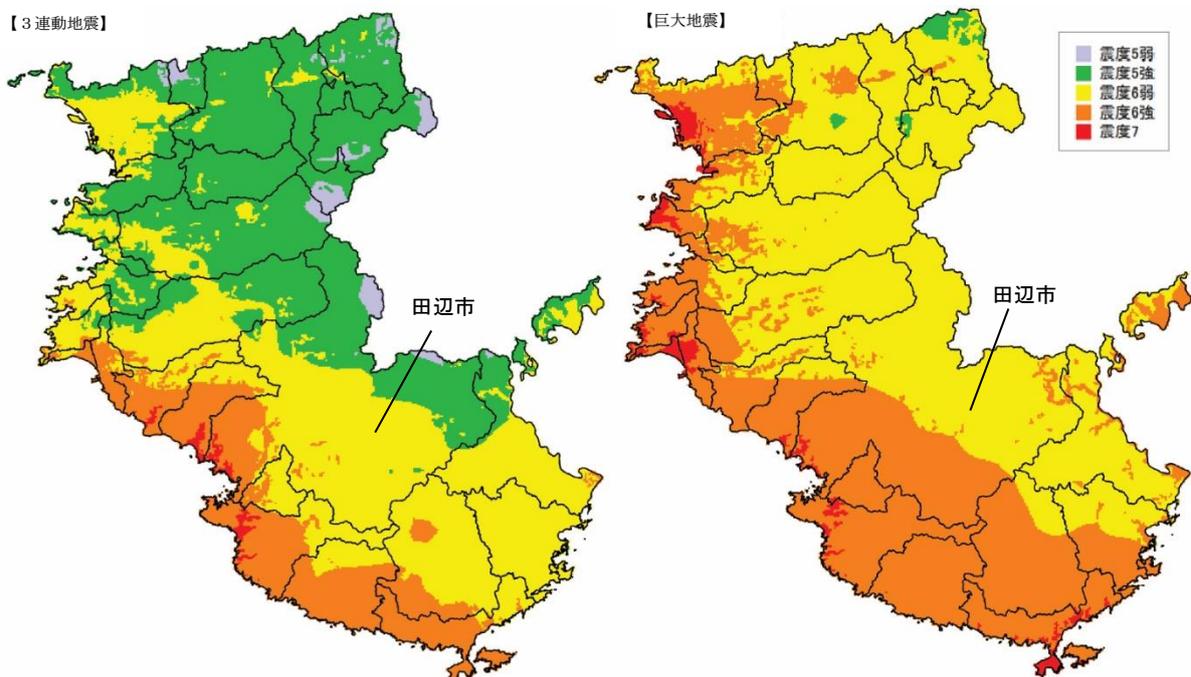
本計画策定の前提となる災害の想定は次のとおりとする。なお、本想定は、中央防災会議 2003 年モデルによる「東海・東南海・南海3連動地震（以下「3連動地震」という。）」及び内閣府 2012 年モデルの陸側ケース（地震）、ケース3（津波）による「南海トラフ巨大地震（以下「巨大地震」という。）」によって、平成 25・26 年度に和歌山県が予測を行ったものである。

1 想定地震

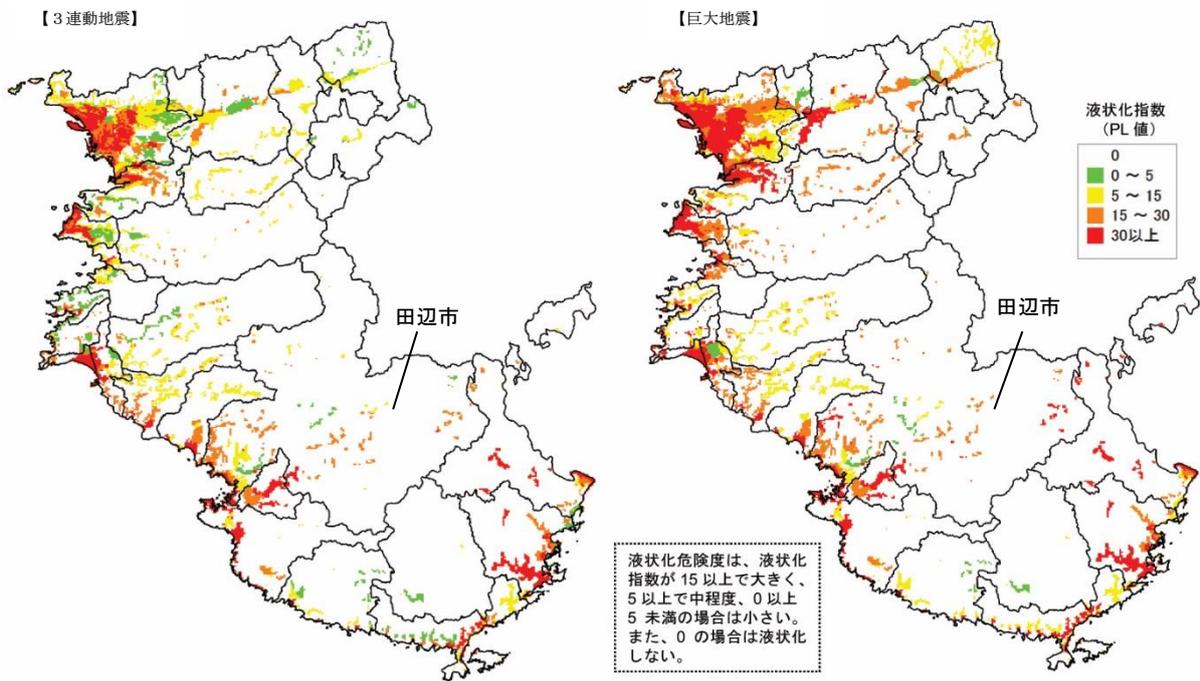
3連動地震は、震源域が静岡県から高知県に及ぶMw8.7の地震で、中央防災会議が示した2003年モデルによる。

巨大地震は、震源域が、静岡県から宮崎県に及ぶMw9.1の地震で、内閣府が2012年に示したモデルによる。内閣府は複数のケースを想定して地震の震源・津波の波高モデルを想定しているが、陸側ケース（地震震源）・ケース3（津波波高）を用いた。

2 震度予測



3 液状化予測



第2節 被害の想定

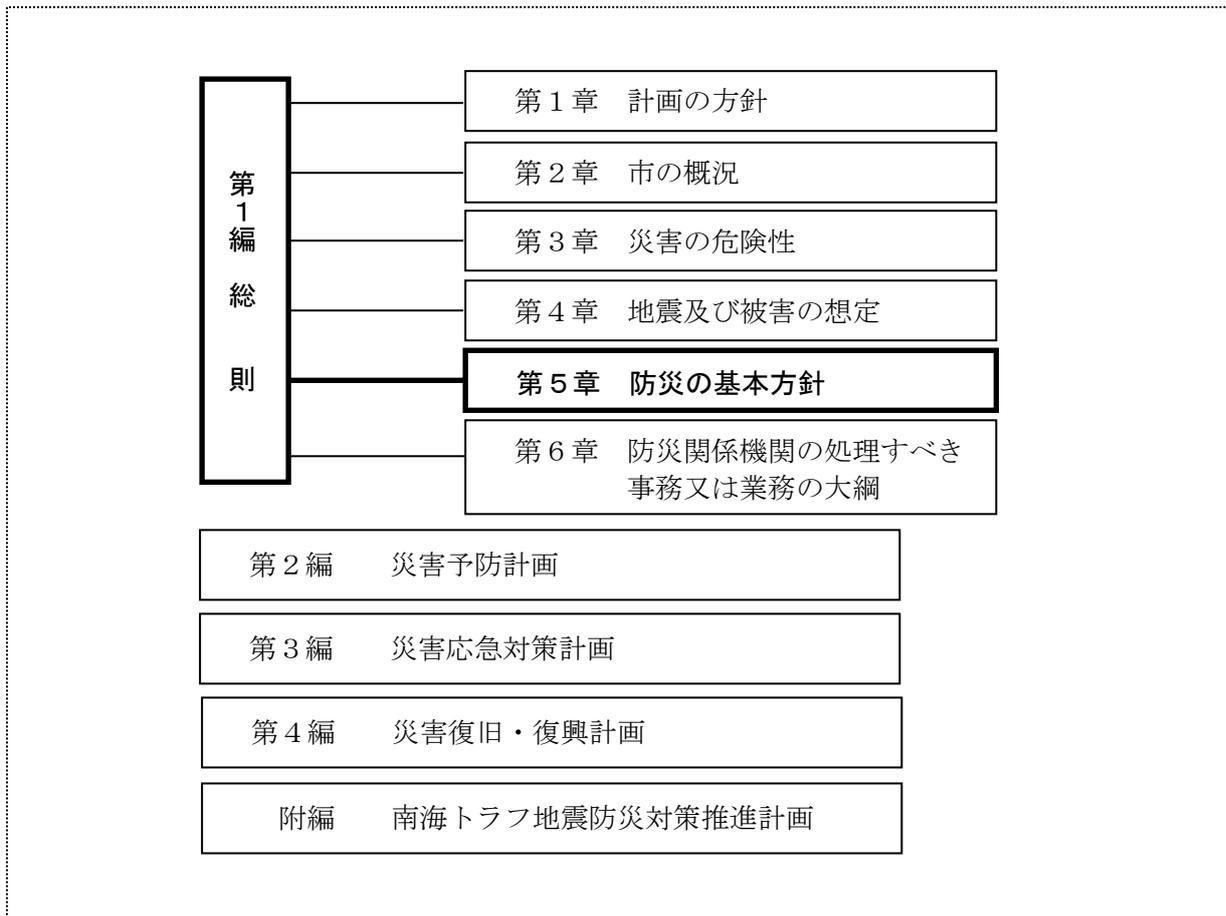
想定地震		3連動地震		巨大地震		
地震の規模		Mw 8.7		Mw 9.1		
想定震度		7～5弱		7～6弱		
建物 被害	揺れによる全壊棟数	10,000	(18%)	10,100	(18%)	
	津波による全壊棟数	2,600	(5%)	11,600	(21%)	
	焼失棟数	4,200	(8%)	630	(1%)	
	全壊棟数計	16,700	(31%)	22,300	(41%)	
	半壊棟数計	8,600	(16%)	8,200	(15%)	
人的 被害	建物倒壊による死者数	440	(0.5%)	360	(0.4%)	
	津波による死者数	2,100	(3%)	15,200	(19%)	
	火災による死者数	200	(0.2%)	21	(0%)	
	死者数計	2,800	(3%)	15,600	(19%)	
	重傷者数計	930	(1%)	930	(1%)	
	軽傷者数計	2,900	(4%)	2,600	(3%)	
	閉込者数計	110	(0.1%)	67	(0.1%)	
上水道 被害	管被害箇所数	3,300		3,800		
	断水人口	発災直後	75,100	(100%)	75,200	(100%)
		1日後	71,300	(95%)	72,000	(95%)
		1週間後	35,700	(47%)	36,000	(48%)
		1ヶ月後	30,500	(41%)	31,600	(42%)
下水道 被害	下水道支障人口	発災直後	2,300	(23%)	3,600	(37%)
		1日後	2,000	(20%)	2,800	(29%)
		1週間後	1,000	(10%)	2,000	(20%)
		1ヶ月後	160	(2%)	310	(3%)
電力	停電軒数	1日後	7,400	(19%)	32,600	(100%)
		4日後	2,600	(7%)	25,100	(77%)
		1週間後	2,200	(6%)	25,100	(77%)
固定 電話	不通回線	発災直後	12,500	(48%)	25,700	(100%)
		1日後	11,200	(43%)	25,700	(100%)
		1週間後	11,000	(43%)	19,800	(77%)
		1ヶ月後	7,800	(30%)	19,800	(77%)
携帯 電話	不通ランク	発災直後	B (つながりにくい)		A (非常につながりにくい)	
		1日後	B (つながりにくい)		A (非常につながりにくい)	
		1週間後	B (つながりにくい)		A (非常につながりにくい)	
		1ヶ月後	C (ややつながりにくい)		A (非常につながりにくい)	

第1編 総則
第4章 地震及び被害の想定

想定地震			3連動地震	巨大地震
地震の規模			Mw 8.7	Mw 9.1
地震の影響を受ける	揺れ(震度)の大きな区間	震度7	22 (5%)	13 (3%)
		震度6強	112 (23%)	285 (59%)
		震度6弱	243 (50%)	184 (38%)
道路の区間延長(km)	津波浸水深 30 cm以上		20 (4%)	38 (8%)
	液状化危険度大の区間	PL値 15~30	43 (9%)	47 (10%)
		PL値 30~	26 (5%)	35 (7%)
地震の影響を受ける	揺れ(震度)の大きな区間	震度7	4 (44%)	1 (11%)
		震度6強	5 (56%)	8 (89%)
		震度6弱	0 (0%)	0 (0%)
鉄道の区間延長(km)	津波浸水深 30 cm以上		5 (56%)	9 (100%)
	液状化危険度大の区間	PL値 15~30	3 (33%)	3 (33%)
		PL値 30~	1 (11%)	1 (11%)
地震の影響を受けると予想されるヘリコプター発着予定地	揺れ(震度)の大きな区間	震度7	2 (7%)	2 (7%)
		震度6強	6 (21%)	15 (54%)
		震度6弱	12 (43%)	11 (39%)
避難者数	避難所に避難する者	1日後	20,400 (25%)	31,200 (39%)
		1週間後	23,200 (29%)	24,700 (31%)
		1ヶ月後	13,900 (17%)	13,300 (17%)
避難所外生活者	1日後	10,900 (14%)	15,900 (20%)	
	1週間後	8,100 (10%)	6,200 (8%)	
	1ヶ月後	32,500 (41%)	31,000 (39%)	
帰宅困難者数			11,800	
必要物資数量	1日後~	食料(食/3日間)	219,600	336,800
		飲料水(1リットル/3日間)	641,600	647,200
	3日後~	食料(食/3日間)	333,400	355,600
		飲料水(1リットル/3日間)	748,600	755,100
	7日後		毛布(枚)	46,300
津波堆積物(t)			110,000~233,000	251,000~532,000
災害廃棄物	可燃物(t)		270,000	371,000
	不燃物(t)		961,000	1,474,000
要援護者施設等の津波浸水予測			23施設	61施設

※冬 18時 風速 8m のケース (人的被害は、要避難者の 35% が直接避難したケース)
但し、避難者数予測、必要物資数量は、夏 12時 風速 4m ・全員直接避難のケース

第5章 防災の基本方針



第1節	前提となる認識事項	1- 40
第2節	行政の責務と市民の心構え	1- 41
第3節	防災施策の大綱	1- 41

市民の尊い生命と貴重な財産を災害から守り、安全な市民生活を確保することは、行政における最も基本的な課題であり、地方行政の原点である。

本市における災害環境、災害特性は、第2章で示したが、今後、安全な田辺市を形成するため、各種の防災施策を計画・実施するにあたっては、次のような事項を再認識することが重要である。

第1節 前提となる認識事項

防災行政の意義

災害時における市民の生命、身体及び財産を保護するとともに、災害による被害を軽減することを目的とする。

災害とは？

- (1) 災害は、自然現象と人間の社会活動とのかかわりの中において現れるものであり、自然への適切な対応で未然に軽減できるものである。
- (2) 災害は、一旦発生した場合、その復旧に長い時間と多大な労力・費用を要するものである。
- (3) 災害は、普段、人が見落としがちな死角・弱点を突いてくるものであり、また、援護を要する高齢者など要配慮者に対して、より大きな負担を強いるものである。

防災とは？

- (1) 防災の出発点は、「自分と自分のまちは災害にあわない」という考えを捨てることである。
- (2) 防災の基本は、「自分の生命は自分で守る。(自助)」、「自分たちのまちは自分たちで守る。(共助)」という自覚である。
- (3) 防災のかなめは、防災関係機関、市民などの相互協力・助け合いの精神である。

各自の役割は？

- (1) 行政及び防災関係機関は、まちづくりの計画・事業において基礎であるべき防災の視点を忘れない。
- (2) 行政及び防災関係機関は、防災活動に最善を尽くすことはもちろんであるが、市民一人ひとりが「自らの命は自ら守る」という防災の原点に立ち帰る必要がある。
- (3) 市民は、日常生活における“配慮、工夫、備え”が災害時に効果を発揮することを認識する必要がある。

減災に向けて

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であるが、効果的な防災対策を講じることによりその被害を軽減していくことを目指すものとする。

災害による被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、ソフト・ハードの対策を組み合わせることで災害に備え、社会経済活動への影響を最小限にとどめる。

以上の認識事項を踏まえたうえで、防災の基本方針として「行政の責務と市民の心がまえ」と「防災施策の大綱」を次のように定める。

第2節 行政の責務と市民の心がまえ

市、県及び防災関係機関は、緊密な連携のもとに、人命の安全と財産の保護を第一として防災施設・設備の整備を促進するとともに、防災体制の充実と市民の防災意識の高揚を図る。

市民は、「自分たちの生命は自分たちで守る」との認識に立って、家庭、地域、職場における各種の災害を念頭において、近隣住民や組織・団体等と協力してその災害実態に応じた防災対策を自ら講じなければならない。

第3節 防災施策の大綱

“災害に強いまちづくり”
“災害に強いシステムづくり”
“災害に強い人づくり”

第1 災害に強いまちづくり

1 防災型地域整備の推進

古い木造住宅が密集している地域は、大規模火災に対し、非常に脆弱な地域構造を呈している。このことを念頭に置き中長期的な視野に立って、住宅や土木構造物の安全性の向上、ライフラインの強化など、災害を未然に防ぐことのできるまちづくりを行う。

また、既存建築物の耐震診断、耐震補強を推進する施策を積極的に実施していく。

2 水害対策の推進

高潮及び水害などの災害から市民の生命と財産を守るため、堤防・護岸等の治水施設及び海岸保全施設等の整備を推進する。

3 土砂災害対策の推進

土砂災害のおそれがある斜面などに対し、警戒区域の指定やハード的な土砂災害対策を促進するとともに、情報伝達体制、警戒避難体制、避難誘導體制、孤立化に対する救援体制等のソフト的な対策の確立を図る。

4 津波対策の推進

津波災害対策の実施にあたっては、レベル1（100年に1回程度の発生確率で、発生頻度が高く、大きな被害をもたらす津波）、レベル2（1000年に1回程度の発生確率で、発生頻度は極めて低い、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波）を想定する。

レベル1の津波に対しては防災の観点から、人命保護に加え、財産の保護、経済活動の安定化等のためハード整備を推進するとともに、ハード・ソフトを組み合わせる一体的に災害対策を推進する。

レベル2の津波に対しては減災の観点から、住民の生命を守ることを最優先とし、経済的損失の軽減、大きな二次被害を引き起こさず、早期復旧を可能とするソフト・ハードの対応を推進する。

5 津波に強いまちづくり

浸水危険性の低い地域を居住地域とする土地利用、一次避難場所・避難路、避難ビル等の計画的整備等を行い、津波到達時間が短い地域でも津波第一波到達までに避難が可能となるまちづくりを進める。

6 火災対策の推進

市街地の大規模火災や地震時の同時多発火災を防止するため、木造住宅密集地、危険物施設等においては、平素から火気器具、危険物の取扱いに対する管理指導を徹底する。

また、可能な範囲において、建替え時には防火性の高い建築物とするよう指導するほか、オープンスペースの確保や防火壁の新設等を推進する。

第2 災害に強いシステムづくり

1 災害対策拠点の安全性確保

市役所本庁舎等の災害対策拠点に関して、安全性、自立性の確保に努める。

2 防災施設と防災用資機材の整備・活用

災害への備えと災害時の救援・救助活動を計画的に実施するために必要な防災施設と防災用資機材を整備し、災害時にこれらを効果的に活用できる体制を確立する。

3 警戒体制の強化

市民の生命を守るという最優先課題に対応するため、的確な人命救助活動が実施できるよう警戒体制の強化を推進する。

4 情報収集伝達体制の整備

防災行政無線をはじめとする通信機能の向上及び情報の収集・伝達体制の整備に努め、的確な災害応急対策の決定と実施が円滑にできるようなシステムづくりを推進する。

5 市計画と防災体制の充実

各種の災害に対応するため、受援計画や業務継続計画などの市における防災関連計画をより充実させることにより、総合的な防災体制と災害対応力の確立を図る。

第3 災害に強い市民づくり

1 自主防災組織の育成

自主防災組織が災害時に被害を最小限に抑えるために果たす役割は多大なものがあり、その重要性が災害ごとに認識されている。近年、都市化の進行によって市民の自治的な活動が希薄になり、また、高齢化等による要配慮者が増加している中にあることは、防災活動における自主防災組織の重要性がますます大きくなる。

市は、町内会・自治会等と連携を密にしながら市民の自主防災意識の高揚を図り、地域単位及び職場単位での自主防災組織の育成、整備を図る。

2 防災意識の高揚と個人の防災活動力の向上

地域及び職場等において市民の防災意識の高揚を図る。また、防災教育や防災訓練等を通じて、個人の災害時における防災活動力の向上を図ることにより、災害に強い市民の育成に努める。

3 役割の明確化

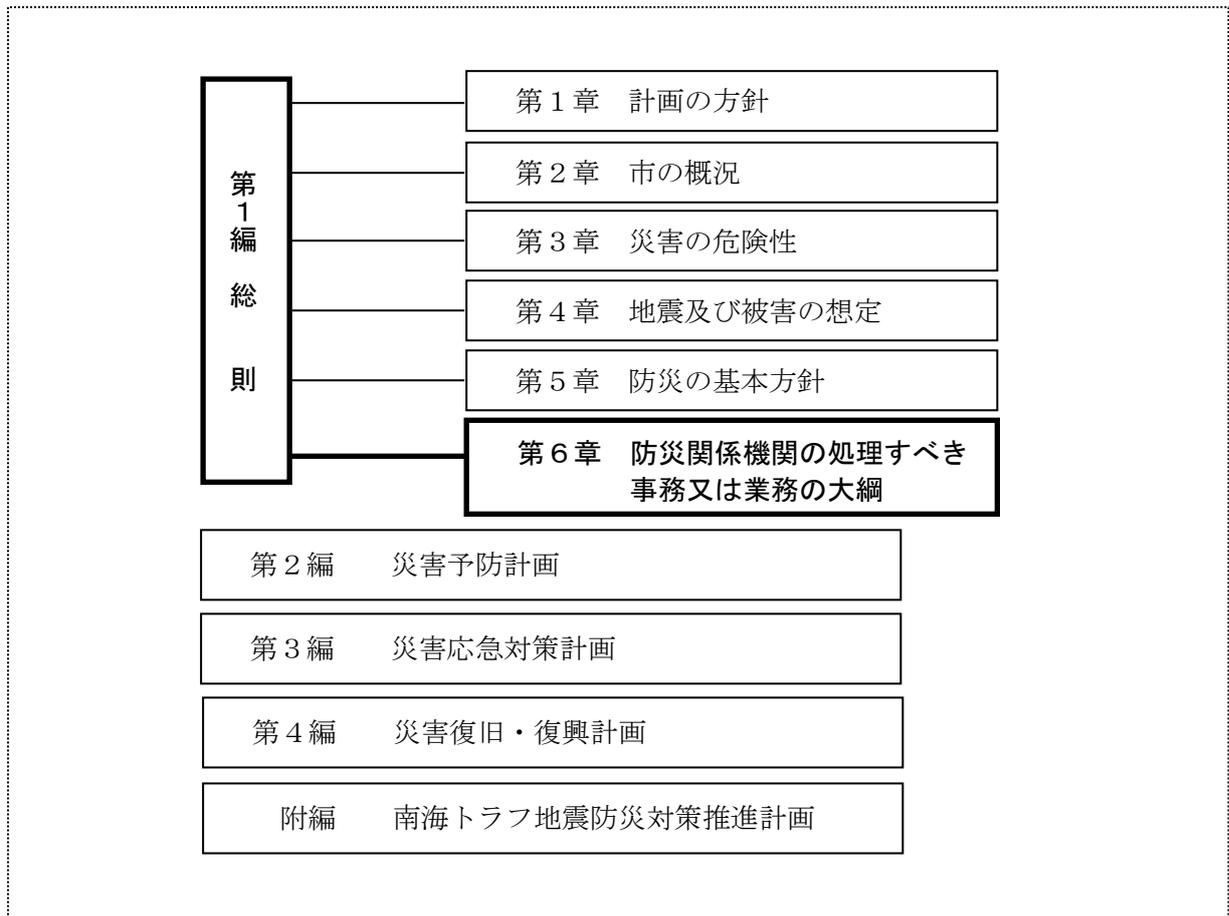
災害時に、“いつ、だれが、なにを、どうするか”といった役割分担を明確化し、確実に実行できるようにする。

4 要配慮者の視点に立ったきめ細やかな防災対策の推進

高齢者、障害者、外国人等の要配慮者に対しては、防災知識の普及、災害時の情報提供、避難誘導、救護・救済対策等の様々な面で配慮が必要である。このため、平常時から地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努める。

特に災害情報の伝達や避難対策については、要配慮者の視点でチェックしたきめ細かな整備を進める。

第6章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱



第1節	市及び県の機関	1- 45
第2節	指定地方行政機関	1- 46
第3節	自衛隊	1- 47
第4節	指定公共機関	1- 48
第5節	指定地方公共機関	1- 49
第6節	その他公共的団体及び防災上重要な施設の管理者	1- 50

田辺市及び田辺市の区域を管轄し、又は区域内に所在する指定地方行政機関、県、指定公共機関、指定地方公共機関、公的団体及び防災上重要な施設の管理者は、防災に関し、おおむね次の事務又は業務を処理する。

第1節 市及び県の機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
田 辺 市	<ol style="list-style-type: none"> 1 田辺市防災会議に関する事務 2 防災に関する施設、組織の整備と訓練 3 災害に関する情報の伝達、収集及び被害の調査報告 4 災害防除と拡大の防止 5 救助、防疫等、り災者の救助保護 6 災害復旧資材の確保と物価の安定 7 り災者に対する融資等の対策 8 市が管轄管理する施設の応急対策 9 災害時における文教対策 10 災害対策要員の動員及び雇用 11 災害時における交通、輸送の確保 12 被災施設の復旧 13 管内の関係団体が実施する災害応急対策等の調整
和 歌 山 県	<ol style="list-style-type: none"> 1 県防災会議に関する事務 2 防災に関する施設、組織の整備と訓練 3 災害に関する情報の伝達、収集及び被害の調査報告 4 災害防除と拡大の防止 5 救助、防疫等、り災者の救助保護 6 災害復旧資材の確保と物価の安定 7 り災者に対する融資等の対策 8 被災県営施設の応急対策 9 災害時における文教対策 10 災害時における公安対策 11 災害対策要員の動員及び雇用 12 災害時における交通、輸送の確保 13 被災施設の復旧 14 田辺市が処理する事務、事業の指導、あっせんなど
田 辺 警 察 署	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における市民の生命・身体・財産の保護並びに犯罪予防・交通の確保・その他治安維持のための警備活動

第2節 指定地方行政機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
近畿管区警察局	1 災害発生時における警備活動に関する連絡調整
近畿財務局 (和歌山財務事務所)	1 公共土木等被災施設の査定の立会い 2 地方自治体単独災害復旧事業（起債分を含む）の査定 3 地方自治体に対する災害融資 4 災害時における金融機関の緊急措置の指示
近畿農政局 (和歌山県拠点)	1 災害における主要食糧の応急対策
近畿中国森林管理局 (和歌山森林管理署)	1 国有保安林、治山施設、地すべり防止施設等の整備 2 国有林における予防治山施設による災害予防 3 国有林における荒廢地の災害復旧 4 災害対策復旧用資材の供給 5 森林火災予防対策
近畿経済産業局	1 火災時における物資の対策及び物価の安定 2 被災商工業者に対する融資の調整等 3 電気、ガス、火薬等の保安確保対策
近畿運輸局 (和歌山運輸支局)	1 所管する交通施設及び設備の整備についての指導 2 災害時における所管事業に関する情報の収集及び伝達 3 災害時における旅客輸送確保に係る代替運送・迂回輸送等実施のための調整 4 災害時における貨物輸送確保に係る貨物運送事業者に対する協力要請 5 特に必要があると認める場合の輸送命令 6 災害時における交通機関利用者への情報の提供
大阪航空局 (南紀白浜空港出張所)	1 航空保安無線施設の維持管理 2 密集地帯上空の低空飛行の禁止 3 航空機救難に関する損害を最小に止めるための緊急措置の実施

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
第五管区海上保安本部 (田辺海上保安部)	<ol style="list-style-type: none"> 1 海難の際の人命、積荷及び船舶の救助並びに天災地変、その他救済を必要とする場合の海上における救助及び防災活動 2 災害時における港内及び付近海上における船舶交通安全の確保、整とん及び指示、誘導並びに災害の拡大防止 3 災害時における海上緊急輸送及び治安の維持 4 海上において人命、積荷及び船舶の救助を行うもの並びに船舶交通に関する障害を除去するものの監督 5 災害時における非常通信連絡体制の維持及び活動
大阪管区気象台 (和歌山地方気象台)	<ol style="list-style-type: none"> 1 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び提供 2 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報及び警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説 3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備 4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言 5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発
近畿総合通信局	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時に備えての非常通信体制の整備 2 災害時における非常通信の指導、監督 3 災害時における電気通信の確保 4 非常通信への妨害の排除及び混信の除去 5 災害地域における電気通信施設の被害状況の把握 6 災害時における通信機器及び移動電源車の貸出し 7 情報伝達手段の多様化・多重化の促進
和歌山労働局 (田辺労働基準監督署)	<ol style="list-style-type: none"> 1 工場、事業場における労働災害の防止 2 救助の実施に必要な要員の確保
近畿地方整備局 (紀南河川国道事務所)	<ol style="list-style-type: none"> 1 土木施設の整備と防災管理 2 水防のための警報等の発表、伝達と水災応急対策 3 被災土木施設の災害復旧

第3節 自衛隊

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
陸上自衛隊第37普通科連隊・第304水際障害中隊	<ol style="list-style-type: none"> 1 人員の救助、消防、水防及び救援物資の輸送並びに通路の応急啓開 2 応急救援、防疫、給水、入浴支援及び通信支援

第4節 指定公共機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
日本郵便株式会社	1 災害時における郵政事業運営の確保及び災害特別事務の取扱い並びに救護対策の実施 2 被災郵政業務施設の災害復旧 3 地方公共団体に対する災害復旧資金の融資 4 民間災害救護隊に対する災害ボランティア口座寄付金の公募・配分
西日本旅客鉄道株式会社 (紀伊田辺駅)	1 輸送施設の整備と安全輸送の確保 2 災害対策用物資の緊急輸送 3 災害時の応急輸送対策 4 被災施設の調査と災害復旧
西日本電信電話株式会社 (和歌山支店)	1 電気通信施設の整備と防災管理 2 災害時における緊急通話の取扱い 3 被災施設の調査と災害復旧
KDDI株式会社 株式会社NTTドコモ エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ㈱ ソフトバンクテレコム㈱ ソフトバンクモバイル㈱	1 電気通信施設の整備と防災管理 2 災害時における緊急通話の取扱い 3 被災施設の調査と災害復旧
日本銀行 (大阪支店)	1 災害時における金融機関に対する緊急措置の指導等
日本赤十字社 (和歌山県支部)	1 災害時における医療、助産及び被災地での医療、助産、救護 2 災害救助等の協力奉仕者の連絡調整 3 義援金品の募集、配布
日本放送協会 (和歌山放送局)	1 防災知識の普及と警報等の周知徹底 2 災害状況及び災害対策等の周知徹底
日本通運株式会社 福山通運株式会社 佐川急便株式会社 ヤマト運輸株式会社 西濃運輸株式会社	1 災害時における緊急陸上輸送
関西電力株式会社 関西電力送配電株式会社	1 災害時の電力供給 2 被災施設の調査と災害復旧 3 ダム施設等の整備と防災管理
電源開発株式会社 (西日本支店)	1 ダム施設等の整備と防災管理 2 被災施設の調査と災害復旧
西日本高速道路株式会社 (関西支社)	1 被災高速道路の調査と災害復旧
(独行) 国立病院機構	1 災害時における医療救護の実施 2 災害時における防疫の協力

第5節 指定地方公共機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
和歌山県土地改良区 事業団体連合会	1 土地改良施設の整備と防災管理 2 農地及び農業用施設の被害調査並びに災害復旧 3 農地たん水の防除施設の整備と活動
龍神自動車株式会社 明光バス株式会社 熊野御坊南海バス株式会社 南海りんかんバス(株)	1 災害時における被災者及び一般利用者等の輸送の確保 2 災害時の応急輸送
近物レックス株式会社 和歌山名鉄運輸(株)	1 災害時における救助物資及び避難者の輸送の確保 2 災害時の応急輸送
株式会社和歌山放送 株式会社テレビ和歌山 株式会社毎日放送	1 防災知識の普及と警報等の周知徹底 2 災害状況及び災害対策等の周知徹底
一般社団法人 和歌山県医師会	1 災害時における医療救護の実施 2 災害時における防疫の協力
公益社団法人 和歌山県看護協会	1 災害時における医療救護（看護）の実施
和歌山県 土地開発公社	1 管理地及び施設の整備と防災管理 2 被災施設等の災害復旧
一般社団法人 和歌山県LPガス協会	1 災害時のガス供給 2 被災施設の調査と災害復旧
公益社団法人 和歌山県トラック協会	1 災害時における緊急陸上輸送

第6節 その他公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

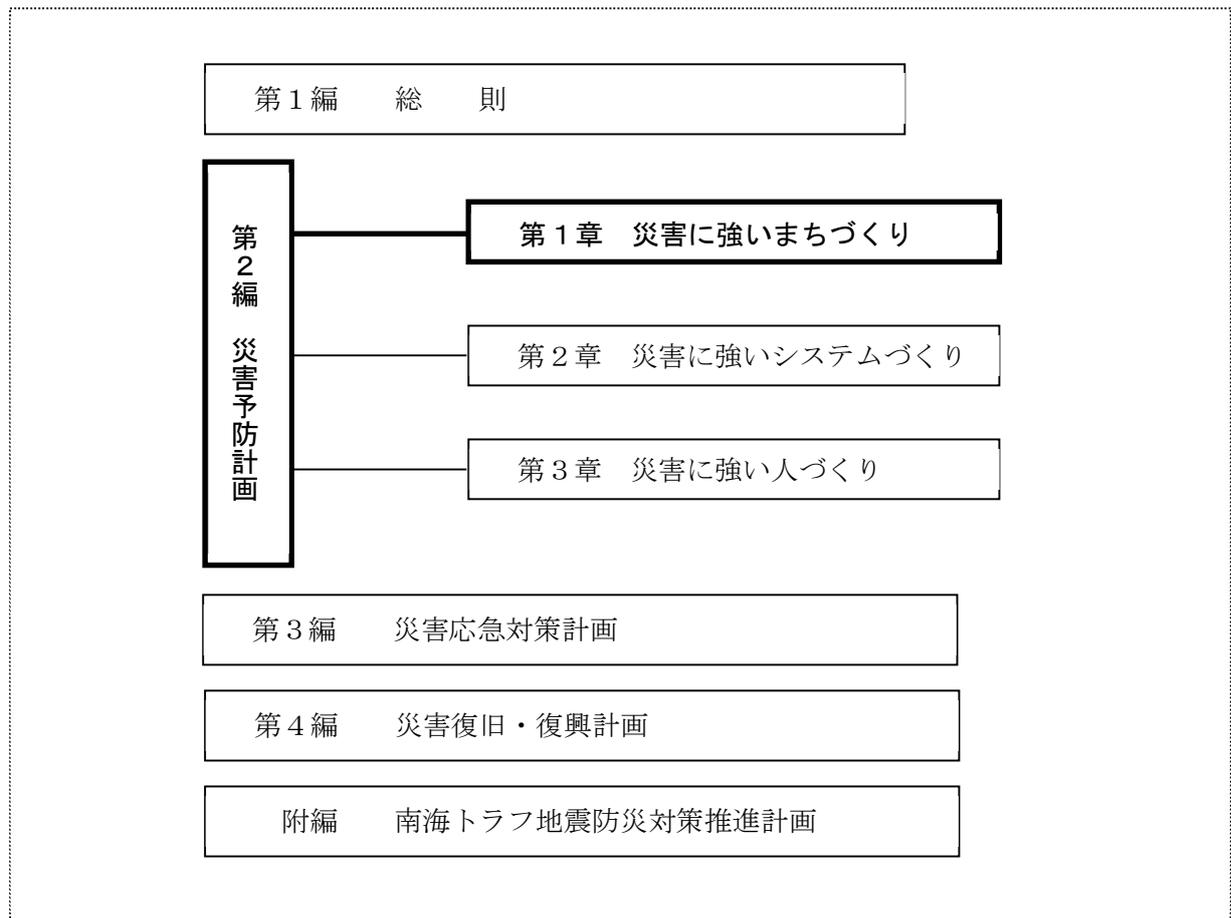
機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
田 辺 市 医 師 会 田辺西牟婁歯科医師会 田 辺 薬 剤 師 会	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における医療救護の実施 2 災害時における防疫の協力
病 院 等 経 営 者	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難設備の整備と避難訓練の実施 2 被災時の病人等の収容保護 3 災害時における負傷者等の医療、助産救助
社 会 福 祉 施 設 の 経 営 者	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難設備の整備と避難訓練の実施 2 災害時における収容者の収容保護
学 校 法 人	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難設備の整備と避難訓練の実施 2 災害時における教育の応急対策計画の確立と実施
農 業 協 同 組 合 森 林 組 合 漁 業 協 同 組 合 等	<ol style="list-style-type: none"> 1 市本部が行う農林水産関係の被害調査等応急対策への協力 2 農林水産物等の災害応急対策についての指導 3 被災農林漁業者に対する融資又はあっせん 4 農林漁業共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧 5 飼料、肥料、その他資材及び船舶等の確保又はあっせん
田 辺 商 工 会 議 所 各 商 工 会 等 商 工 業 関 係 団 体	<ol style="list-style-type: none"> 1 市本部が行う商工業関係の被害調査等応急対策への協力 2 救助用物資、復旧資材の確保についての協力
金 融 機 関	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災事業者に対する資金融資
危 険 物 及 び 高 圧 ガ ス 施 設 等 管 理 者	<ol style="list-style-type: none"> 1 安全管理の徹底 2 危険物及び高圧ガス施設等の点検

第2編 災害予防計画

第1編	総	則													
第2編	災	害	予	防	計	画									
第3編	災	害	応	急	対	策	計	画							
第4編	災	害	復	旧	・	復	興	計	画						
附編	南	海	ト	ラ	フ	地	震	防	災	対	策	推	進	計	画
資	料	編													

第1章	災害に強いまちづくり	2- 1
第2章	災害に強いシステムづくり	2-37
第3章	災害に強い人づくり	2-67

第1章 災害に強いまちづくり



第1節	防災まちづくり計画	2-2
第2節	公共土木施設等の整備計画	2-7
第3節	土砂災害等予防計画	2-10
第4節	水害予防計画	2-14
第5節	火災対策計画	2-18
第6節	ライフライン施設整備計画	2-22
第7節	危険物等災害予防計画	2-27
第8節	文教対策計画	2-31
第9節	農林水産関係災害予防計画	2-33
第10節	地震防災施設緊急整備計画	2-35

第1節 防災まちづくり計画

方針

市及び関係機関は、低地帯の浸水対策、建築物の不燃化、都市の再開発、防災空間の確保等や予想される地震動、液状化危険度などを考慮した公共施設の耐震化、防災基盤の整備等を推進し、災害に強いまちづくりを推進する。

計画

第1 地域整備の方針

実施担当部局：企画部、建設部、農林水産部、教育委員会事務局、関係各部

1 土地利用計画

(1) 魅力的で安全な都市環境の創造

本市が持つ自然、歴史、文化などの個性と特性を活かしながら、文化の交流が活発に行われ、新しい価値を創造する産業が立地し、様々な情報が発信されるなど、人々が多様な営みと活動を展開する魅力的な都市環境を創出する。

津波浸水想定区域においては、都市計画マスタープラン等との調和を図りつつ、津波に対して安全な土地利用の推進を図る。

(2) 土地の有効利用

市街地内の低・未利用地の利用を促進するとともに、各種都市機能の集積を図る。

2 防災空間の整備

(1) 道路の整備

道路は単に交通施設としての機能だけでなく、災害時における延焼遮断帯、避難路あるいは消防、警察、その他災害応急対策活動の緊急交通路となることを踏まえ、幹線市道（1級、2級）及び補助幹線道路の拡幅等の計画的な整備を推進する。

(2) 公園の整備

公園等のオープンスペースは、災害時における避難場所、あるいは延焼遮断帯としての機能を有する。

公園整備について、市関連計画に沿った公園整備を計画的に推進し、防災環境の向上を図るものとする。

(3) その他

道の駅については、駅管理者等と連携して、防災施設としての活用を図るものとし、具体的な活用方法の内容について検討を行っていく。

3 都市的地域の整備

(1) 市街地の緑化・不燃化

災害に強い都市づくりを推進するため、市街地の主要な公共空間である道路・河川や公園・緑地等を計画的に整備するとともに、市街地の面的な緑化・不燃化を進める。

(2) 広域防災帯の整備

アメニティ空間としての機能とともに、災害時には延焼遮断空間としても機能する広域防災帯を都市計画道路元町新庄線、都市計画道路駅前扇ヶ浜線、国道42号等を軸として整備する。

(3) 市街地の開発・整備

既成市街地の一部には、老朽住宅が密集し、生活関連施設が整っていない地域や、都市基盤の整備が立ち遅れ、市民生活の利便や都市活動に対応した機能に欠けている地域があり、これらの地域の機能の更新と回復が必要となっている。

これらの地域については、地域の实情に応じた住環境の総合的な整備を推進し、生活環境の改善を図るとともに準防火地域等の指定の検討等により、都市の不燃化を促進し、災害に強いまちづくりに努める。

4 農山漁村地域の整備

(1) 自然と調和した地域整備

農山村地域は、豪雨出水時における貯水機能としての水田の整備・活用、健全な森林整備による治山・治水機能の発揮など自然と調和する整備により、国土保全機能の充実に努め、災害に強い地域づくりをめざす。

(2) 防災基盤の整備

災害に備えて、避難場所の整備、消防水利施設の充実に努めるとともに、集落内の狭い生活道路の改良、排水処理施設の適正な維持管理により、快適で安全な地域環境の確保に努める。

(3) 孤立化の未然防止対策

孤立化のおそれのある山間部集落では、衛星携帯電話の設置など災害発生時における防災情報等の連絡体制を整備する。

また、救出・救助や物資投下のための緊急ヘリポート用地（校庭、空き地、休耕田等）を選定・確保する。

5 学校等を核とした防災生活圏の形成

(1) 地域防災拠点

学校を地域住民の交流の場として活用し、地域に開かれた学校づくりを進め、小学校等を核とした防災生活圏の形成に努める。

(2) コミュニティ防災施設の整備

地区の防災活動の中心となる公園、広場を整備するとともに、それに隣接して緊急時の避難、物資備蓄等の機能も備えた公共・公益施設を計画的に立地誘導し、相互の

施設の連携により被災時における地区の防災拠点を整備する。

6 高齢者や障害者に障壁のないまちづくりの推進

災害時に建築物内から避難地等までの安全で障壁のない避難路を確保するため、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」、「和歌山県福祉のまちづくり条例」に基づき福祉のまちづくりの推進に適合した建築物等の整備促進を図る。

7 低地帯の浸水対策

低平な平野の凹地では、集中的な豪雨等により短時間でも側溝に雨水があふれ、家屋への浸水を余儀なくされている。これに対処するため排水不良地域から順次水路の整備計画を立てて整備を推進する。

第2 建築物の安全対策

実施担当部局：建設部、総務部

1 建築物の不燃化の促進

市民に対して、建築物の災害予防知識及び建築基準法令の普及・啓発を図り、遵法精神の高揚に努めるとともに、建築確認申請時等において防火上の指導を行うなど建築物不燃化への取組の促進を図る。

2 公共建築物の耐震診断の実施

公共建築物は、不特定多数に利用されるため、特に安全性の向上を図る必要がある。とりわけ、新耐震基準制定以前に設計施工された公共建築物のうち、災害救助の拠点となる施設や避難・救援に必要な施設については早急に耐震診断を実施し、それを踏まえて耐震改修に努める。

3 特定建築物の耐震診断の実施

「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（耐震改修促進法）に基づき、民間既存建築物についても、一定規模以上の不特定多数に利用される特定建築物の所有者には、耐震診断・改修を行うよう努めることを求め、耐震改修を促進する。

4 建築物の耐震改修の促進

地震による建築物の倒壊等の被害を未然に防止し、市民の生命や財産を保護するため、「耐震改修促進計画」に基づき、公共建築物、特定建築物等を中心として、耐震改修促

進法に基づく耐震改修等を総合的・計画的に実施していく。

また、建築基準法施行令改正に伴い、建築物の吊天井等天井脱落対策、エレベーター等の脱落対策等について指導する。

地震により倒壊した建築物等が津波からの避難の際に避難路の通行を妨げることを防止するため、津波からの円滑な避難に係る避難路沿いの建築物等の制限に関する県条例に基づき、避難路（津波浸水想定区域内にある国道、県道、市町村道及びその他公共の用に供する道、並びに同区域内から同区域外の避難先へ通じる道）沿いの建築物等の耐震化を促進する。

5 民間建築物の耐震性強化の促進

平成12年5月以前に着工された木造住宅及び一定の民間建築物については、所有者に対し耐震診断の必要性を啓発するなど、建築物の安全確保に関する知識の普及・啓発に努め、建築物の耐震性強化の促進を図る。

6 台風時・豪雨時のための対策

市民に対して、台風時・豪雨時に備え、屋根瓦、雨戸や樋の補修・点検、テレビアンテナや塀等の耐風性強化等を啓発し、建築物の安全対策を促進する。

7 屋外広告物等の落下防止

道路管理者が設置する案内標識等について、施設の点検を行い、速やかに補修、補強等必要な措置を講じ、危険の防止を図る。

また、道路管理者は、災害により落下事故等が生じるおそれがある屋外広告物について、設置者に対して改善措置を講じるよう指導する。

8 工作物の耐震性の確保等

災害時におけるブロック塀の危険性を周知し、所有者に安全点検と倒壊防止の補強を指導するとともに、補助制度により危険ブロック塀の撤去、フェンス等への転換を誘導し、安全対策の向上に努める。

第3 宅地等の安全対策

実施担当部局：建設部

1 宅地等の開発行為の規制指導

良好で機能的な市街地の形成を図るとともに、災害に強いまちづくりを推進するため、

一定の開発行為は、宅地造成等規制法や都市計画法による開発許可制度で規制を行うとともに、「田辺市開発事業の指導要綱」等により指導する。

2 危険宅地等の保全対策

土砂流出、擁壁崩壊等、危険宅地を発見するための防災パトロールを実施し、県等の監督機関から所有者等に改善勧告を行い、危険宅地の解消に努める。

3 液状化対策

液状化対策については、液状化しても構造物に被害が発生しない、あるいは機能に影響を及ぼさないよう構造物側で対応する方法と、土木的な地盤改良工法等で液状化そのものを防止・軽減する方法があるが、市街化した区域では液状化防止の地盤改良工法をとることが困難であり、建築物の新築、建替え時に液状化対策の個別対応を行うものとする。

第2節 公共土木施設等の整備計画

第1 道路・橋梁の整備

実施担当部局：建設部、農林水産部

方針

災害時における交通の確保は、避難路として、また消防・救護活動などのための緊急道路として重要な意義をもつ。

このため、都市計画道路の整備促進やその他市道、農道等既設道路の改良等、一貫性のある道路交通体系の確立を図るとともに、橋梁の耐震化などを推進し、災害時においてその機能を十分に発揮できるように整備を図る。

計画

1 主要道路の整備

道路交通の安全と円滑な運行を確保するため、国・県の道路管理者と連携・協力して、落石等危険箇所に対しては、法枠工、植生工、モルタル吹付工、落石防止網・防止柵工等の対策を施すとともに、必要に応じて落石覆工及び拡幅、線形改良等の事業を実施し、災害に強い道路づくりを推進し、安全な道路ネットワークの形成を図る。

※ 道路危険予想箇所は、「資料編1－9(P資1-149)」参照

2 生活道路の整備

災害発生時の避難路及び避難路へと接続する道路として、防災対策や安全対策等に配慮し、狭あい道路の解消に努め、避難しやすい安全性を確保した構造の道路として整備する。

3 道路環境の整備

災害に強い道路環境を創出するため、次の項目について整備を検討する。

- (1) 道路の拡幅（延焼遮断帯としての効果）
- (2) 駐車場の確保（路上駐車の解消）
- (3) 駐輪場の確保（放置自転車、放置バイクの解消）

4 橋梁の補強、架け替え

橋梁の点検を実施し、老朽化の著しい橋梁については、緊急度の高い箇所から補強、架け替え等を推進する。

第2 公園・緑地の整備

実施担当部局：建設部

方針

公園・緑地は、災害時に一時的な避難場所や火災の延焼防止のためのオープンスペースとして機能すると同時に、応急救助活動等の際のヘリポートとしても活用できる重要な施設である。

このため、都市防災の観点から都市公園等の整備、緑地の保全を推進する。

計画

1 都市公園の整備

都市公園は、良好な環境保全、スポーツ、レクリエーションの場としての機能を持つと同時に、災害時における避難場所あるいは救援活動の拠点として防災上重要な役割をもっている。このため、都市公園についてはその配置と規模、防災上の機能を十分考慮して、計画整備を図っていくものとする。

2 その他の公園整備

公園整備にあたっては、面積規模、既存施設などの条件から避難施設を補完し、一体となって災害時の拠点となるよう整備を図るとともに、平常時は市民に親しまれ、災害時に周辺市民の一時的な避難場所となるよう整備を推進する。

3 緑地の保全・整備

緑地は、火災の延焼防止のための遮断帯、緩衝帯として防災上重要な役割を担っているため、防災的な観点から緑地を積極的に保全していくものとする。

第3 港湾・漁港の整備

実施担当部局：建設部、農林水産部

方針

災害時の安全で確実な大量輸送機能等、港湾空間が有する防災上の優位性を生かした施設の整備を図るとともに、高潮対策や軟弱地盤対策等の適切な防災対策を講ずる。

計画

1 港湾防災ネットワークの形成

文里港（県管理港湾）については、大規模災害時の広域的な災害対策活動を行うための拠点として緊急物資の仕分け・一時保管用地、臨時ヘリポート、物資輸送用トラックの駐車場、救援・復旧基地用地、がれき処理用地に活用するとともに、救援物資の海上輸送を支える耐震強化岸壁を中心とした港湾防災ネットワークの形成に努めるものとする。

2 漁港・漁村の整備

救援物資・救援人員、被災地からの避難者等の海上緊急輸送のため、耐震性を考慮した漁港施設の整備を検討するとともに、高密度な漁村集落にあつては、消防車等緊急車両の進入が可能な生活空間の確保に努める。

第4 消防水利の整備

実施担当部局：消防本部、建設部

方針

各種火災に対応するため、地域の実情にあった消防水利の整備と機能の確保を図るものとする。

計画

1 消防水利の確保

消火栓、防火水槽等の消防水利の耐震化を推進するとともに、災害時における消防水利の機能確保を図るため、飲料水兼用型耐震性貯水槽、防火水槽及び防火井戸等の確保と適正配置に努める。

※ 消防水利の現況は、「資料編2-2(P資2-1)」を参照

2 指定消防水利の増設

池、水槽等消防の用に利用できる施設をその所有者等の承諾を得て、常時使用の可能化を図るとともに、機能の保持に努める。

3 自然水利等の確保

災害時の消火栓の使用不能、防火水槽の破損等に対処するため、河川・水路、プール、井戸等の確保に努めるとともに災害時に防火用水として利用できるよう整備を進め、消防水利の多元化を図る。

第3節 土砂災害等予防計画

第1 砂防防災計画

実施担当部局：建設部

方針

土石流災害から市民の生命・財産を守るため、危険度・重要度の高い土砂災害警戒区等（土石流）を中心として砂防工事の推進に努める。また、土石流災害から人命を保護するため、警戒避難体制の整備に努める。

計画

1 土石流対策

危険度・重要度の高い土石流危険渓流を中心として、情報の収集や点検等を行い、市民の生命・財産の保全に努める。

2 二次災害対策

土砂災害警戒区域等（土石流）公表・周知し、雨量計等の設置及びテレメーター化を推進する。

また、避難場所及び避難路等の安全確保と県から提供される警戒避難に資する情報（雨量、土砂災害警戒避難判定図等）をもとに、避難基準の目安を設定し警戒避難体制の整備に努める。

※土砂災害警戒区域等（土石流）は「資料編1-5 土砂災害警戒区域等(P資1-65)」を参照

第2 山地防災計画

実施担当部局：農林水産部、建設部

方針

森林整備保全事業計画に基づき崩壊の復旧、崩壊危険地の予防対策に努め、荒廃した溪流の安定化を図るとともに、保安林の防災機能を高めるために林相改良を行い、降雨による山地災害を防止する。

計 画

1 崩壊危険地の予防対策

崩壊発生地及び崩壊の危険のある斜面を復旧安定させるため、山腹工事を行い森林を育成する。とりわけ集落に近接した山地における災害の防止に努める。

2 治山ダム等の整備

荒廃した溪流について侵食の拡大を防ぎ、山脚を安定させるとともに、溪流に堆積した土砂の流出を防ぐ治山ダムの設置を検討する。

3 流路工整備の推進

溪岸が乱流により侵食を起こし、土砂を生産している箇所において、溪流を安定させるために流路工を施工する。

4 森林整備の推進

災害等により荒廃している保安林については、植栽、下刈、除伐、枝打、本数調整伐等の森林整備を推進し、保安林の機能回復により山腹崩壊、土砂流出を防止する。

5 適切な維持管理

過去に治山事業を実施した箇所を適宜巡回・点検して適切な維持管理に努める。

※ 山地災害危険地区一覧表は「資料編1-4 山地災害危険地区(P資1-21)」を参照

第3 地すべり防止計画

実施担当部局：建設部、農林水産部

方 針

土砂災害警戒区域等（地すべり）においては、集中豪雨や地震等を契機として不安定な地すべり土塊が滑動しやすいことが予想されるため、危険度・重要度の高い土砂災害警戒区域等（地すべり）から地すべり対策工事を推進し、地すべり発生の危険性を低減させる。また、地すべり災害から人命を保護するため、警戒避難体制の整備に努める。

計 画

1 地すべり対策

地すべり防止区域で、既に被害が発生している箇所やそのおそれがあるものについて

地下水排除工、排土工、アンカー工、杭工、緑化工を実施し、地すべり災害を防止するとともに被害の復旧を図る。

2 二次災害対策

土砂災害警戒区域等（地すべり）を公表・周知し、雨量計等の設置及びテレメーター化を推進するとともに、地すべり災害に備えて警戒避難体制の整備を図る。また、避難場所及び避難路等の安全確保と県から提供される警戒避難に資する情報（雨量、土砂災害警戒避難判定図等）をもとに、避難基準の目安を設定し、警戒避難体制の整備に努める。

※ 土砂災害警戒区域等（地すべり）は「資料編1-5 土砂災害警戒区域等(P資1-65)」を参照

第4 急傾斜地崩壊防止計画

実施担当部局：建設部

方針

がけ崩れ災害による被害を防止又は軽減するため、危険箇所を順次土砂災害警戒区域等（急傾斜地の崩壊）に指定し、危険度・重要度の高い地域から急傾斜地崩壊対策工事の推進に努める。

また、がけ崩れ災害から人命を保護するため、警戒避難体制の整備に努める。

計画

1 急傾斜地崩壊対策

危険度・重要度の高い土砂災害警戒区域等（急傾斜地の崩壊）を中心として、急傾斜地崩壊対策工事を推進し、市民の生命・財産の保全に努める。

2 二次災害対策

土砂災害警戒区域等（急傾斜地の崩壊）を公表・周知するとともに、降雨後の地盤の緩みなどに起因する二次災害の危険性について、日頃から防災知識の普及を図る。

また、避難場所及び避難路等の安全確保と県から提供される警戒避難に資する情報（雨量、土砂災害警戒避難判定図等）をもとに、避難基準の目安を設定し警戒避難体制の整備に努める。

※ 土砂災害警戒区域等（急傾斜地の崩壊）は「資料編1－5 土砂災害警戒区域等(P 資1-65)」を参照

第5 土砂災害防止計画

実施担当部局：建設部

方針

土砂災害から市民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域について危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等の対策を推進する。

計画

1 土砂災害（特別）警戒区域の指定

県は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき、土砂災害が発生するおそれのある区域を土砂災害（特別）警戒区域に指定する。

市は、県の協力を得て、土砂災害に対する警戒避難体制の整備、地域住民の防災に対する意識を高め非常時に自主的な避難を促すため、土砂災害に関連する情報として土砂災害警戒マップを作成、配布する。

第4節 水害予防計画

方針

市及び関係機関は、洪水や高潮等の浸水被害、地震時の堤防破損や津波による浸水を未然に防止し、又は被害の拡大を防止するため、河川や海岸等に関する予防対策の推進を図る。

また、地震による河川堤防の崩壊や津波による被害を防止又は軽減するため、低地帯など危険度、重要度の高い堤防や水路の改修を進め、河川施設の耐震化の推進に努める。

洪水予報河川である熊野川、水位周知河川である左会津川については、県が作成した浸水想定区域図（浸水の予想される区域を表示した図）をもとに、浸水防止措置及び早期避難体制の整備を進めるとともに、その他の河川についても、これまでの浸水実績に基づき必要な予防対策の実施に努める。

計画

第1 河川対策

実施担当部局：建設部、農林水産部

1 河川改修の推進

(1) 県管理の河川

県が管理する河川は、県の整備計画に基づき改修計画が進められているが、市は堤防の決壊により人家等に被害等を及ぼすおそれがある箇所については、管理者に対して改修を要請していくとともに、流域、河川の状況等を把握し、災害防止工事の促進を図る。

(2) 市管理の河川

市が管理する準用河川・普通河川の改修については、水害の発生が予想される地区や過去に被害を被った地区について、災害予防に必要な措置を講じるよう努める。なお、河川改良・改修事業は、山地の開発、農地の宅地化等による出水状況の変化に即応できるように検討を重ねる。

2 河川施設等の点検・整備

各河川管理者等は、水防施設の破損による氾濫防止と水防機能向上のため、施設の点検・整備を行う。

また、平常時から主要堤防の法面等の実態調査を行い、予防対策を検討する。

※ 知事管理河川重要水防箇所は「資料編1-6(P資1-87)」を参照

第2 ため池対策

実施担当部局：農林水産部

方針

土地利用の変化等に伴う流出量の増加や兼業農家の増加等による管理体制の弱体化により、危険な状況にある老朽化したため池が増加する傾向にある。このため、これらの改修補強を推進し、災害発生の防止を図る。

また、家屋、公共施設等が下流域に存在する危険なため池については、貯水の放流、調整等の措置ができるよう堤体の補強・底樋の改修及び下流側水路等の改修、新設を行うほか、ため池に関連する情報としてため池ハザードマップを作成し、地域住民に周知を図る。

計画

1 点検調査の実施

老朽化の進んだ危険性の高い施設に重点をおいた定期的な点検調査を継続するとともに、市内のため池改修計画を策定する。

2 ため池補強事業の推進

市は、主要なため池について調査の上、老朽化の著しいため池については、管理者に対し、その対策について啓発指導にあたりるとともに、危険なため池について、国・県の補助等による補強事業の推進を図る。

災害を未然に防止するため、老朽化したため池の整備を目的とした以下の事業の推進に努める。

- (1) 県営ため池等整備事業
- (2) 団体営ため池等整備事業
- (3) 小規模土地改良事業

3 水防監視体制の強化

ため池管理者は、随時ため池を巡視して危険箇所の把握に努め、立札等により市民に注意を促すとともに、毎年出水期に先立ち、門扉及び底樋の操作に支障がないよう整備点検及び監視体制を強化する。

市は、気象状況及びため池管理者の報告等により災害発生のおそれがある場合には、水利組合・消防署・市民の協力を得て巡視など監視体制の強化を図る。

ため池管理者は、ため池水防上の必要度に応じて、所要の資機材を整備する。

※ 防災重点農業用ため池は「資料編1－8(P資1-90)」を参照

第3 海岸防災計画

実施担当部局：建設部、農林水産部

方針

高潮・波浪などの災害から市民の生命・財産を守るため、堤防工・護岸工などの海岸保全施設整備を推進するとともに、現有施設の維持管理に努める。

計画

高潮・波浪による背後地への被害を防止するため、過去の被害実績等を踏まえ必要に応じて海岸事業を実施する。

また、近傍地での地震による津波来襲時には、防潮効果が確実となるよう、樋門等の電動化・自動化を図る。

※ 海岸重要水防箇所は「資料編1-7(P資1-89)」を参照

第4 浸水対策

実施担当部局：建設部、農林水産部

1 排水設備等の整備

集中豪雨等の大雨による浸水被害を最小限に抑えることを目的とし、これに必要な排水設備等の整備を計画的に実施する。

2 排水ポンプ場の整備

排水ポンプ場の整備を推進し、浸水被害の解消を図る。

3 水路施設の整備

水路の改修整備事業を計画的に実施するとともに、水利組合等の協力を得て、平常時から危険箇所の把握に努める。

4 雨水の流出抑制

浸水は、集中豪雨等による雨水が、河川や水路等へ急激に流入するために発生する。これを防止するため、次のような雨水の流出抑制対策を推進する。

- (1) 調整池の整備
- (2) 公共公益施設等における雨水流出抑制施設の整備
- (3) 透水性舗装や雨水浸透枳の施工・設置の推進

5 道路の冠水対策

道路交通の確保を図るため、冠水した実績のある、又は冠水するおそれのある道路については、かさ上げ等の対策により、順次冠水道路の解消を図る。

6 土地利用規制の検討

長期的な展望と防災重視の観点から、河川沿いや低湿地等の水害危険地及び水害常襲地での浸水時の被害軽減を図るため、土地利用規制や建築規制の導入を検討する。

第5節 火災対策計画

方針

火災の発生を予防し、火災による被害を軽減するため、市民の防火意識の向上や事業所等における防火管理体制の強化に努めるとともに、消防施設の整備や消防団の活性化に取り組み、消防力の増強を図る。

計画

第1 火災予防対策

実施担当部局：消防本部

1 一般住宅に対する対策

(1) 住宅用火災警報器等の設置促進

一般住宅に対する住宅用火災警報器等の設置が義務化されたことを踏まえ、あらゆる機会を捉えて市民に対して積極的に設置の啓発を図る。

- ア 町内会及び各種団体等に対する説明会の実施
- イ 啓発用パンフレット等の配布
- ウ 各種メディアを活用した広報

(2) 消火器等の住宅用防災機器の普及促進

住宅における出火防止や消火・避難等の対策を効果的に行うため、住宅用火災警報器等のみならず、消火器の設置や安全装置付き暖房器具等の使用及び衣類等の防災製品の使用についての普及促進を図る。

2 事業所等に対する対策

(1) 査察の強化

査察計画に基づき立入検査を実施し、法令違反対象物に対しては違反是正がなされるよう適切な対応を行う。

- ア 定期査察
- イ 特別査察
- ウ 随時査察

(2) 防火管理の徹底

- ア 消防用設備等及び避難施設等の維持管理の徹底
- イ 消防計画に基づく自衛消防組織の教育及び訓練の実施
- ウ 火気使用場所の整理整頓、火気の始末の徹底

3 防火思想の普及

- (1) 町内会・自治会及び自主防災組織等に対し、消火実習や防火座談会等を通じて防火意識の高揚を図るとともに、地域ぐるみの防火対策の確立を推進する。
- (2) 地域住民の協力を得るため、消防団、幼年消防クラブ等と連携し、地域に根ざした広報・普及啓発活動の推進を図る。
- (3) 保育所、幼稚園等において幼年消防クラブの結成を促進し、防火の心得を理解させ、幼年期からの防火意識の高揚を図る。

第2 消防力の増強

実施担当部局：消防本部

1 消防施設の増強

消防力の整備指針（平成12年消防庁告示第1号）に基づき、消防に必要な施設及び人員を整備するとともに、拠点施設の浸水及び土砂災害対策等を図る。

また、消防水利の基準（昭和39年消防庁告示第7号）に基づき、消火栓、防火水槽等の充足を図る。

2 消防団消防力の強化

大火災等の災害時、地域における防災活動のかなめとなる消防団については、拠点施設の整備（耐震化、浸水及び土砂災害対策等）、充実を図るとともに、機動力及び災害対応力の強化を図るため消防ポンプ自動車をはじめ各種資機材の増強・整備に努める。

また、地域住民の理解と認識を深めるとともに、若年層への積極的な入団の促進と消防団活動の安全確保に努め、消防団の充実強化に取り組んでいく。

※ 消防ポンプ自動車等現有数は「資料編2-1(P資2-1)」を参照

3 消防隊の効率的運用

災害時に輻輳する被害情報、交通障害等の消防活動条件の悪化などに対処するため、消防車の出動方法、出動経路の指定及び応援隊の効率的運用の推進を図る。

第3 消防活動対策

実施担当部局：消防本部、建設部

1 消防活動困難地域の対策

消防水利の不足、道路事情等により、消防活動が困難な地域に対しては、消防水利の増設及び消防団の資機材の充実を図り、地域の災害活動体制を強化する。

2 道路対策

(1) 救助・救急、消火活動に必要な道路が確保できていない場合は、火災防御活動の支障を排除するため、田辺警察署、道路管理者等に道路事情の改善について対策を要望する。

また、違反駐車による交通障害については、田辺警察署及び市民に協力を要請する。

(2) 消防車両が災害出動等により緊急通行する際に、道路上の車両その他の事象により緊急通行ができない場合は、災害対策基本法第76条の3第4項に基づく道路障害物除去措置命令又は道路障害物除去を行い、消防活動路の確保を行う。

第4 林野火災対策

実施担当部局：消防本部、農林水産部

1 林野火災予防施設の整備

(1) 市は、市有又は市域内の財産区所有の森林について、防火線及び林道の構築・整備を推進する。

(2) 民間所有の森林について、その所有者に防火線等の構築・整備を指導する。

2 巡回・監視の強化

気象状況、森林内作業等の状況により火災発生の危険が大きい時期は、消防団員等により巡回監視を行う。

(1) 火災警報の発令及び周知

(2) 火気の使用制限

3 消防体制の整備

森林管理署や森林関係機関の協力を得て、地域における総合的な消防体制を整備する

とともに、消防機関における相互応援協定等により、広域的な消防体制を確立する。

また、広域に及ぶ林野火災に対し、自衛隊による空中消火を実施する場合の資機材は県有林野火災用空中消火資機材を確保する。

4 林野防火思想の普及

森林内作業、入山者等に対して、次のとおり林野防火思想の普及を図る。

- (1) 火入れ等森林内作業にあたっては、「田辺市火入れに関する条例」の規定のほか防火上必要な指示を与え、出火の防止を図る。
- (2) 登山、ハイキング等で入山する者に対しては、火気注意等の看板により注意を喚起し、火災の予防を図る。

第6節 ライフライン施設整備計画

方針

ライフライン施設の災害対応力の強化は、①供給・処理施設等ライフライン自体の耐震・耐水性等の強化、②大規模地震発生時における二次災害防止のために必要なソフト・ハード両面にわたる対策の充実・強化、③供給停止に対する代替サービス提供のための整備・強化、④適切な初動対応と関係機関相互の連携・協力を行うために必要な非常時活動体制の確立を総合的に進めることにより行う。

計画

第1 上水道施設

実施担当部局：水道部

1 施設の整備

- (1) 水源地及び浄水場からの導水管、送水管、配水管等の施設について、巡回点検を行う。幹線配水管については、配水池等で配水量及び水位を点検（記録）し、災害時には、この記録をもとに破損・漏水等の早期発見に努める。
- (2) 老朽送配水管の更新及び送配水施設の耐震性の強化を図るとともに、管路における地質の状況の把握に努め、液状化しやすい地域等について、耐震性を考慮した整備計画に努める。
- (3) 単一管路で給水されている区域については、配水本管、配水支管の新規布設により管路のループ化・多重化を図る。
- (4) 配水管については、材料の使用基準の見直しを行い、要所に伸縮・可とう性のある材料を使用する。
- (5) 浄水場及び配水池等の施設更新にあたっては、貯水量の見直しを行い、災害時に備えるため浄水場等の貯水能力を増強する。

2 給水タンクの整備点検

災害時における給水施設の被災により一時的に配水不能となったり、あるいは飲料水の汚染等により飲用に適する水を得ることができなくなる事態に備えて、平常時から給水タンク等の点検・整備に努める。

3 資材の整備

災害により被災した給水施設を迅速に応急復旧できるよう、平常時から一定量の復旧

資材を整備するとともに、臨時給水用資機材の整備を図る。

4 相互応援体制の強化

水道災害相互応援協定に基づく日本水道協会和歌山県支部及び田辺市周辺の水道事業者等との連携を図り、人員派遣、資機材の調達等に関する充実強化を図る。

第2 下水処理施設

実施担当機関：建設部、環境部、農林水産部

1 生活環境の確保

災害時においても市民の安全で衛生的な生活環境を確保するため、下水処理機能の維持に努めるとともに、施設の被害を最小限に抑え早期の機能回復を図る。

2 施設の整備

下水処理施設の施工にあたっては、設備の二元化など災害に強い施設の整備を図る。

3 資機材、体制の整備・強化

被災した下水処理施設を迅速に応急復旧できるよう、資機材、体制の整備・強化を図る。

※ 生活排水処理施設の整備状況は「資料編2-12(P資2-26)」を参照

第3 電力供給施設

実施担当機関：関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社

1 電力施設の整備

発電施設や変電施設等の各電力施設について、災害時の被害を防ぐための設備の整備、強化を図り、安定した電力の供給を行う。

2 広報

災害による断線、電柱の倒壊及び折損等による公衆感電事故の防止を図るほか、電気火災を未然に防止するため、広報活動を行う。

3 復旧用資機材等の確保

平常時から復旧用資機材等を確保するとともに、災害対策用資機材等の輸送計画を定め、車両等の輸送力の確保に努める。

4 防災訓練、防災教育の実施

防災訓練、職員防災教育を実施するとともに、市等の防災訓練に参加する。

5 応援体制の整備

他の電力会社等と協調し、資材、輸送力等の相互融通等を行い、災害時における相互応援体制を整備するとともに、自治体及び防災関係機関と平常時から連携体制を整備する。

第4 プロパンガス

実施担当機関：LPガス保安協会田辺支部

- 1 LPガス保安協会田辺支部は、市と協力して災害により被害が予想される場合の措置や日常の点検等について、消費者に対して周知徹底を図る。
- 2 協会加盟店の職員防災教育を実施するとともに、市等の防災訓練に参加する。
- 3 協会加盟店は、災害発生時におけるプロパンガス容器の流出、埋没等による爆発や火災などの二次災害に備え、同容器の所在・本数等の把握に努める。

第5 電信電話施設

実施担当機関：西日本電信電話株式会社和歌山支店、携帯電話各事業者

1 通信施設の整備

- (1) 災害のおそれのある地域にある電気通信設備等について、耐水、耐風及び耐雪構造化を行い、また地震又は火災に備え、主要な電気通信設備等について耐震及び耐火構造化を行う。
- (2) 主要な伝送路を多ルート構成、あるいはループ化構成とする。
- (3) 主要な中継交換機を分散設置する。
- (4) 主要な電気通信設備について、必要な予備電源を設置する。

2 災害対策用機器及び資機材等の配備

災害が発生した場合、電気通信サービスを確保し、被害の箇所を迅速に復旧させるため、次に掲げる災害対策用機器及び資材等を配備する。

- (1) 可搬無線機及び衛星通信装置等の災害対策用機器及び予備電源車等の車両
- (2) 復旧用資機材
- (3) その他必要な物資

3 災害時措置計画及び輸送計画

- (1) 災害時等において、重要通信の疎通確保を図るため、伝送措置、交換措置及び網措置に関する措置計画を作成し、現行化を図る。
- (2) 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策用機器、資機材及び物資等の輸送を円滑に行うため、必要に応じ、あらかじめ輸送ルート、確保すべき車両、船舶、ヘリコプター等の種類及び数量並びに社外に輸送を依頼する場合の連絡方法等の輸送計画を定めておくとともに、輸送力の確保に努める。

4 防災訓練・防災教育の実施

防災訓練、職員防災教育を実施するとともに、市等の防災訓練に参加する。

第6 鉄道施設

実施担当機関：西日本旅客鉄道株式会社紀伊田辺駅

1 鉄道施設の整備

列車運転の安全確保を確立するために必要な線路諸設備の実態を把握し、併せて周囲の諸条件を調査して、災害等非常時においても常に健全な状態を保持できるよう諸設備の整備を行うとともに、災害が発生するおそれがある場合の警戒体制をあらかじめ構築しておく。

2 職員・利用者の安全確保

列車運転の安全確保のため、災害発生のおそれがある場合に必要な計画を、毎年当初において策定する。

3 非常時活動体制の整備・強化

災害時に応急対策活動を的確かつ迅速に行うことができるよう、その体制の整備・強化を図る。

4 防災訓練・防災教育の実施

防災訓練、職員防災教育を実施する。

第7 バス機関

実施担当機関：龍神自動車株式会社、明光バス株式会社、熊野御坊南海バス株式会社
奈良交通株式会社、田辺市住民バス

1 災害時の運行確保

災害時におけるバスの運行途絶は市民生活に与える影響が大きいため、可能な限り運行の確保に努めるとともに、利用者の安全確保及び混乱防止を図る。

2 防災訓練・防災教育の実施

防災訓練、職員防災教育を実施する。

第7節 危険物等災害予防計画

第1 危険物災害予防計画

実施担当部局：消防本部

方針

災害時における危険物による二次災害の発生拡大を防止するため、関係機関と連携して保安体制の強化、法令に定める適正な保安措置を講じるとともに、危険物施設の耐震性の強化、保安教育及び訓練の徹底、自衛消防組織の育成及び防災思想の普及啓発の徹底を図る。

計画

1 保安教育の実施

- (1) 危険物を取り扱っている事業所の管理責任者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者、危険物取扱者、危険物施設保安員に対し、保安管理体制の向上を図るため、関係機関等と協力して講習会、研修会などの保安教育を実施する。
- (2) 危険物安全週間に保安啓発活動を実施する。

2 規制の強化

危険物施設の立入検査を適宜実施し、行政指導を行う。

- (1) 危険物施設の位置、構造及び設備の維持管理に関する指導の強化
- (2) 危険物の運搬、積載の方法についての検査の強化
- (3) 危険物施設の管理者、危険物保安監督者に対する指導の強化
- (4) 危険物の貯蔵取扱い等安全管理についての指導

※ 危険物施設一覧表は「資料編1-10(P資1-93)」を参照

3 自衛消防組織の強化促進

- (1) 自衛消防隊の組織化を推進し、自主的な災害予防体制の確立を図る。
- (2) 危険物を取り扱う事業所の相互応援に関する協定を促進し、自衛消防力の確立を図る。

4 化学消防機材の整備

- (1) 化学車等の整備を図り、化学消防力の強化を促進する。
- (2) 危険物事業所における泡消火剤等必要機材の備蓄を促進する。

5 石油流出に備えた資機材の確保

危険物事業所におけるオイルフェンス等の必要機材の備蓄を促進するなど、石油流出に備えた応急体制の強化を図る。

第2 火薬類、高圧ガス製造施設等災害予防計画

実施担当部局：消防本部

方針

火薬類の貯蔵施設等においては、火災によって著しい燃焼が起こる場合が予想され、高圧ガス製造施設等においては、漏えい、火災等による災害が予想されることから、保安意識の高揚、取締りの強化、自主保安体制の強化を図る。

また、火薬類、高圧ガスの製造、販売、貯蔵、運搬、消費、その他の取扱いについて、法令に基づき規制業務の実態を把握し、災害防止に努める。

計画

1 保安教育の実態

- (1) 火薬類、高圧ガスを取り扱っている事業所の管理責任者、保安責任者等に対し、保安管理体制の向上を図るため、関係機関等と協力して講習会、研修会などの保安教育を実施する。
- (2) 火薬類危害予防週間、高圧ガス保安活動促進週間に保安啓発活動を実施する。

2 規制の強化

火薬類、高圧ガス製造施設等の立入検査を適宜実施し、行政指導を行う。

- (1) 施設等の位置、構造及び設備の維持管理に関する検査の強化
- (2) 高圧ガスの運搬、積載方法についての検査の強化
- (3) 火薬類、高圧ガスの管理者、保安責任者等に対する指導の強化
- (4) 火薬類、高圧ガスの貯蔵取扱等安全管理についての指導

※ 火薬類、高圧ガス製造施設等一覧表は「資料編1-11(P資1-93)」を参照

第3 毒物劇物災害予防計画

実施担当部局：消防本部

方 針

毒物又は劇物等の流出等により、周辺の地域に被害を及ぼすことを防止するため、毒物劇物の製造、貯蔵等を行う施設に対して実施される県の指導等、予防対策に協力する。また、消防本部は届出等により災害発生時の消火活動の障害とならないよう指導する。

計 画

県が毒物劇物等の製造、貯蔵、取扱等施設に対して行う災害予防対策

- (1) 毒物劇物営業所に対する立入検査の強化
- (2) 毒物劇物屋外貯蔵タンクの継続調査及び指導の実施
- (3) 毒物劇物関係業者に対する講習会等の開催

第4 放射性物質事故災害予防計画

実施担当部局：総務部

方 針

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律に基づき、放射性同位元素等の使用の許可を受け、又は使用の届出をしている事業所は、放射性物質の取扱いによる事故、運搬中の事故等による被害の拡大を防止するため、関係法令の遵守、保安意識の高揚、通報体制の整備、防災関係資料の把握等の対策を推進する。

計 画

- (1) 放射性物質取扱業者は、関係法令を遵守するとともに、安全管理に万全を期する。
- (2) 放射性物質取扱業者は、事故の発生のおそれがあるとき及び事故が発生したときの連絡通報体制及び防災関係機関への情報提供体制を確立する。

第5 流木災害予防計画

実施担当部局：農林水産部

方 針

津波、台風、高潮及び洪水等による流木被害の防止対策を講ずるものとする。

計 画

1 流出防止対策

木材業者及び公共管理者等は、災害時における流木による被害を軽減するため、次の事項について万全の措置を講ずるものとする。

- (1) 管理場内の木材を整理し、流出防止を図る。
- (2) 保管している木材は、津波、洪水、高潮時に流出して災害の発生を助長するおそれがあるので、常に区域内を監視し、木材流出防止に万全を期する。
- (3) 災害時における木材による二次被害防止のため、田辺木材協同組合(22-0580)と連絡調整を図る。

第6 有害物質流出災害予防計画

実施担当部局：環境部

方 針

- 1 有害物質の流出及び石綿の飛散による住民の健康被害防止のため、平常時に本計画により予防対策を講じるものとする。
- 2 この計画の対象とする有害物質は、人に健康被害を生ずるおそれのある以下の物質とする。
 - (1) 大気汚染防止法施行令第3条の3第1号で規定されている吹付け石綿(レベル1)
 - (2) 水質汚濁防止法第2条第2項第1号で規定される有害物質

計 画

1 石綿飛散防止対策

- (1) 吹付け石綿(レベル1)の廃棄物処理等について災害廃棄物処理計画に基づいた体制を構築する。
- (2) 災害ボランティア、復興従事者及び住民等の石綿暴露防止のため、石綿の吸引を防ぐ防じんマスクの着用など必要な知識の普及啓発を実施する。

2 有害物質流出防止対策

- (1) 定期的に災害に備えた予防措置や災害時の対策について情報交換を行う。

第8節 文教対策計画

方針

地域における防災活動の拠点となる教育施設の防災機能の強化を図るとともに、日常の活動を通じて学校を核とした防災生活圏の形成を図る。また、貴重な文化財を守るため、市民その他関係機関の協力により、その保護に努める。

計画

第1 教育施設の整備と防災体制の強化

実施担当部局：教育委員会事務局

1 教育施設の整備

学校施設や社会教育施設を地域防災拠点として位置づけ、施設の耐震性・耐火性の強化及び通信手段の確保等防災機能の拡充を図る。

2 防災体制の強化充実

(1) 防災計画の充実

各教育施設において、各種災害に対応した防災計画を作成・充実する。

(2) 防災訓練の実施

各教育施設において、各種災害に対応した防災訓練・避難訓練を実施する。

(3) 学校防災教育の推進

児童・生徒に発達段階に応じた防災に関する知識を習得させるため、防災訓練を通して適切な行動ができるよう教育・指導する。

第2 文化財対策

実施担当部局：教育委員会事務局

1 施設等の整備

文化財所有者及び関係機関は、次のような防災対策上の施設整備に努める。

(1) 地震対策（施設の耐震化等）

(2) 火災対策（警報・消火・防火設備の整備、火気の使用制限等）

- (3) 落雷対策（避雷針の設置等）
- (4) その他の対策（周辺環境整備、委託保管、施設・機器の点検整備等）

2 保護思想の普及

文化財の保護には所有者だけでなく市民の協力も必要であり、文化財防火デー、文化財保護強調週間、文化財保護月間などの機会を通じて、市民に対する文化財保護思想の普及を図る。

3 関係機関の連絡、協力及び防災訓練

文化財所有者、消防署、田辺警察署、市教育委員会、その他関係機関は平常時から密接な連絡を保ち、また、防災訓練を実施することで、災害時における円滑な対応ができるよう努める。

4 火気の使用制限区域の設定

文化財保護対象物の建造物付近をたき火、及び喫煙を制限する区域に指定し、市民及び見学者等に周知するとともに、指定区域内に禁止の立て札による掲示を行い、出火防止を図る。

※ 田辺市における文化財一覧表は「資料編2-12(P資2-27)」を参照

第9節 農林水産関係災害予防計画

方針

各種気象災害による農作物、水産物、農林水産業施設等の被害の減少を図るため、関係機関を通じて、防災営農技術対策、気象情報等の末端への迅速な伝達、浸透に努めるものとする。

計画

第1 風水害予防対策

実施担当部局：農林水産部

1 農作物対策

(1) 水稻

過度な施肥を避け、健全な育成に努めるとともに、水路の清掃補強や深水による穂の乾燥被害を防止する。また、必要に応じて、病害虫の防除作業を行うとともに、穂発芽、流出等を起こさないよう注意する。

(2) 果樹

ア 塩風害に強い樹種による防風林や防風垣を整備し、強風時に備えるとともに、せん定、支柱立て等を行い倒伏等を防ぐ。

イ 敷草、集排水路の整備により耕土の流出を防ぐ。

(3) 施設栽培（野菜、花き、果樹）

パイプハウス、ガラス等栽培施設の設計は、設置環境に応じ、最大風圧強度で設計することを基本としているが、設置年数等状況に応じて次の対策をとる。

ア 防風林、防風ネット等自然的防風機能の強化

イ 直パイプ等のすじかいや施設部材の地中打ち込み部の補強等

ウ 施設周辺排水溝の整備・点検

2 畜産対策

(1) 畜舎の補強等

畜舎及び鶏舎等の破損場所、危険箇所の点検を行い、ボルト、釘の緩み等補強を要する箇所の補修、排水路の整備を行うとともに、家畜の避難方法について事前に検討し、待機場所、応急仮設畜舎資材等を点検する。

(2) 家畜衛生対策

災害時の家畜伝染病、その他の病気の発生に備え、飼養管理、衛生管理の徹底を期すとともに、緊急時に備え、紀南家畜保健衛生所との連携により緊急医薬品等を整備

しておく。

3 農業用施設対策

- (1) 農業用施設等の災害発生を未然に防止するため、常に降雨時の気象予報に注意し、これらの巡回・点検に努める。
- (2) ため池（土堰堤）については、余水吐の整備、堤体の補強を十分に行う。また、頭首工については、洪水流下を阻害しないよう施設の保全を行う。
- (3) 降雨状況によって、地盤の緩み、土砂埋没による通水断面の縮小等について、十分点検管理を行う。また、各種樋門、排水機場等の点検、注油及び操作位置までの連絡道の整備など、現地に適応した災害未然防止に万全を期す。

4 林業対策

- (1) 林業施設
林道については、側溝、暗きょ等排水施設整備、法面保護、障害物の除去、崩壊防止等の予防措置や、伐採の規制等適正な対策を講じる。
- (2) 林産物
林産物については、その種類及び災害種別による予防措置並びに対策について指導する。

第2 干害予防対策

実施担当部局：農林水産部

1 農作物対策

- (1) 水稲
水源のかん養や、河川・用排水路・ため池等の整備など水利の恒久的な改善に努め、計画的な節水・かんがいを行う。
- (2) 果樹
深耕、堆肥の施用、客土により土壌の保水力を高めるとともに、敷草等により土壌水分の蒸発散量を少なくする。また、かんがい用水の確保と施設資材の点検整備を行い、計画的なかん水に努める。

第10節 地震防災施設緊急整備計画

方針

市は、地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）に基づき県が策定した「地震防災緊急事業五箇年計画」及び「耐震改修促進計画」の推進を図る。

なお、防災効果が発揮されるよう、施設整備の順序や方法、ハード対策とソフト対策を組み合わせた効果的な対策の実施に努める。

計画

第1 地震防災緊急事業五箇年計画に関する計画

実施担当部局：関係各部

- 1 避難地
- 2 避難路
- 3 消防用施設
- 4 消防活動が困難である区域の解消に資する道路
- 5 緊急輸送を確保するため必要な道路、交通管制施設、ヘリポート、港湾施設（港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項第2号の外郭施設、同項第3号の係留施設及び同項第4号の臨港交通施設に限る。）又は漁港施設（漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第3条第1号イの外郭施設、同号ロの係留施設及び同条第2号イの輸送施設に限る。）
- 6 共同溝、電線共同溝等の電線、水管等の公益物件を收容するための施設
- 7 医療法（昭和23年法律第205号）第31条に規定する公的医療機関その他政令で定める医療機関のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- 8 社会福祉施設のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- 8の2 公立の幼稚園のうち、地域防災上改築又は補強を要するもの
- 9 公立の小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- 10 公立の特別支援学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- 11 上記7から10までに掲げるもののほか、不特定かつ多数の者が利用する公的建造物のうち、地震防災上補強を要するもの
- 12 津波により生ずる被害の発生を防止し、又は軽減することにより円滑な避難を確保するため必要な海岸法（昭和31年法律第101号）第2条第1項に規定する海岸保全施設又は河川法（昭和39年法律第167号）第3条第2項に規定する河川管理施設
- 13 砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防設備、森林法（昭和26年法律

第249号)第41条に規定する保安施設事業に係る保安施設、地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第2条第3項に規定する地すべり防止施設、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設又は土地改良法(昭和24年法律第195号)第2条第2項第1号に規定する農業用排水施設であるため池で、家屋の密集している地域の地震防災上必要なもの

- 14 地震災害時において災害応急対策の拠点として機能する地域防災拠点施設
- 15 地震災害時において迅速かつ的確な被害状況の把握及び市民に対する災害情報の伝達を行うために必要な防災行政無線設備その他の施設又は設備
- 16 地震災害時における飲料水、電源等の確保等により被災者の安全を確保するために必要な井戸、貯水槽、水泳プール、自家発電設備その他の施設又は設備
- 17 地震災害時において必要となる非常用食料、救助用資機材等の物資の備蓄倉庫
- 18 負傷者を一時的に収容及び保護するための救護設備等地震災害時における応急的な措置に必要な設備又は資機材
- 19 老朽住宅密集市街地に係る地震防災対策

第2 耐震改修促進に関する計画

実施担当部局：建設部、関係各部

現在、平成28年3月に改訂した前計画の検証により新たに作成した令和3年度から令和7年度までの5年間を計画期間とした「田辺市耐震改修促進計画」により、大規模地震発生時における住宅・建築物の倒壊を半減させるという目標を定め、優先的に耐震化に着手すべき建築物や重点的に耐震化を図る建築物の種別を設定するなど、既存建築物の耐震診断及び耐震改修を計画的に進めている。

1 住宅の耐震化

民間住宅については、平成12年5月以前に着工された住宅を対象に耐震診断、設計、改修(現地建替え)に対する助成制度により、耐震化を促進する。

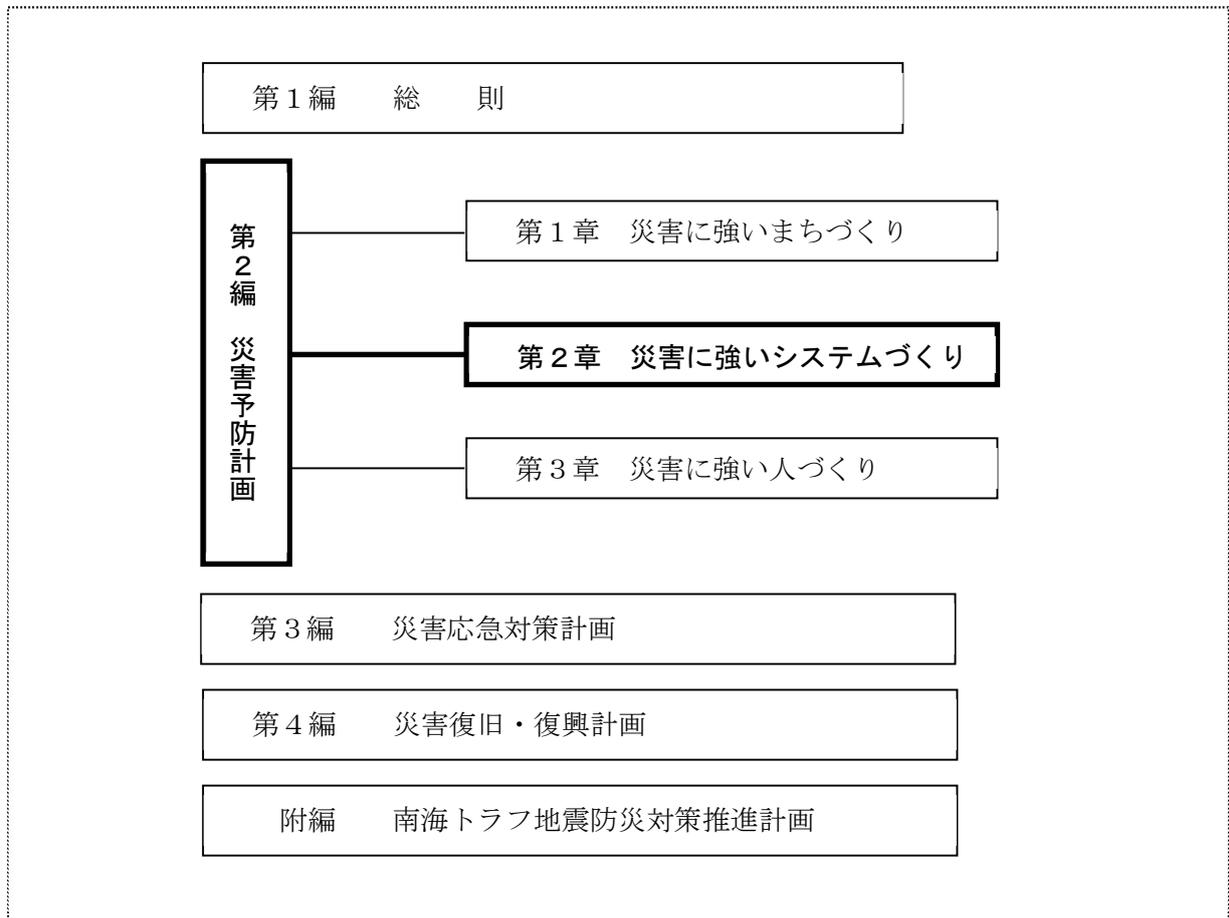
2 特定建築物の耐震化

多数の者が利用する一定規模以上の建築物について、耐震診断、改修を促進する。

3 市有建築物の耐震化

耐震改修促進計画に基づき、災害対応の拠点となる施設等、優先順位を総合的に検討した新たな計画により、耐震化を推進していく。

第2章 災害に強いシステムづくり



第1節	防災体制の整備計画	2- 38
第2節	災害情報網整備計画	2- 41
第3節	避難体制整備計画	2- 43
第4節	津波避難対策計画	2- 46
第5節	災害時医療体制整備計画	2- 49
第6節	水・食料・生活物資等確保計画	2- 52
第7節	緊急輸送のための整備計画	2- 55
第8節	災害被害を軽減するための計画	2- 58
第9節	災害対策拠点等の整備	2- 62
第10節	受援計画	2- 63
第11節	災害廃棄物処理体制の整備	2- 65

第1節 防災体制の整備計画

方針

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、災害の応急対策及び災害応急復旧を迅速かつ有効に実施するため、組織及び体制を整備し、防災関係機関相互の連携の強化、施設・設備等の整備、資機材・物資の備蓄・点検等に関する計画を定め、防災体制の充実を図る。

計画

第1 災害応急対策組織の整備

実施担当部局：総務部

1 災害応急対策組織の整備

- (1) 災害の予測及び予報、災害に関する情報の収集伝達、災害応急措置の実施等災害応急対策の実施に関する災害対策本部その他の組織を整備するとともに、絶えずその改善に努める。
- (2) 公共的団体、防災上重要な施設の管理者、その他民間の災害応急対策組織の整備、改善を促進するとともに、市と防災関係機関との連携及び協力体制を確立する。

2 緊急連絡網及び動員計画

職員は、災害時における自らの役割について、日頃から習熟に努めるとともに、各部及び関係機関は、個々の災害対策要員の配備体制（動員計画）及び役割についてあらかじめ定め、また、勤務時間外についても緊急連絡網を定め、迅速な防災活動体制の確保を可能にしておく。

第2 防災研修及び訓練の充実

実施担当部局：総務部、消防本部

1 職員災害対応マニュアルの習熟

市職員は、日頃から「職員災害対応マニュアル」に目を通し、習熟しておくこととし、災害時の状況に応じて的確な対応ができるよう備える。

2 防災研修及び防災訓練の実施

(1) 市職員の防災教育

災害の応急対策には、職員一人ひとりの防災知識及び心構えが重要な要素である。そこで、各自の任務分担の自覚、更には防災知識とその技術の修得を図るため、防災研修等を実施する。

(2) 消防団員の防災教育

防災関連の研修会への積極的な参加を促進するとともに、消防団員の研修会、各種訓練等を実施し、専門的知識の習得等、消防団員の資質の向上を図る。

(3) 防災訓練の実施

市は、関係機関、市民、事業所等の協力のもとに、組織動員訓練、水防訓練、消防訓練、避難訓練、通信訓練、避難所運営訓練等の各訓練を総合的に実施し、災害時における防災活動の円滑な実施体制の確立に努める。

訓練の実施にあたっては、参加者に事前にシナリオ、訓練開始時間を知らせない訓練、机上において想定災害に対する対応や判断を試す訓練等の工夫や図上演習の方法論を活用するなど、現場における判断力の向上につながる実践的なものとなるよう工夫するとともに、訓練終了後、訓練の評価を実施し、改善点を明らかにした上で、必要に応じ、マニュアルの作成、改訂等を行う。

※ 第2編第3章第3節 防災訓練(P2-75) を参照

第3 資機材等の整備点検

実施担当部局：関係各部

1 備蓄体制の充実強化

市及び関係機関は、応急対策の実施に必要な資機材等について、整備充実を図るとともに、随時点検を行い、保管に万全を期するものとする。

また、その調達先、調達方法等についても災害時に迅速に活用できるよう確認しておくものとし、緊急の補充に備えるため、業者を調査し、流通備蓄の充実に努める。

2 防災資機材の整備点検

(1) 整備資機材

- ア 水防、消防等の資機材
- イ 特殊車両
- ウ 建設用資機材

- エ 医療品、薬剤等の医薬品
 - オ その他災害用装備資機材
- (2) 保有（備蓄）資機材の点検
- ア 不良箇所の有無
 - イ 機能試験の実施
 - ウ 種類、規格と数量の確認
 - エ 医療品の使用期限等の確認
 - オ その他

資機材等の点検結果は、常に記録しておくとともに、破損等が発見されたときは、補充、修理を行う。

3 災害用緊急物資食料等の備蓄点検

(1) 給水体制の整備

災害時において、被災者への飲料水の供給が確保できるよう応急給水用資機材の整備を行うとともに、あらかじめ給水計画を策定しておく。

(2) 食料等の備蓄体制の整備

あらかじめ災害時における食料等の備蓄計画を策定し、平素から調達可能なアルファ米、クラッカー、生活必需品及び医薬品等の把握、確認に努め、災害時において速やかに調達できるよう整備しておく。

※ 国、県等の救助用食料の確保状況は「資料編2-3(P資2-2)」を参照

※ 災害用備蓄物資一覧表は「資料編2-4(P資2-3)」を参照

第4 広域応援体制の整備

実施担当部局：関係各部

1 市町村間の広域応援体制の充実

市は、災害時に相互援助を実施することを目的として、災害応急対策の相互応援に関する協定や消防相互応援に関する協定を締結し、広域的な相互応援体制の構築に努める。

特に南海トラフ地震のように被害の及ぶ範囲が極めて広いと想定される大規模地震については、広域応援協定の充実により、広域災害に対応できる体制づくりを推進する。

2 関係団体及び民間企業との協力体制の確保

応急活動や救援活動の効率化を図るため、平常から関係団体及び業界との協力体制を整備するとともに、災害時の連携を図るため情報交換を行う。

第2節 災害情報網整備計画

方針

災害時の電話回線の輻輳又は途絶時における防災機関相互の通信・連絡手段の多ルート化、情報が集まらない場合若しくは少ない場合におけるマニュアルの策定・徹底、本部員及び防災対策関係職員への非常時通信・連絡手段の確保を図ることにより、総合的に情報の収集・伝達体制の整備・強化を行う。

計画

第1 防災情報ネットワークの整備

実施担当部局：総務部、関係各部

1 田辺市防災行政無線の整備・拡充

市民の生命・財産を守るため、災害情報を迅速かつ的確に提供する市防災行政無線及び防災行政無線を補完する戸別受信機の整備・拡充に努める。

2 災害時優先電話の指定

市各部、出先機関、避難施設、防災関係機関等に対し災害時優先電話の指定を指導し、非常時における連絡手段の確保を図る。

3 無線従事者の確保

防災行政無線局等の運用を円滑に実施するため、特殊無線技士を養成し、その適正配置に努める。

4 多様な通信手段の整備

携帯電話、電子メール、インターネットの利用等災害時通信手段の多様化を推進し、非常時の職員への連絡体制の強化や情報収集の機動力の向上に努める。

また有線電話・無線電話設備の機能を常時維持するため、保守管理を徹底するとともに、機器の転倒防止、予備電源の確保を図る。

5 無線通信に関する民間との協力体制の確保

タクシー会社や漁業協同組合等の業務用無線保有機関やアマチュア無線資格者などとの協力体制を平時から確保し、災害時の情報収集・伝達体制を補完する。

第2 情報の収集・伝達体制の整備

実施担当部局：総務部、企画部

1 非常時における情報判断

市職員は、情報が集まらない場合又は少ない場合にも、限られた情報をもとにして、迅速な状況判断と初動措置を講ずることのできる情報判断能力を養う。

2 市民等からの情報収集体制の確立

災害時の被害情報収集は、正確かつ迅速な対応が求められる。このため、特に初期の被害状況については、町内会等の市民自治組織を通じて、直ちに本部に通報してもらえよう事前に十分協議しておくものとする。

3 市民への広報システムの整備

(1) 広報活動用資機材の整備

災害時に備え、拡声機付車両及びハンドマイク等広報活動用資機材の定期的な点検整備を図る。また、広報活動用資機材を取り扱っている業者等を把握しておくものとする。

(2) 民間報道機関との協力体制の確保

市からの災害情報等をそれぞれがもつ媒体を通じて報道し、地域に密着した情報の提供ができるよう協力体制を整えておくものとする。

(3) 非常時における多様な広報要員の確保

ボランティア団体等との連携により、点字、手話、外国語等要配慮者向け広報活動に必要な技術を持つ要員の確保を図る。

(4) 町内会放送設備の整備

市民への災害情報伝達の多ルート化を図るため、各町内会に放送設備の整備等を要請する。

(5) 多様な広報ツールの採用

防災行政無線放送を補完する防災・行政メールの登録促進、防災・行政テレホンガイドの利用促進に努めるとともに、緊急速報メール、市ホームページ、ソーシャル・ネットワーキング・サービス、ケーブルテレビ等多様な広報ツールを活用して確実な広報に努める。

第3節 避難体制整備計画

方針

市及び関係機関は、災害時に市民が安全かつ速やかに避難できるよう、総合的かつ計画的な避難体制の整備・啓発を行う。

そのため、避難場所として適切な施設を選定し、その周知徹底を図るとともに避難施設及び周辺環境の整備に努める。

計画

第1 避難施設の整備

実施担当部局：総務部、関係各部

1 指定緊急避難場所及び津波一時避難場所

災害時又は災害のおそれがある場合に、その災害種別ごとの危険から市民が緊急的に避難するための施設を指定緊急避難場所として指定する。

また、安全性等の一定の基準を満たす公園や地区の集会所その他の広場等を、平常時は市民に親しまれ、津波災害時には一時的な避難場所となるよう整備を推進するとともに、民間等の協力を得ながら津波避難ビルの指定についても促進していく。

※ 指定緊急避難場所、津波一時避難場所、津波避難ビル等は「資料編3-1(P資3-1)、資料3-2(P資3-1)及び資料編3-3(P資3-2)」を参照

2 指定避難所

災害が沈静化した後に、自宅等が被害を受け居住する場所がなくなった市民を収容するための施設を指定避難所として指定する。

また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

(1) 施設の指定にあたっては、次の事項に留意する。

- ア 被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有していること
- イ 速やかに被災者等を受け入れ、又は生活関連物資を被災者等に配布できる施設であること
- ウ 想定される災害による影響が比較的少ない施設であること
- エ 車両その他の運搬手段による輸送が比較的容易であること

3 指定緊急避難場所及び指定避難所の管理者等との事前協議

災害時に指定緊急避難場所及び指定避難所として適切に使用できるよう、平常時から管理者等と十分な協議を行う。

- ア 市が管理する施設以外の管理者等とは、所要の手続きを済ませておく
- イ 収容施設としての日常的な維持管理の徹底を図る
- ウ 迅速な施設開設のため、施設管理者との連携体制の強化や適切な鍵の管理に努める

※ 指定緊急避難場所及び指定避難所一覧表は「資料編3-3(P資3-2)」を参照

4 避難路

南海トラフにおける巨大地震が発生した場合など、津波から身を守るため、住民自らが指定緊急避難場所及び津波一時避難場所までの避難経路を確認しておくとともに、自主防災組織等が中心となって地域の実情に応じた避難路の整備に努める。

また、指定緊急避難場所及び津波一時避難場所から指定避難所への移動の安全を確保するため、道路改良等の促進を図る。

5 避難所機能の充実

(1) 備蓄物資の充実

指定緊急避難場所及び指定避難所において、避難者救護のための備蓄物資の整備を推進する。

(2) 水の確保

生活用水等を確保するため、造水機等の保守管理を徹底するとともに、プール・防火水槽等の新設及び改修工事に合わせ、耐震性の強化を図る。

(3) 避難所の事前検討

発災時において迅速に避難所を開設し、避難者の受入を行うため、施設ごとに各部屋の用途を事前に検討する。

(4) 要配慮者に配慮した避難施設の整備

和歌山県福祉のまちづくり条例や田辺市地域福祉計画等に基づき、避難施設内において多目的トイレの整備や仮設スロープの設置などによる総合的なバリアフリー化を推進するなど、要配慮者が避難生活を送る上で使用のないよう配慮した避難所環境の整備・改善に努める。

(5) 福祉避難所の指定

高齢者、障害者、乳幼児、妊婦等の要支援者を収容することができる福祉避難所の選定を一層推進する。

第2 避難誘導體制の確立

実施担当部局：総務部、消防本部

1 避難誘導システム

災害発生後、市民は指定緊急避難場所（津波災害時時は津波一時避難場所を含む）に避難するほか、一旦地域内の最寄りの公園や公民館、学校等の安全な場所に避難し、災害の状況によって再び避難行動を起こすと考えられる。このため、このような市民の行動に合致した、段階的な避難誘導システムについて検討する。

2 避難誘導體制の整備

(1) 市

ア 地域特性を考慮した避難誘導體制の整備に努めるとともに、避難行動要支援者の誘導に配慮し、集団避難ができるよう自主防災組織、町内会等、地域住民組織と連携した体制づくりを図る。

イ 避難施設及び避難路等に案内標識、誘導標識等を設置し、平素から関係住民や外来者への周知を図る。

ウ 市民の避難行動に配慮した防災行政無線設備等の整備を総合的に検討する。

(2) 学校、病院等の施設管理者

学校、病院、社会福祉施設等、多数の者が利用する施設の管理者は、災害時に施設内の利用者等を安全に避難させるための体制を整備する。

3 避難に関する情報の周知・広報

防災マップや広報紙等の配布を通じて、市民の避難に関する情報（避難方法等）の周知強化を図る。

第4節 津波避難対策計画

方針

本市では、南海トラフ巨大地震による津波が発生した場合、きわめて短時間に津波の来襲が予想されるため、津波に関する防災教育及び訓練、避難場所、避難経路、津波避難施設の指定等のハード・ソフトの対策を組み合わせた多重防御による津波避難対策、津波防災地域づくりを推進する。

計画

第1 津波避難対策の推進

実施担当部局：総務部

本市は、南海トラフ地震に伴い発生する津波に対し、津波避難対策を特別に強化すべき地域として、「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」による特別強化地域に指定されたことから、津波避難対策を推進する。

1 津波避難対策の内容

- ア 津波からの避難の用に供する避難施設その他の避難場所
- イ 避難場所までの避難の用に供する避難路その他の避難経路
- ウ 集団移転促進事業及び集団移転促進事業に関連して移転が必要と認められる施設であって、高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者が利用する施設

第2 津波に強いまちづくり

実施担当部局：総務部、消防本部

1 津波避難を考慮したまちづくり

津波からの迅速かつ確実な避難を実施するため、徒歩による高所への避難を原則とし、地域の実情を踏まえ、避難場所、避難路の整備等、できるだけ短時間で避難が可能となるまちづくりを推進する。

地形や土地利用の実態など、地域の状況により高所への徒歩避難が困難な地域については、津波到達時間などを考慮して、既存施設の活用や避難施設の新設による津波避難ビル等避難場所の確保に努める。

2 津波災害警戒区域

市は、津波防災地域づくりに関する法律に基づき、指定された津波災害警戒区域について、津波浸水想定区域や津波災害警戒区域を示したハザードマップ及び指定緊急避難場所、津波一時避難場所及び避難路の周知に努め、次のとおり警戒体制を定める。

(1) 情報の収集及び伝達

気象庁防災情報提供システム及び県防災情報システム等を活用し、津波災害警戒区域の津波に関する情報を収集し、必要に応じて市防災行政無線等により広報する。

(2) 警戒避難体制の確立

津波の発生のおそれがあるときに円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、避難情報の発令及び伝達を行い、避難誘導等を行う。

また、津波災害警戒区域内の社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設については、施設管理者への情報伝達手段として、戸別受信機や防災・行政メール、SNS等の配信サービスを周知する。

(3) 避難場所及び避難路の整備

津波の発生時に市民が安全かつ速やかに避難できるよう、津波避難ビル等の避難場所及び避難路の整備・啓発を行う。

※ 指定緊急避難場所及び指定避難所一覧は「資料編3-3 (P資3-2)」

(4) 津波避難訓練の実施

津波災害警戒区域内において迅速な津波からの避難を行うため、関係機関、市民、事業者等は津波避難訓練を実施する。

(5) 津波避難確保計画の作成

津波災害警戒区域内の社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設のうち、津波発生時における円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある施設については、津波避難確保計画を作成する。

※避難確保計画の作成を必要とする要配慮者施設一覧は「資料編3-5 (P資3-13)」

3 伝達監視体制の整備

住民、来街者（観光客など）、海浜利用者等が的確に避難できるよう、防災行政無線やその他の伝達手段を整備・充実し、津波情報伝達体制、監視体制の強化を図る。

4 避難対策

(1) 避難体制の整備

津波発生時における適切な避難対策を実施するため、地域住民と協働して津波避難計画を策定し、避難場所、避難経路の周知を図る。

避難計画を策定する場合には、避難行動要支援者に配慮したものとする。

(2) 徒歩避難の原則

地震・津波発生時には、家屋の倒壊、落下物、道路の損壊、交通渋滞・事故等が発

生するおそれがあり、津波発生時の避難は、徒歩によることを原則とする。

但し、避難行動要支援者の避難等にあたっては、車等を利用した避難を検討する。

(3) 避難誘導等における職員等の安全性の確保等

消防職団員、市職員、自主防災組織等津波避難時に避難誘導にあたる者の危険を回避するため、津波到達時間内での防災対応や避難誘導に係る行動ルールの策定を検討する。

また、避難行動要支援者の避難誘導、安否確認のため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時から、避難行動要支援者に関する情報の把握及び関係者との情報共有に努めるとともに、避難誘導體制の整備を図る。

(4) 津波一時避難施設等の整備

地理的条件を考慮し、安全かつ迅速に避難できる津波一時避難施設（津波避難ビル等）の指定、協定を推進する。

(5) 避難空地の確保、避難路の整備

迅速な高所への避難を可能とするため、避難空地の指定整備を進めるとともに、避難路の階段整備や手すりの設置、夜間照明の設置など避難路の整備を推進する。

第5節 災害時医療体制整備計画

方針

市及び県は、災害時の救急救助・医療救護活動を迅速かつ連続して適切に実施できるよう、医療関係機関と連携しながら、医療情報の収集・伝達体制、現地医療体制、後方支援体制、医薬品等の確保体制等を含めた災害時医療体制の整備を図る。

計画

第1 救急救助体制の整備

実施担当部局：消防本部、保健福祉部

1 救急救助体制の整備

市は、田辺市医師会、田辺西牟婁歯科医師会、田辺薬剤師会、日本赤十字社田辺支部等関係者と協力して、災害時に予想される多発的救急・救助要請に的確に対処するため体制の整備・充実を図るとともに市民の自主救護能力の向上と災害時における市民互助への理解と協力を得るよう広報活動等に努める。

2 救急救助資機材の整備

救急救助資機材の整備を進め、医療機関等との連携のもと、救急救助活動が実施できるよう必要な体制の整備を図る。

3 要配慮者に対する救急救助体制の整備

災害時の安全確保のため、避難計画の検討を行うとともに、自治会、消防団、自主防災組織等に協力を要請し、地域ぐるみで要配慮者を救急救助できる体制の整備に努める。

第2 応急医療体制の整備

実施担当部局：保健福祉部、消防本部、総務部

1 救護体制の整備

災害により、一時に多数の死傷者が発生したり、交通が混乱して患者の搬送ができない場合には、田辺市医師会及び田辺西牟婁歯科医師会、田辺薬剤師会等の協力体制が不

可欠であり、医師会等による検討を踏まえて、確実な応急医療体制を整備する。

2 救護所の設置

市は、災害の規模、態様に応じた適切な現地医療体制を確保するため、田辺市医師会等の協力のもと、中核となる指定避難所に救護所を設置できる体制を整える。

3 現地医療体制の整備

市、県及び医療関係機関は、救護所において応急処置などを行う現地医療体制を整備する。

(1) 医療救護班の構成

市、県及び医療関係機関は、災害の種類や時間経過に伴い変化する疾病傷病に対応できるよう、診療科目・職種別に医療救護班を構成するよう検討する。

(2) 医療救護班の受入及び派遣・配置調整

医療救護班の受入及び救護所への配置調整を行う体制・窓口を整備する。

4 医薬品等の備蓄・調達

(1) 災害等緊急時に必要とされる医療機器、衛生材料、医薬品等の備蓄・調達について、民間事業者等の協力が得られるようあらかじめ協議する。

(2) 医療機関及び指定避難所における医薬品等の備蓄に努める。

5 広域医療体制の整備

(1) 医療情報を正確に把握するため、平常時から他都市との情報交換を行い、災害時の負傷者の重傷度に応じた搬送先を適切に選定できるよう、広域的な医療体制の整備を図る。

(2) 災害時における医療機関及び田辺市医師会、田辺西牟婁歯科医師会、田辺薬剤師会との情報交換が適切にできるよう、協力体制の整備を図る。

(3) ヘリコプターによる負傷者等の搬送体制について充実を図る。

(4) 他都市との災害相互応援協定の締結を推進し、通常の実援業務に加えて医療スタッフ・医療資機材等の援助など、総合的な実援体制の整備を図る。

(5) 他地域への実援に備え、災害派遣医療チーム（DMAT）の整備を推進するとともに、当地域における大規模災害時の実援体制の構築を図る。

(6) 県は、災害時の医療体制を迅速かつ的確に構築するため、救急及び透析に熟知している者を災害医療コーディネーターとして配置する。

(7) 災害医療支援機能を有し、24時間対応可能な緊急体制を確保する災害拠点病院の指定により、災害時の医療を確保する。

6 搬送体制の確立

市及び県は、災害時における患者、医療救護班及び医薬品等の大量かつ迅速・適切な

搬送のため、陸路・海路・空路を利用した搬送手段の確保と搬送体制の確立を図る。

(1) 患者搬送

市及び県は、特定の医療機関へ患者が集中しないよう、可能病床情報等に基づく適切な搬送体制を確立する。

(2) 医療救護班の搬送

市、県及び医療関係機関は、救護所等における医療救護活動を行うための医療救護班の派遣手段・方法を確立する。

(3) 医薬品等物資の搬送

ア 市

医薬品等の受入及び救護所等への配送供給体制を確立する。

イ 県、日本赤十字社和歌山県支部、田辺薬剤師会

医薬品等の受入及び被災地への搬送手段の確保、搬送拠点の選定、輸送体制を確立する。

※ 災害拠点病院は「資料編2-12(P資2-38)」を参照

第6節 水・食料・生活物資等確保計画

方針

災害による家屋の損壊、浸水、流失等により水、食料、生活必需品の確保が困難な市民に対して必要な物資を供給するため、その確保体制を整備するものとする。市民・事業所に対しては、平時から水や食料、生活必需品について最低3日分、可能であれば1週間分以上の備蓄を行っていくよう指導する。

計画

第1 飲料水の確保

実施担当部局：水道部、環境部

1 補給水利の確保

補給水利として浄水池及び配水池の水を応急給水の水源として確保する。また、そのバックアップ体制として河川水、井戸水等からの応急給水の措置を行う。

- (1) 状況に応じて河川等の水を浄水装置により浄化し応急給水を行う。
- (2) 災害時に使用可能な井戸をあらかじめ調査・確保しておくとともに、災害時生活用水協力井戸登録制度への登録を推進する。
- (3) 学校等のプールの水を災害対策用造水機により浄化し応急給水を行う。

2 応急給水拠点等の整備

- (1) 災害時には、給水拠点を配置して、浄水場及び配水池を基地とする給水車による応急給水体制の整備を図る。
- (2) 被害状況に応じて、市内の配水池を給水基地として活用するため、順次、緊急遮断弁の整備を図る。
- (3) 給水は、原則として給水拠点及び市内各所の消火栓等において行うが、被災状況に応じ、応急給水を行う。
- (4) 浄水場においては、給水基地としての整備を図る。

3 応急給水用資機材等の整備

造水機、給水タンク、給水車、仮設給水栓、ポリ容器、非常用飲料水袋等の応急給水用資機材の整備・充実を図る。

※ 災害時生活用水協力井戸一覧表は「資料編2-12(P資2-45)」を参照

第2 食料及び生活必需品の確保

実施担当部局：総務部

1 備蓄

災害時には、一時的に流通機能が混乱するため、被災者や防災作業従事者に対して緊急に供給すべき食料や生活必需品の確保は困難になることが予想される。また、断水や停電等が発生すると、市街地部の家庭では食事のための調理ができなくなることも予想される。

このような事態に備えて、必要な食料及び寝具その他の生活必需品を供給又は貸与するため、非常食料、毛布及び防水シート等の備蓄を行い、その補充及び更新を行う。

また、備蓄物資の種類としては、高齢者や女性、乳幼児等に配慮した品目の見直しを図る。

(1) 高齢者や女性、乳幼児等に配慮した品目

- ア 高齢者用食料
- イ 乳児用ミルク
- ウ ほ乳瓶
- エ おむつ
- オ 生理用品

(2) その他用品の確保

- ア アルファ米などの主食
- イ 梅干しなどの副食
- ウ 炊事道具・食器類(鍋、炊飯用具等)
- エ 光熱用品(LP ガス、LP ガス用品、簡易コンロ、乾電池、懐中電灯等)
- オ 日用品(石鹸、タオル、ちり紙、歯ブラシ、ラップ等)
- カ 救急セット等

(3) 分散備蓄

備蓄物資の一箇所集中を避けるとともに、速やかに物資等を輸送・提供するため分散備蓄を図り、小中学校や地域の一角などに簡易倉庫等を整備し、被災者の被災直後の生活に必要な食料及び生活必需品等を備蓄する。

(4) 家庭における備蓄

各家庭においては、災害に備えて消費しながら備蓄する「ローリングストック」により、1週間分以上の食料及び生活必需品を備蓄するよう啓発する。

(5) 企業における備蓄

企業においては、災害に備えて3日分以上の食料を備蓄するよう努める。

2 緊急調達体制の確立

(1) 民間企業との協定の推進

被災人口が拡大すると、備蓄だけでは緊急に必要な生活必需品が不足することが予想される。そのため、災害時における食料、生活必需品の供給を確保し、さらに災害応急対策の円滑化を図るため、主食、副食、日用品及び住居資機材等関係業界と協議し、事前に調達に関する協定等を締結し、これらの物資の緊急時の調達に万全を期す。

(2) 広域的な受入体制

広域的な救援物資の受入れについては、県の広域防災拠点等を通じて支援を受ける体制及び広域的な相互応援体制を整備する。

第7節 緊急輸送のための整備計画

方針

災害発生直後においては、緊急に必要となる各種物資や人員を搬送するため、使用可能な交通・輸送ルートや車両等を確保することが極めて重要である。

そのため、あらかじめ緊急輸送道路を活用するための道路や緊急通行車両等を指定するとともに、多様な輸送手段の検討及び人員や車両の調達を含めた輸送力の確保等、災害時に迅速かつ的確に緊急輸送が行われるよう環境の整備を図る。

計画

第1 緊急輸送道路の活用

実施担当部局：建設部

- 1 市は、災害時の緊急輸送活動を円滑に実施するため、緊急輸送道路の活用を図る。そのため、市は緊急輸送道路に直結し、隣接市町村及び市庁舎、消防署、田辺警察署、西牟婁振興局、病院等防災拠点となる施設を有機的に連携できるアクセス道路及びこれらを補完する道路を、緊急輸送道路を活用するための道路として指定する。

指定にあたっては、和歌山県緊急輸送道路ネットワークとの接続に留意するとともに、警察及び関係機関と十分協議を行い、広域圏を視野に入れて検討するものとする。

- 2 効率的な緊急輸送を実施するため、田辺警察署と協議の上、緊急車両用赤色灯、サイレンやステッカー、通行禁止等の看板などについて事前に整備しておくものとする。

第2 緊急通行車両の事前届出

実施担当部局：総務部

- 1 災害時の応急対策活動の迅速かつ円滑な実施を図るため、市有車両のうち緊急通行車両として適当と思われる車両を田辺警察署長を経由し、県公安委員会へ事前届出を行い「標章」及び「緊急通行車両確認証明書」の交付を受けておくものとする。

- 2 緊急通行車両の届出をした車両について標章及び証明書の記載事項が変更した際は記

載事項変更届出書及び変更事項が確認できる書類を田辺警察署長を経由し、県公安委員会へ提出する。

3 事前届出手続

(1) 申請書類

- ア 緊急通行車両確認申出書
- イ 自動車検査証の写し
- ウ 災害応急対策を実施するための車両として使用されるものであることを確かめるのに足りる書類
- エ 指定行政機関等の車両であることを確かめるために足りる書類

(2) 対象車両

災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するために使用する車両（道路交通法第39条第1項の緊急自動車については対象外）

(3) 緊急通行車両確認証明書の返還

次の場合、速やかに田辺警察署長を経由して証明書を返還するものとする。

- ア 証明書の交付を受けた車両が緊急通行車両として使用される車両に該当しなくなったとき
- イ 当該車両が廃車となったとき
- ウ 標章等の有効期間が到来したとき
- エ その他緊急通行車両としての必要がなくなったとき

(4) 標章及び緊急通行車両確認証明書の更新

標章及び証明書の有効期限は交付の日から5年間となるので有効期限を満了する前に再登録の手続きを行うものとする。

※ 緊急通行車両確認申出書は「資料6-1(P資6-1)」を参照

第3 海上輸送

実施担当部局：総務部、農林水産部、建設部

災害時の緊急海上輸送に備え、田辺海上保安部、県、漁協、遊漁船組合等の関係機関と協議の上、事前に接岸場所や運航方法、協力体制等について定めておくものとする。

第4 航空輸送

実施担当部局：総務部、消防本部

- 1 陸上交通が途絶した場合に備えた空のアクセスを確保し、災害時の救護・救助活動、緊急物資の輸送、林野火災時の空中消火等を円滑に実施するため、ヘリコプターの臨時発着場の選定を行う。
- 2 必要に応じてヘリコプターの臨時発着場の増設整備を図り、その管理・運用に努める。

※ 災害時におけるヘリコプター発着予定地は「資料編2-5(P資2-5)」を参照

第5 鉄道輸送

実施担当部局：企画部

災害時においても、列車運転の安全を確保し、輸送業務を常に健全な状態に保持するため、西日本旅客鉄道株式会社と協議の上、災害時の緊急輸送の運行方法や協力体制等について定めておくものとする。

第8節 災害被害を軽減するための計画

方針

市及び関係機関は、がけ崩れ、浸水、地すべり、土石流、高潮、津波被害や大規模火災等の災害発生のおそれがある地域（災害危険箇所等）について、あらかじめ調査を実施し、その実態の把握に努める。

また、市民が災害に関する認識を深め、自主的に災害に対する予防措置を講じることができるよう必要な情報を提供するとともに、必要に応じて災害危険区域としての法指定や防災パトロールを行うなど、災害予防に努める。

計画

第1 災害危険箇所の予防措置

実施担当部局：建設部、農林水産部

1 防災パトロール

災害危険箇所に対し関係機関との調整を行い、防災パトロールを強化する。

(1) 量水標の点検

水位観測に障害が発生しないように定期的に機器の点検に努める。

2 事前措置の対象物等の改善

災害時に事前措置が必要と予想されるものについては、その占有者・所有者又は管理者に対し、その旨を通知し、改善の指導を行う。

(1) 重要水防区域の見直し

市は、県に対し、河川等の改修整備や既往災害の状況に応じた重要水防区域の見直しを要望する。

(2) 水防倉庫・資機材の整備点検

応急対策活動に支障がないよう、鍵の管理、倉庫内の整理、資機材の調達を行うとともに、必要に応じて倉庫の増設や資機材の見直しを行う。

3 被害想定に基づく対策検討

各種要因に基づく被害想定から、諸対策を検討する。

(1) 水防活動の強化

治水事業と水防活動は、相互に機能することにより水害を防ぐ重要な役割を果たしてきた。市は、地域住民による水防活動の強化を促進し、「水害から自分たちの生命と財産は自分たちで守る」という自衛意識を醸成するよう努める。

4 災害危険箇所の周知

各災害危険箇所とその危険性について、必要に応じて関係機関及び市民等に周知を図る。

(1) 市民への意識啓発

台風や洪水、高潮等の災害から市民を守るため、警報の如何にかかわらず、異常気象等を観測した場合は、直ちに警戒体制をとること、津波災害から市民を守るため、地震発生時には警報の如何にかかわらず、津波を想定して直ちに避難体制をとることなど、平常時からの意識啓発に努める。

※ 水防資機材一覧表は「資料編2-6(P資2-7)」を参照

第2 行為の規制及び対策事業の促進

実施担当部局：建設部、農林水産部

1 法令に基づく行為の規制

- (1) 砂防指定地内では、砂防法に基づき土地の掘削、土砂の採取、立木の伐採などの行為の指導を行う。
- (2) 急傾斜地崩壊危険区域においては、崩壊を助長又は誘発するおそれのある行為は、急傾斜地法に基づき規制し、保全を図るとともに居住建物については、建築基準法に基づき指導を行う。
- (3) 地すべり防止区域においては、地すべりの防止を阻害し、又は、地すべりを助長、若しくは誘発する原因となる行為は、地すべり等防止法に基づき行為の指導を行う。

2 対策事業の促進

- (1) 土砂流出のおそれのある溪流については砂防ダム等土砂災害防止施設の設置等、砂防対策の積極的な対応を、急傾斜地崩壊危険区域の指定を受けた箇所については急傾斜地崩壊対策事業の促進を、また、地すべり防止区域については地すべり対策事業の促進を県に要望する。
- (2) 山地災害の未然防止を図るため、危険性及び緊急性の高いところから、森林の維持及び修復促進等を重点に置いた取組を効率的に実施するよう積極的に県に要望する。

第3 警戒避難体制の確立

実施担当部局：総務部、建設部、農林水産部

1 防災パトロール及び点検の実施

市は、関係機関と連携して、梅雨期及び台風期の前に定期的に危険箇所の防災パトロールを実施するとともに、集中豪雨時には随時パトロールを実施する。また、地震発生時には、余震等による二次災害を想定し、情報を的確に把握する。

2 気象及び河川情報システムの活用

広域的な雨量情報や河川水位を計測する情報システム等を活用し、警戒避難体制の確立に努める。

3 危険箇所の周知

土砂災害警戒区域等（土石流）への看板設置やパンフレットの配布等により、土砂災害警戒区域等を市民に周知する。

4 自主防災組織の育成

自主防災組織の育成を積極的に推進し、防災意識の醸成を図る。

5 情報伝達体制の整備

市は、津波警報、気象予警報等の情報伝達が的確に実施できるよう、市防災行政無線等の伝達機器の整備を進め、市民への伝達体制を確立する。

なお、危険箇所周辺に乳幼児、高齢者、障害者等の自主避難が困難な者がいる場合における情報伝達にも十分配慮する。

6 防災知識の普及

市及び関係機関は、市民に対し日頃から防災知識の普及に努めるとともに、特に土砂災害が発生するおそれのある時期（梅雨期、台風期）と関連をもたせ、広報活動等の実施を図る。

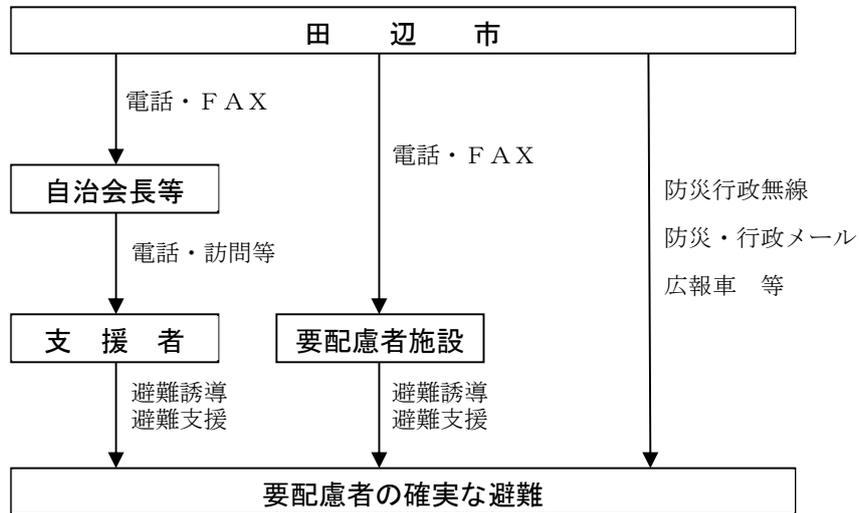
第4 土砂災害警戒区域における警戒避難体制の確立

市は、土砂災害警戒区域の指定があった場合は、当該警戒区域毎に情報伝達、予警報の発令・伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項について定める。

また、警戒区域内に要配慮者が利用する施設がある場合には、当該施設利用者の円滑な

警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報等の伝達方法を定めるとともに、施設管理者等による「避難確保計画」の作成を促進する。

さらに、周辺住民に対し、土砂災害ハザードマップ等、土砂災害からの円滑な警戒避難を確保する上で必要な情報の周知を行う。



※ 土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域は、「資料編1-5 土砂災害警戒区域等(P資1-65)」を参照

第5 浸水想定区域における警戒避難体制の確立

市は、浸水想定区域については、区域毎に情報伝達、予警報の発令・伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項について定める。

また、浸水想定区域内に要配慮者が利用する施設がある場合には、当該施設利用者の円滑な警戒避難が行われるよう水害に関する情報等の伝達方法を定めるとともに、施設管理者等による「避難確保計画」の作成を促進する。

さらに、周辺住民に対し、津波ハザードマップや洪水ハザードマップ等、水害からの円滑な避難体制を確保する上で必要な情報の周知を行う。

第9節 災害対策拠点等の整備

実施担当部局：関係各部

第1 防災中枢機能等の確保、充実

市、行政局、消防本部、災害拠点病院等災害応急対策に係る機関は、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設、設備の充実及び災害に対する安全性の確保、総合的な防災機能を有する拠点等の整備に努めるとともに、保有する施設、設備について代替エネルギーシステムの活用を含め自家発電設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努める。

第2 各種データの整備保全

市は、災害復旧・復興への備え、復興の円滑化のため、あらかじめ各種データの総合的な保全（戸籍、住民基本台帳、地籍、建築物、地下埋設物等情報及び図面データの整備保存並びにバックアップ）について対策を講じる。

第3 業務継続性の確保

市及び防災関係機関は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の維持のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するため、業務継続計画（BCP）に基づき、業務継続性の確保を図る。

また、実効性ある経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の改訂などを行う。

第10節 受援計画

第1 田辺市受援計画

大規模災害が発生し、本市が被災した場合に、効果的な災害応急対策や迅速な被災者支援、さらには災害復旧・復興に取り組むことを可能とするため、別に定める田辺市受援計画に基づき、外部からの人的及び物的応援を要請し、円滑な受入体制を整備する。

1 人的応援の受入れ

田辺市地域防災計画や田辺市業務継続計画に定める業務を災害発生時に円滑に実施するため、外部からの応援を最大限活用できるよう事前に人的受援を調整する組織形態及び受入手順等を定める。

2 物的応援の受入れ

国や県、他の自治体、物資供給に関する協定を締結している民間企業等から提供される救援物資を円滑に住民へ届けるため、救援物資の受入れ等を行う二次物資拠点を含め、物資の調達から受入れ、住民への提供に至るまでの業務内容等を定める。

※二次拠点施設の一覧は資料編2-11（P 資 2-25）

第2 関西広域連合の応援・受援の種類

- 1 応援要員の派遣
- 2 物資及び資機材の供給
- 3 避難者及び傷病者の受入れ
- 4 その他

第3 国土交通省近畿地方整備局による応援計画

災害が発生又はその恐れのある場合、被害拡大を防ぐための緊急対応実施やリエゾン（情報連絡員）、TEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）の派遣を行う。

1 応援の内容

- (1) 被害情報の収集
- (2) 災害応急復旧
- (3) 二次災害の防止
- (4) その他必要と認められる事項

2 応援の要請、実施

和歌山県は、近畿地方整備局へ口頭又は電話等により応援要請を行う。

近畿地方整備局は、災害対策用資機材及び人員配置の状況を勘案して、可能な応援を行う。

3 応援要請によらない応援

災害が発生した場合、その事態に照らし特に緊急を要し、県からの要請を待ついとまがないと確認されるときは、近畿地方整備局は、独自の判断により応援を行う。

第11節 災害廃棄物処理体制の整備

方針

災害時に発生する災害廃棄物の処理を迅速かつ円滑に行えるよう体制の整備を進め、公衆衛生の確保及び生活環境の保全のため、別途定める田辺市災害廃棄物処理計画に基づき、平時からの災害応急対策の構築を図り、発災時の早期復旧・復興対策の構築を図る。

実施担当部局：環境部

第1 田辺市災害廃棄物処理計画

災害廃棄物を迅速かつ円滑に処理するための課題等を抽出し、速やかな復旧・復興を進めるための手順等や大規模災害発生後に策定する災害廃棄物処理実行計画に対する事前整理等を行うため、別に定める田辺市災害廃棄物処理計画に基づき、災害発生後の応急対応及び復旧復興の各段階における基本的な処理方法等を示し、災害廃棄物の適切かつ円滑な処理の推進を確保する。

第2 関係団体との相互協力体制

災害時に支援が必要な場合は、和歌山県に支援を要請することを基本とし、更に災害廃棄物の処分等に係る協定締結事業者である民間事業者・団体等に協力支援を要請する。

第3 災害廃棄物等の仮置場候補地

仮置場は、公共用地を中心として計画的に選定、確保することとする。公共用地の利用については、避難場所や災害支援活動拠点など他の目的への利用も考えられるため、関係部局と調整をしながら随時見直しを図る。

第4 一般廃棄物処理施設等の浸水等対策の推進

本市のごみ処理は田辺市ごみ処理場にて実施することを基本としている。本市ごみ処理場については、津波や豪雨災害時における浸水被害は想定されていないが、本市のごみ処理に関係する民間の中間処理事業者も存在することから、平時から浸水被害発生時も踏まえた対応について検討を図る必要がある。

し尿処理については、本市が構成団体となっている3つの一部事務組合でエリア別に行っており、各施設についても津波や豪雨災害時において浸水被害は想定されていない。

ごみ処理、し尿処理に共通して、施設周辺に浸水被害が生じた場合も踏まえた処理の連携等について対応を検討する必要がある。

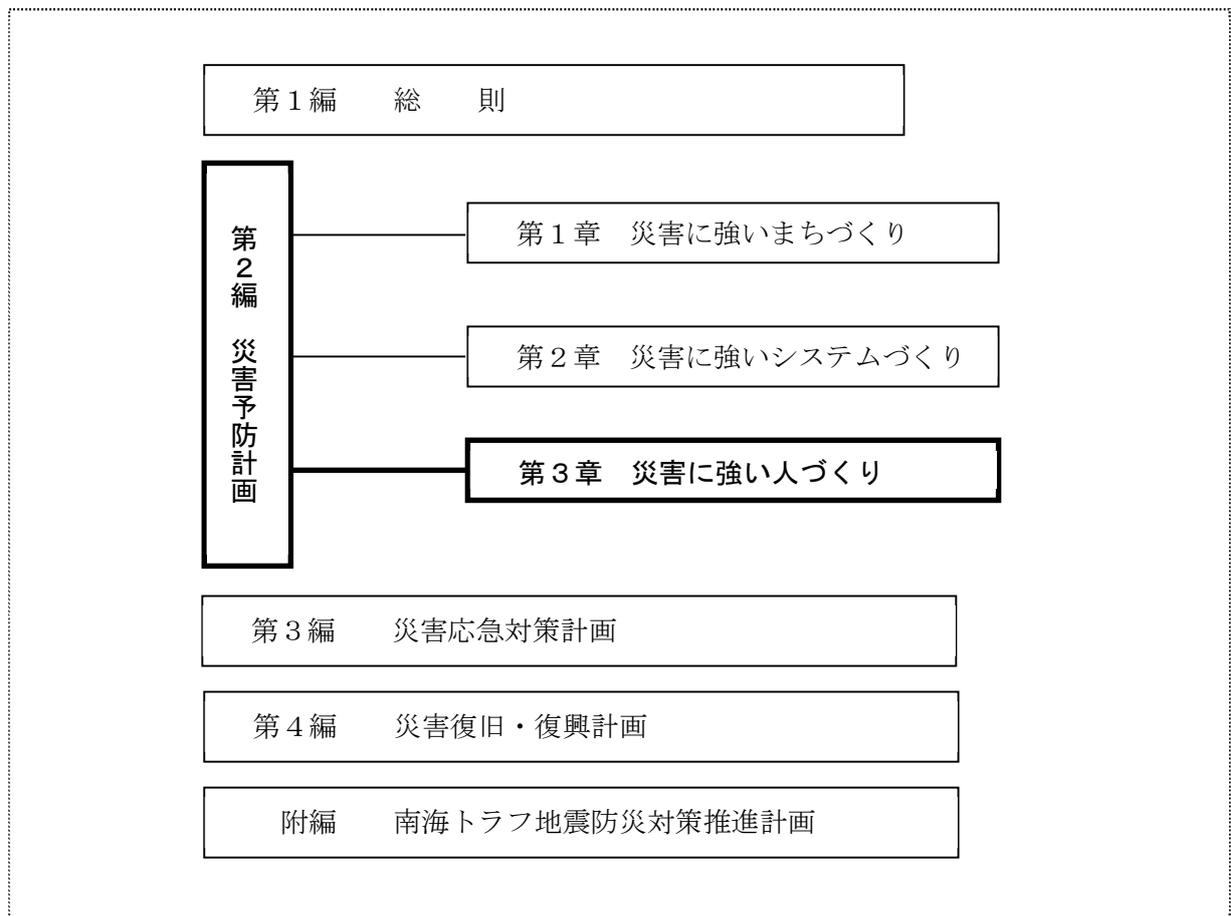
第5 住民への事前周知

平時における市民への情報発信については、災害発生時のごみ収集・処理の基本的な方針等に関して市情報媒体等で随時行うこととし、発災後における具体的な情報は必要に応じて随時広報するものとする。

なお、基本的な方針は次のとおりとする。

- (1) 災害時においても分別区分は基本的に平常時と同様とする
- (2) ごみの定期収集は状況により一時的に中止する場合がある
- (3) ごみの定期収集の再開に関しては、公衆衛生の確保及び生活環境の保全の観点から優先的に可燃ごみの収集に取り組む
- (4) 可燃ごみ以外については、一時的に定期収集を中止し自宅保管を要請する場合あり
- (5) 災害規模に応じて災害廃棄物仮置場を指定

第3章 災害に強い人づくり



第1節	防災教育及び広報	2- 68
第2節	自主防災活動	2- 71
第3節	防災訓練	2- 75
第4節	要配慮者対策	2- 77
第5節	ボランティアの活動環境整備	2- 82

第1節 防災教育及び広報

方針

市及び関係機関は、防災活動が円滑に実施されるよう、職員に対し防災教育を行うとともに、相互に密接な連絡を保ち、単独又は共同して市民及び事業所等に対して防災教育並びに広報等を行い、防災知識の普及・啓発に努める。

計画

第1 防災教育

実施担当部局：総務部、教育委員会事務局、関係各部

1 防災知識の普及と意識啓発

災害被害を軽減するうえで、市民の果たす役割は極めて大きい。市民が「自らの命は自らが守る」ため、平常時から指定緊急避難場所、指定避難所及び津波一時避難場所の位置や経路を確認し、飲料水や食料等を各家庭で備蓄することが重要である。

このため、消費しながら備蓄する「ローリングストック」により、1週間分以上の食料・生活必需品備蓄を推進し、市民の防災知識の普及・啓発を図り、防災能力を高める講習会、学習会等を開催するとともに、広報冊子、パンフレット等を用いて普及・啓発に努める。また、その際、要配慮者や男女のニーズの違い、性的少数者、家庭動物の飼養の有無等に十分配慮した防災教育、防災知識の普及に努めるものとする。

防災知識として、以下の項目に留意して行うものとする。

- (1) 災害発生の原因及び災害種別ごとの特性
- (2) 火災予防知識
- (3) 地震・津波に関する一般知識

津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること、後続波の方が大きくなる可能性や24時間以上にわたって継続することがあること、また強い揺れを伴わない、いわゆる津波地震や遠隔地震による発生の可能性など、津波の特性に関する情報。

津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること、特に地震発生直後に発表される津波警報等の情報には一定の限界があること、浸水想定区域外でも浸水する可能性があること、避難場所の孤立や避難場所自体の被災もあり得ること、など津波に関する想定、予測の不確実性。

- (4) 過去の被害事例
- (5) 平常時の災害に対する心得
 - ア 住宅の点検と補強方法

- イ 出火の防止
- ウ 救助・救護の方法
- エ 非常持ち出し袋の設置
- オ 避難施設、避難路の確認、連絡方法
- カ 家具等の固定
- キ 防じんマスクの着用方法
- ク 飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備(犬の登録・狂犬病予防注射接種等の法令遵守、しつけ、餌の備蓄等)

(6) 災害時の心得

- ア 情報の収集方法
- イ 家屋等の補修
- ウ 出火防止及び初期消火
- エ 避難の方法、時期
強い地震を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じるときは、迅速かつ自主的に高い場所に避難すること、避難は徒歩を原則とすること等
- オ 粉じんによる健康被害
環境省や県が行う粉じん大気濃度測定の結果を周知し粉じんによる健康被害防止の注意喚起を行う
- カ その他災害に応じた措置

2 学校教育・社会教育における防災教育

- (1) 教育委員会は、学校園防災の手引を作成し、園児・児童・生徒の安全確保に万全を期するとともに、園児・児童・生徒に対する防災教育の実施とその充実を図る。
災害時には、児童・生徒自らが命を守る主体となるため、以下の取組に努める。
- ア 「和歌山県防災教育指導の手引」を活用した防災学習
 - イ 地域の防災を担う青少年を育成するための高校生防災スクール
 - ウ 歴史資料等を活用した防災文化の形成
 - エ 「津波避難3原則」「津波てんでんこ」の浸透
 - オ 実践的な避難訓練や地域と連携した避難訓練
 - カ 身近な安全対策（耐震化、家具固定等）を子どもから発信する減災運動
- (2) 生涯学習等の社会教育において、災害予防に関する教育を行うとともに、災害に対して冷静に対処できるよう定期的な避難訓練の実施を図る。
- (3) 福祉施設等において災害に関する理解を深めるため、防災教室等を開催する。
- (4) 市及び関係機関の実施する防災訓練への積極的参加を呼び掛ける。

3 災害教訓の伝承

住民は、自ら災害教訓の伝承に努める。市及び県は、災害教訓の伝承について啓発に努めるほか、大規模災害に関する各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援する。

第2 防災広報

実施担当部局：総務部、企画部、消防本部

1 防災広報の実施

(1) 印刷物による広報

防災知識普及のため、広報紙等に関係記事を掲載するほか、チラシ等の作成・ポスターの掲示・回覧板等を利用して防災意識の高揚を図る。

(2) ポスター・作文・標語等の募集による広報

市は小・中学生等から防災に関するポスター・作文・標語等を募集し、市民を対象に防災知識の普及を図る。

(3) 広報の実施時期

防災知識の普及は、市が定めた「家族で考える防災の日」（9月第1日曜日）のほか、災害が発生しやすい時期又は全国的に実施される災害予防運動期間等を考慮して、おおむね次の時期に実施する。

【災害予防運動の時期】

災害予防の種類	災害予防運動	期 間
宅地防災予防に関する事項	宅地防災月間	5月・9月
風水害予防に関する事項	水防月間	5月
土砂災害予防に関する事項	土砂災害防止月間	6月
	がけ崩れ防災週間	6月1日～7日
	山地災害防止キャンペーン	5月20日～6月30日
危険物災害予防に関する事項	危険物安全週間	6月第2週
	高圧ガス保安活動促進週間	10月23～29日
	LPGガス消費者保安月間	10月1日～31日
	火薬類危害予防週間	6月10日～16日
火災予防に関する事項	文化財防火デー	1月26日
	春の全国火災予防運動	3月1日～7日
	秋の全国火災予防運動	11月9日～15日
	全国山火事予防運動	3月1日～7日
一般災害・地震災害予防に関する事項	防災とボランティアの日	1月17日
	防災とボランティア週間	1月15日～21日
	防災週間	8月30日～9月5日
	防災の日	9月1日
	救急の日	9月9日
	津波防災の日(世界津波の日)	11月5日
	119番の日	11月9日

第2節 自主防災活動

方針

地域における災害の未然防止や拡大防止を図るため、災害発生直後の初期消火、人命救助等が非常に重要であるが、大規模災害が発生した場合には、通信、交通の途絶等の悪条件が重なり、行政を中心とした組織的な対応が遅れることが予想される。そのため、市民の隣保協力に基づく自主防災組織の育成を促進し、訓練等を通じて連携を深め、大規模災害に的確に対処できるよう技術の向上と組織の強化を図る。

また、多数の者が出入りし、又は利用する施設、危険物等を製造若しくは保有する工場・事業所等についても、事業所等自らの防災組織を編成し、大規模な災害等に備えるものとする。

計画

第1 自主防災活動

実施担当部局：総務部、消防本部

1 自主防災組織の育成

(1) 組織の育成

市は、講習会や防災訓練等の防災行事等を通じ地域住民に対する啓発活動に努め、全市的に町内会・自治会等地域コミュニティを中心とした自主防災組織の育成を図る。

(2) 自主防災組織の役割

自主防災組織は、地域住民と協力して地域における防災活動を実施するよう努めるものとする。また、地域住民が自ら行う防災対策に協力し、地域住民の安全を確保するよう努めるとともに、県及び市町村が実施する防災対策に協力するよう努めるものとする。

それぞれの組織においては、市と十分協議の上、規約及び防災計画（活動計画）を定めるものとする。

ア 防災計画の内容

- ① 自主防災組織の編成と任務分担に関すること
- ② 防災知識の普及に関すること
- ③ 防災訓練に関すること
- ④ 情報の収集伝達に関すること
- ⑤ 出火防止、初期消火に関すること
- ⑥ 救出・救護に関すること
- ⑦ 避難誘導及び避難生活に関すること
- ⑧ 給食・給水に関すること
- ⑨ 防災資機材等の備蓄・管理に関すること

イ 自主防災組織の編成

- ① 自主防災組織の編成
情報班、消火班、救出・救護班、避難誘導班、給食・給水班等
 - ② 編成上の留意事項
 - a 女性参画による組織編成の推進
 - b 水防班、がけ崩れの巡視班等
 - c 事業所の自衛防災組織や従業員の参加
 - d 地域的偏りの防止と専門家や経験者の活用
- (3) 自主防災組織の活動
- 自主防災組織は、地域全体が連帯共同し、防災関係機関と一体となって地域住民の生命、身体及び財産を災害から守るため、自主的かつ組織的な地域の防災活動を行う。

	平常時の活動	災害発生時の活動
情報連絡	<ul style="list-style-type: none"> ・防災知識の普及及び高揚 ・防災関係機関、隣接の自主防災組織との連絡、避難行動要支援者の把握 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報の収集、伝達及び広報
消火	<ul style="list-style-type: none"> ・防火、防災等予防上の措置 ・防災訓練 	<ul style="list-style-type: none"> ・出火防止 ・初期消火
救出・救護	<ul style="list-style-type: none"> ・地域における危険度の把握 ・資機材の備蓄、保守管理 	<ul style="list-style-type: none"> ・負傷者の救助救出 ・避難行動要支援者への援助
避難誘導	<ul style="list-style-type: none"> ・避難施設の確認 ・避難訓練 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難誘導
給食・給水	<ul style="list-style-type: none"> ・給食、給水訓練 	<ul style="list-style-type: none"> ・給食、給水

(4) 活動に対する市の支援

ア 組織運営への支援及び技術的指導の実施

自主防災組織は、地域住民によって自発的に結成される組織である。市は、組織運営に係る費用への支援及び自主防災リーダー研修を実施し、防災活動の技術的指導や助言、防災士の資格取得支援を行い、組織的活動を支援する。

イ 資機材の整備

自主防災組織の組織的活動に必要な資機材の整備や修理への支援を行うとともに、訓練等を通じて資機材の使用方法等について熟練するよう指導する。

ウ 消防団との連携、協力

地域の防災力の向上を総合的に推進するため、地域の環境や事情に精通し、また、消防に関する豊富な知識や経験を有する消防団との連携、協力関係の構築を図る。

2 地区防災計画の策定

自主防災組織など地区居住者等は、共同して行う防災訓練、防災活動に必要な物資及び資材の備蓄、災害が発生した場合における地区居住者等の相互の支援その他の防災活

動における計画を地区防災計画として定め、市防災会議に提案することができる。

第2 事業所等の防災活動

実施担当部局：総務部、消防本部

1 自衛防災組織の整備

事業所等は、従業員、利用者等の安全を図るとともに、地域に災害が拡大することのないよう、的確な防災活動を実施するため自衛防災組織の整備に努める。

(1) 事業所等の役割

ア 災害時に果たす役割

- ① 従業員、顧客の安全確保
- ② ボランティア活動への支援、地域への貢献等

イ 平常時の対策

- ① 自衛防災組織の育成
- ② 防災訓練の実施
- ③ 地域の防災訓練への参加
- ④ 防災マニュアル（災害時行動マニュアル）の作成
- ⑤ 防災体制の整備
- ⑥ 最低3日分の食料備蓄

(2) 設置対象事業所

- ア スーパーマーケット、旅館、病院等不特定多数の者が出入りし、又は利用する施設
- イ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設
- ウ 多数の従業員がいる事業所等で、自衛防災組織を設置し、災害防止にあたること
が効果的である施設
- エ 雑居ビルのように同一建物内に複数の事業所等があり、協同して自衛防災組織を
設置することが必要な施設等

(3) 自衛防災組織の内容

ア 組織設置要領

事業所の規模、形態によりその実態に応じた組織づくりを行い、それぞれの施設
において適切な規約及び防災計画を策定する。

イ 防災計画の内容

- ① 予防計画
 - a 予防管理組織の編成
 - b 火気使用設備、危険物、指定可燃物等の点検整理
 - c 消防用設備等の点検整備
- ② 教育訓練計画
 - a 防災教育
 - b 防災訓練

第2編 災害予防計画

第3章 災害に強い人づくり

③ 応急対策計画

- a 応急活動組織の編成
- b 情報の収集伝達
- c 出火防止及び初期消火
- d 避難誘導
- e 救出救護

(4) 自衛防災組織の活動

	平常時の活動	災害発生時の活動
情報連絡	・従業員等の防災に関する教育	・情報の収集、伝達及び広報
消火	・防災・防火等予防上の措置 ・防災訓練	・出火防止及び初期消火
救出・救護	・施設及び設備等の点検整備 ・資機材の備蓄、保守管理	・負傷者等の救出救護
避難誘導	・避難訓練	・避難誘導

第3節 防災訓練

方針

市及び関係機関は、職員の実践的な防災実務の習熟、関係機関との協力体制の強化、市民の防災意識の向上を図るため、関係機関の参加と市民その他関係団体の協力を得て、防災に関する各種訓練を実施する。なお、訓練の実施にあたっては、その種類により最も効果のある時期を選んで実施する。

また、洪水のおそれのある地域、土砂災害警戒区域に指定されている地域、家屋の密集している火災危険地域等、それぞれの地域の災害特性を考慮した訓練方法を検討し実施する。

計画

第1 総合防災訓練

実施担当部局：総務部、消防本部、関係各部

市は、関係機関、市民、事業所等の協力のもとに、組織動員訓練、水防訓練、消防訓練、避難訓練、通信訓練、給水給食訓練等の各訓練を総合的に実施し、災害時における防災活動の円滑な実施を図る。

第2 個別防災訓練

実施担当部局：総務部、消防本部、関係各部

1 組織動員訓練

市及び関係機関は、勤務時間内外において職員の配備を迅速に行うため、情報の伝達、連絡、非常参集について訓練を実施する。

2 通信連絡訓練

市及び関係機関は、平常時通信から災害通信への迅速な切換え、有線途絶時における無線通信機器の取扱操作、非常時の連絡先や通信内容の確認などについて訓練を実施する。

3 避難救助訓練

市及び関係機関は、市民、事業所等の協力を得て避難の指示、誘導等が迅速に行われるよう訓練を実施する。また、高齢者、障害者、傷病者等の要配慮者の避難誘導及び救

出救助や避難に関連して医療・物資の輸送、給水給食に関する訓練にも配慮する。

4 水防訓練

市又は水防管理団体は、水防活動の円滑な実施を図るため、水位雨量観測、消防団等の動員、水防資機材等の輸送、水防工法の修得、避難等の訓練を実施する。

5 消防訓練

市又は消防機関は、災害状況に応じた消防計画の習熟を図るため、非常招集、通信連絡、火災防御、救助等の訓練を実施する。

第3 市民の訓練

実施担当部局：総務部、消防本部、関係各部

1 市民、事業所等の訓練参加の促進

定例的な訓練や新たな訓練の実施に際し、種々の工夫を凝らした項目及び内容を計画し、広範な市民等の参加の促進を図る。

2 自主防災組織等による訓練

- (1) 自主防災組織や事業所ごとの防災訓練を推進し、初期消火、避難誘導及び救護活動等の地域における自主防災力の向上を図る。
- (2) 訓練の実施に際しては、高齢者、障害者、傷病者等の要配慮者の保護、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮した訓練計画を策定し、実施する。

第4節 要配慮者対策

方針

高齢者、障害者、乳幼児等は、災害時には自らが適切な行動がとり難く、被害を受けやすい条件にあるため「要配慮者」といわれている。そのため、要配慮者への配慮を行った施設や環境の整備を行うとともに、地域ぐるみの支援体制づくりを推進する。

計画

第1 福祉のまちづくりの推進

実施担当部局：関係各部

地域ぐるみの支援体制づくりを推進するため、地域住民の自主的な助け合い活動を促進するとともに、市域内の社会福祉施設、民間福祉団体、社会福祉協議会等の相互の連携に努める。併せて、高齢者や障害者の積極的な社会参加を促進し、誰もが住みよいバリアフリーのまちづくりを進めるため、公共施設の整備、改善を推進する。

また、民間施設についても、市民、企業、関係機関との連携を図り、都市環境の整備に併せた防災環境の整備促進を図る。

第2 要配慮者対策

実施担当部局：保健福祉部、総務部、関係各部

1 基本的な考え方

(1) 要配慮者の範囲

要配慮者の範囲は、防災対策上特に配慮を要する次に掲げる者をいう。

なお、要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者を「避難行動要支援者」という。

- ア 高齢者
- イ 障害者
- ウ 傷病者
- エ 乳幼児
- オ 妊産婦
- カ 難病患者
- キ 外国人
- ク 上記に準ずる者

(2) 要配慮者支援班の設置

市は、要配慮者の避難生活支援業務を的確に実施するための組織として「要配慮者支援班」を設置する。

なお、要配慮者支援班の詳細については、別途「避難行動要支援者避難支援プラン」で定めるものとする。

(3) 避難行動要支援者避難支援プラン等の作成等

市は、避難行動要支援者の避難支援に係る考え方、自助・共助・公助の役割分担、支援体制等について定めた「避難行動要支援者避難支援プラン」、「避難行動要支援者名簿」及び「個別避難計画」を作成し、随時更新を行うものとする。

なお、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成に当たっては、プライバシーの保護に配慮するとともに、避難行動要支援者名簿等の管理には、十分注意するものとする。

(4) 防災についての啓発

広報等により要配慮者をはじめとして、家族、地域住民に対する啓発を行う。

ア 要配慮者及びその家族に対する啓発

- ① 日常的に防災に対する理解を深め、日頃から対策を講じておく。
- ② 災害発生時には、近隣の協力が得られるよう日常的に努力する。
- ③ 地域において防災訓練等が実施される場合は積極的に参加する。

イ 地域住民に対する啓発

- ① 自治会等において、地域住民の要配慮者の把握に努め、その支援体制を平素から整備する。
- ② 災害発生時には、対象者の安全確保に協力する。
- ③ 地域防災訓練等に要配慮者及びその家族が参加するよう働きかける。

(5) 情報連絡手段の整備

防災上、情報入手が困難な要配慮者に対し、重度の障害者等を対象とした日常生活用具給付事業の情報・意思疎通支援用具の給付などを通じて、情報伝達手段の整備を進めるものとする。

(6) 安全機器の普及促進

防災上、援護支援を必要とする対象者への防火指導と併せて、簡易型の警報設備やスプリンクラー設備等の防災機器の普及を促進する。

(7) 福祉避難所の指定

市は、介護員等の支援が必要な要配慮者を対象とする福祉避難所を指定する。

福祉避難所の指定にあたっては、福祉避難所に適する施設との間で、事前に災害時の体制や役割分担等について協議を行い、対応能力を相互に確認した後、福祉避難所の指定又は協定の締結を行うものとする。

2 避難行動要支援者名簿等の作成

市は、要支援者の避難の支援、安否の確認その他の要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。）を実施するために要支援者名簿等を作成する。ただし、個別避難計画の作成について、当該要支援者から同意を得られない場合は、この限りでない。

(1) 避難行動要支援者名簿に登載する対象者の範囲

避難行動要支援者は、「要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者」である。

なお、市では下記の表に該当する者の単身世帯、表に掲げる者のみの世帯、表に掲げる者と12歳未満の者のみの世帯及び表に掲げる者と65歳以上の者のみの世帯に属する者を対象とする。

高齢者	65歳以上のうち、要支援又は要介護認定されている者		
障害者	下記の障害種別に該当する手帳を所持している者		
	肢体不自由	身体障害者手帳1級、2級、3級	
	内部障害	身体障害者手帳1級、2級	
	聴覚障害	身体障害者手帳1級、2級	
	視覚障害	身体障害者手帳1級、2級	
	知的障害	療育手帳A1、A2	
精神障害	精神障害者保健福祉手帳1級、2級		
難病患者等	指定難病（特定疾患及び小児慢性特定疾病を含む。）の患者		
その他	上記以外で市長が必要と認める者		

(2) 避難行動要支援者名簿等の作成に必要な個人情報の入手方法等

要支援者名簿等を作成するに当たり、市の関係部局で把握している高齢者や障害者等の情報を集約し、その情報に基づき避難行動要支援者及びその家族に調査を行うものとする。

また、市で把握していない情報の取得が要支援者名簿の作成のために必要な場合は、県等に対して情報の提供を求めるものとする。

(3) 避難行動要支援者名簿の記載事項等

避難行動要支援者名簿に記載し、又は記録する事項は次のとおりとする。

①氏名、②生年月日、③性別、④住所又は居所、⑤電話番号その他の連絡先、⑥避難支援等を必要とする事由、⑦上記以外で避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項
--

(4) 個別避難計画の記載事項等

①氏名、②生年月日、③性別、④住所又は居所、⑤電話番号その他の連絡先、⑥避難支援等を必要とする事由、⑦避難支援等実施者の氏名又は名称、住所又は居所及び電話番号その他の連絡先、⑧避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項、⑨上記以外で避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項
--

(5) 避難行動要支援者名簿等の更新に係る事項

避難行動要支援者の状況は、転出・転入・出生・死亡等により常に変化するものであることから、市は避難行動要支援者の把握に努め、避難行動要支援者名簿等を最新の状態に保つよう努めるものとする。

(6) 避難支援等関係者

市は、避難行動要支援者から避難行動要支援者名簿等の提供について同意を得られた場合は、避難支援等関係者に対し、あらかじめを提供するものとする。

また、現に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、避難行

動要支援者の生命又は身体を保護するために特に必要があるときは、災害対策基本法の規定に基づき、その同意の有無にかかわらず、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に避難行動要支援者名簿に記載し、又は記録された情報（以下「名簿情報」という。）及び個別避難計画に記載し、又は記録された情報（以下「個別避難計画情報」という。）を提供するものとする。

避難支援等関係者は次のとおりとする。

- ア 自治会及び自主防災組織
- イ 民生委員及び児童委員
- ウ 消防機関
- エ 警察機関
- オ 社会福祉協議会

(7) 避難情報の伝達

市は、災害時に要支援者が円滑かつ安全に避難を行うことができるよう「避難情報の判断・伝達マニュアル」を作成し、災害時において、適時適切に発令又は伝達する。

(8) 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者は名簿情報及び個別避難計画情報に基づいて避難支援等を行うが、避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることが大前提であり、市は地域の実情などに応じて、可能な範囲の避難支援等を行うことができるよう、避難支援等関係者の安全確保に配慮する。

(9) 避難行動要支援者名簿等の提供における情報管理

避難行動要支援者名簿等に記載された情報は、要支援者に関する極めて秘匿性の高い情報を含むものであるため、名簿情報及び個別避難計画情報の提供を受けた者は「田辺市個人情報保護条例」を遵守するとともに、名簿情報に係る秘密保持を徹底するよう措置を講じるものとする。

3 社会福祉施設等における対策

(1) 防災計画の策定

災害発生時の職員の任務分担、動員体制等の防災組織の確立、保護者及び家族への緊急連絡、地域との連携等を網羅した綿密な防災計画を策定する。特に、洪水、土砂災害、津波等の災害のおそれがある地域の社会福祉施設、学校、医療施設等は、利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、避難確保計画を策定する。

※避難確保計画の作成を必要とする要配慮者施設の一覧は「資料編3-5（P資3-14）」

(2) 防災教育・防災訓練の実施

発災時に適切な災害対応を取ることができるよう、職員を対象とした研修等を実施するとともに、策定された防災計画等が災害発生時に有効に機能し、円滑に避難ができるよう施設ごとに定期的な防災訓練を実施する。

(3) 施設、設備等の安全点検

災害発生時に施設の倒壊や火災の発生がないよう、施設や附属危険物を常時点検する。また、火気についても、日頃から安全点検を行う。

(4) 地域社会との連携

社会福祉施設の入居者は、自力での避難が困難である者が多く、災害発生時の避難にあたっては、施設職員だけでは不十分である。常に、施設と地域社会との連携を密

にし、災害時には地域住民の協力が得られる体制づくりに努める。

(5) 緊急連絡先の把握

災害発生時には保護者又は家族に確実に連絡ができるよう、緊急連絡先の把握を行う。

4 外国人観光客等への対策

(1) 指定緊急避難場所及び津波一時避難場所への誘導

災害発生時、特に早急に避難が必要な津波の発生の可能性がある場合に備え、外国人観光客等が多く利用する施設等の周辺に設置する避難誘導看板に英語併記を推進する。

(2) 観光事業者等による訓練

外国人観光客等が多く利用する事業所等は、外国人の避難誘導を想定した訓練を実施する。

第5節 ボランティアの活動環境整備

実施担当部局：保健福祉部、企画部

方針

災害時におけるボランティア活動は、被災者の生活の安定と再建を図るうえで重要な役割を担うものである。とりわけ、大規模災害の発生時には、国の内外からの多くの支援申し入れが予想される。これらの災害時のボランティアによる医療、巡回相談、炊き出し、物資搬送、建築物の危険度判定など幅広い分野での協力が、その後の応急対策活動を左右すると言っても過言ではない。そのため、ボランティア意識の高い社会づくりに努めるとともに、活動分野の需要の把握や受入れ及び連携を図る体制整備を推進し、ボランティア環境の整備に努める。

計画

第1 ボランティア活動への支援

1 基本的な考え方

ボランティアは、自主的・自発的に活動するものであるが、災害時には一定の情報がないと効果的な活動が期待できない。災害時におけるボランティア活動が有効かつ機能的に実施されるためには、市（災害対策本部）との連携・支援が必要となることから、市とボランティアとの関係を明確にする必要がある。

- (1) 市は、ボランティアの自主性を尊重する。
- (2) 市は、田辺市社会福祉協議会との連携を図るとともに、災害時に迅速にボランティア活動が機能するよう、活動拠点、資材及び活動時の補償等の支援並びに活動しやすい環境づくり等の条件整備を検討する。

2 平常時の連携

- (1) 災害時に自主的にボランティア活動が実施できるようにするため、平常時から活動のリーダーの育成を図るなど、活動が活発に行われるよう市民意識の高揚を図る。
また、市とボランティアが相互に協調し円滑に活動できるよう、防災ボランティアセンター設置運営訓練等を実施する。
- (2) 市及び関係機関は、田辺市社会福祉協議会と連携し、市内のボランティア組織に対する防災教育、訓練等の充実を図るとともに、ボランティア活動の需要と供給の調整を行うボランティアコーディネーターの養成に努める。
- (3) 市及び関係機関は、防災とボランティアの日（1月17日）及び防災とボランティア週間（1月15日～21日）の諸行事を通じ、ボランティアの意識の高揚等に努める。

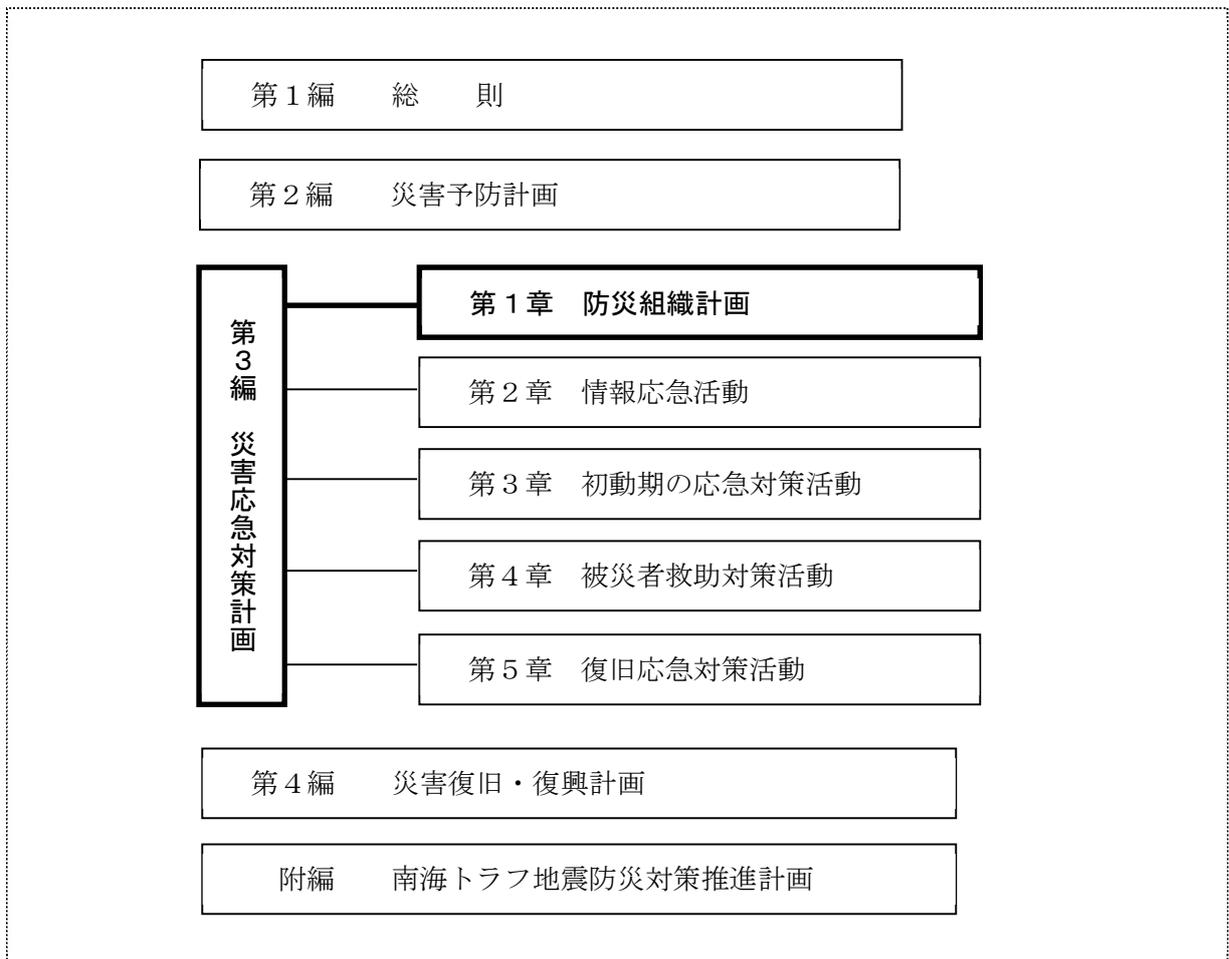
第3編 災害応急対策計画

第1編	総	則					
第2編	災害	予防	計画				
第3編	災害	応急	対策	計画			
第4編	災害	復旧・復興	計画				
附編	南海	トラフ	地震	防災	対策	推進	計画
資	料	編					

第1章	防災組織計画	3- 1
第2章	情報応急活動	3- 54
第3章	初動期の応急対策活動	3-105
第4章	被災者救助対策活動	3-159
第5章	復旧応急対策活動	3-186

第3編 災害応急対策計画
第1章 防災組織計画

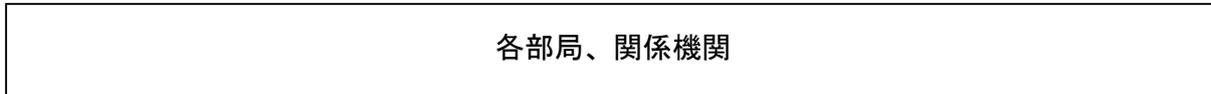
第1章 防災組織計画



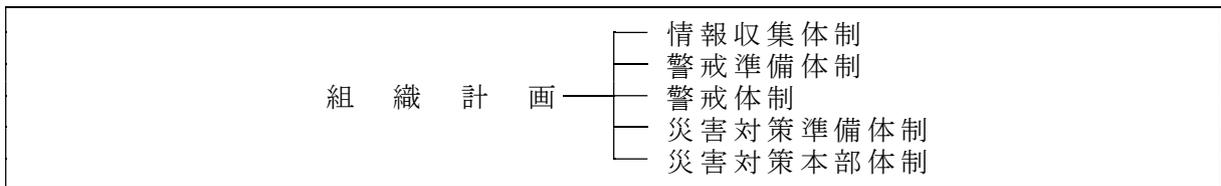
第1節	組織計画（風水害等時）	3-2
第2節	組織計画（地震・津波時）	3-20
第3節	動員計画	3-27
第4節	水防計画	3-32
第5節	広域応援の要請・受入れ	3-33
第6節	自衛隊に対する災害派遣要請	3-41
第7節	緊急消防援助隊に対する応援要請	3-45
第8節	災害対策要員の確保	3-48
第9節	災害ボランティアの受入れ	3-51

第1節 組織計画（風水害等時）

《実施担当部局》



《対策の体系》



《対策の展開》

市は、風水害等が発生又は発生のおそれがあるときは、次の基準に従い、職員を配備し、災害の警戒や対応を行う。

なお、各体制時における事務分担は、災害対策本部設置時の事務分掌に準じ、状況に応じて適宜行うものとする。

第1 情報収集体制

防災まちづくり課長及び行政局総務課長は、災害対策に関する情報収集が必要と認めるときは、情報収集体制をとるものとする。

1 設置の基準

- (1) 防災まちづくり課長又は行政局総務課長が必要と認めるとき
- (2) 「線状降水帯による大雨の半日程度前からの呼びかけ」が県内に発表されたとき

2 組織

情報収集体制は、防災まちづくり課及び該当する行政局総務課の必要人員をもって構成する。なお、災害の状況に応じて体制を拡大又は縮小するものとする。

第2 警戒準備体制

危機管理局長又は行政局長は、各種気象警報等により警戒が必要と予想されるときは、災害対策に関する体制に万全を期するため、警戒体制以前の体制として、警戒準備体制をとるものとする。

1 設置の基準

- (1) 大雨、洪水、暴風、暴風雪、大雪又は高潮のいずれかの警報が発表されたとき
- (2) 台風が接近するおそれがあり、情報収集体制では十分な対応ができないとき
- (3) 田辺市水防計画に基づく第1号配備体制が設置されたとき
- (4) その他、危機管理局長又は行政局長が必要と認めたとき

2 組織

警戒準備体制は、原則として次の職員をもって構成する。なお、災害の状況に応じて体制を拡大又は縮小するものとする。

【警戒準備体制】

	配備の基準	担当課名
風水害等時	① 大雨、洪水、暴風、暴風雪、大雪又は高潮のいずれかの警報が発表されたとき ② 台風が接近するおそれがあり、情報収集体制では十分な対応ができないとき ③ 田辺市水防計画に基づく第1号配備体制が設置されたとき ④ その他、危機管理局長又は行政局長が必要と認めたとき	<ul style="list-style-type: none"> ■本庁等 <ul style="list-style-type: none"> ○危機管理局長 ○以下の課等の長 <ul style="list-style-type: none"> 防災まちづくり課長⇒全域、総務課長⇒全域、企画広報課長⇒全域、福祉課長⇒全域、やすらぎ対策課長⇒全域、農業振興課長⇒田辺のみ、水産課長⇒田辺のみ、山村林業課長⇒龍神・中辺路・大塔・本宮のみ、都市計画課長⇒全域、管理課長⇒全域、土木課長⇒全域、建築課長⇒全域、教育総務課長⇒全域、学校教育課長⇒全域 ○防災まちづくり課の全職員 ○各課等の指定職員等 ■該当する行政局管内 <ul style="list-style-type: none"> ○行政局長 ○総務課長、産業建設課長 ○各課等の指定職員等 ■該当しない行政局 <ul style="list-style-type: none"> 情報収集体制とし、総務課の必要人員 ■消防本部 <ul style="list-style-type: none"> 田辺市消防計画による体制

3 解除の基準

- (1) 警報等が解除されたとき
- (2) 危機管理局長又は行政局長が必要なしと認めたとき

4 その他

- (1) 各課等の指定職員の必要人員は、課等の長の裁量によるものとする。
- (2) 課等の長等は、警戒準備体制時の人員について、危機管理局（行政局総務課）へ速やかに報告しなければならない。
- (3) 担当外の部課長等は、常に招集連絡を取ることができる体制（自宅待機等）を整えておくものとする。
- (4) 警戒準備体制を解除した場合は、危機管理局（行政局総務課）から課等の長等に伝達する。ただし、警戒準備体制に引き続いて警戒体制、災害対策準備体制又は災害対策本部を設置したときは、警戒準備体制は自動的に解除する。

第3 警戒体制

危機管理局長又は行政局長は、各種気象警報等により災害の発生が予想されるときは、気象情報等の収集、伝達やその他の災害対策に関する連絡調整に万全を期するため、警戒体制をとるものとする。

1 設置の基準

- (1) 大雨、洪水、暴風又は高潮等の警報が発表され、嚴重な警戒を要するとき
- (2) 台風の接近により警戒準備体制では十分な対応ができないとき
- (3) 田辺市水防計画に基づく第2号配備体制が設置されたとき
- (4) その他、危機管理局長又は行政局長が必要と認めたとき

2 組織

警戒体制は、原則として次の職員をもって構成する。なお、災害の状況に応じて体制を拡大又は縮小するものとする。

【警戒体制】

警 戒 体 制	配備の基準	担 当 部 課 名
	① 大雨、洪水、暴風、暴風雪、大雪又は高潮のいずれかの警報が発表され、嚴重な警戒を要するとき	■本庁等 ○危機管理局長 ○全部長級職員 ○「警戒準備体制」に加え、以下の課等の長 自治振興課長、情報政策課長、秘書課長、税務課長、納税推進室長、市民課長、環境課長、廃棄物処理課長、子育て推進課長、障害福祉室長、健康増進課長、

	<p>② 台風の接近により警戒準備体制では十分な対応ができないとき</p> <p>③ 田辺市水防計画に基づく第2号配備体制が設置されたとき</p> <p>④ その他、危機管理局長又は行政局長が必要と認めたとき</p>	<p>観光振興課長、議会事務局次長、生涯学習課長、スポーツ振興課長、工務課長、監視室長</p> <p>○防災まちづくり課の全職員</p> <p>○各課等の指定職員等</p> <p>■該当する行政局</p> <p>○行政局長</p> <p>○総務課長、住民福祉課長、産業建設課長、教育事務所長</p> <p>○総務課の全職員</p> <p>○各課等の指定職員等</p> <p>■該当しない行政局</p> <p>警戒準備体制とし、行政局長、総務課長、産業建設課長、各課等の指定職員等</p> <p>■消防本部</p> <p>田辺市消防計画による体制</p>
--	--	--

3 解除の基準

- (1) 大雨等の各警報が解除され、災害のおそれが解消したとき
- (2) 危機管理局長又は行政局長が必要なしと認めたとき

4 その他

- (1) 課等の長は、職員の非常招集に備え、連絡体制を整えておかなければならない。
- (2) 各課等の指定職員の必要人員は、課等の長の裁量によるものとする。
- (3) 課等の長等は、警戒体制時の人員について、危機管理局（行政局総務課）へ速やかに報告しなければならない。
- (4) 課等の長等は、被害状況等を把握した場合には、危機管理局（行政局総務課）へ速やかに報告しなければならない。
- (5) 警戒体制を解除した場合は、危機管理局（行政局総務課）から課等の長等に伝達する。ただし、警戒体制に引き続いて災害対策準備体制又は災害対策本部を設置したときは、警戒体制は自動的に解除する。

第4 災害対策準備体制

副市長は、警戒体制で十分な対応ができない場合には、本部設置前の体制として災害対策準備体制（以下「準備体制」という。）をとることとする。

1 設置の基準

- (1) 大雨、洪水等の警報が発表され、さらに厳重な警戒を要するとき
- (2) 台風の暴風域に入るおそれがあり、かつ重大な被害等が起こるおそれがあるとき
- (3) 「顕著な大雨に関する気象情報」が県内に発表され、線状降水帯により重大な災害が市内に発生する恐れがあると認められるとき
- (4) 田辺市水防計画に基づく第3号配備体制が設置されたとき
- (5) その他副市長が必要と認めたとき

2 組織

準備体制は原則として次の職員をもって構成する。なお、災害の状況に応じて体制を拡大又は縮小するものとする。

【災害対策準備体制】

	配備の基準	担当部課名
災害対策準備体制	① 大雨、洪水、暴風、暴風雪、大雪又は高潮のいずれかの警報が発表され、さらに厳重な警戒を要するとき	<ul style="list-style-type: none"> ■本庁等 ○副市長 ○危機管理局長 ○教育長 ○課長級以上の全職員
	② 台風の暴風域に入るおそれがあり、かつ重大な被害等が起こるおそれがあるとき	<ul style="list-style-type: none"> ○防災まちづくり課、総務課、秘書課、企画広報課、自治振興課、情報政策課及び議会事務局の全職員 ○各課等の指定職員等
	③ 「顕著な大雨に関する気象情報」が県内に発表され、線状降水帯により重大な災害が市内に発生する恐れがあると認められるとき	<ul style="list-style-type: none"> ■各行政局 ○行政局長 ○課長級以上の全職員 ○総務課の全職員 ○各課等の指定職員等
	⑤ 田辺市水防計画に基づく第3号配備体制が設置されたとき	<ul style="list-style-type: none"> ■消防本部 田辺市消防計画による体制
	⑥ その他副市長が必要と認めたとき	

3 廃止の基準

- (1) 副市長が必要なしと認めたとき

4 その他

- (1) 準備体制の責任者は、副市長とし、危機管理局長がその補佐を行うこととする。また、行政局管内の責任者は行政局長とし、総務課長がその補佐を行うこととする。
- (2) 準備体制は情報の収集、被害の状況の取りまとめ及び発表、報告その他所要の連絡調整にあたるものとする。
- (3) 準備体制で行う情報の収集、被害状況の取りまとめ、災害対応等については、必要に応じて特別調整班を設置し行うものとする。

●準備体制特別調整班員は以下のとおりとする。(◎は班長 ○は副班長)

◎防災まちづくり課長 ○総務課長 ○管理課長 ○消防総務課長

企画広報課長 市民課長 福祉課長 農業振興課長 水産課長

山村林業課長 都市計画課長 土木課長 教育総務課長 議会事務局次長

- (4) 準備体制の事務分担は、本部設置時の事務分掌に準じ、状況に応じて適宜行うものとし、職員の配置及び人員については課等の長の裁量によるものとする。
- (5) 準備体制を廃止した場合は、危機管理局（行政局総務課）から課等の長等に伝達する。ただし、準備体制に引き続いて災害対策本部を設置したときは、準備体制は自動的に廃止する。

第5 災害対策本部

市域で相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、市長は、「田辺市災害対策本部」（以下「本部」という。）を設置し、各部局の職員のほか、各行政委員会事務局等の職員を総括し、災害予防及び災害応急対策の実施を強力に推進する。また、各行政局に支部を設置する。

なお、この際、法令等に基づき他に設置されている「水防本部」等は、本部の中の担当部に吸収し、組織の一元化を図る。

1 設置及び廃止の手続

(1) 設置の基準

- ア 暴風、大雨、洪水その他の警報が発表され、市長が必要と認めたとき
- イ 大規模な火災、爆発、水難等が発生し、市長が必要と認めたとき
- ウ 災害救助法の適用を必要とする災害が発生したとき、又は発生するおそれがある場合において市長が必要と認めたとき

(2) 設置の手続

- ア 本部等の設置については、原則として本部長が本部会議を招集し、その議を経てこれを決する。

イ 勤務時間外等の事情により、アの手続きを経るとまがないと認められる場合は、本部長又は副本部長若しくは本部員が専決し、その結果を本部会議に報告する。

(3) 廃止の基準

- ア 市域において災害が発生するおそれが解消したと認めたとき
- イ 災害応急対策がおおむね完了したと認めたとき
- ウ その他本部長が必要なしと認めたとき

(4) 廃止の手続

防災活動の収束に伴い、本部長は平常業務との関係から逐次、部の配備解除を命ずる。ただし、本部を完全に廃止するまでの間は、必要な部の要員を指定し、残務整理させるものとする。

(5) 本部の設置、廃止の通知

本部長は、本部を設置又は廃止したときは、知事、市防災会議委員、報道機関等はその旨を通知する。

2 本部の設置場所

本部室は本庁舎5階庁議室に設置する。ただし、本庁舎に設置することができない場合は、消防本部3階災害対策本部室に設置するものとする。

また、支部は各行政局会議室に設置するものとする。

なお、本部室・支部室には、衛星携帯電話、パソコン、ラジオ、テレビ、移動系無線等の機材を備え付け、災害情報の収集・集約を行う。

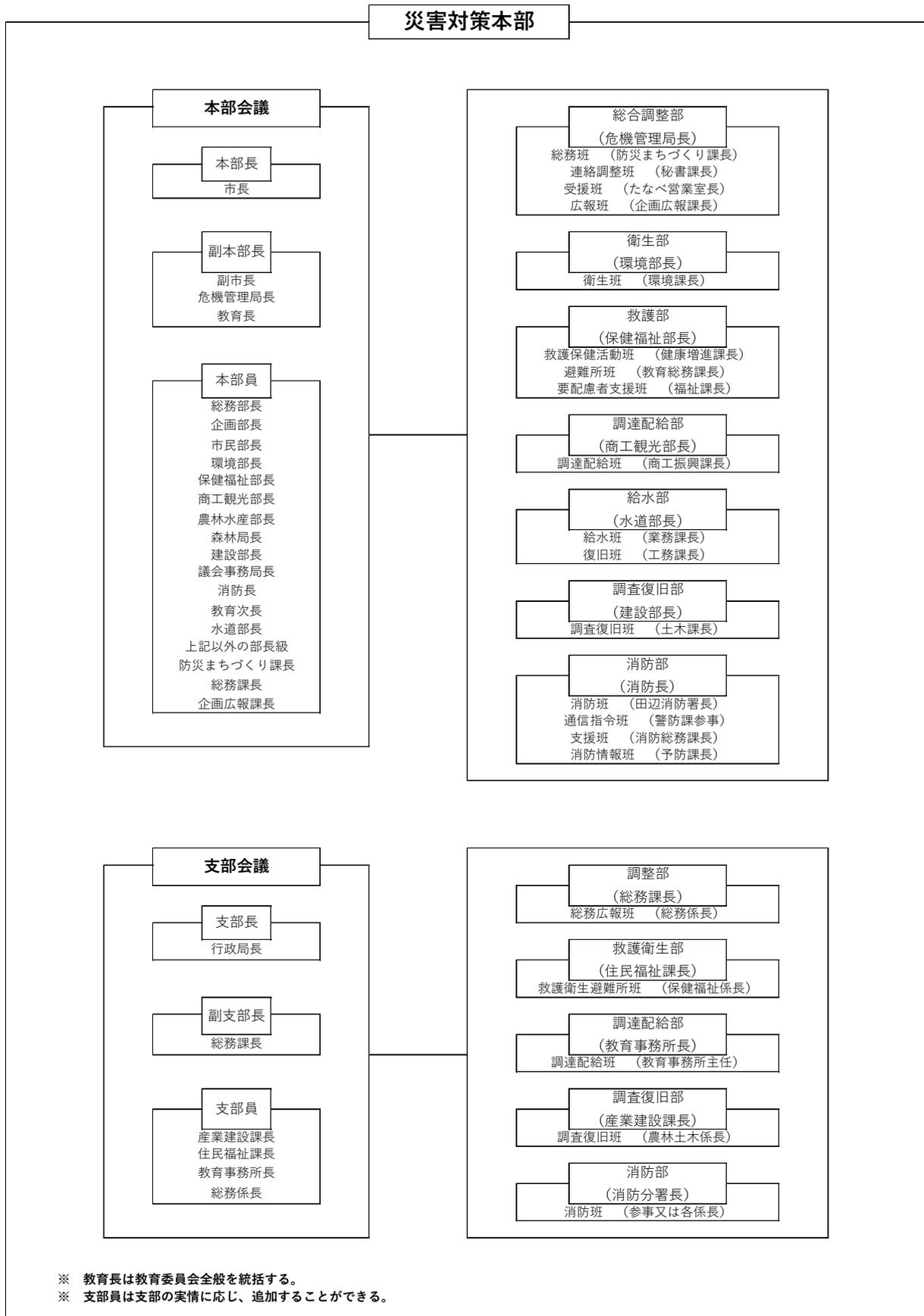
3 組織編成

本部の組織編成は、「田辺市災害対策本部条例」及び本計画の定めるところによるものとする。

(1) 組織

本部の組織は、原則として次頁の図の職員をもって構成する。なお、災害の状況に応じて体制を拡大又は縮小するものとする。

田辺市災害対策本部組織図



【災害対策本部体制下における部・班名称の早見表】

本庁等

平常時における名称			災害対策本部体制下における名称	
部	等		部	班
企 画 部	企画広報課	→	総合調整部	広報班
	たなべ営業室	→	〃	受援班
	自治振興課	→	〃	広報班
	人権推進課	→	調達配給部	調達配給班
	男女共同参画推進室	→	救護部	避難所班
	西部センター	→	〃	〃
	南部センター	→	〃	〃
	土地対策課	→	給水部	給水班
	情報政策課	→	総合調整部	広報班
危機管理局	防災まちづくり課	→	〃	総務班
総 務 部	秘書課	→	〃	連絡調整班
	総務課	→	〃	総務班、受援班
	財政課	→	調達配給部	調達配給班
	契約課	→	〃	〃
市民部	税務課	→	調査復旧部	調査復旧班
	収納課	→	給水部	給水班
	市民課	→	衛生部	衛生班
	保険課	→	〃	〃
環境部	環境課	→	〃	〃
	廃棄物処理課	→	〃	〃
保健福祉部	福祉課	→	救護部	要配慮者支援班
	子育て推進課	→	〃	避難所班
	やすらぎ対策課	→	〃	要配慮者支援班
	障害福祉室	→	〃	〃
	健康増進課	→	〃	救護保健活動班
商工観光部	商工振興課	→	調達配給部	調達配給班
	観光振興課	→	〃	〃
農林水産部	農業振興課	→	調査復旧部	調査復旧班
	梅振興室	→	〃	〃
	水産課	→	〃	〃
森林局	山村林業課	→	〃	〃
建 設 部	都市計画課	→	〃	〃
	管理課	→	〃	〃
	土木課	→	〃	〃
	建築課	→	〃	〃

平常時における名称			災害対策本部体制下における名称	
部 等	課 等		部	班
教育委員会	教育総務課	→	救護部	避難所班
	学校教育課	→	〃	〃
	給食管理室	→	調達配給部	調達配給班
	生涯学習課	→	救護部	避難所班
	児童館	→	〃	〃
	スポーツ振興課	→	〃	〃
	文化振興課	→	〃	〃
	図書館	→	〃	〃
	美術館	→	〃	〃
水道部	業務課	→	給水部	給水班
	工務課	→	〃	復旧班
	監視室	→	〃	復旧班
議会事務局	→	総合調整部	連絡調整班（総務班）	
会計課	→	調達配給部	調達配給班	
監査委員事務局	→	給水部	給水班	
選挙管理委員会事務局	→	調達配給部	調達配給班	
農業委員会事務局	→	給水部	給水班	
消防総務課、警防課、予防課、田辺消防署、 扇ヶ浜分署	→	消防部	消防班	
消防本部警防課	→	〃	通信指令班	
消防本部消防総務課	→	〃	支援班	
消防本部予防課	→	〃	消防情報班	

行政局

平常時における名称			災害対策本部支部体制下における名称	
部 等	課 等		部	班
行政局	総務課	→	調整部	総務広報班
	住民福祉課	→	救護衛生部	救護衛生避難所班
	教育事務所	→	調達配給部	調達配給班
	連絡所	→	救護衛生部	救護衛生避難所班
	診療所	→	〃	〃
	保育所	→	調達配給部	調達配給班
	産業建設課	→	調査復旧部	調査復旧班
	龍神分署、中辺路分署、 大塔分署、本宮分署	→	消防部	消防班

※本部が開設されると、上表に示すとおり、平常時の部課等の名称は災害対策本部体制の機構としての名称に改め、本部長（市長）の統括のもとに防災体制を実施するものとする。

(2) 指揮命令系統の確立

本部長に事故があるときは、副市長、危機管理局長の順位で、また、支部長に事故があるときは、総務課長、産業建設課長、住民福祉課長の順位により指揮をとる。

(3) 本部・支部会議の開催

災害対応の基本方針を協議決定するため本部会議を開催し、迅速かつ的確な災害応急対策の実施を期するとともに、各部及び各支部との密接な連携を図り、災害の実態に即した応急対策を実施するものとする。

本部会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成し、本部長が必要に応じて招集する。

また、支部会議は、支部長、副支部長、及び支部員をもって構成し、支部長が必要に応じて招集する。

(4) 編成及び事務分掌

本部及び支部に部及び班を設け、本部の各部に部長・副部長を、各班に班長・副班長を置き、支部の各部に部長を、各班に班長を置く。

ただし、支部については、必要に応じて部長・班長の指名により、部に副部長、班に副班長を置くことができるものとする。

① 各部

a 部長は、本部長の命を受けて、部に属する事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

b 副部長は、部長を補佐し、部長に事故がある時は、その職務を代理する。

c 総合調整部には、必要に応じて特別調整班を置き、情報の収集、被害状況の取りまとめ、災害対応の方針を協議する。

●本部特別調整班員は以下のとおりとする。(◎は班長 ○は副班長)

◎防災まちづくり課長 ○総務課長 ○管理課長 ○消防総務課長

企画広報課長 市民課長 福祉課長 農業振興課長 水産課長

山村林業課長 都市計画課長 土木課長 教育総務課長 議会事務局次長

② 各班

a 班長は、当該班の分掌事務について、部長・副部長を補佐するとともに、その命を受けて、災害応急対策等の処理にあたる。

b 副班長は、班長を補佐し、班長に事故があるときは、その職務を代理する。

c 各班に属する班員は、班長等の命を受けて、災害応急対策等の処理にあたる。

(5) 職員の証票等

ア 災害緊急対策において、職員が災害対策基本法に基づき施設・家屋又は物資の所在する場所若しくは物資を保管する場所に立ち入り、検査等を行う場合における証票は、職員証とする。

イ 本部・支部職員のうち、災害応急対策の実施にあたる者は、田辺市職員であることが証明できる物を着用又は携帯する。

4 その他

(1) 各支部において、応援職員を必要と認める場合には、各支部があらかじめ指名した職員に支部長から応援を要請する。

なお、それでも人員が不足する場合には近隣の支部に要請し、なおかつ人員が不足する場合には、本部に要請する。

また、本部において人員が不足する場合には、各支部に応援を要請するものとする。

(2) 本部設置時において、動員を要しなかった職員は、本部を閉鎖するまでの間、被害拡大時の動員配備に備え、待機体制をとるものとする。

各部・班の事務分掌

1 本部

部(職)名	班(職)名	担当課	初動任務
総合調整部	総務班 (班長) 防災まちづくり課長 (副班長) 総務課長	防災まちづくり課 総務課	災害対策本部の設置及び運営に関すること
			被害情報ほか各種情報の収集及び集約に関すること
			各部の統括及び各部間の調整に関すること
			各支部間との連絡調整に関すること
			防災関係機関等との連絡調整に関すること
			防災関係機関への救援要請に関すること
			救援機関の受入対応
			総合復旧計画に関すること
(部長) 危機管理局長 (副部長) 総務部長 企画部長 議会事務局長	連絡調整班 (班長) 秘書課長 (副班長) 議会事務局次長	秘書課 議会事務局	秘書業務
			各協定締結自治体との連絡調整
			市議会との連絡調整に関すること
			その他渉外
受援班 (班長) たなべ営業室長 (副班長) 総務課参事	たなべ営業室 総務課	受援ニーズの把握、取りまとめに関すること	
		要請先との調整に関すること	
		受援状況管理に関すること	
		調整会議に関すること	
広報班 (班長) 企画広報課長 (副班長) 自治振興課長	企画広報課 自治振興課 情報政策課	気象及び災害情報の市民広報に関すること	
		町内会等との連絡調整に関すること	
		報道機関との連絡調整に関すること	
		安否情報に関すること	
		災害に関する市民への広報に関すること	
		被害状況の記録に関すること	
衛生部 (部長) 環境部長 (副部長) 市民部長	衛生班 (班長) 環境課長 (副班長) 廃棄物処理課長	環境課 廃棄物処理課 市民課 保険課	仮設便所の設置等に関すること
			遺体の処理・埋葬に関すること
			災害廃棄物(ごみ・し尿)の発生状況の調査に関すること
			災害廃棄物(ごみ・し尿)の収集・処理に関すること
			防疫対策(薬剤散布)の実施に関すること
			防疫用資材及び薬剤の調達に関すること
			火葬許可証の発行に関すること

部(職)名	班(職)名	担当課	初動任務		
救護部 (部長) 保健福祉部長 (副部長) 教育次長	救護保健活動班 (班長) 健康増進課長 (副班長) 健康管理係長	健康増進課	救護活動に関すること		
			医療関係機関への救援要請に関すること		
			保健所との連絡調整及び保健衛生に関する情報の収集及び報告に関すること		
			感染症患者に関すること		
			避難所等における巡回健康相談及び健康調査に関すること		
			市民の健康管理に関すること		
	男女共同参画推進室 子育て推進課 教育総務課 学校教育課 生涯学習課 スポーツ振興課 文化振興課 児童館 図書館 美術館 西部センター 南部センター	避難所班 (班長) 教育総務課長 (副班長) 学校教育課長	避難所の設置に関すること		
			避難者への対応に関すること		
			所在確認調査及び救助要請に関すること		
			調達配給班(炊き出し)の応援に関すること		
			要配慮者支援班 (班長) 福祉課長 (副班長) やすらぎ対策課長	福祉課 やすらぎ対策課 障害福祉室	避難行動要支援者の避難に関すること
					要配慮者の支援に関すること
					福祉避難所への入所に関すること
					ボランティアの受入対応に関すること
					義援金の受付及び配分に関すること
調達配給部 (部長) 商工観光部長 (副部長) 総務部理事(選管) 総務部理事(契約)			調達配給班 (班長) 商工振興課長 (副班長) 契約課長	財政課	
	契約課				
	会計課				
	選管事務局				
	給食管理室				
	人権推進課				
	商工振興課 観光振興課				
主要食料及び炊き出し材料並びに生活必需品の調達に関すること					
備蓄品の放出に関すること					
炊き出しに関すること					
食料及び炊き出し材料並びに生活必需品の搬送に関すること					
救援物資の受け入れ及び搬送に関すること					
協定締結事業者等との調整に関すること					

第3編 災害応急対策計画
第1章 防災組織計画

部(職)名	班(職)名	担当課	初動任務
給水部 (部長)	給水班 (班長) 業務課長 (副班長) 土地対策課長	業務課	避難所、病院、福祉施設等への応急給水に関する事
		土地対策課 収納課 監査委員事務局 農業委員会事務局	給水に係る救援要請に関する事
水道部長 (副部長) 業務課長	復旧班 (班長) 工務課長 (副班長) 監視室	工務課 監視室	水道施設の応急復旧に関する事
			水道施設復旧に係る救援要請等に関する事
調査復旧部 (部長) 建設部長 (副部長) 農林水産部長 森林局長 総務部理事(検査員) 市民部理事	調査復旧班 (班長) 土木課長 (副班長) 農業振興課長	土木課 都市計画課 管理課 建築課 農業振興課 梅振興室 山村林業課 水産課 税務課	緊急輸送道路及び避難所の被害調査に関する事
			危険箇所の調査に関する事
			緊急輸送道路の復旧に関する事
			市内各地域の被害状況の情報収集に関する事
			道路状況の把握に関する事
			公共施設の復旧工事に関する事
			応急仮設住宅用地に関する事
			避難所の応急復旧に関する事
			応急仮設住宅の建設に関する事
			民間建築物の復旧に関する事
			樋門等の開閉に関する事
			水路等農業用施設及び農地の被害調査に関する事
			越波扉の開閉に関する事
			緊急物資等輸送用船舶の接岸岸壁の確保に関する事
漁港施設及び漁港関連施設等の被害調査に関する事			
り災証明に関する事			
管内の家屋の被害状況の調査に関する事			

部(職)名	班(職)名	担当課	初動任務
消 防 部	消 防 班 (班 長) 田辺消防署長 (副班長) 警 防 課 長 警 防 課 参 事 ※救急統括 消防総務課参事	消 防 総 務 課 警 防 課 予 防 課 田 辺 消 防 署 扇 ヶ 浜 分 署	防災関係機関等との連絡・調整に関すること
			医療機関等との連絡・調整に関すること
			被害情報の収集・分析に関すること
			消防部職員の招集及び消防団への出動要請に関すること
			避難の指示等の伝達及び避難誘導に関すること
			災害現場活動に関すること
			管内巡視・潮位調査等災害情報の収集に関すること
			消防に関する応援要請と受援活動に関すること
(部長) 消 防 長 (副部長) 消 防 次 長 警 防 課 長	通 信 指 令 班 (班 長) 警 防 課 参 事 ※指令センター長 (副班長) 指 令 係 長 ※副センター長	警 防 課	出動指令に関すること
			消防部職員の招集連絡に関すること
			無線運用に関すること
			防災行政無線による情報伝達に関すること
			気象及び災害情報等の広報に関すること
支 援 班 (班 長) 消防総務課長 (副班長) 庶 務 係 長	消 防 総 務 課	支部間(支団間)の連絡調整に関すること	
		資機材、燃料、食料等の調達に関すること	
		消防団による広報に関すること	
消 防 情 報 班 (班 長) 予 防 課 長 (副班長) 予 防 係 長	予 防 課	総合調整部との相互連絡に関すること	
		報道機関からの連絡及び対応に関すること	
		災害状況の記録に関すること	

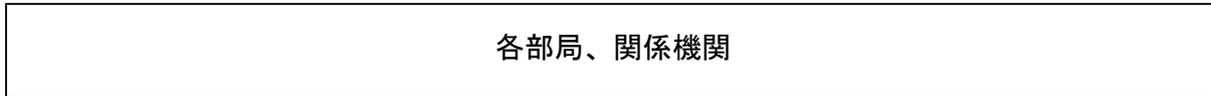
2 支部

部(職)名	班(職)名	担当課	初動任務
調整部 (部長) 総務課長	総務広報班 (班長) 総務係長	総務課	災害対策本部支部の設置及び運営に関すること
			被害情報ほか各種情報の収集及び集約に関すること
			支部の統括及び各部間の調整に関すること
			本部及び各支部間との連絡調整に関すること
			防災関係機関等との連絡調整に関すること
			防災関係機関への救援要請に関すること
			救援機関の受入対応に関すること
			気象及び災害情報の市民広報に関すること
			町内会等との連絡調整に関すること
			報道機関との連絡調整に関すること
安否情報の対応に関すること			
救護衛生部 (部長) 住民福祉課長	救護衛生 避難所班 (班長) 保健福祉係長	住民福祉課 連絡所 診療所	救護活動に関すること
			ボランティアの受入対応に関すること
			医療関係機関への救援要請に関すること
			仮設便所の設置に関すること
			避難所の設置に関すること
			避難者への対応に関すること
			所在確認調査及び救助要請に関すること
			遺体への対応に関すること
			要配慮者の支援に関すること
福祉施設入所者等の対応に関すること			
調達配給部 (部長) 教育事務所長	調達配給班 (班長) 教育事務所主任 又はこれに 準じる者	教育事務所 保育所	食料及び炊き出し材料・生活必需品の調達・搬送に関すること
			備蓄品の放出に関すること
			炊き出しに関すること
			救援物資の受入及び搬送に関すること
			避難所、病院、福祉施設等への応急給水に関すること
			給水に係る救援要請に関すること
			水道施設復旧に係る救援要請に関すること
			協定締結事業者等との調整に関すること

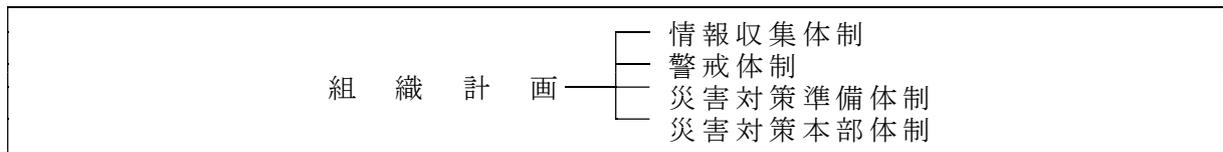
部(職)名	班(職)名	担当課	初動任務
調査復旧部 (部長) 産業建設課長	調査復旧班 (班長) 農林土木係長	産業建設課 住民福祉課 (固定資産税担当)	管内の家屋の被害状況の調査に関すること
			緊急輸送道路及び避難所の被害調査に関すること
			避難所の応急復旧に関すること
			緊急輸送道路の応急復旧に関すること
			危険箇所の調査に関すること
			被害状況の情報収集に関すること
			り災証明に関すること
消防部 (部長) 消防分署長	消防班 (班長) 参事又は各係長	龍神分署 中辺路分署 大塔分署 本宮分署	消防団の出動要請に関すること
			避難の指示等の伝達及び避難誘導に関すること
			災害現場活動に関すること
			管内巡視、災害情報の収集等に関すること

第2節 組織計画（地震・津波時）

《実施担当部局》



《対策の体系》



《対策の展開》

市は、地震又は津波が発生したときは、次の基準に従い、職員を配備し、災害の警戒や対応を行う。

なお、各体制時における事務分担は、災害対策本部設置時の事務分掌に準じ、状況に応じて適宜行うものとする。

第1 情報収集体制

防災まちづくり課長及び行政局総務課長は、地震・津波対策に関する情報収集が必要と認めるときは、情報収集体制をとるものとする。

1 設置の基準

気象庁から南海トラフ地震臨時情報（調査中）（注）が発表されたとき

（注）南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合

2 組織

情報収集体制は、防災まちづくり課、企画広報課及び行政局総務課の必要人員をもって構成する。なお、必要に応じて体制を拡大又は縮小するものとする。

第2 警戒体制

危機管理局長又は行政局長は、津波注意報等により、災害の発生が予想されるとき、地震・津波情報等の収集伝達やその他災害対策に関する連絡調整に万全を期するため、警戒体制をとるものとする。

1 設置の基準

- (1) 和歌山県に津波注意報が発表されたとき
- (2) 地震が発生し、田辺市内で震度4を観測したとき
- (3) 危機管理局長又は行政局長が必要と認めたとき

2 組織

警戒体制は、原則として次の職員をもって構成する。なお、災害の状況に応じて体制を拡大又は縮小するものとする。

	配備の基準	担当部課名
警戒体制	① 和歌山県に津波注意報が発表されたとき	<ul style="list-style-type: none"> ■本庁等 ○危機管理局長 ○全部長級職員 ○防災まちづくり課長、総務課長、企画広報課長、自治振興課長、情報政策課長、秘書課長、福祉課長、やすらぎ対策課長、障害福祉室長、健康増進課長、観光振興課長、農業振興課長、水産課長、都市計画課長、管理課長、土木課長、建築課長、教育総務課長、学校教育課長、生涯学習課長 ○防災まちづくり課の全職員 ○各課等の指定職員等 ■各行政局管内 ○行政局長 ○総務課長 ■消防本部 田辺市消防計画による体制
	② 地震が発生し、田辺市内で震度4を観測したとき ③ 危機管理局長又は行政局長が必要と認めたとき	<ul style="list-style-type: none"> ■本庁等 ○危機管理局長 ○全部長級職員 ○以下の課等の長 防災まちづくり課長、総務課長、企画広報課長、自治振興課長、情報政策課長、秘書課長、税務課長、収納課長、市民課長、環境課長、廃棄物処理課長、福祉課長、子育て推進課長、やすらぎ対策課長、障害福祉室長、健康増進課長、農業振興課長、水産課長、山村林業課長、観光振興課長、都市計画課長、管理課長、土木課長、建築課長、教育総務課長、学校教育課長、生涯学習課長、スポーツ振興課長、議会事務局次長、工務課長、監視室長 ○防災まちづくり課の全職員 ○各課等の指定職員等 ■各行政局管内 ○行政局長 ○総務課長、住民福祉課長、産業建設課長、教育事務所長 ○総務課の全職員

		○各課等の指定職員 ■消防本部 田辺市消防計画による体制
--	--	---------------------------------

3 解除の基準

- (1) 津波注意報等が解除され、災害のおそれが解消したとき
- (2) 危機管理局長又は行政局長が必要なしと認めたとき

4 その他

- (1) 課等の長は、職員の非常招集に備え、連絡体制を整えておかなければならない。
- (2) 各課等の指定職員の必要人員は、課等の長の裁量によるものとする。
- (3) 課等の長等は、警戒体制時の人員について、危機管理局（行政局総務課）へ速やかに報告しなければならない。
- (4) 課等の長等は、被害状況等を把握した場合には、危機管理局（行政局総務課）へ速やかに報告しなければならない。
- (5) 警戒体制を解除した場合は、危機管理局（行政局総務課）から課等の長等に伝達する。ただし、警戒体制に引き続いて災害対策準備体制又は本部を設置したときは、警戒体制は自動的に解除する。

第3 災害対策準備体制

副市長は、警戒体制で十分な対応ができない場合には、本部設置前の体制として災害対策準備体制（以下「準備体制」という。）をとることとする。

1 設置の基準

- (1) 和歌山県に津波警報が発表されたとき
- (2) 気象庁から南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）（注）が発表されたとき
- (3) 副市長が必要と認めたとき

（注）南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、気象庁によりその現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査した結果、監視領域内において、モーメントマグニチュード7.0以上の地震が発生したと評価した場合又は想定震源域内のプレート境界面において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合

2 組織

準備体制は原則として次の職員をもって構成する。なお、災害の状況に応じて体制を拡大又は縮小するものとする。

	配備の基準	担 当 部 課 名
災 害 対 策 準 備 体 制	① 和歌山県に津波警報が発表されたとき ② 気象庁から南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき ③ その他副市長が必要と認めたとき	■本庁等 ○副市長 ○危機管理局長 ○教育長 ○課長級以上の全職員 ○防災まちづくり課、総務課、秘書課、企画広報課、自治振興課、情報政策課及び議会事務局の全職員 ○勤務場所が本庁舎、田辺市ごみ処理場、給食センター、田辺スポーツパーク又は水道事業所の職員で、かつ旧田辺市内に居住している職員 ○各課等の指定職員等 ■各行政局管内 ○行政局長 ○課長級以上の全職員 ○総務課の全職員 ■消防本部 田辺市消防計画による体制

3 廃止の基準

(1) 副市長が必要なしと認めたとき

4 その他

(1) 準備体制の責任者は、副市長とし、危機管理局長がその補佐を行うこととする。また、行政局管内の責任者は行政局長とし、総務課長がその補佐を行うこととする。

(2) 準備体制は情報の収集、被害の状況の取りまとめ及び発表、報告その他所要の連絡調整にあたるものとする。

(3) 準備体制で行う情報の収集、被害状況の取りまとめ、災害対応等については、必要に応じて特別調整班を設置し行うものとする。

●準備体制特別調整班員は以下のとおりとする。(◎は班長 ○は副班長)

◎防災まちづくり課長 ○総務課長 ○管理課長 ○消防総務課長

企画広報課長 市民課長 福祉課長 農業振興課長 水産課長

山村林業課長 都市計画課長 土木課長 教育総務課長 議会事務局次長

(4) 準備体制の事務分担は、災害対策本部設置時の事務分掌に準じ、状況に応じて適宜行うものとし、職員の配置及び人員については課等の長の裁量によるものとする。

(5) 準備体制を廃止した場合は、危機管理局（行政局総務課）から課等の長等に伝達する。ただし、準備体制に引き続いて災害対策本部を設置したときは、準備体制は自動的に解除する。

第4 災害対策本部

市域で相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、市長は、「田辺市災害対策本部」（以下「本部」という。）を設置し、各部局の職員のほか、各行政委員会事務局等の職員を総括し、災害予防及び災害応急対策の実施を強力に推進する。また、各行政局に支部を設置する。

なお、この際、法令等に基づき他に設置されている「水防本部」等は、本部の中の担当部に吸収し、組織の一元化を図る。

1 設置及び廃止の手続

(1) 設置の基準

- ア 地震が発生し、市内で震度5弱以上を観測したとき
 - イ 和歌山県に大津波警報が発表されたとき
 - ウ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）（注）が発せられたとき
 - エ 災害救助法の適用を必要とする災害が発生したとき、又は発生するおそれがある場合において市長が必要と認めたとき
- （注）南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、気象庁によりその現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査した結果、想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード8.0以上の地震が発生したと評価した場合

(2) 設置の手続

- ア 本部等の設置については、原則として本部長が本部会議を招集し、その議を経てこれを決する。
- イ 勤務時間外等の事情により、アの手続きを経るいとまがないと認められる場合は、本部長又は副本部長若しくは本部員が専決し、その結果を本部会議に報告する。

(3) 廃止の基準

- ア 市内において、災害が発生するおそれが解消したと認めたとき
- イ 災害応急対策がおおむね完了したと認めたとき
- ウ その他本部長が必要なしと認めたとき

(4) 廃止の手続

防災活動の収束に伴い、本部長は平常業務との関係から逐次、部の配備解除を命ずる。ただし、本部を完全に廃止するまでの間は、必要な部の要員を指定し、残務整理させるものとする。

(5) 本部の設置、廃止の通知

本部長は、本部を設置し、又は廃止したときは、知事、市防災会議委員、報道機関等にその旨を通知する。

2 本部の設置場所

本部室は本庁舎5階庁議室に設置する。ただし、本庁舎に設置することができない場合は、消防本部3階災害対策本部室に設置するものとする。

また、支部は各行政局会議室に設置するものとする。

なお、本部室・支部室には、衛星携帯電話、パソコン、ラジオ、テレビ、移動系無線等の機材を備え付け、災害情報の収集・集約を行う。

3 組織編成

本部の組織編成は、「田辺市災害対策本部条例」及び本計画の定めるところによるものとする。

(1) 組織

本部の組織は、原則として下記の図の職員をもって構成する。なお、災害の状況に応じて体制を拡大又は縮小するものとする。

【田辺市災害対策本部組織図】

※P3-9 参照

【災害対策本部体制化における部・班名称の早見表】

※P3-10, 11 参照

(2) 指揮命令系統の確立

本部長に事故があるときは、副市長、危機管理局長の順位で、また、支部長に事故があるときは、総務課長、産業建設課長、住民福祉課長の順位により指揮をとる。

(3) 本部・支部会議の開催

災害対応の基本方針を協議決定するため本部会議を開催し、迅速かつ的確な災害応急対策の実施を期するとともに、各部及び各支部との密接な連携を図り、災害の実態に即した応急対策を実施するものとする。

本部会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成し、本部長が必要に応じて招集する。

また、支部会議は、支部長、副支部長、及び支部員をもって構成し、支部長が必要に応じて招集する。

(4) 編成及び事務分掌

本部及び支部に部及び班を設け、本部の各部に部長・副部長を、各班に班長・副班長を置き、支部の各部に部長を、各班に班長を置く。

ただし、支部については、必要に応じて部長・班長の指名により、部に副部長、班に副班長を置くことができるものとする。

① 各部

a 部長は、本部長の命を受けて、部に属する事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

b 副部長は、部長を補佐し、部長に事故がある時は、その職務を代理する。

c 総合調整部には、必要に応じて特別調整班を置き、情報の収集、被害状況の取りまとめ、災害対応の方針を協議する。

●本部特別調整班員は以下のとおりとする。(◎は班長 ○は副班長)

◎防災まちづくり課長 ○総務課長 ○管理課長 ○消防総務課長

企画広報課長 市民課長 福祉課長 農業振興課長 水産課長

山村林業課長 都市計画課長 土木課長 教育総務課長 議会事務局次長

② 各班

a 班長は、当該班の分掌事務について、部長・副部長を補佐するとともに、その命を受けて、災害応急対策等の処理にあたる。

b 副班長は、班長を補佐し、班長に事故があるときは、その職務を代理する。

c 各班に属する班員は、班長等の命を受けて、災害応急対策等の処理にあたる。

(5) 職員の証票等

ア 災害緊急対策において、職員が災害対策基本法に基づき施設・家屋又は物資の所在する場所若しくは物資を保管する場所に立ち入り、検査等を行う場合における証票は、職員証とする。

イ 本部・支部職員のうち、災害応急対策の実施にあたる者は、田辺市職員であることが証明できる物を着用又は携帯する。

4 その他

(1) 各支部において、応援職員を必要と認める場合には、各支部があらかじめ指定した職員に支部長から応援を要請する。

なお、それでも人員が不足する場合には近隣の支部に要請し、なおかつ人員が不足する場合には、本部に要請する。

また、本部において人員が不足する場合には、各支部に応援を要請するものとする。

(2) 本部設置時において、動員を要しなかった職員は、本部を閉鎖するまでの間、被害拡大時の動員配備に備え、待機体制をとっておくものとする。

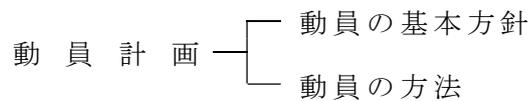
【各部・班の事務分掌】P3-14～19 参照

第3節 動員計画

《実施担当部局》

各部局、関係機関

《対策の体系》



《対策の展開》

第1 動員の基本方針

災害が発生した場合又は発生のおそれがあることを察知したときは、原則として、参集指令を待つことなく所属の勤務場所又はあらかじめ指定された場所に参集するものとする。

第2 動員の方法

1 自主参集による場合

(1) 自主参集基準

ア 情報収集体制の配備職員が自主登庁しなければならない場合

- ① 「線状降水帯による大雨の半日程度前からの呼びかけ」が県内に発表されたとき
- ② 気象庁から南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき

イ 警戒準備体制の配備職員が自主登庁しなければならない場合

田辺市田辺、田辺市龍神、田辺市中辺路、田辺市大塔、田辺市本宮のいずれかに大雨、洪水、暴風、暴風雪、大雪又は高潮のいずれかの警報が発表されたとき

ウ 警戒体制の配備職員が自主登庁しなければならない場合

- ① 市内で震度4を観測したとき
- ② 和歌山県に津波注意報が発表されたとき

エ 災害対策準備体制の配備職員が自主登庁しなければならない場合

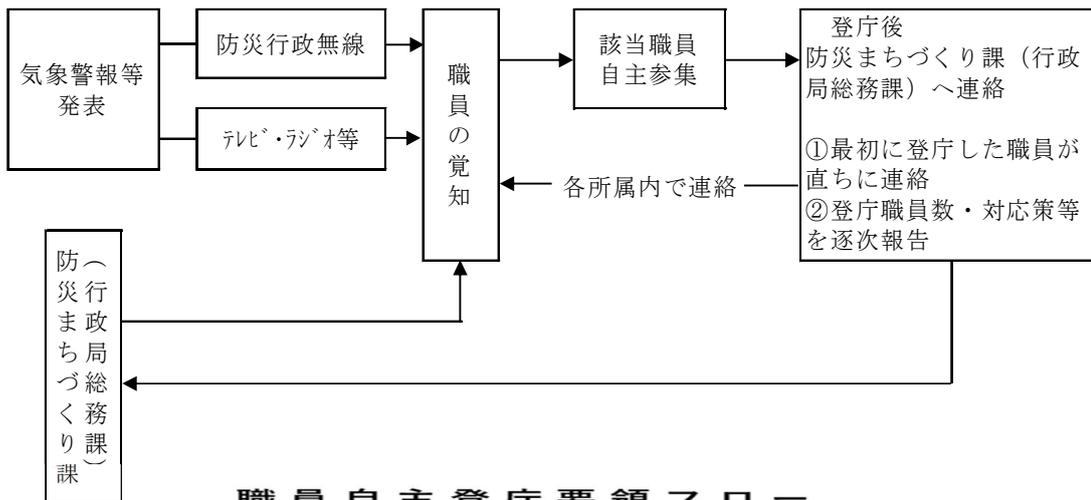
- ① 気象庁から南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき
- ② 和歌山県に津波警報が発表されたとき

オ 全職員が自主登庁しなければならない場合

- ② 市内で震度5弱以上を観測したとき
- ③ 和歌山県に大津波警報が発表されたとき

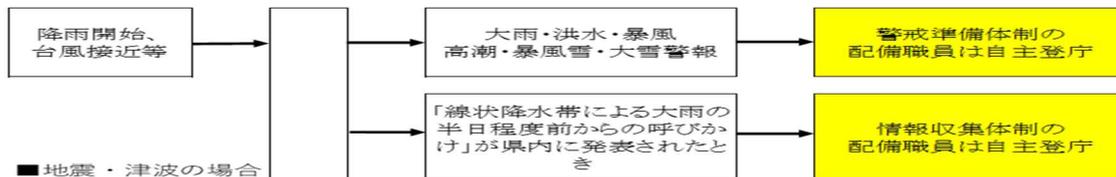
- ④ 気象庁から南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき
(2) 参集のための確認方法

- ア 市防災行政無線放送や防災・行政メール、テレビ等で気象警報等の発表を確認する。
イ 地震を体感したらすぐにテレビ等で震度を確認する。
ウ 市防災行政無線放送やテレビ等で津波警報、津波注意報の発表を確認する。
※参集基準については、職員災害対応マニュアルや職員参集ガイドラインを参照すること

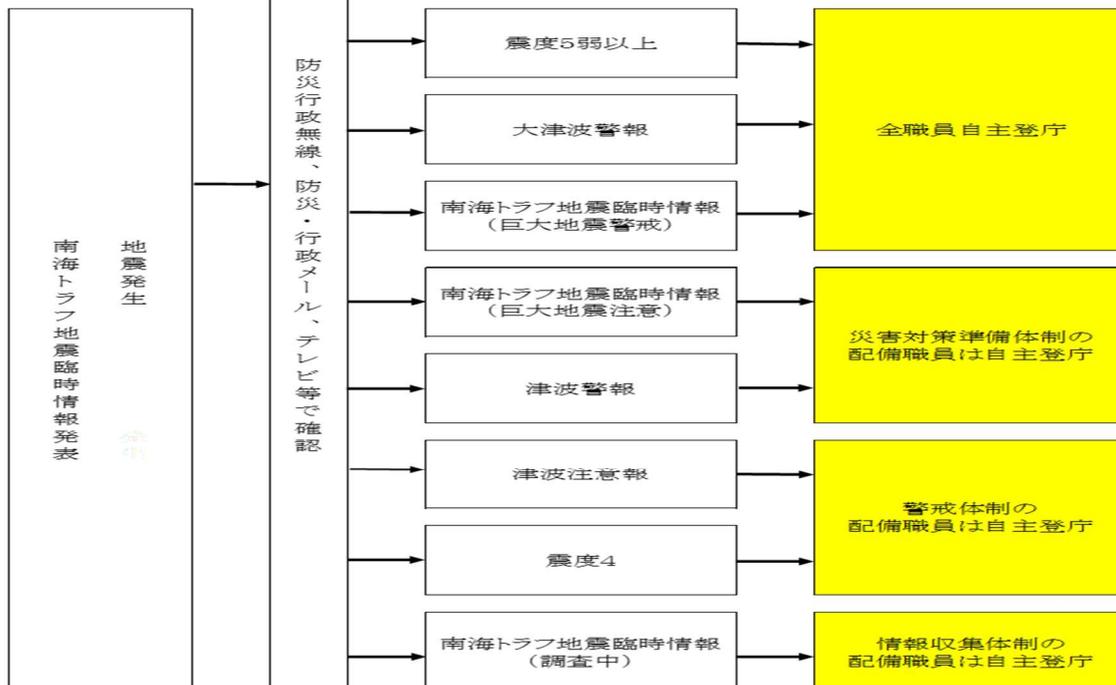


職員自主登庁要領フロー

■風水害等の場合



■地震・津波の場合



2 招集による場合

職員は、災害が発生した場合又は発生のおそれがあるため、参集指令があったときは、速やかに所属の勤務場所又はあらかじめ指定された場所若しくは新たに指定された場所に参加しなければならない。

(1) 勤務時間内の伝達方法

ア 防災まちづくり課（本部が設置されたときは総合調整部）は、本庁においては庁内放送により、行政局及びその他の施設へは電話等により、参集指示の伝達を行う。

イ 課等の長は、所属職員に対し電話等により、参集指示を行う。この場合の伝達方法は、各課等においてそれぞれ定めておくものとする。

(2) 勤務時間外の招集伝達方法

招集の伝達は、災害時職員緊急連絡網図（P3-31）を用い、電話、SNS、ビジネスチャット等の情報ツールにより行うものとする。

(3) 行政局から指名している職員の招集手順

行政局長は、台風及び大雨・洪水・暴風警報の発表（地震・津波警報・津波注意報は自主参集基準によるため除く。）により管内での被害が予想される場合、あるいは災害後の復旧に行政局の体制が整わないと判断した時には、危機管理局と協議したうえで、あらかじめ指名した職員（田辺市職員災害対応マニュアル参照）に直接招集をかける。この場合、招集する職員の安全を考慮し、早い段階で招集決定を行う。

3 動員対象から除外する職員

次に掲げる者は、動員対象から除外する。これに該当する者は、可能な限り速やかに所属長に連絡し、以後の指示を受ける。

(1) 身体の故障等により、許可を受けて休養中の者

(2) 前号に掲げる者のほか、所属長がやむを得ない理由のため参集できないと認めた者

4 配備状況の報告

(1) 勤務時間内

所属長は、所属職員数を速やかに危機管理局（災害対策本部が設置されたときは総合調整部総務班）に報告しなければならない。以降、災害の状況により大幅に職員数の増減があった場合にも、その都度報告を行うものとする。行政局においては、総務課（災害対策本部支部が設置されたときは調整部総務広報班）でとりまとめを行う。

(2) 勤務時間外

各課等で最初に登庁した職員は、速やかに危機管理局（災害対策本部が設置されたときは総合調整部総務班）に、行政局においては、総務課（災害対策本部支部が設置されたときは調整部総務広報班）に登庁した旨を報告しなければならない。所属長（所属長が登庁していない場合は、登庁した職員の最上級の者）は、以後参集が完了するまでの間、参集人員数に変更があったときに報告するものとする。

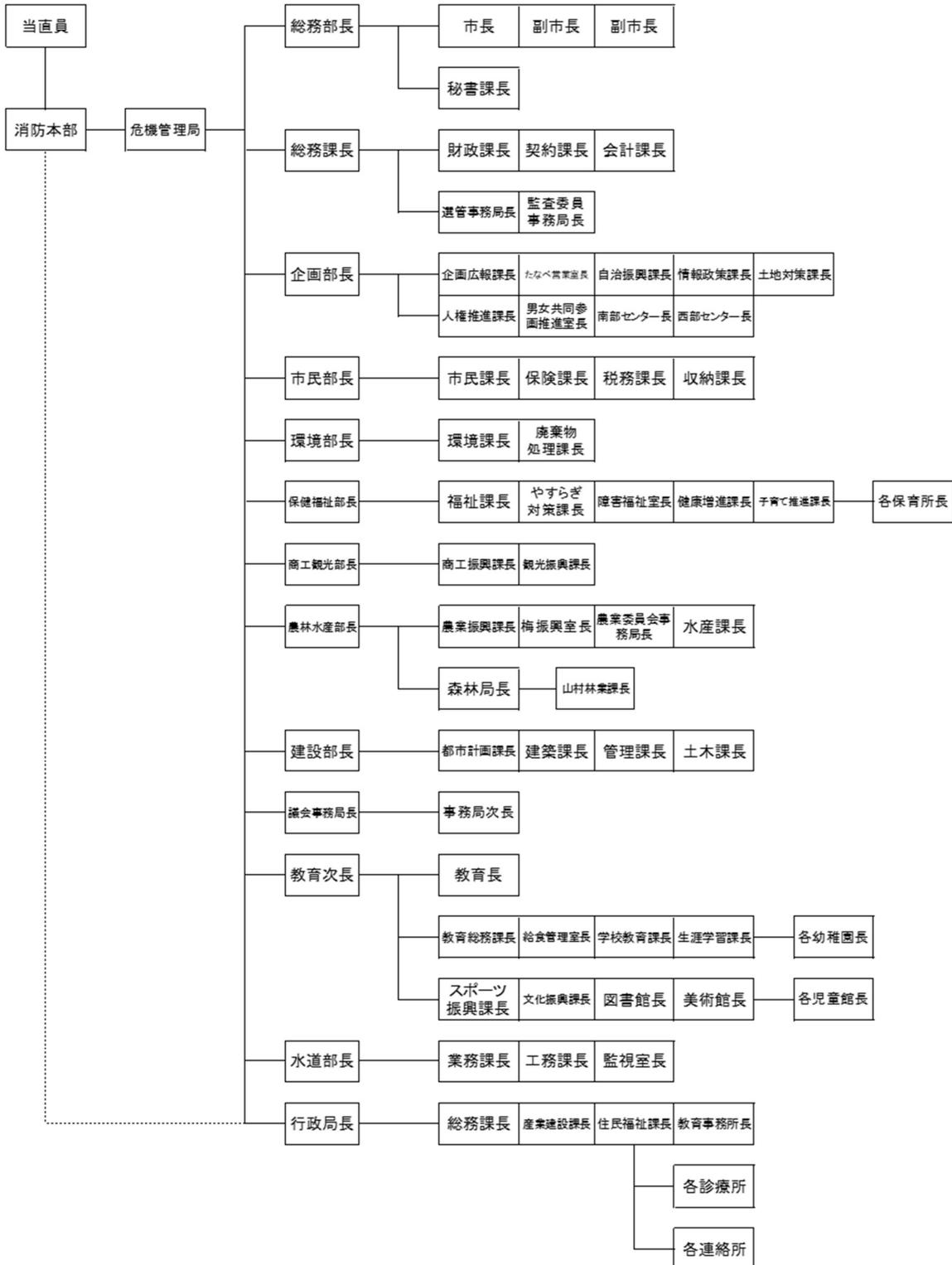
(3) 行政局からの報告

各行政局総務課長は、とりまとめた参集人員数を速やかに危機管理局（災害対策本部が設置されたときは総合調整部総務班）に報告するものとし、以後、上記（1）の場合は随時、（2）の場合は参集人員数に変更があったときに報告するものとする。

5 災害対応時の労務管理

災害対応に従事した職員の連続勤務を避け、健康被害が生じることを防ぐために職員が交替しながら災害対応に従事できるよう、勤務ローテーション及び休息・休憩ルールを定める。

災害時職員緊急連絡網



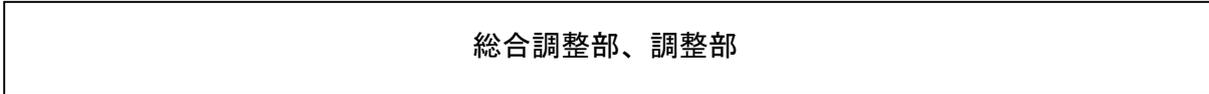
* 田辺市災害対策本部組織図(P3-9)に記載の上記以外の部長級にはそれぞれの統括部長から連絡する。
* 各行政局単位で緊急に連絡が必要な場合には、消防本部から直接行政局長に連絡する。

第4節 水防計画

水防法第33条の規定に基づき、同法第1条の目的を達成するため、田辺市管内の各河川及びため池、低地帯等に対する水防上必要な監視、警戒、通信連絡等水防機関の活動については、田辺市水防計画を別に定める。

第5節 広域応援の要請・受入れ

《実施担当部局》



《対策の体系》

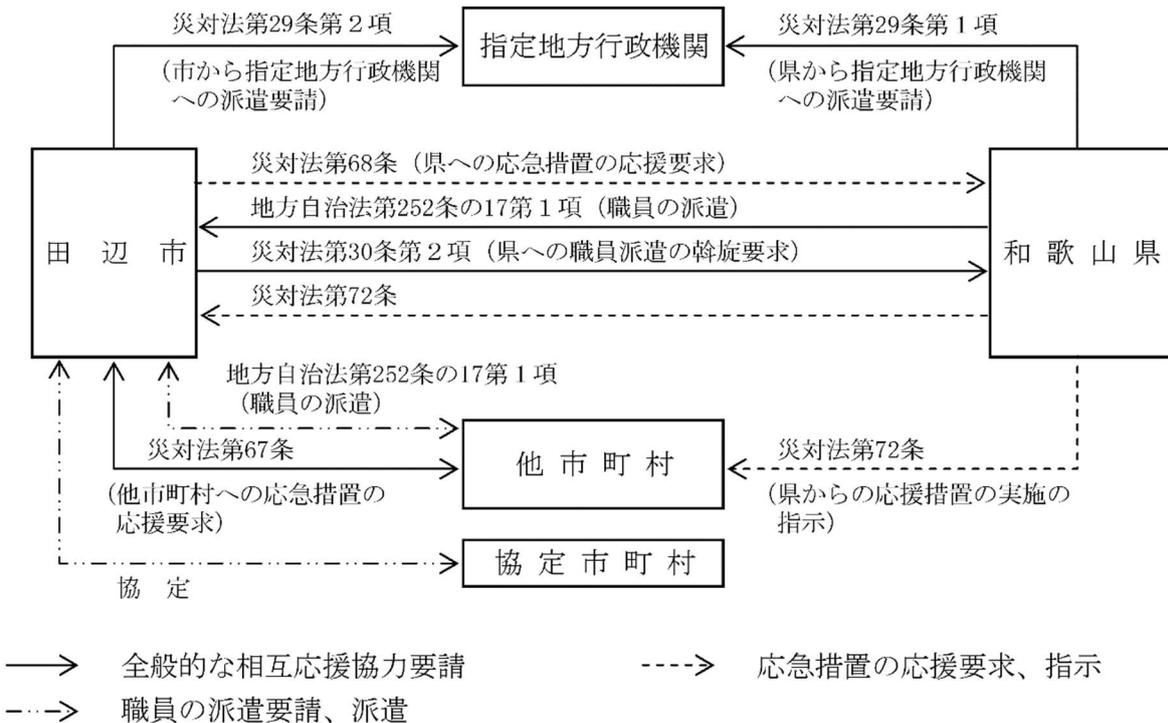


《対策の展開》

災害時において、被害程度が甚大であり市職員のみをもってしては対処しえないと判断した場合は、迅速に県、他市町村及び防災関係機関等への応援・協力を求め、災害応急対策を円滑に実施する。

法律、協定に基づく応援協力の要請系統は、次のとおりである。

【法律、協定に基づく応援協力の要請系統】



第1 和歌山県

1 職員派遣のあっせん

- (1) 市長は、災害応急対策又は災害復旧のために必要があると認めるときは、知事に対し次の必要事項を記載した文書をもって、職員の派遣についてのあっせんに求めることができる。ただし、緊急を要し文書をもってすることができないときは、電話・口頭等により要請し、事後速やかに文書を送付するものとする。
- (2) 知事から他市町村等への協力を指示されたときは、自らの応急対策に支障のない限り積極的に協力するものとする。

2 必要事項

- (1) 派遣を必要とする理由
(2) 職種別人員
(3) 必要とする期間
(4) 職員の給与その他の勤務条件
(5) その他参考事項

3 経費負担

国・県からの応援及び知事の職員の派遣のあっせんにより派遣された職員に対する給与及び経費の負担方法は、法令に基づき行う。

【連絡先】

名 称	電 話	F A X	県防災情報システム
和歌山県災害対策課	073-441-2262	073-422-7652	300-403
西牟婁振興局地域づくり課	0739-26-7947	0739-26-7917	360-400

第2 相互応援協定市町村

1 三市災害相互応援協定

【締結市及び担当部局】

市 名	担当部局	電 話	F A X	地域衛星通信ネットワーク (県防災電話)
羽曳野市 (大阪府)	危機管理部危機管理課 危機対策室	072 958-1111	072 957-1371	TEL:7-027-200-522-8900 FAX:7-027-200-522-8800
橿原市 (奈良県)	総務部危機管理課	0744 21-1104	0744 23-2511	TEL:7-029-205-8730 FAX:7-029-205-490

(1) 相互応援の範囲

次に掲げる事項を要請することができるものとする。

- ア 災害援助及び防御のための職員の応援及び救援物資、機械器具等の提供
- イ その他応急対策活動に必要な措置

(2) 経費負担

- ア 応援側が負担するもの
 - ① 応援隊員の災害補償及び公務災害補償に要する経費
 - ② 人件費、被服費及び雑費
 - ③ 機械器具の破損の修理及び燃料費
- イ 受入側が負担するもの
 - ① 応援活動が長期間にわたる場合の燃料及び食料費
 - ② 建築物、工作物又は土地に対する補償

(3) データの保管

- ア 平時における住民データ等、重要データの相互保管

2 附家老関係5市大規模災害時における相互応援に関する協定

【締結市及び担当部局】

市名	担当部局	電話	地域衛星通信ネットワーク (県防災電話)
愛知県犬山市	防災交通課	0568-44-0346	TEL:7-023-2-715-1391 FAX:7-023-715-1501
岐阜県海津市	総務部防災危機管理室	0584-53-1111	TEL:7-021-432-2 FAX:7-021-432-719
和歌山県新宮市	総務部防災対策課	0735-21-5422	TEL:7-030-270-400 FAX:7-030-270-499
茨城県高萩市	危機対策課	0293-23-2215	TEL:7-008-210-342 FAX:7-008-210-8450

(1) 応援の種類

応援の種類は、次のとおりとする。

- ア 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- イ 被災者の救出、医療、防疫及び施設の応急復旧に必要な資機材の提供
- ウ 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- エ 救助及び復旧活動に必要な職員の派遣
- オ 前各号に掲げるもののほか、特に必要があると附家老関係5市が認めたもの

(2) 応援経費

応援に要する経費の負担は、法令その他別に定めがあるものを除くほか、次のとおりとする。

- ア 職員の派遣に要する経費 応援を行う市の負担
- イ 前号に掲げるもののほか、応援物資の調達その他応援に要する経費 応援を受ける市の負担

3 合気道創設者ゆかりの友好都市間における災害時相互応援に関する協定

【締結市町及び担当部局】

市 町 名	担 当 部 局	電 話 F A X	地域衛星通信ネットワーク (県防災電話)
北海道遠軽町	危機対策室	TEL:0158-42-4811 FAX:0158-42-3688	TEL:7-001-677-899 FAX:7-001-677-10
京都府綾部市	防災・危機管理課	TEL:0773-42-3280 FAX:0773-42-4406	
茨城県笠間市	危機管理課	TEL:0296-77-1101 FAX:0296-78-0612	TEL:7-008-738-409 FAX:7-008-738-300

(1) 応援の種類

応援の種類は、次のとおりとする。

- ア 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- イ 被災者の救出、医療、防疫、施設等の応急復旧に必要な資機材及び物資の提供
- ウ 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- エ 消火、救援、医療、防疫、応急復旧等に必要な職員の派遣
- オ ボランティアのあっせん
- カ 被災児童・生徒の教育機関への受入れ及びあっせん
- キ 被災者を一時的に受け入れるための施設の提供及びあっせん
- ク 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

(2) 応援経費

応援に要する経費の負担は、法令その他別に定めがあるものを除くほか、次のとおりとする。

- ア 職員の派遣に要する経費 応援を行う市町の負担
- イ 前号に掲げるもののほか、資機材及び物資の提供その他応援に要する経費 応援を受ける市町の負担

4 紀南10市町村災害時相互応援に関する協定

【締結市町村及び担当部局】

市 町 村 名	担 当 部 局	電 話 F A X	地域衛星通信ネットワーク (県防災電話)
白浜町	地域防災課	TEL: 0739-43-5570 FAX: 0739-43-5353	TEL:7-030-261-400 FAX:7-030-261-499

上富田町	総務課	TEL: 0739-47-0550 FAX: 0739-47-4005	TEL:7-030-262-400 FAX:7-030-262-499
すさみ町	総務課防災対策室	TEL: 0739-55-4802 FAX: 0739-55-4810	TEL:7-030-263-400 FAX:7-030-263-499
新宮市	総務部防災対策課	TEL: 0735-23-3334 FAX: 0735-21-5422	TEL:7-030-270-400 FAX:7-030-270-499
那智勝浦町	総務課防災対策室	TEL: 0735-29-7121 FAX: 0735-52-6543	TEL:7-030-271-400 FAX:7-030-271-499
太地町	総務課	TEL: 0735-59-2335 FAX: 0735-59-2801	TEL:7-030-272-401 FAX:7-030-272-499
古座川町	総務課	TEL: 0735-72-0180 FAX: 0735-72-1858	TEL:7-030-273-405 FAX:7-030-273-499
北山村	総務課	TEL: 0735-49-2331 FAX: 0735-49-2207	TEL:7-030-274-402 FAX:7-030-274-499
串本町	総務課	TEL: 0735-62-0555 FAX: 0735-62-4977	TEL:7-030-275-402 FAX:7-030-275-499

(1) 応援の種類

応援の種類は、次のとおりとする。

- ア 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- イ 被災者の救出、医療、防疫及び施設の応急復旧に必要な資機材の提供
- ウ 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- エ 救助及び応急復旧に必要な職員の派遣
- オ 前各号に掲げるもののほか、特に必要があるもの

(2) 応援経費

応援に要する経費の負担は、法令その他別に定めがあるものを除くほか、次のとおりとする。

- ア 職員の派遣に要する経費 応援を行う市町の負担
- イ 前号に掲げるもののほか、応援物資の調達その他応援に要する経費 応援を受ける市町村の負担

5 友好姉妹都市相互応援協定

【締結市町及び担当部局】

市町村名	担当部局	電 話 F A X	地域衛星通信ネットワーク (県防災電話)
岩手県一関市	消防本部防災課	TEL: 0191-25-5913 FAX: 0191-21-5934	7-003-531-001

(1) 応援の種類

応援の種類は、次のとおりとする。

- ア 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- イ 被災者の救出、医療、防疫及び施設の応急復旧に必要な資機材の提供
- ウ 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- エ 救助及び復旧活動に必要な職員の派遣
- オ 前各号に掲げるもののほか、特に必要があるもの

(2) 応援経費

応援に要する経費の負担は、法令その他別に定めがあるものを除くほか、次のとおりとする。

- ア 職員の派遣に要する経費 応援を行う市の負担
- イ 前号に掲げるもののほか、応援物資の調達その他応援に要する経費 応援を受ける市町村の負担

※ 田辺市防災協定締結一覧は「資料編7-15(P資7-29)」を参照

第3 他市町村

市長は、上記協定市町村の応援でもなお十分な災害応急対策が実施できないと認めるときは、他市町村の長等に対し応援を要請する。

他市町村からの応援に従事する者は、総合調整部において受け入れ、本部の指揮のもとで行動する。

第4 指定地方行政機関

1 田辺海上保安部に対する災害応急対策の実施の要請

(1) 市長は、必要があると認めるときは、次の事項を明らかにした要請書により、田辺海上保安部に対し、応急対策の実施を要請するものとする。なお、急を要するときには、口頭により行い、事後速やかに文書により要請する。

- ア 要請者の氏名（所属、役職）
- イ 災害の状況及び支援活動を要請する理由
- ウ 支援活動を要請する期間
- エ 支援活動を必要とする区域及び活動内容
- オ その他参考となるべき事項

また、田辺海上保安部との連絡が困難な場合には、第五管区海上保安部若しくは他の海上保安庁の事務所又は巡視船艇若しくは航空機に対し、直接要請するものとする

(防災相互通信波により、海上保安庁の事務所、巡視船艇・航空機と交信可能な場合がある)。

【要請先】

名 称	電 話	F A X	防災相互通信 用無線周波数
田辺海上保安部	0739-22-2000 0739-22-2001 0739-22-2002 0739-22-2008 0739-24-4999	0739-22-9670	158.35MHz
串本海上保安署	0735-62-0226	0735-62-0226	
第五管区海上保安本部	118(局番なし)	—	

(2) 海上保安庁の支援活動の内容

- ア 傷病者、医師、避難者等又は救援物資等の緊急輸送
- イ 巡視船を活用した医療活動場所及び災害応急対策従事者への宿泊場所の提供
- ウ その他、県及び市が行う災害応急対策の支援

2 その他の指定地方行政機関に対する職員の派遣要請

市長は、本部が設置された場合において、災害応急対策又は災害復旧のために必要があると認めたときは、指定地方行政機関の長に対し、職員の派遣を要請する。職員の派遣要請は、和歌山県への職員の派遣のあつせんを求める場合に準じた文書をもって行わなければならない。

第5 その他の防災関係機関等

1 協力を要請する業務

災害時に業種別の民間団体及び事業所へ協力を要請する業務は、おおむね以下のとおりである。

- (1) 異常現象、災害危険箇所を発見した場合の市又は防災関係機関への通報
- (2) 災害に関する予警報、その他の情報など地域住民への伝達
- (3) 災害時における広報広聴活動
- (4) 災害時における出火の防止及び初期消火活動
- (5) 避難誘導、負傷者の救出・搬送等被災した市民に対する救助・救護活動
- (6) 被災者に対する炊き出し、救助物資の配分及び輸送等の業務
- (7) 被害状況調査
- (8) 被災地域内の秩序維持

- (9) 道路啓開^(注)活動、公共施設等の応急復旧作業活動
- (10) 応急仮設住宅の建設等の業務
- (11) 生活必需品の調達等の業務
- (12) その他市が行う災害応急対策業務

(注) 道路啓開：災害時に発生した道路上の障害物、崩土、電柱・建物等の倒壊物、落下物、及び放置車両等を除去し、また、道路の陥没・き裂・段差等の応急補修を行って、車両用走行帯を確保すること。

2 協力要請の方法

災害時における協力要請の方法については、あらかじめ協定により定めるところによる。なお、要請にあたっては、可能な限り以下の事項を明らかにして行う。

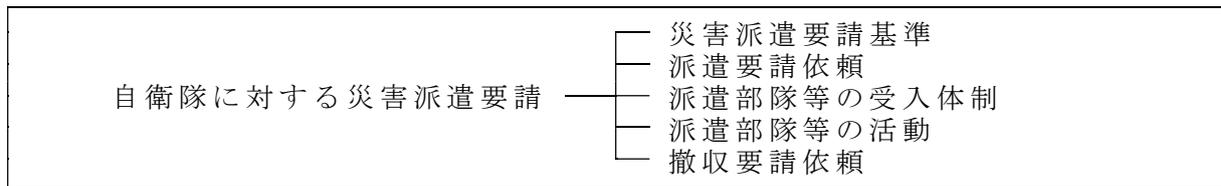
- (1) 活動の内容
- (2) 協力を希望する人数
- (3) 調達を要する資機材等
- (4) 協力を希望する地域及び期間
- (5) その他参考となる事項

第6節 自衛隊に対する災害派遣要請

《実施担当部局》

総合調整部

《対策の体系》



《対策の展開》

第1 災害派遣要請基準

- 1 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、市長は、市民の生命又は財産を保護するために必要と認めるときは、知事に対して自衛隊の災害派遣を依頼するものとする。
自衛隊の災害派遣を依頼する目安としては、以下のとおりとする。
 - (1) 人命救助のための応援を必要とするとき
 - (2) 水害、高潮、土砂災害等の災害が発生したとき、又は災害の発生が予想され、緊急の措置に応援を必要とするとき
 - (3) 救助物資の輸送のため応援を必要とするとき
 - (4) 主要道路の応急復旧に応援を必要とするとき
 - (5) 応急措置のための医療、防疫、給水及び通信支援等の応援を必要とするとき
- 2 自衛隊は事態が緊急を要し、知事からの要請を待ついとまがないと認められるときは、自衛隊の自主的判断に基づき部隊等を派遣することができる。

第2 派遣要請依頼

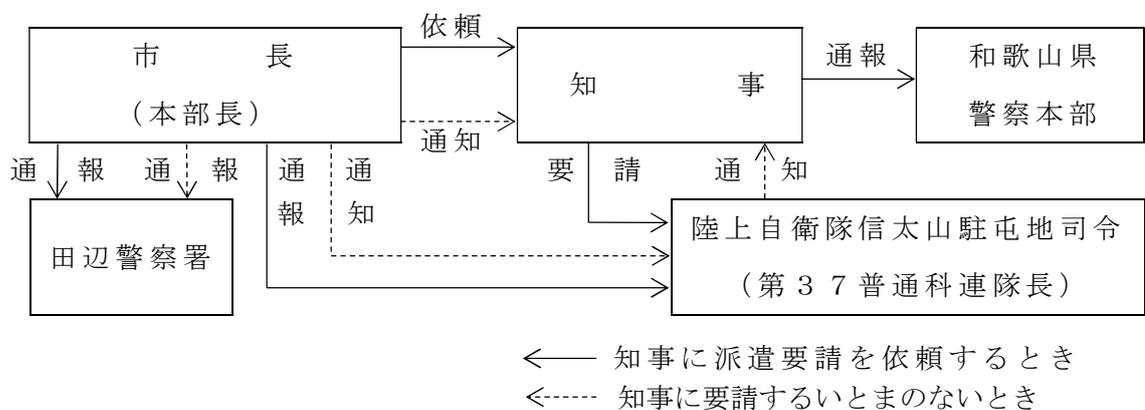
- 1 知事に対し自衛隊の災害派遣を依頼するときは、次に掲げる事項を明らかにし、電話又は口頭で県に依頼するものとし、事後速やかに「部隊等の派遣要請依頼書（資料編6-2（P資6-2）」を提出する。
また、関係機関に対しても通報するものとする。
 - (1) 災害の状況及び派遣要請を依頼する理由

- (2) 派遣を希望する期間
- (3) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (4) 派遣時における特殊携行装備又は作業の種類
- (5) 派遣地への最適経路
- (6) 連絡場所及び現地責任者の氏名並びに標識又は誘導地点とその標示
- (7) その他参考となるべき事項

2 通信途絶等により知事に対し派遣要請の依頼ができないときは、その旨及び災害の状況を自衛隊に直接通知するものとする。

この場合、市長は速やかにその旨を知事に通知しなければならない。

【派遣要請系統図】



【連絡窓口】

陸上自衛隊第37普通科連隊長		連絡先	0725-41-0090 (代表)		
昼間	第3科 (内429)	夜間	当直司令室 (内302)	県防災情報システム	392-400

第3 派遣部隊等の受入体制

自衛隊の派遣が決定した場合、次の点に留意して派遣部隊の活動が十分に行えるよう努めるものとする。

- (1) 自衛隊の宿泊施設又は野営地及び車両・機材等の保管場所の準備をする。
- (2) 派遣部隊及び県との連絡職員を指名し、連絡にあたらせる。
- (3) 作業実施期間中は、現場に責任者を置き、自衛隊現地指揮官と協議し、作業の推進を図る。
- (4) 派遣部隊の行う応急復旧に必要な機材等は、できる限り市で準備し、速やかに活動できるように努める。

第4 派遣部隊等の活動

災害派遣時に実施する救援活動の具体的内容は、災害の状況、他の救援機関等の活動状況等のほか都道府県知事等の要請内容、現地における部隊等の人員、装備等によって異なるが、通常次のとおりとし、関係機関と連携しつつ必要な協力を実施する。

(1) 被害状況の把握

車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い被害の状況を把握する。

(2) 海難の援助

海難の命令等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。

(3) 遭難者等の捜索救助

行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常、他の救援活動に優先して、捜索救助を行う。

(4) 水防活動

堤防、護岸の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。

(5) 消防活動

火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火にあたるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。

(6) 道路又は水路の啓開

道路若しくは水路が決壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開、又は除去にあたる。

(7) 応急医療、救護及び防疫

被災者に対し、応急医療、救護の必要がある場合は、救護又は搬送を行う。

(8) 人員及び物資の緊急輸送

医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。

(9) 炊飯及び給水

被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。

(10) 物資の無償貸付又は譲与

「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し生活必需品を無償貸付し、又は救じゅつ品を譲与する。

(11) 危険物の保安及び除去

能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。

(12) その他

その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

第5 撤収要請依頼

災害の救援が市等の機関をもって実施できる状況となり、派遣部隊の救援を要しない状態となった場合は、市長は派遣部隊の撤収について、派遣部隊の長と協議の上、「部隊等の撤収要請依頼書（資料編6－3（P資6-3）」に記載する事項を明らかにして知事に提出する。

記載を要する事項は以下のとおりである。

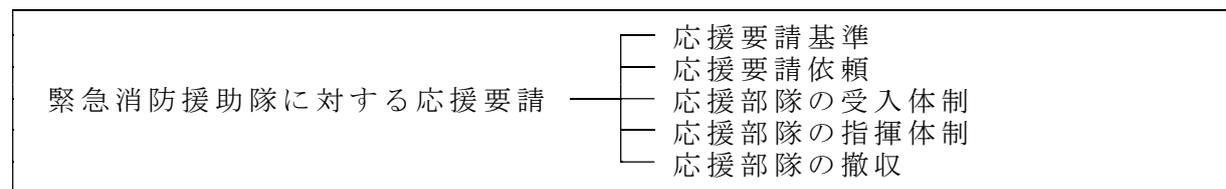
- (1) 撤収を希望する日付
- (2) 撤収要請を依頼する理由
- (3) その他

第7節 緊急消防援助隊に対する応援要請

《実施担当部局》

消防部、総合調整部

《対策の体系》



《対策の展開》

「田辺市消防本部受援計画」の規定に基づき、応援隊が迅速かつ効果的に活動できる体制を確保する。

第1 応援要請基準

1 市長は、大規模災害又は特殊災害が発生し、大規模な消防の応援等が必要であると判断したときは、知事に対して緊急消防援助隊の応援を要請するものとする。

緊急消防援助隊の応援を要請する目安としては、田辺市消防本部受援計画に記載のとおりとする。

2 消防庁長官は、災害の規模等に照らし緊急を要し、知事又は市長の要請を待ついとまがないと認められるときは、自らの判断に基づき応援出動等の措置をとることができる。

第2 応援要請依頼

1 応援要請の依頼先

(1) 知事 県災害対策課 TEL 073-441-2262 FAX 073-422-7652

県防災電話 TEL 300-403 FAX 300-499

【夜間・休日】TEL 300-401 FAX 300-499

※衛星回線の場合は、頭に「7-030」を付ける

(2) 消防庁長官 総務省消防庁広域応援室 TEL 03-5253-7527 FAX 03-5253-7537

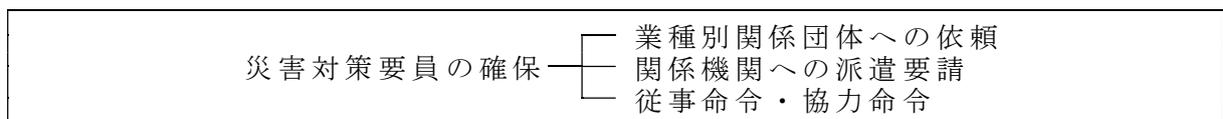
- 1 災害活動が市等の機関をもって実施できる状況となり、応援部隊の救援を要しない状況となった場合、指揮者は、市長に対し速やかにその旨を報告する。
それを受け、市長は、知事に対し速やかにその旨を通知するとともに、指揮支援本部長に対して緊急消防援助隊の撤収決定を連絡する。
- 2 応援部隊に撤収指揮者は、その旨和歌山県消防応援活動調整本部に連絡するものとする。

第8節 災害対策要員の確保

《実施担当部局》

各部

《対策の体系》



《対策の展開》

災害応急対策を迅速かつ的確に実施するための活動要員が不足する場合、又は特殊作業のため作業員を必要とする場合は、状況に応じて適切な手段を用いて確保するものとする。

第1 業種別関係団体への依頼

作業員を確保できないときは、各部において、関係業者等に依頼し、可能な限り作業員を確保し、応急対策等を行うものとする。

※ 業種別関係団体一覧表は「資料編4-1(P資4-1)」を参照

第2 関係機関への派遣要請

- 1 他に技術者等を確保することが困難な場合は、指定行政機関又は地方行政機関の長に対し、次の事項を記載した文書をもって職員の応援を要請するものとする。
 - (1) 派遣要請理由
 - (2) 職種別人数
 - (3) 派遣期間
 - (4) 給与その他勤務条件
 - (5) その他

第3 従事命令・協力命令

災害対策を実施するための人員が不足し、特に必要があると認められる場合は、従事命令又は協力命令を発し要員の確保に努めるが、その種類・執行者及び対象者等は、次のとおりである。

1 従事命令・協力命令の種類と執行者

対象作業	命令区分	根拠法令	執行者
災害応急対策 (災害応急対策全般)	従事命令	災害対策基本法 第65条第1項～第3項	市長 警察官 海上保安官 自衛官
災害応急対策(災害救助を除く応急措置)	従事命令 協力命令	災害対策基本法 第71条第1項及び第2項	知事及び知事から委任を受けた市長
災害応急対策 (災害応急対策全般)	従事命令	警察官職務執行法 第4条第1項	警察官
消防	従事命令	消防法 第29条第5項	消防吏員 消防団員
水防	従事命令	水防法 第24条	水防管理者 水防団長 消防機関の長

2 従事命令の対象者

命令区分	対象者
災害対策基本法による市長・警察官又は海上保安官の従事命令(災害応急対策全般)	当該市の区域の市民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者
警察官職務執行法による警察官の従事命令(災害応急対策全般)	その場に居合わせた者及びその物件の管理者
消防法による消防吏員又は消防団員の従事命令(消防作業)	水災を除く他の災害の現場付近にある者
水防法による水防管理者・水防団長又は消防機関の長の従事命令(水防作業)	水防の現場にある者又は区域内に居住する者

3 公用令書の交付

従事命令若しくは協力命令を発するとき又は発した命令を変更若しくは取り消すときは、公用令書を交付するものとする。

※ 従事命令・協力命令等の様式は「資料編6-5(P資6-6)」を参照

4 費用

従事命令により災害応急対策に従事した者に対しては、実費を弁償するものとする。

5 損害補償

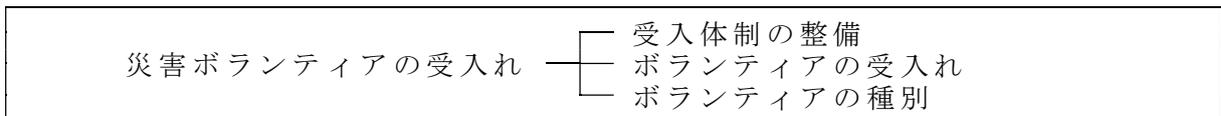
従事命令により災害応急対策に従事した者が、そのことにより死亡若しくは負傷又は疾病にかかった場合には、条例に定めるところによりその損害を補償する。

第9節 災害ボランティアの受入れ

《実施担当部局》

救護部

《対策の体系》



《対策の展開》

第1 受入体制の整備

大規模災害等によりボランティアの応援が必要と認めた場合には、以下のとおり災害ボランティアの受入体制を確立する。

1 活動拠点の開設

(1) ボランティアの活動拠点として、田辺市民総合センター内に「(仮称) 田辺市災害ボランティアセンター」(以下「ボランティアセンター」という。)を開設する。

なお、地震又は津波により田辺市民総合センターが被災したときは上秋津小学校に開設する。

(2) ボランティアセンターの開設は、救護部の担当職員が市社会福祉協議会等の協力を得て行うものとする。

(3) ボランティアセンターの運営は、ボランティアの自主性を尊重し、業務が円滑に実施できる状態になった後は、活動方針等、すべてをボランティアにゆだねるものとする。

2 情報の収集

ボランティア活動が効果的に行われるよう、災害による被害や避難者の状況及び本部の活動状況等の情報を収集し、必要なボランティア業務の種別、人員等を把握するものとする。

第2 ボランティアの受入れ

1 登録及び管理

- (1) ボランティアの受入れは、原則としてボランティアセンターでの登録をもって行うこととする。ただし、状況に応じて指定避難所の活動場所において行うこともできるものとする。
- (2) ボランティアセンター以外でボランティア登録を行った場合には、随時、ボランティアセンターへその状況を報告する。

2 派遣等

- (1) ボランティアの派遣は、本部の要請に基づき、種別、人員等を勘案の上、行うものとする。
- (2) ボランティア要員が不足する場合は、県の防災ボランティア制度を活用するとともに、広報紙、報道機関等を通じて募集するものとする。

3 粉じん暴露防止対策

被災地では粉じんの飛散が懸念されることから、被災地に入る災害ボランティアに対し、防じんマスク等の持参を呼びかける。さらに万が一、中皮腫、肺がんを発症したするために作業従事記録を40年間保存すること。

第3 ボランティアの種別

災害等におけるボランティアは、防災ボランティアと一般ボランティアに区分する。

さらに、防災ボランティアを、アマチュア無線、外国語通訳、手話、介護等の専門的な知識及び技能を必要とする災害救援活動に当たる「専門ボランティア」とリーダーの指揮のもとに統一されたグループとして救援活動に当たる「救援ボランティアチーム」に区分する。

一般ボランティアとは、救援物資の仕分け、搬送、炊き出し、物資の配布等の専門的な知識、技能を必要としない活動に当たるボランティアとする。

1 防災ボランティア

- (1) 倒壊建物・土砂災害等による生埋者の救出活動への協力
- (2) 負傷者の応急手当及び避難所・病院等への搬送協力
- (3) 情報収集活動への協力
- (4) 救援物資の配分及び輸送等の業務への協力
- (5) 道路啓開^(注)活動、公共施設等の応急復旧活動への協力
(注) 道路啓開：3-40頁参照。
- (6) 道路の交通管制業務への協力
- (7) 建物危険度判定調査への協力

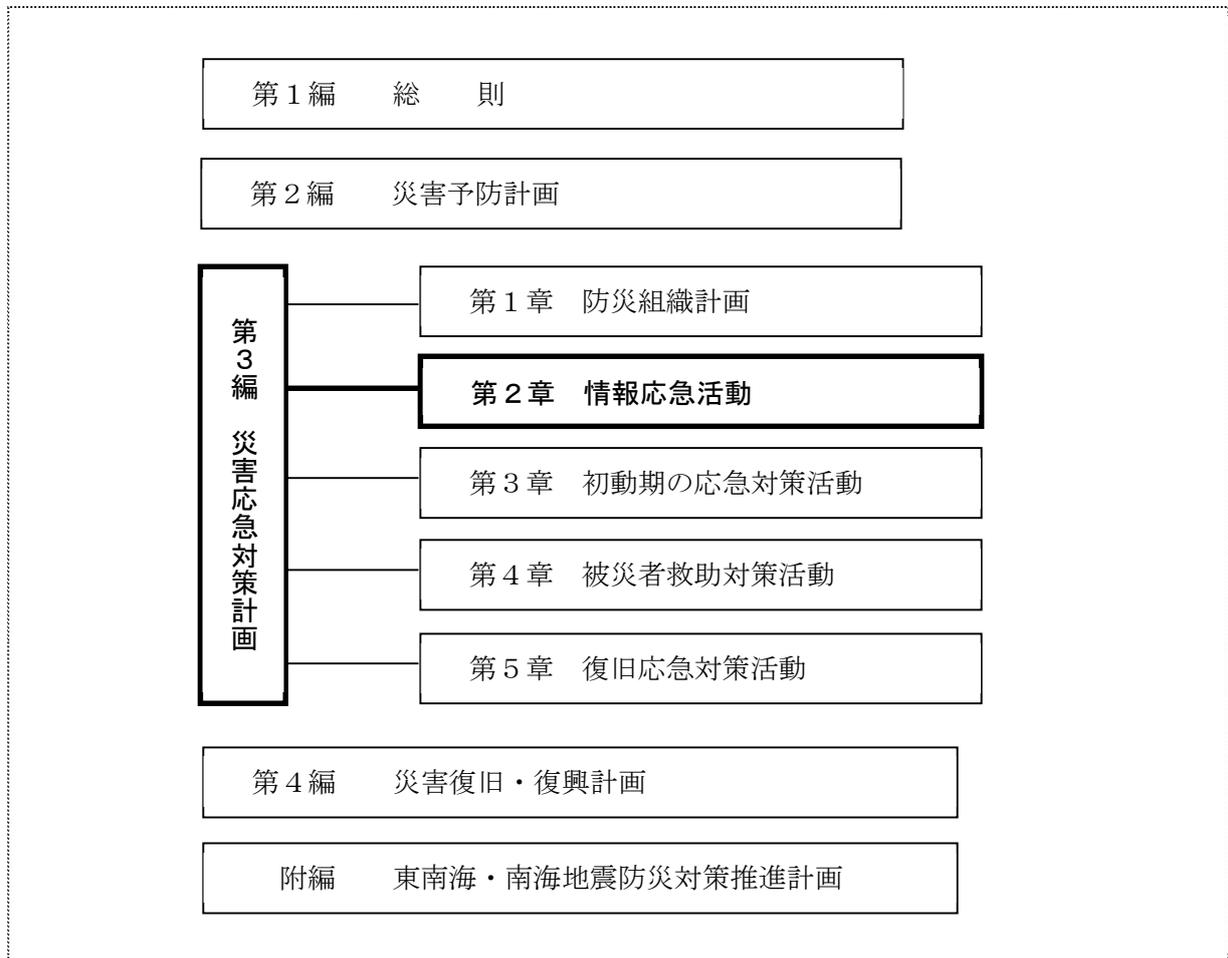
- (8) 避難所・被災地区における健康管理業務への協力
- (9) 外国人への情報伝達等の通訳業務への協力
- (10) 心のケア業務への協力
- (11) 法律相談、税務相談等、災害時総合相談窓口業務への協力
- (12) その他各部が行う災害応急対策業務への協力

2 一般ボランティア

- (1) 避難所等における運營業務への協力
- (2) 炊き出し業務、飲料水の輸送等の業務への協力
- (3) 救援物資の配分及び輸送等の業務への協力
- (4) 安否確認業務等への協力
- (5) 高齢者、障害者等の日常生活支援のための介助業務への協力
- (6) 被災家屋からの家財搬出等への協力
- (7) 地域における生活関連情報等の収集及び被災者への提供協力
- (8) 市が行う広報活動への協力（要配慮者向け資料の作成等）
- (9) 市が行う情報収集活動への協力
- (10) その他危険を伴わない軽易な作業への協力

※ 和歌山県防災ボランティア登録制度要綱は「資料編7-5(P資7-7)」を参照

第2章 情報応急活動



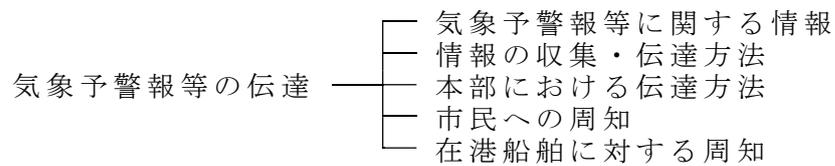
第1節	気象予警報等の伝達	3-55
第2節	津波等地震関連情報の伝達	3-76
第3節	災害通信体制の確立	3-88
第4節	被害情報の収集・伝達	3-92
第5節	災害広報・広聴対策	3-98

第1節 気象予警報等の伝達

《実施担当部局》

総合調整部、調整部、消防部

《対策の体系》



《対策の展開》

第1 気象予警報等に関する情報

1 和歌山地方気象台発表の種類及び基準

(1) 警戒レベルを用いた防災情報の提供

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を5段階に分け、「居住者等が取るべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものである。

「居住者等がとるべき行動」、「当該行動を居住者等に促す情報」及び「当該行動をとる際の判断に参考となる情報」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供する。

なお、居住者等は、「自らの命は自らで守る」という意識を持ち、避難指示等が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す防災気象情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難することが望まれる。

(2) 特別警報・警報・注意報

大雨や強風などの気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、予想される現象が特に異常であるため重大な災害が起こるおそれが著しく大きいときには「特別警報」が、県内の二次細分区域ごと（田辺市にあっては田辺市田辺、田辺市龍神、田辺市中辺路、田辺市大塔、田辺市本宮）に現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想値が時間帯ごとに示されて発表される。また、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等により実際に危険度が高まっている場所は「キ

キクル」や「雷ナウキャスト」、「竜巻発生確度ナウキャスト」等で発表される。また、大雨や洪水などの警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、市町村等をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

【特別警報・警報・注意報の概要】

種 類	概 要
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きいと予想される場合、その旨を警告して行う予報
警 報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮によって重大な災害の起こるおそれがあると予想される場合、その旨を警告して行う予報
注 意 報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等によって災害が起こるおそれがあると予想される場合に、その旨を注意して行う予報

【特別警報・警報・注意報の種類と概要】

特別警報・警報・注意報の種類		概 要
特別警報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報(土砂災害)、大雨特別警報(浸水害)、大雨特別警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
	波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
	高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
警報	大 雨 警 報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報(土砂災害)、大雨警報(浸水害)、大雨警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報(土砂災害)は、高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。
	洪 水 警 報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。洪水警報は高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。
	大 雪 警 報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴 風 警 報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発

		表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
	波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。
注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる災害」のおそれについても注意を呼びかける。
	波浪注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇が予想されたときに注意を喚起するために発表される。高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は、高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
	なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水、土砂災害などの災害が発生するおそれがあるとときに発表される。
	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物などに著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるとときに発表される。	

※ 土砂崩れ注意報及び浸水注意報はその注意報事項を気象注意報に、土砂崩れ警報はその警報事項を気象警報に、土砂崩れ特別警報はその警報事項を気象特別警報に、浸水警報はその警報事項を気象警報又は気象特別警報に、それぞれ含めて行われる。土砂崩れ特別警報は「大雨特別警報(土砂災害)」として発表される。浸水警報の警報事項を含めて行われる気象特別警報は、「大雨特別警報(浸水害)」として発表される。

【気象等に関する特別警報の発表基準】

現象の種類	基 準	
大 雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	
暴 風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高 潮		高潮になると予想される場合
波 浪		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大 雪	数十年に一度の降雪量になる大雪が予想される場合	

※ 発表にあたっては、指数(土壌雨量指数、表面雨量指数、流域雨量指数)、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況および予想に基づいて判断をします。

【警報・注意報発表基準一覧表】

令和5年6月8日現在
発表官署 和歌山地方気象台

田辺市 田辺	府県予報区	和歌山県
	一次細分区域	南部
	市町村をまとめた地域	田辺・西牟婁
田辺市 龍神	府県予報区	和歌山県
	一次細分区域	南部
	市町村をまとめた地域	田辺・西牟婁
田辺市 中辺路	府県予報区	和歌山県
	一次細分区域	南部
	市町村をまとめた地域	田辺・西牟婁
田辺市 大塔	府県予報区	和歌山県
	一次細分区域	南部
	市町村をまとめた地域	田辺・西牟婁

田辺市 本宮	府県予報区			和歌山県	
	一次細分区域			南部	
	市町村をまとめた地域			田辺・西牟婁	
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	田辺市 田辺	26
				田辺市 龍神	25
				田辺市 中辺路	26
				田辺市 大塔	25
				田辺市 本宮	19
警報	大雨	(土砂災害)	土壌雨量指数基準	田辺市 田辺	169
				田辺市 龍神	227
				田辺市 中辺路	233
				田辺市 大塔	245
				田辺市 本宮	223
警報	洪水		流域雨量指数基準	田辺市 田辺	芳養川流域=16.1、稻成川流域=9.8、 右会津川流域=19.8、左会津川流域=29.9
			複合基準		芳養川流域=(12, 14.3)、稻成川流域= (12, 9.6)、右会津川流域=(12, 18.7)、 左会津川流域=(12, 27.4)
			流域雨量指数基準	田辺市 龍神	日高川流域=49、立花川流域=11.2、丹生川 流域=23.5、小又川流域=20.5、古川流域= 13.1
			複合基準		日高川流域=(12, 49)
			流域雨量指数基準	田辺市 中辺路	富田川流域=28.1、鍛冶屋川流域=12.4、中 川流域=17.9、日置川流域=20.8
			複合基準		富田川流域=(12, 28.1)

		流域雨量指数基準	田辺市 大塔	富田川流域=37、内の井川流域=11.1、小川谷川流域=9.5、日置川流域=57.2、前の川流域=26.6、安川流域=23.4、熊野川流域=14.7	
		複合基準		富田川流域=(13, 33.3)、内の井川流域=(13, 11.1)、安川流域=(12, 23.2)	
		流域雨量指数基準	田辺市	大塔川流域=28.5、四村川流域=20.7 音無川流域=9.9、三越川流域=17.6	
		複合基準	本宮	熊野川流域=(12, 77.1)、大塔川流域=(12, 28.5)、三越川流域=(12, 17.6)	
		指定河川洪水予報による基準	田辺市 本宮	熊野川中流(本宮区間) [本宮]	
	暴風(平均風速)		陸上	20m/s	
			海上	25m/s	
	暴風雪(平均風速)		陸上	20m/s 雪を伴う	
			海上	25m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	平地	12時間降雪の深さ15cm	
			山地	12時間降雪の深さ30cm	
	波浪(有義波高)		田辺市 田辺	6.0m	
	高潮	潮位	田辺市 田辺	1.8m	
	注意報	大雨	表面雨量指数基準	田辺市 田辺	15
				田辺市 龍神	17
田辺市 中辺路				17	
田辺市 大塔				17	
田辺市 本宮				15	
土壌雨量指数基準			田辺市 田辺	128	
			田辺市 龍神	172	

			田辺市 中辺路	177	
			田辺市 大塔	186	
			田辺市 本宮	169	
洪水	流域雨量指数基準	田辺市 田辺	芳養川流域=12.8、稻成川流域=7.8、 右会津川流域=15.8、左会津川流域=23.9		
	複合基準		芳養川流域=(7,12.8) 稻成川流域=(7、 7.8)、右会津川流域=(7、15.8)、左会津 川流域=(12、23.9)		
	流域雨量指数基準	田辺市 龍神	日高川流域=39.2、立花川流域=8.9、 丹生川流域=18.8、 小又川流域=16.4、古川流域=10.4		
	複合基準		日高川流域=(8,39.2)、小又川流域= (8,16.4)		
	流域雨量指数基準	田辺市 中辺路	富田川流域=22.4、鍛冶屋川流域=9.9、中 川流域=14.3、日置川流域=16.6		
	複合基準		富田川流域=(12,22.4)		
	流域雨量指数基準	田辺市 大塔	富田川流域=29.6、内の井川流域=8.8、 小川谷川流域=7.6、日置川流域=45.7、前 の川流域=21.2、安川流域=18.7、熊野川流 域=11.7		
	複合基準		富田川流域=(13,23.7)、内の井川流域= (13,8.8)、安川流域=(8,18.7)		
	流域雨量指数基準	田辺市 本宮	大塔川流域=22.8、四村川流域=16.5、音無 川流域=7.9、三越川流域=14		
	複合基準		熊野川流域=(12,53.4)、大塔川流域= (11,20)、四村川流域=(12,16.5)、三越 川流域=(12,14)		
	指定河川洪水予報 による基準		田辺市 本宮	熊野川中流(本宮区間) [本宮]	
	強風(平均風速)			陸上	12m/s
海上				15m/s	
風雪(平均風速)			陸上	12m/s 雪を伴う	
			海上	15m/s 雪を伴う	

大雪	降雪の深さ	平地	12時間降雪の深さ5cm
		山地	12時間降雪の深さ15cm
波浪（有義波高）		田辺市 田辺	3.0m
高潮	潮位	田辺市 田辺	1.3m
雷	落雷等により被害が予想される場合		
融雪			
濃霧（視程）		陸上	100m
		海上	500m
乾燥	最小湿度35%で実効湿度60%		
なだれ	積雪の深さ50cm以上あり高野山（アメダス）の最高気温10℃以上又はかなりの降雨		
低温	沿岸部で最低気温-4℃以下		
霜	3月20日以降の晩霜 最低気温3℃以下		
着氷			
着雪	24時間降雪の深さ：平地20cm以上、山地40cm以上 気温：-2℃～2℃		
記録的短時間大雨情報（1時間雨量）		110mm	

- ※（1）本表は、気象・高潮・波浪・洪水に関する警報・注意報の発表基準を一覧表に示したものである。
- （2）警報とは、重大な災害が発生するおそれのある旨を警告する予報であり、注意報とは、災害が発生するおそれのある旨を注意して行う予報である。警報・注意報は、気象要素が本表の基準に達すると予想される市町村等に対して発表する。
- （3）波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報、濃霧注意報、記録的短時間大雨情報の（）内は基準として用いる気象要素を示す。なお、府県予報区、一次細分区域及び市町村等をまとめた地域で取り扱いが異なる場合は、個々の欄に付記している。
- （4）大雨、洪水、大雪、高潮、波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報及び記録的短時間大雨情報では、基準における「…以上」の「以上」を省略した。また、乾燥注意報、濃霧注意報では、基準における「…以下」の「以下」を省略した。なお、上記以外の注意報では、基準の表記が多岐にわたるため、省略はない。
- （5）表中において、発表官署が警報・注意報の本文中で用いる「平地、山地」等の地域名で基準値を記述する場合がある。

- (6) 表中において、対象の市町村等をまとめた地域等で現象が発現しない警報・注意報についてはその欄を斜線で、また現象による災害が極めて稀であり、災害との関係が不明確であるため具体的な基準を定めていない警報・注意報についてはその欄を空白としている。
- (7) 地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でない状態となることがある。このような場合は、非常措置として基準のみにとらわれない警報・注意報の運用を行うことがある。また、このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。

【大雨、洪水及び高潮警報・注意報基準表の解説】

- (1) 大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準及び洪水警報・注意報の流域雨量指数、複合基準のうち基準を設定していないもの、洪水警報・注意報の基準となる洪水予報河川がない場合、高潮警報・注意報で現象が発現せず基準を設定していない市町村等については、その欄を” — ”で示している。
- (2) 大雨警報については、表面雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（浸水害）」、土壌雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害）」、両基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表する。
- (3) 大雨警報・注意報の表面雨量指数基準は、田辺市田辺、田辺市龍神、田辺市中辺路、田辺市大塔、田辺市本宮の域内において単一の値をとる。
- (4) 大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準は 1km 四方毎に設定しているが、本表には田辺市田辺、田辺市龍神、田辺市中辺路、田辺市大塔、田辺市本宮の域内における基準の最低値を示している。
- (5) 洪水の欄中、「〇〇川流域=10.5」は、「〇〇川流域の流域雨量指数 10.5 以上」を意味する。
- (6) 洪水警報・注意報の流域雨量指数基準は、各流域の全ての地点に設定しているが、本表には主要な河川における代表地点の基準値を示している。
- (7) 洪水警報・注意報の複合基準は、主要な河川における代表地点の（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を示している。
- (8) 洪水の欄中、「指定河川洪水予報による基準」の「熊野川中流（本宮区間）[本宮]」は、洪水警報においては「指定河川である熊野川中流（本宮区間）に発表された洪水予報において、本宮基準観測点で氾濫警戒情報又は氾濫危険情報の発表基準を満たしている場合に洪水警報を発表する」ことを、洪水注意報においては、同じく「本宮基準観測点で氾濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表する」ことを意味する。
- (9) 高潮警報・注意報の潮位は一般に高さを示す「標高」で表す。「標高」の基準面として東京湾平均海面（TP）を用いるが、島嶼部など一部では国土地理院による高さの基準面あるいは

MSL（平均潮位）等を用いる。

<参考>

表面雨量指数：表面雨量指数は、短時間強雨による浸水災害発生の危険性を示す指標で、地表面に溜まっている雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報等をもとに、1 km 四方の領域ごとに算出する。

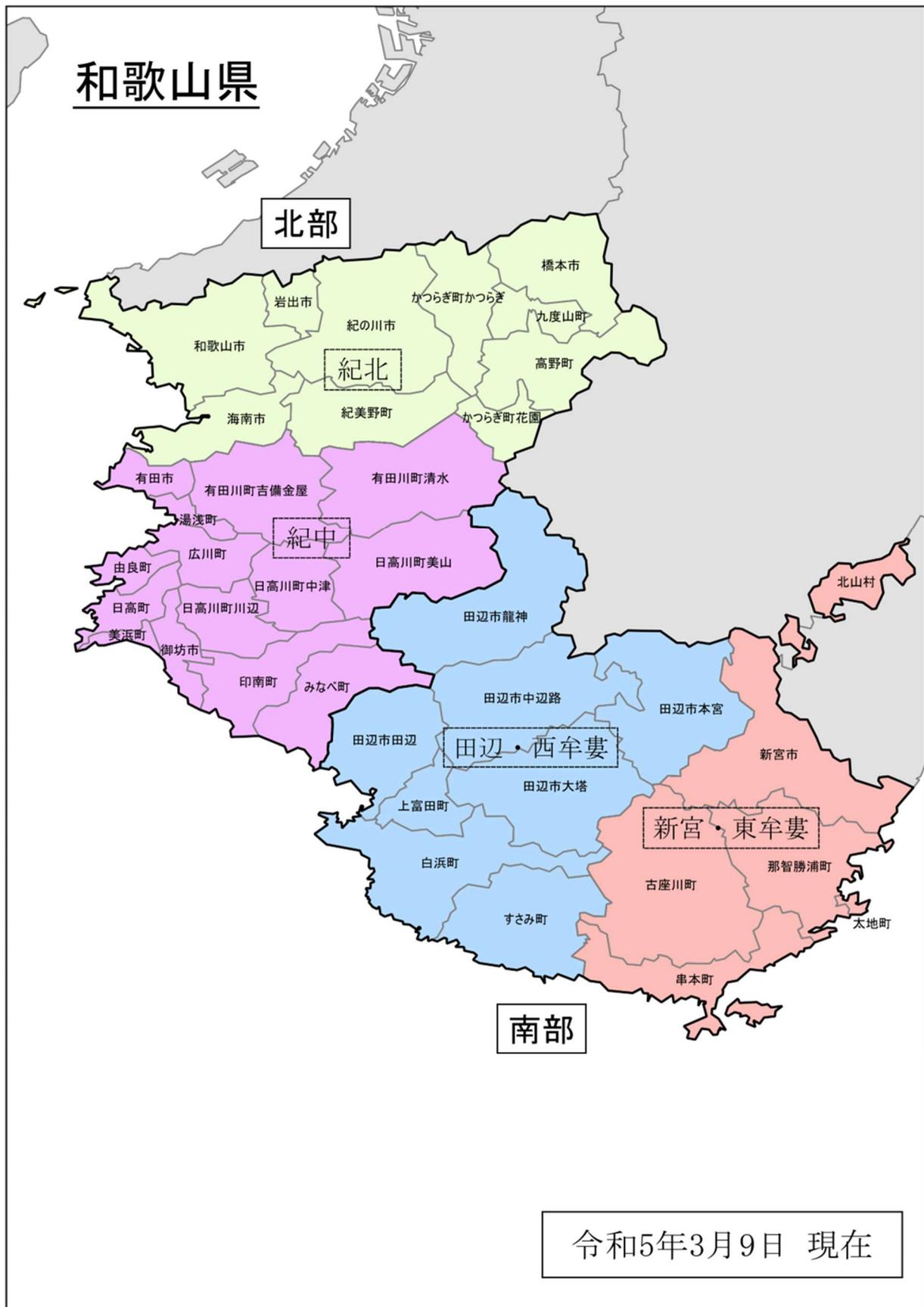
土壌雨量指数：土壌雨量指数は、降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報等をもとに、1 km 四方の領域ごとに算出する。

流域雨量指数：流域雨量指数は、河川の上流域に降った雨により、どれだけ下流の対象地点の洪水危険度が高まるかを把握するための指標で、降った雨水が、地表面や地中を通して河川に流れ出し、河川に沿って流れ下る量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報等をもとに、1 km 四方の領域ごとに算出する。

(3) 気象警報等の発表区域

天気予報は、和歌山県を「北部」、「南部」に分けた一次細分区域で発表する。気象警報等は、二次細分区域ごと（田辺市にあつては田辺市田辺、田辺市龍神、田辺市中辺路、田辺市大塔、田辺市本宮）に発表する。警報等が発表された時に報道等で「市町村等をまとめた地域」が、使用される場合がある。田辺市の5地域は、それぞれ一次細分区域の「南部」、市町村等をまとめた地域の「田辺・西牟婁」に含まれる。

【気象警報等の細分区域図】



(4) キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等

キキクル等の種類と概要

種 類	概 要
土砂キキクル （大雨警報 （土砂災害） の危険度分 布）	<p>大雨による土砂災害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まっているかを面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所から避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
浸水キキクル （大雨警報 （浸水害）の 危険度分布）	<p>短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。
洪水キキクル （洪水警報の 危険度分布）	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まっているかを面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所から避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。

流域雨量指数 の予測値	各河川の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度（大河川においては、その支川や下水道の氾濫などの「湛水型内水氾濫」の危険度）の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。流域内における雨量分布の実況と6時間先までの予測（解析雨量及び降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。
----------------	---

(5) 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（和歌山県北部、南部）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（和歌山県）で発表される。大雨、高潮に関して、明日までの期間に[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

(6) 全般気象情報、近畿地方気象情報、和歌山県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意・警戒を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点を解説する場合等に発表する。

(7) 土砂災害警戒情報

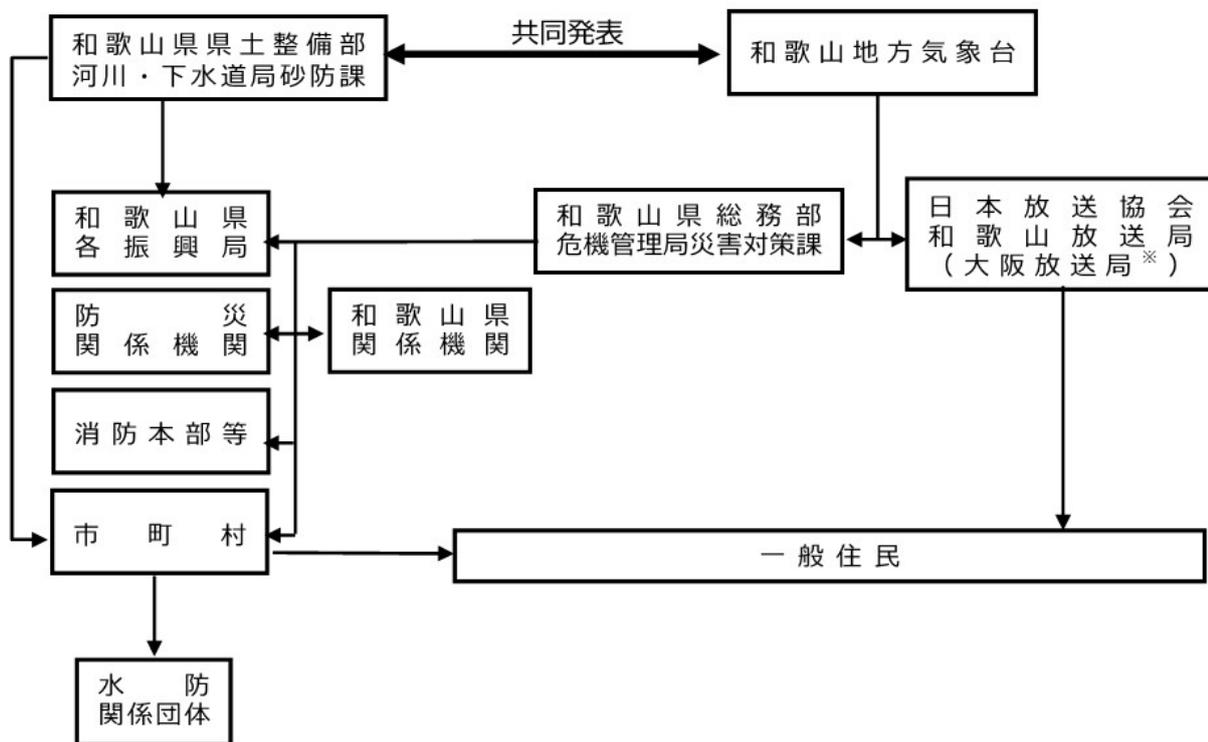
和歌山県と和歌山地方気象台が共同で発表する情報で、大雨警報（土砂災害）発表中に、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長が避難情報を発令する際の判断や住民の自主避難の判断を支援するため、市町村ごと（田辺市にあっては、田辺市田辺、田辺市龍神、田辺市中辺路、田辺市大塔、田辺市本宮）に発表する。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。土砂災害警戒情報に加え、大雨特別警報（土砂災害）が発表されているときは、避難情報の発令区域が十分であるかどうかなど、既に実施済みの措置の内容を再度確認し、その結果、必要に応じて避難情報の発令区域の拡大等の更なる措置を検討する必要がある。

※土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）

土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）は、土砂災害警戒情報や大雨警報（土砂災害）等を補足する情報である。

土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）は、1km四方の領域（メッシュ）ごとに、過去に発生した土砂災害をもとに土壌雨量指数及び60分雨量が基準に達したかを判定した情報で、危険度の高まりを5段階で表示している。

避難にかかる時間を考慮して、危険度の判定には2時間先までの土壌雨量指数等の予想を用いられ、土砂災害警戒情報や大雨警報（土砂災害）が発表されたときには、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で、土砂災害発生の危険度が高まっている詳細な領域を把握することができる。



※ 障害時や日本放送協会和歌山放送局の職員不在時間帯は日本放送協会大阪放送局へ伝達する場合があります。

令和6年4月現在

(8) 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。田辺市における発表用名称は、気象警報等と同じく「田辺市田辺」、「田辺市龍神」、「田辺市中辺路」「田辺市大塔」、「田辺市本宮」を用いる。

(9) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位（和歌山県南部など）で発表される。

なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が発表される。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

- ※ 竜巻注意情報は比較的広い範囲を対象に発表されるため、発表された地域であっても必ず竜巻などの突風に遭遇するとは限らない。竜巻注意情報が発表された場合には、周囲の空の状況に注意を払い、空が急に真っ暗になる、大粒の雨が降り出す、雷が起こる、音が聞こえにくくなるなど、積乱雲が近づく兆候が確認された場合は、頑丈な建物に避難するなどの身の安全を確保する行動をとる必要がある。

(10) 指定河川洪水予報（熊野川中流〔本宮区間〕）

河川の増水や氾濫等に対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるように、水防法に基づき、西牟婁振興局と和歌山地方気象台により共同で発表される。警戒レベル2～5に相当する。

ア 洪水予報の種類

① 氾濫注意情報

本宮水位観測所の水位が「氾濫注意水位」に到達し、更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。

② 氾濫警戒情報

本宮水位観測所の水位が「氾濫危険水位」に達すると見込まれるとき、「避難判断水位」に達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に、氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状態が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。

③ 氾濫危険情報

本宮水位観測所の水位が「氾濫危険水位」に到達したとき、氾濫危険水位を超える状況が継続しているとき、または急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位をこえ、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

④ 氾濫発生情報

氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。

新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。

災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動を取る必要があることを示す警戒レベル5に相当。

⑤ 氾濫注意情報解除

本宮水位観測所の水位が「氾濫注意水位」を下回り、洪水による危険がなくなったと認められる場合に発表される。

イ 水位の種類

- ① 水防団待機水位（レベル1水位）
水防団が出動のために待機する水位である。
- ② 氾濫注意水位（レベル2水位）
水防団の出動の目安となる水位である。
- ③ 避難判断水位（レベル3水位）
市町村長による高齢者等避難の発令判断の目安となる水位である。
- ④ 氾濫危険水位（レベル4水位）
市町村長による避難指示の目安となる水位である。

【熊野川中流（本宮区間）水位基準地点・基準水位】

基準地点	位置	所在地	水防団待機水位 (m)	氾濫注意水位 (m)	避難判断水位 (m)	氾濫危険水位 (m)
本宮	河口から 39.0km	田辺市	4.60	5.00	5.70	6.20

(11) 火災気象通報

消防法の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに和歌山地方気象台が和歌山県知事に対して通報し、県（危機管理・消防課）は、これを「気象注意報・警報の伝達経路（基本計画編）」によって本市に伝達する。

火災気象通報を行う場合の基準

「乾燥注意報」又は「強風注意報」の基準と同一とする。ただし、通報基準に該当する場合であっても、降雨、降雪時には通報しない。

2 その他災害警報等の種類及び基準

(1) 火災警報

市長は、消防法第22条第3項の規定に基づき、県より火災気象通報を受けたとき、又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、火災警報を発表することができる。

(2) 水防警報

ア 水防法に基づき、知事が指定する河川において、洪水による災害の発生が予想される場合、西牟婁振興局建設部長が現地の雨量、河川水位等の状況を判断して、又は水防本部長の指令に基づいて通報するものをいう。

イ 知事の指定する河川の水防警報

【知事が行う水防警報発表区域等】

単位：m

河川名	区 域	対象量水標	水 位	振興局 建設部	水防管 理団体
左会津川	高雄大橋上流60mの地点〔(左岸)湊小泉、(右岸)稲成〕から海まで	高山寺	氾濫注意水位 4.00 水防団待機水位 3.50	西牟婁	田辺市
熊野川	岩田橋上流600mの地点〔(右岸)本宮町本宮〕から岩田橋〔(右岸)本宮町本宮〕までの右岸	本 宮	氾濫注意水位 5.00 水防団待機水位 4.60	西牟婁	田辺市

(3) 氾濫警戒情報

知事は、流域面積が比較的小さく洪水予報を行う時間的余裕がないものとして、左会津川を水位周知河川に指定し、避難の目安となる氾濫警戒情報を発表する。また、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、水災による被害の軽減を図るため、浸水想定区域を指定する。

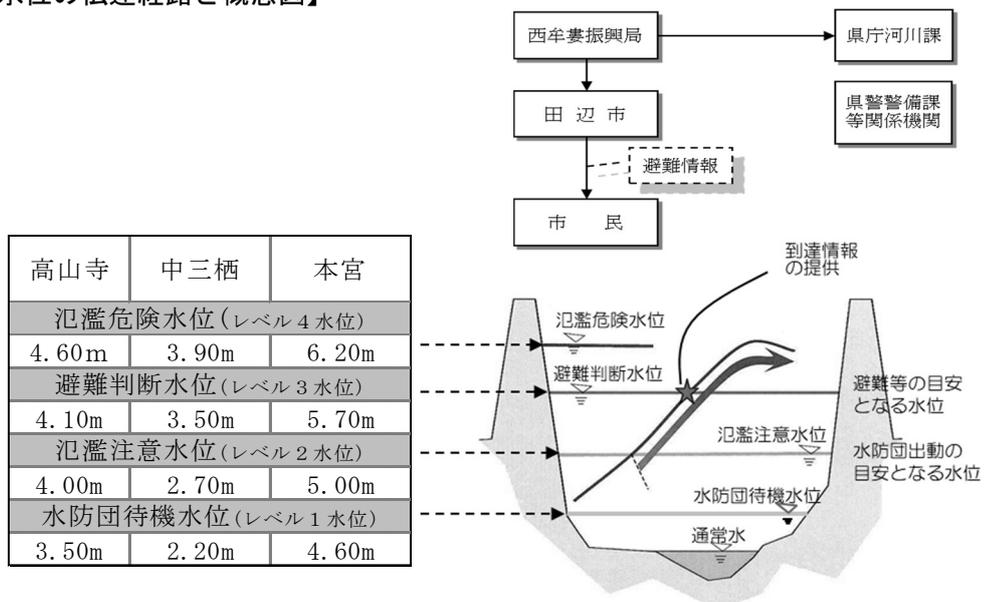
市長は、洪水ハザードマップを作成し、浸水想定区域及び避難施設を明らかにする。また、浸水想定区域内に所在する要配慮者施設への情報伝達は、防災行政無線に加えて電話等によるものとする。

【水位周知河川】

単位：m

河 川 名	観 測 所 名	避難判断水位	発 表
左会津川	高山寺	4.10	西牟婁振興局 建設部
	中三栖	3.50	〃

【避難判断水位の伝達経路と概念図】



※ 避難確保計画の作成を必要とする要配慮者施設一覧は「資料編 3-5 (P資 3-14)」

第2 情報の収集・伝達方法

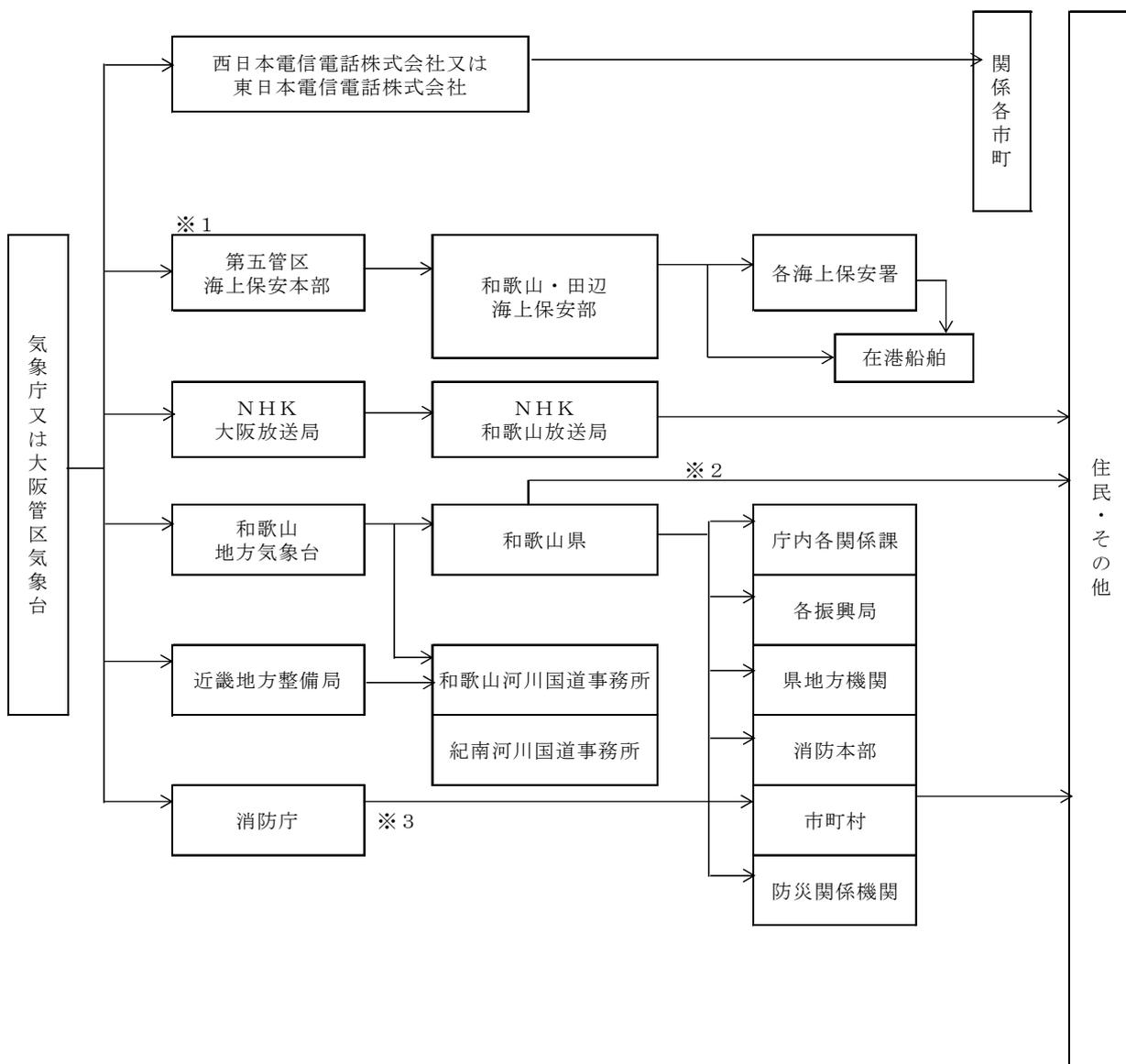
1 気象警報等の収集・伝達

- (1) 消防部及び総合調整部、支部調整部は、電話・無線等を通じて気象台の発表する気象警報等を速やかに収集する。
- (2) 気象警報等の情報を即時に防災行政無線を通じて市民等に周知する。また、これを補完するものとして、防災・行政メール及び防災行政テレフォンガイド等を用いる。
- (3) 電話が不通の場合は、テレビ・ラジオ放送等の方法によりこれを入手する。

【気象警報等に関する情報の伝達系統図】

令和6年4月1日現在

気象警報等の配信経路



(注) 1 ※1は、神戸地方気象台から伝達する。
2 ※2は、防災わかやまメール配信サービス、エリアメール、緊急速報メールによる。
3 ※3は、全国瞬時警報システム（J-ALERT）による。

2 異常現象の通報等

災害が発生するおそれのある異常現象（異常潮位、洪水等）を発見した者は、次の方法により関係機関に通報する。

(1) 発見者の通報

異常現象を発見した者は、直ちに市、警察署又は海上保安部に通報する。

(2) 警察官等の通報

異常現象を発見し、あるいは通報を受けた警察官又は海上保安官は、直ちに市長及び警察署長等に通報する。

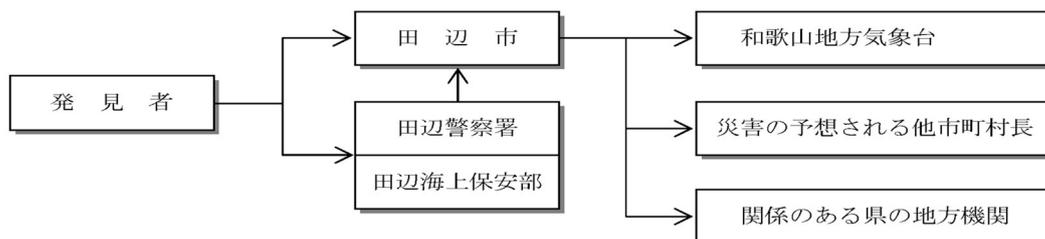
(3) 市長の通報

上記の（1）・（2）によって異常現象を承知した市長は、速やかに和歌山地方気象台及び災害の予想される他市町村長並びに関係のある県の地方機関に通報する。

和歌山地方気象台に通報する異常現象

- ① 気象に関する事項 竜巻、強い降雹、豪雨等著しく異常な気象現象
- ② 水象に関する事項 異常潮位、異常波浪

【異常現象発見時の伝達経路図】

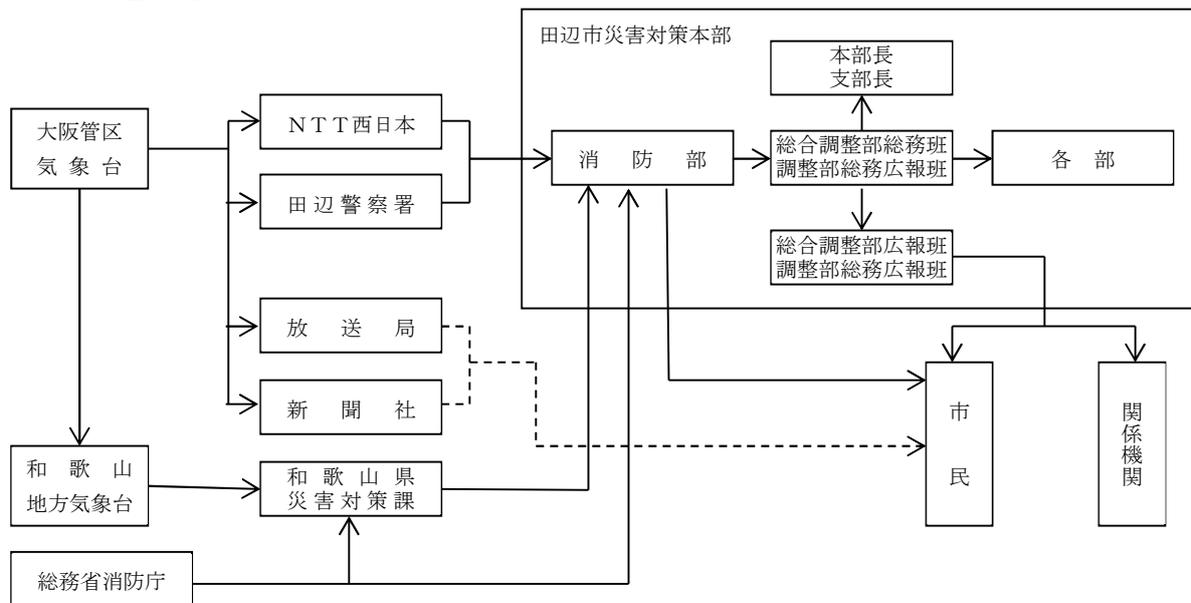


第3 本部における伝達方法

1 伝達方法

- (1) 気象予警報等の伝達は、警報及びその他重要なものについて行う。
- (2) 各部への伝達は、本部から原則として勤務時間内は庁内放送、市防災行政無線放送、電話等により、勤務時間外は動員計画に定める勤務時間外の連絡方法をもって行う。

2 伝達系統



第4 市民への周知

1 周知の方法

- (1) 本部は、必要と認める気象関連情報等のほか、予想される事態及びこれに対してとるべき措置も併せて防災行政無線等により周知するものとする。

特に、気象等の特別警報について通知を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに防災行政無線等により住民へ周知する。

- (2) 気象関連情報等は、報道機関が自主的にラジオ、テレビ、インターネット、新聞等で報道することにより周知させるが、本部が必要と認めた情報等についても依頼して周知を図るものとする。

- (3) 特殊な情報、特定地域のみに対する情報等は、次の方法のいずれかにより周知するものとする。

- ア 広報車、宣伝車等の利用
- イ 水防計画による水防信号（サイレン、警鐘）の利用
- ウ 電話、電報、口頭による戸別の通知
- エ 市防災行政無線放送の利用

オ 町内会等の協力

- (4) 必要に応じて、漁業無線や田辺地区アマチュア無線非常通信協議会、タクシー無線局等に協力を依頼する。

第5 在港船舶に対する周知

田辺海上保安部は、台風襲来時等における船舶の災害を防止するため、直ちに航海中及び入港中の船舶に無線及び巡視船艇等により周知する。

1 勧告及び指導事項

- (1) 在港船舶の動静を把握し、気象情報を伝達するとともに荷役の早期完了、又は中止を勧告する。
- (2) けい船中の船舶、修繕中の船舶、しゅんせつ船等の早期避難を勧告指導する。
- (3) 在港船舶全般に対し十分な荒天準備の実施及び安全な泊地に避難するよう指導する。

第2節 津波等地震関連情報の伝達

《実施担当部局》

総合調整部、調整部、消防部

《対策の体系》

津波等地震関連情報の伝達

- 津波警報、津波注意報、津波予報、地震及び津波に関する情報の種類と内容
- 本部における伝達方法
- 市民への周知
- 在港船舶に対する周知

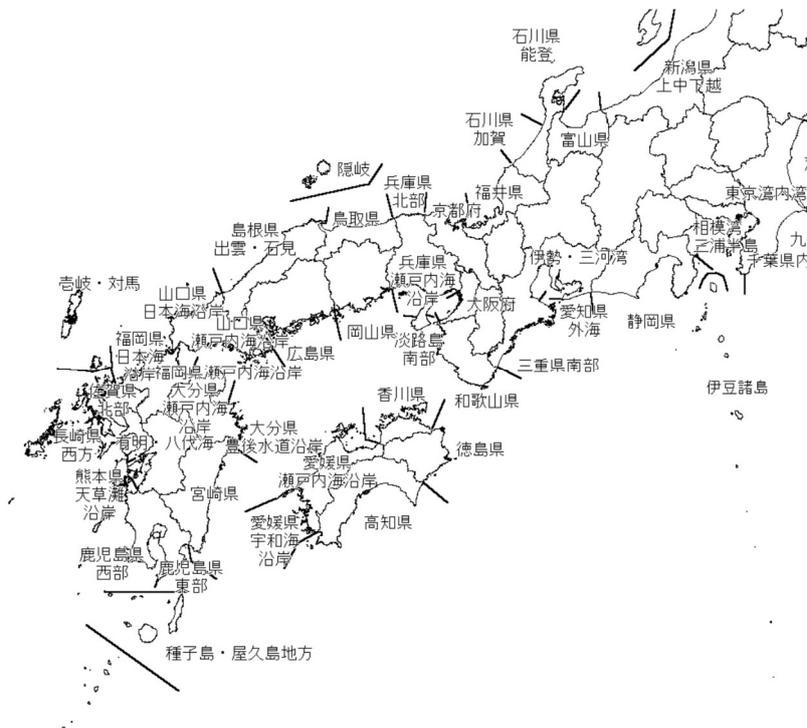
《対策の展開》

第1 津波警報、津波注意報、津波予報、地震及び津波に関する情報の種類と内容

1 予報区

日本の沿岸は、66の津波予報区に分けられている。和歌山県は全域が1つの予報区であり、予報区名称は「和歌山県」である。

【津波予報区図】



2 大津波警報、津波注意報及び津波予報の種類と内容

気象庁は、地震が発生した時には地震の規模や位置をすぐに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約3分を目標に、大津波警報（特別警報）、津波警報または津波注意報が、津波予報区単位で発表される。

この時、予想される津波の高さは、5段階の数値で発表される。ただし、地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような巨大地震に対しては、精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、その海域における最大の津波想定等をもとに警報・注意報が発表される。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、非常事態であることを伝えるため、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉で発表される。その後、地震の規模が精度よく求められた時点で津波警報や津波注意報を更新し、予想される津波の高さが数値で発表される。

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、津波予報が発表される。

【津波警報・注意報の種類及び発表基準・解説・発表される津波の高さ等】

種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 (津波の高さ予想の区分)	巨大地震の場合の発表	
大津波警報※	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合。	10m超 (10m<予想高さ)	巨 大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれます。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。警報が解除されるまで安全な場所から離れないでください。
		10m (5m<予想高さ≤10m)		
		5m (3m<予想高さ≤5m)		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合。	3m (1m<予想高さ≤3m)	高 い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生します。人は津波による流れに巻き込まれます。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。警報が解除されるまで安全な場所から離れないでください。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合。	1m (0.2m≤予想高さ≤1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆します。 海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れてください。海水浴や磯釣りは危険なので行わないでください。 注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近づいたりしないでください。

※大津波警報は特別警報に位置づけられる。

【津波予報】

発表される場合	内 容
津波が予想されないとき	津波の心配なしの旨を地震情報に含めて発表
0.2m未満の海面変動が予想されたとき	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を津波に関するその他の情報に含めて発表
津波注意報解除後も海面変動が継続するとき	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を津波に関するその他の情報に含めて発表

3 地震及び津波に関する情報の種類と内容

【緊急地震速報（警報）、地震情報、南海トラフ地震に関する情報の種類】

情報の種類	発表基準	内 容
緊急地震速報（警報）注1	最大震度5弱以上、または、長周期地震動階級3以上の揺れが予想された場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）の推定値、地震発生場所の震央地名。 震度4以上、または、長周期地震動階級3以上が予想される地域名（和歌山県内は和歌山県北部、和歌山県南部の2地域（注2））
震度速報	震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（和歌山県内は和歌山県北部、和歌山県南部の2地域（注2））と地震の揺れの発現時刻を速報。
震源に関する情報	震度3以上（津波警報または注意報を発表した場合は発表しない）	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 「津波の心配ない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。
震源・震度情報	・震度1以上 ・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想された時 ・緊急地震速報（警報）発表時	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表。
その他の情報	顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。
推計震度分布図	震度5弱以上	観測した各地の震度データ等をもとに、250m四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 ・国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表※。 日本や国外への津波の影響についても記述して発表。 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合
長周期地震動に関する観測情報	震度1以上を観測した地震のうち長周期地震動階級1以上を観測した場合	個別の観測点毎に震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、地点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表。（地震発生から10分後程度で1回発表）
南海トラフ地震臨時情報	・南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ	南海トラフ地震とは、駿河湾から遠州灘、熊野灘、紀伊半島の南側の海域及び土佐湾を経て日向灘沖ま

情報の種類	発表基準	内容
	沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 ・観測された異常な現象の調査結果を発表する場合	でのフィリピン海プレートとユーラシアプレートの境界を震源とする大規模な地震である。 気象庁は、南海トラフ沿いで、マグニチュード6.8以上の地震が発生した場合や、南海トラフ沿いの地域に設置されたひずみ計に有意な変化が観測された場合等、異常な現象が観測された場合には、「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催し、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうかの調査を行う。この検討会において、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合等に、気象庁は「南海トラフ地震臨時情報」や「南海トラフ地震関連解説情報」を発表する(この2つの情報をあわせて「南海トラフ地震に関連する情報」と呼ぶ)。
南海トラフ地震関連解説情報	・観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ・「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合(ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く) ※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説 情報で発表する場合がある。	南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まった旨の情報が発表された場合には、国は地方公共団体に対して防災対応に係る指示や呼びかけを行い、国民に対してその旨周知することとしている。

注1) 震度6弱以上、または、長周期地震動階級4の揺れが予想される場合のものを特別警報に位置付けている

注2) 田辺市における、緊急地震速報及び地震速報で用いる区域の名称は「和歌山県南部」

【「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件】

情報名の後にキーワードを付記して「南海トラフ地震臨時情報(調査中)」等の形で情報発表が行われる。

発表時間	キーワード	各キーワードを付記する条件
地震発生等から5～30分程度	調査中	下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 ・監視領域内 ^{*1} でマグニチュード6.8以上 ^{*2} の地震 ^{*3} が発生 ・1カ所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ・その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
地震発生等から最短で2時間程度	巨大地震警戒	想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード ^{*4} 8.0以上の地震が発生したと評価した場合

	巨大地震注意	監視領域内 ^{※1} において、モーメントマグニチュード7.0以上の地震 ^{※3} が発生したと評価した場合(巨大地震警戒に該当する場合は除く) 想定震源域内のプレート境界面において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
	調査終了	(巨大地震警戒)、(巨大地震注意)のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

※1 南海トラフの想定震源域内及び想定震源域の海溝軸外側 50km 程度までの範囲

※2 モーメントマグニチュード7.0の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードでM6.8以上の地震から調査を開始する

※3 太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く

※4 断層のずれの規模(ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ)をもとにして計算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対しても、その規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、モーメントマグニチュードを求めるには詳細な解析が必要で、その値が得られるまで若干時間を要する。そのため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震情報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いている。

【津波情報の種類】

津波情報の種類	発表内容
津波到達予測時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予測時刻 [※] や予想される津波の高さ(発表内容は津波警報・注意報の種類の記事に記載)を発表する。 ※この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻であり、場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。
各地の満潮時刻・予想される津波の高さに関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表する。
津波観測に関する情報 ^{※1}	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表する。
沖合の津波観測に関する情報 ^{※2}	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表する。

津波情報の留意事項等

① 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報

・津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、場所によっては予想される津波の高さより高くなる場合がある。

② 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報

・津波と満潮時刻が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。

③ 津波観測に関する情報

・津波による潮位変化(第一波の到達)が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。

・場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。

④ 沖合の津波観測に関する情報

- ・津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなる。
- ・津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波がすぐに到達する場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

*1 津波観測に関する情報の発表内容

発表中の津波警報等	観測された津波の高さ	内 容
大津波警報を發表中	1m超	数値で発表
	1m以下	「観測中」と発表
津波警報を發表中	0.2m以上	数値で発表
	0.2m未満	「観測中」と発表
津波注意報を發表中	(すべての場合)	数値で発表(津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現)

- ・沿岸で観測された津波の第一波の到達時刻と押し引き、及びその時点における最大波の観測時刻と高さを発表する。
- ・最大波の観測値については、観測された津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報又は津波警報が発表中であり観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

*2 沖合の津波観測に関する情報（観測値及び沿岸での推定値※）の発表内容

警報・注意報の発表状況	沿岸で推定される津波の高さ	内容
大津波警報	3m級	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	3m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波警報	1m級	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	1m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波注意報	(すべての場合)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

- ・沿岸で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。また、これらの沖合の観測値から推定される沿岸での推定値(第1波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ)を津波予測区単位で発表する。
- ・最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報又は津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」(沖合での観測値)または「推定中」(沿岸での推定値)の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

※沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しません。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表し、津波が到達中であることを伝える。

4 津波警報、津波注意報、津波予報、地震情報及び津波情報（震度速報を除く）の通知基準

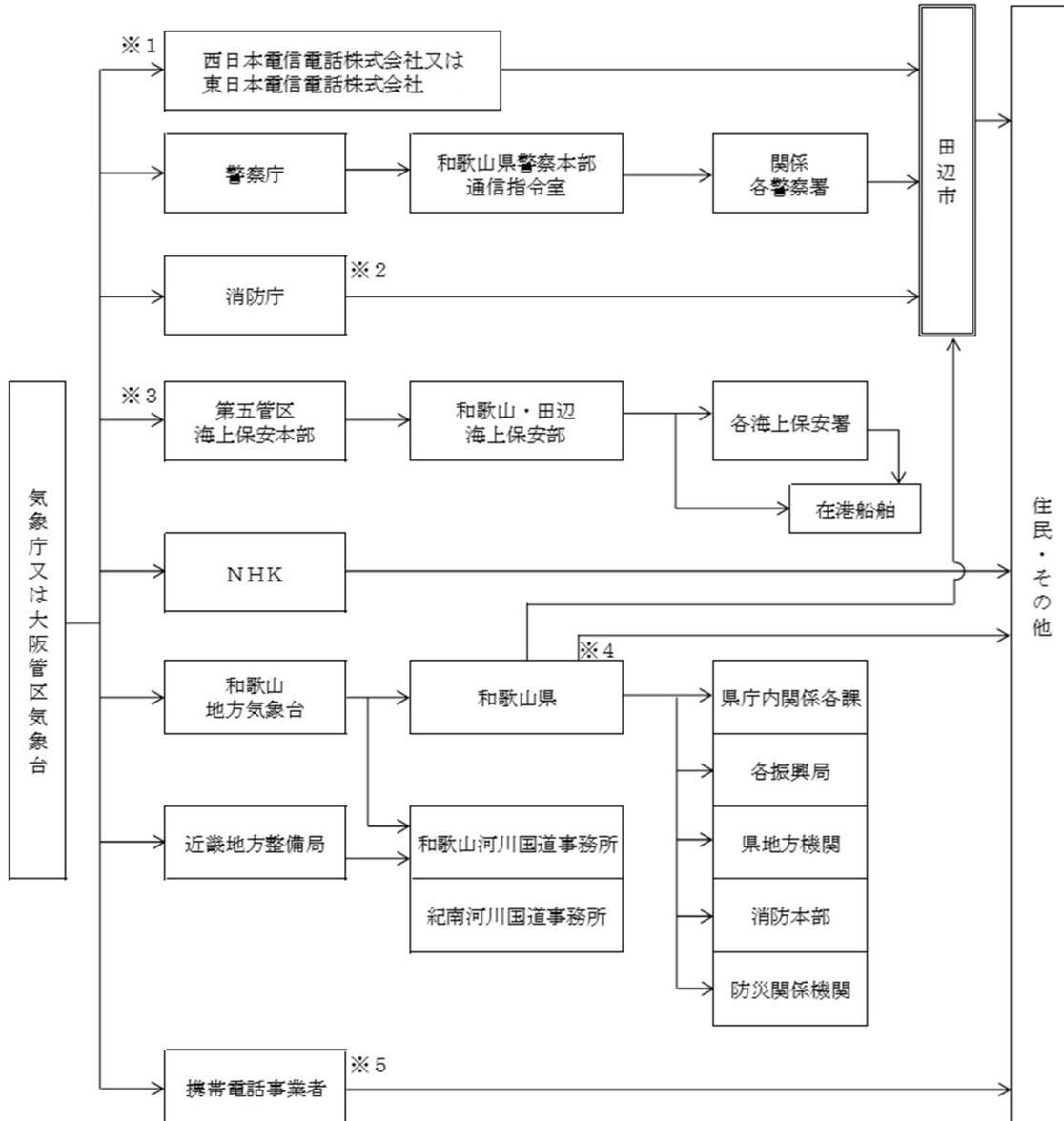
和歌山地方気象台は、以下の情報（括弧内は対象範囲）を和歌山県へ通知する。

- ・大津波警報、津波警報、津波注意報（和歌山県）
- ・津波予報（全国）
- ・津波情報等（全国）
- ・地震情報（全国）
- ・南海トラフ地震臨時情報（全国）
- ・南海トラフ地震関連解説情報（全国）

5 津波警報等に関する情報の伝達系統図

令和6年4月1日現在

津波警報等の配信経路



- ※1は、大津波警報、津波警報及び同警報解除のみ伝達する。
- ※2は、全国瞬時警報システム（J-ALERT）による。
- ※3は、神戸地方気象台から伝達する。
- ※4は、防災わかやまメール配信サービス等による。
- ※5は、エリアメール、緊急速報メールによる。

6 異常現象の通報等

災害が発生するおそれのある異常現象（異常潮位等）を発見した者は、次の方法により関係機関に通報する。

(1) 発見者の通報

異常現象を発見した者は、直ちに市、警察署又は海上保安部に通報する。

(2) 警察官等の通報

異常現象を発見し、あるいは通報を受けた警察官又は海上保安官は、直ちに市長及び警察署長に通報する。

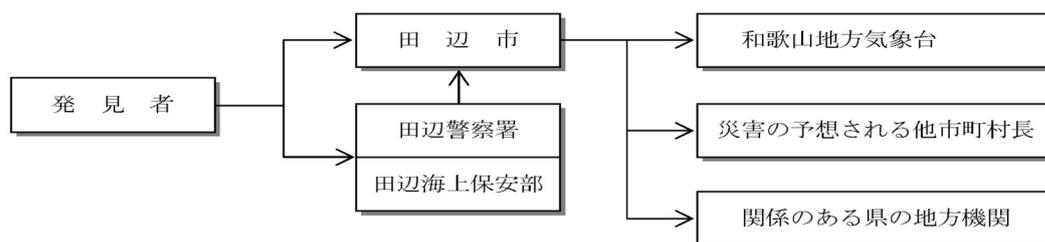
(3) 市長の通報

上記の(1)・(2)によって異常現象を承知した市長は、速やかに和歌山地方気象台及び災害の予想される他市町村長並びに関係のある県の地方機関に通報する。

和歌山地方気象台に通報する異常現象

- ① 水象に関する事項 津波による異常潮位、異常波浪
- ② 地震に関する事項 群発地震（数日間以上にわたり頻繁に感ずるような地震）と災害を伴う大地震

【異常現象発見時の伝達経路図】

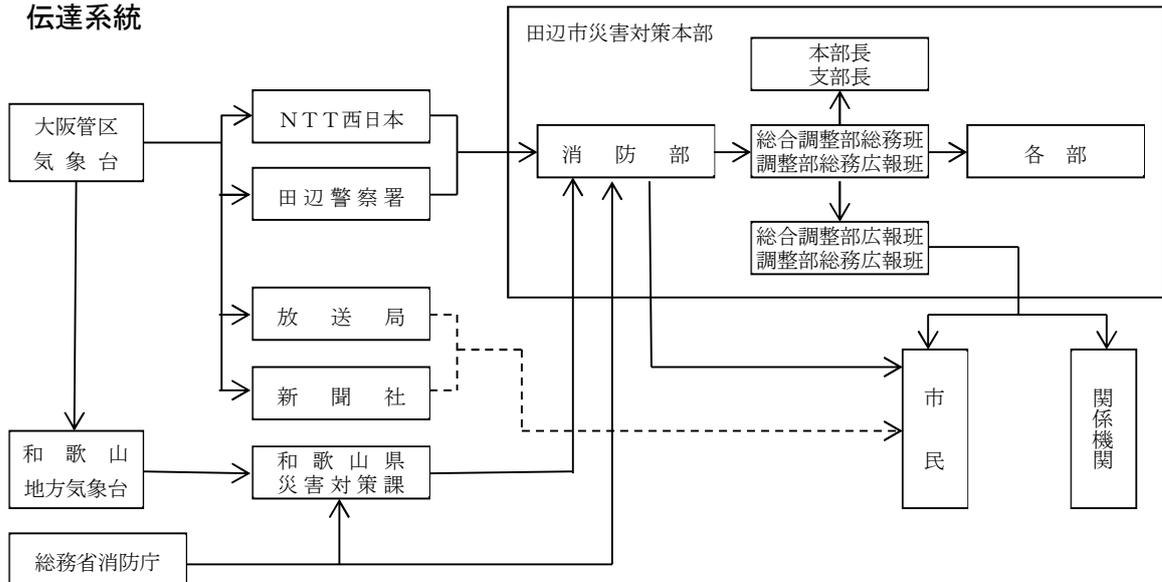


第2 本部における伝達方法

1 伝達方法

- (1) 地震関連情報等の伝達は、注意報、警報及びその他重要なものについて行う。
- (2) 各部への伝達は、本部から原則として勤務時間内は庁内放送、市防災行政無線放送及び電話等により、勤務時間外は動員計画に定める勤務時間外の連絡方法をもって行う。

2 伝達系統



第3 市民への周知

1 避難の指示

本部は、次の場合、田辺警察署及び田辺海上保安部と協力して、市民や釣り人、海水浴客などの観光客、船舶等に対し必要に応じて、避難指示を行うとともに、高台などの安全な場所への避難誘導を実施する。

- (1) 津波警報の認知又は通知を受けたとき、防災行政無線等を通じて直ちに発令する。
- (2) 津波注意報の通知を受けたとき、または強い地震（震度4以上）を感じたとき、もしくは弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときで、本部長（市長）が避難の必要を認めた場合はこれを発令する。

2 発令内容

- (1) 海岸付近の市民及び海浜にいる者に対して、直ちに安全な場所に避難するよう指示等をする。
- (2) 津波による災害のおそれがない場合には、「津波の心配はない」旨について地震情報に含めて発表する。または「若干の海面変動があるかもしれない」旨については、津波情報（津波に関するその他の情報）で発表する。
- (3) 津波による災害のおそれがなくなると認められる場合、「津波警報解除」または「津波注意報解除」として速やかに通知する。

3 周知の方法

- (1) 本部は、必要と認める地震関連情報等のほか、地震・津波情報収集伝達システムにより観測した情報及び予想される事態、また、これに対してとるべき措置もあわせて周知するものとする。
- (2) 地震関連情報等は、報道機関が自主的にラジオ、テレビ、インターネット、新聞等で報道することにより周知させるが、本部が必要と認めた情報等についても依頼して周知を図るものとする。
- (3) 特殊な情報、特定地域のみに対する情報等は、次の方法のいずれかにより周知するものとする。
 - ア 広報車等の利用
 - イ 水防計画による水防信号（サイレン、警鐘）の利用
 - ウ 電話、電報、口頭による戸別の通知
 - エ 市防災行政無線放送の利用
 - オ 町内会等の協力
- (4) 必要に応じて、漁業無線や田辺地区アマチュア無線非常通信協議会、タクシー無線局等に協力を依頼する。

第4 在港船舶に対する周知

津波時における船舶の災害を防止するため、航海中及び入港中の船舶に対し、田辺海上保安部による無線及び巡視船艇等による周知がおこなわれる。

1 勧告事項

- (1) 在港船舶の動静を把握し、津波に関する情報を伝達する。
- (2) 在港船舶に対して、荷役等を中止し、直ちに安全な海域へ避難するよう勧告する。

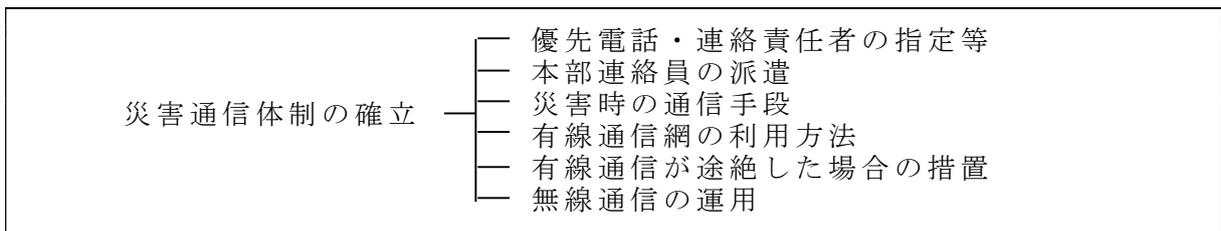
なお、安全な海域へ避難するいとまのない船舶については、乗員のみ安全な場所へ避難するよう勧告する。

第3節 災害通信体制の確立

《実施担当部局》

総合調整部、調整部、関係各部

《対策の体系》



《対策の展開》

第1 優先電話・連絡責任者の指定等

1 優先電話

災害情報通信に使用する優先電話は、災害時においては平常業務に使用することを制限するとともに、通信事務従事者を配置し、迅速かつ円滑な通信連絡を確保する。

2 連絡責任者

各部及び防災関係機関は、災害時の防災関係機関相互の迅速かつ円滑な通信連絡を確保するため、連絡責任者（正・副1名ずつ）を定める。連絡責任者は、各部及び防災関係機関相互の通信連絡を統括する。

3 通信事務従事者

各部は、それぞれ分掌する事務分野に応じて、必要な情報の収集及び伝達を迅速かつ円滑に行うため、その都度通信事務従事者を指名し、総合調整部長に報告する。

通信事務従事者は、連絡責任者の統括のもと、所属部及び各部・防災関係機関相互の通信連絡に従事する。

4 その他

各部及び防災関係機関は、指定する電話及び連絡責任者に変更があった場合は、速やかに総合調整部に修正の報告を行う。

第2 本部連絡員の派遣

1 本部各部

本部各部は、本部長と各部の連絡を強化するため、連絡員を本部事務局として機能する総合調整部に派遣する。

2 防災関係機関

必要に応じて防災関係機関に対して、本部との連絡のため、連絡員を本部事務局として機能する総合調整部に派遣するよう要請する。なお、連絡員は連絡用無線機等を可能な限り携行し、所属機関との連絡にあたる。

第3 災害時の通信手段

N0	通信手段	通信方法等
1	災害時優先電話回線	発信規制がかからないので通信確保が有利
2	イントラネット (庁内LAN)	下記の施設については、一般電話回線に加え独自の有線回線でイントラネット(庁内LAN)を構築している。 田辺市役所、市民総合センター、水道事業所、龍神行政局、龍神市民センター、中辺路行政局、近野連絡所、熊野古道館、大塔行政局、富里連絡所、三川連絡所、本宮行政局、さくら診療所、世界遺産熊野本宮館、田辺消防署、扇ヶ浜分署、中辺路分署、大塔分署、本宮分署
3	無線通信施設	下記の施設については、一般電話回線・イントラネットの障害に備え、5GHz帯無線による通信を確保している。 田辺市役所、市民総合センター、ごみ処理場、水道事業所、田辺スポーツパーク、龍神行政局、龍神市民センター、中辺路行政局、近野連絡所、大塔行政局、富里連絡所、三川連絡所、本宮行政局、田辺消防署、扇ヶ浜分署、中辺路分署、大塔分署、本宮分署
4	市 防災行政無線 (同報系)	一部の屋外子局等にはアンサーバック(双方向通信)機能が付加されており、付属した受話器により防災行政無線室・本庁防災まちづくり課・消防本部指令室・本宮行政局・本宮消防署(以上田辺及び本宮地域)、龍神行政局(龍神地域)、中辺路行政局(中辺路地域)、大塔行政局(大塔地域)との通話ができる。 ・アンサーバック局 110 (内訳:田辺4、龍神12、中辺路12、大塔6、本宮36)
5	市 防災行政無線 (移動系)	・基地局 5(地域毎に各1) ・移動局 79 (内訳:田辺30、龍神13、中辺路12、大塔11、本宮13) ・移動局(孤立集落通信確保用)47 (内訳:田辺12、龍神3、中辺路11、大塔20、本宮1)

NO	通 信 手 段	通 信 方 法 等																		
6	県防災情報システム	<p>県防災情報システムの防災電話は、県内の各機関を専用回線で接続する有線回線と、全国の都道府県、市町村、総務省消防庁及び多くの消防本部等を結ぶ衛星回線（地域衛星通信ネットワーク）との2ルートで構成されており比較的災害の影響を受けにくい。地域衛星通信ネットワークは、およそ時間雨量20mmを超える降雨の影響で通信が切断することに留意する。</p> <table border="0" data-bbox="531 521 1029 869"> <thead> <tr> <th>設置場所</th> <th>防災局番</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市 防災まちづくり課</td> <td>260-400</td> </tr> <tr> <td>〃 (FAX)</td> <td>260-499</td> </tr> <tr> <td>土木課</td> <td>260-401</td> </tr> <tr> <td>消防本部 指令室</td> <td>268-400</td> </tr> <tr> <td>〃 (FAX)</td> <td>268-499</td> </tr> <tr> <td>災害対策本部</td> <td>268-401</td> </tr> <tr> <td>消防総務課</td> <td>268-402</td> </tr> <tr> <td>作戦室</td> <td>268-403</td> </tr> </tbody> </table>	設置場所	防災局番	市 防災まちづくり課	260-400	〃 (FAX)	260-499	土木課	260-401	消防本部 指令室	268-400	〃 (FAX)	268-499	災害対策本部	268-401	消防総務課	268-402	作戦室	268-403
設置場所	防災局番																			
市 防災まちづくり課	260-400																			
〃 (FAX)	260-499																			
土木課	260-401																			
消防本部 指令室	268-400																			
〃 (FAX)	268-499																			
災害対策本部	268-401																			
消防総務課	268-402																			
作戦室	268-403																			
7	衛星携帯電話 (NTTドコモ ワイレスター)	<p>有線通信途絶時や通信施設のない山間部での連絡用として27台設置している。</p> <table border="0" data-bbox="531 958 1281 1070"> <thead> <tr> <th>設置場所</th> <th>本庁管内</th> <th>10台</th> <th>龍神行政局管内</th> <th>4台</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>中辺路行政局管内</td> <td>4台</td> <td>大塔行政局管内</td> <td>4台</td> </tr> <tr> <td></td> <td>本宮行政局管内</td> <td>5台</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	設置場所	本庁管内	10台	龍神行政局管内	4台		中辺路行政局管内	4台	大塔行政局管内	4台		本宮行政局管内	5台					
設置場所	本庁管内	10台	龍神行政局管内	4台																
	中辺路行政局管内	4台	大塔行政局管内	4台																
	本宮行政局管内	5台																		
8	防災相互通信用無線	<p>防災関係行政機関共通の無線周波数のため、相互に通信ができる。 周波数158.35MHz、466.775MHz ※No. 5の市防災行政無線の移動局の一部で使用可能</p>																		

第4 有線通信網の利用方法

1 非常又は緊急通話の利用

加入電話による通話若しくは指定電話相互間の通話がいずれも不能若しくは困難な場合は、非常又は緊急通話として、他に優先して取り扱うよう請求し利用する。

2 警察、消防電話等の利用

警察・消防電話網は、それぞれの本部を起点として、各出先機関・関係機関等間を結ぶ業務用の専用回線である。そのため、これらの利用については、他に通信連絡の手段がなく緊急を要する場合において要請する。

第5 有線通信が途絶した場合の措置

1 県・近隣市町村及び防災関係機関との連絡

県総合防災情報システムを利用して行う。また、必要に応じ市防災行政無線、非常通信（消防無線、警察無線、他の機関等が保有する無線）を活用するとともに、状況によっては伝令の派遣を行う。

2 市各部（出先機関）との連絡

連絡所その他出先機関及び災害現場等に出動している各部職員との連絡は、移動系防災行政無線、衛星携帯電話のほか、伝令（自転車、オートバイ利用又は徒歩）派遣、非常通信その他適当な手段により行う。

3 孤立集落との連絡

土砂災害等による道路の寸断等により発生した孤立集落が、電話線の断線等により通信ができない場合の連絡は、防災行政無線アンサーバック局、移動系防災行政無線のほか、衛星携帯電話、伝令（自転車、オートバイ利用又は徒歩）派遣、非常通信その他適当な手段により行う。

4 非常通信の利用について

官公庁、会社、船舶、アマチュア無線等の全ての無線局は、平素は許可を受けた目的にのみ使用できるが、電波法（昭和25年法律第131号）第52条の規定により、災害その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、NTTその他の有線通信が事実上利用できないときに、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる通信（非常通信）や各種予警報の伝達等の緊急を要する通信を取り扱うことができる。

また、電波法第74条に基づき、総務大臣は、災害その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれのある場合に、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保、秩序の維持のために必要な通信を行わせることができる。

- (1) 警察無線、消防無線
- (2) 非常通信協議会構成員（鉄道、電気、放送等の事業者等）が保有する無線
- (3) その他の無線（例：運輸業者等の業務用無線やアマチュア無線）

- ※ 非常通信協議会概要は「資料編5-2(P資5-5)」を参照
- ※ 非常通信経路（市町村防災系）は「資料編5-3(P資5-9)」を参照
- ※ 和歌山県防災情報システムネットワーク全体構成図は「資料編5-4(P資5-11)」を参照

第6 無線通信の運用

1 通信の統制

災害の発生時には、各種通信の混乱が予想される。そのため、それぞれの無線通信施設の管理者は、適切な通信の統制を実施し、円滑・迅速な通信の確保に努める。

特に本部及び支部においては、総合調整部又は調整部が市防災行政無線管理運用の規定に基づき、おおむね次のように通信の統制を行う。

(1) 無線機器の管理

移動局については、本部及び支部で管理を行い、総合調整部又は調整部が通信の統制を実施する。

(2) 通信の統制

移動局からの通話は、原則としてすべて本部又は支部に対して行うものとする。その他以下の原則に基づき通信の統制を行う。

ア 重要通信の優先の原則（救助、避難指示等重要性の高い通信を優先）

イ 統制者の許可の原則（通信に際しては、統制者の許可を得て行う。）

ウ 移動局間の通信禁止の原則（移動局間通信の必要があるときは、統制者の許可を得て行う。）

エ 簡潔通話の実施

オ 専任通信担当者の設置（各移動局には担当者を常駐させる。）

2 通信の制約に対する対応

災害発生時には、使えない（不通、故障、電源不良等）、混雑している（話し中、混信、宛先不明等）、聞き取り困難（雑音、電波障害等）等のさまざまな制約が予想されるため、通信障害の除去や代替の通信手段の確保に努める。

3 市防災行政無線に関する統制

田辺市防災行政無線に関し、総合調整部は、必要に応じて以下のような統制を行う。

(1) 通話時間統制

1 通話5分間とし、通話時間終了の10秒前に予告音を出した上で回線を遮断する。

(2) 発信統制

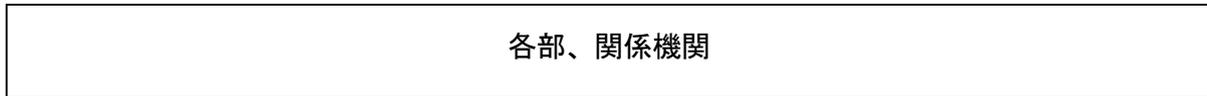
無線回線を使用して、当該端末局に対する発信を統制する。

(3) 着信統制

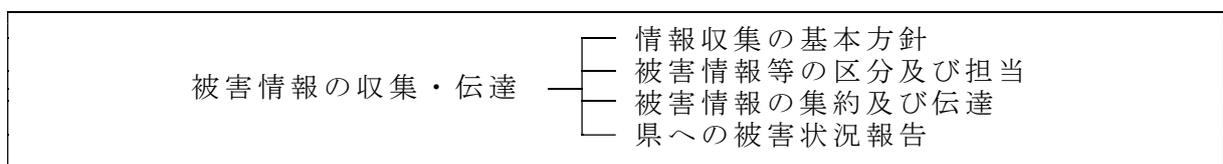
特定の端末局から他の端末局への無線回線による着信を統制する。

第4節 被害情報の収集・伝達

《実施担当部局》



《対策の体系》



《対策の展開》

災害時における被害情報等の収集は、災害応急対策等を迅速かつ的確に実施する基礎となるものであり各部長は、災害が発生し、又は発生が予想される場合、速やかに状況を把握して本部長に報告するものとする。

第1 情報収集の基本方針

- 1 被害情報の収集及び本部への報告は、災害応急対策を実施するうえで極めて重要であるため、あらかじめ各部において報告責任者（正・副各1名）を定め、報告の確実さを期する。
- 2 総合調整部総務班は、全体の被害情報を把握するため各部から情報を集約する。
- 3 集約にあたっては、田辺警察署他関係機関とも十分連絡をとるものとする。
- 4 各部で収集した市民からの災害に関する情報は、直ちにその被害の種類に応じて総合調整部に報告する。
- 5 被害情報等の収集にあたっては、災害対応の各時期において必要な情報を適時、適切に収集し、災害応急対策に活用していく。
 - (1) 職員の参集時の情報収集
職員は参集途上における被害状況の把握に努め、参集後速やかに総合調整部（調整部）に状況を報告する。

(2) 初動（緊急対応）期の情報収集

災害発生直後において時期を逸することなく、被害の発生及び被害の拡大防止措置を実施するため、緊急対応に必要な災害情報及び被害状況の把握に努める。

(3) 応急対策（回復沈静）期の情報

災害発生直後の混乱期を経過し、災害が沈静化しはじめたときには、事後の対策に必要な具体的な災害情報及び被害状況の把握に努める。

- 6 被災者に関する情報を収集した場合、速やかに被災者支援システムに登録し、対応に努める。

第2 被害情報等の区分及び担当

被害情報等の収集・伝達は、次表の区分に基づき各担当部が行う。

担 当 部	情報区分（各部所管事項）
総合調整部	<ul style="list-style-type: none"> 被害の状況、災害に対してとられた措置の概要 関係機関被害等（通信、電気、鉄道等）
救護部	<ul style="list-style-type: none"> 医療関係被害等（医療施設等） 社会福祉施設、在宅要配慮者の被害等 文教施設関係被害等（学校・社会教育施設等） 防疫関係及び清掃・し尿、下水道等施設被害等
調達配給部	<ul style="list-style-type: none"> 運輸施設被害等 商工業関係被害等（工場、倉庫、商店等）
給水部	<ul style="list-style-type: none"> 上水道施設被害等
調査復旧部	<ul style="list-style-type: none"> 人的及び住家被害等 市営住宅被害等 土木施設被害等（道路、橋梁、河川、公園、都市下水路、街路樹等） 農林水産業被害等（農林水産物、農地用排水路、ため池等） 漁港等水産施設被害等
消防部	<ul style="list-style-type: none"> 人的及び住家被害等（火災、救急、救助関連）
共通事項	<ul style="list-style-type: none"> 各部所轄の公共施設の被害 市民の避難状況 その他、各部における応急活動の状況

第3 被害情報の集約及び伝達

1 被害情報の集約

総合調整部は、収集した情報及び資料をとりまとめ、必要に応じて次に掲げる資料を作成する。

- (1) 気象関連情報等の状況、被害状況等

- (2) 本部会議等のための資料
- (3) 状況報告書等
- (4) 災害写真、ビデオ、被害分布図等

2 被害情報の伝達

とりまとめた被害情報のうち、必要なものは次の機関へ伝達する。

(1) 知事

総合調整部総務班は、災害の程度が災害救助法適用基準に該当し、又は該当すると予想されるときは、直ちに被害状況等報告を知事に提出する。

(2) 各部

本部長は、本部で収集した被害情報等を各部・各支部に伝達し、応急対策の処置について指揮をとる。

(3) 報道機関

報道機関に対する被害情報等の伝達は、原則として総合調整部広報班を通じて行う。但し、必要に応じて支部調整部総務広報班でも行うことができる。

(4) 市民

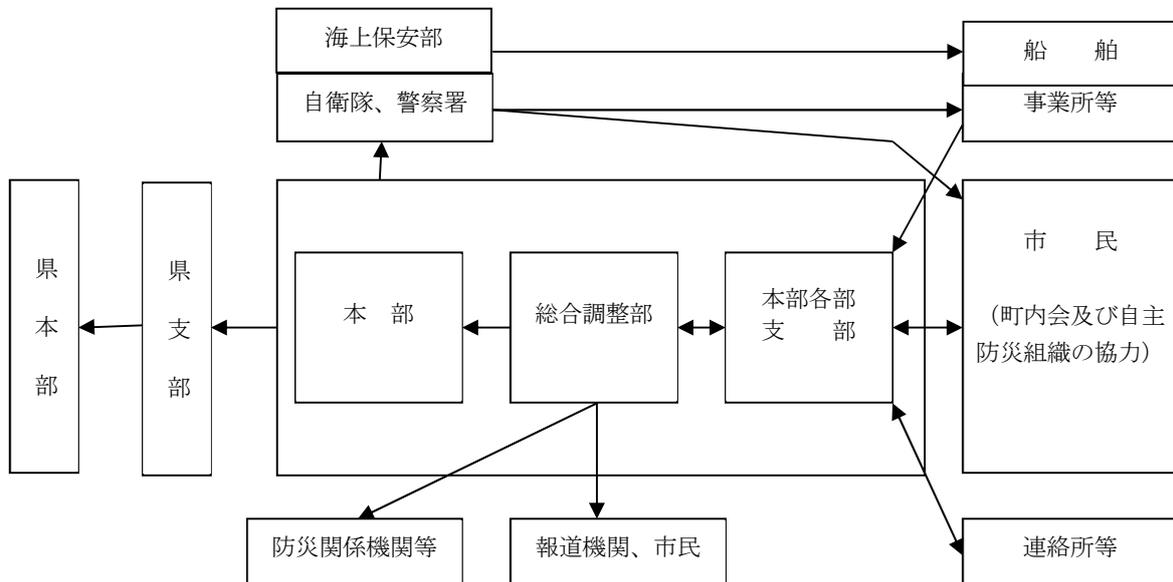
総合調整部広報班・支部調整部総務広報班は、必要な被害情報等について市民に周知する。

3 防災関係機関との情報交換等

- (1) 防災関係機関は、それぞれの防災業務計画等に定めるところにより、被害情報等を収集し、随時、本部及びその他の関係機関に状況を通報する。
- (2) 本部と防災関係機関は、各種情報の収集について十分連絡調整を行うとともに、相互に情報を交換して、応急対策活動が円滑に実施されるよう努める。

4 情報伝達系統

被害情報等の報告系統は次のとおりである。



第4 県への被害状況報告

1 報告基準

県への報告は、次の基準に該当するものについて行うものとする。

- (1) 災害救助法の適用基準に該当するとき
- (2) 本部を設置したとき
- (3) 災害による被害に対して国の特別の財政援助を要するとき
- (4) 災害による被害が、当初は軽微であっても、今後上記(1)～(3)の要件に該当する災害に発展するおそれのあるとき
- (5) その他災害の状況及び社会的影響等から、報告する必要があると認められるとき

2 災害報告の種類

(1) 災害即報

災害概況即報及び被害状況即報様式は「資料編6-7(P資6-11)」を参照

(2) 被害状況報告

被害状況報告及び附表・明細表は「資料編6-8(P資6-16)」を参照

3 災害即報及び被害状況報告要領

(1) 災害即報

ア 災害即報は、災害の総合的な応急対策を立てる基礎となるものであり、人的及び家屋被害を優先して報告するものとする。

イ 報告すべき災害の発生を覚知したときは、直ちに加入電話・無線電話・ファクシミリ等によって第一報を報告するものとし、以後、即報様式に定める事項について、判明したものの中から逐次報告するものとする。

ウ 即報が2報以上にわたるときは、先報との関連を明確にするため一連番号を付して報告現時を明らかにするものとする。

エ 通信途絶等により、被害状況等を県に報告できない場合は、直接、内閣総理大臣（消防庁）に報告するものとする。（災害対策基本法第53条第1項）

なお、県との連絡が可能になった後の報告については、県に対して行うものとする。

【消防庁報告先】

	N T T 回 線	F A X	県 防 災 情 報 シ ス テ ム	県 防 災 情 報 シ ス テ ム F A X
通常時	03-5253-7527	03-5253-7537	7-048-500-90-43423	7-048-500-49033
夜間・休日	03-5253-7777	03-5253-7553	7-048-500-90-49102	7-048-500-49036

オ 災害により、同時多発火災や多くの死傷者が発生し、田辺消防署等への通報が殺到した場合、その状況無線電話、ファクシミリ等最も迅速な方法により、直ちに消防庁及び県に報告をするものとする。

(2) 被害状況報告

ア 被害状況報告は、災害応急対策及び災害復旧の基礎になるものであり、状況に応じて概況・中間・確定報告と段階的に行うものとする。

イ 被害確定報告は、災害応急対策を終了した後15日以内に行うものとする。

ウ 被害が甚大なため市において被害状況等の収集及び調査が不可能なとき、又は調査に専門的な技術を必要とするときは、県に応援を求めて実施するものとする。

(3) 災害即報及び被害状況報告の区分、連絡先及び市主務課については、次のとおりである。

区 分	県地方機関への連絡先	市 主 務 課
1 人的被害及び住宅等 一般被害状況報告	西牟婁振興局 健康福祉部 衛生環境課	福祉課、税務課
2 土木関係被害状況報告	西牟婁振興局 建設部 工務課	土木課
3 農産、畜産関係被害状況報告	西牟婁振興局 農林水産振興部 農業水産振興課	農業振興課
4 農地、農業用施設関係 災害状況報告	西牟婁振興局 農林水産振興部 農地課	〃
5 林業関係災害状況報告	西牟婁振興局 農林水産振興部 林務課	山村林業課

6	水産関係災害状況報告	西牟婁振興局 地域振興部 企画産業課	水産課
7	漁港関係災害状況報告	西牟婁振興局 建設部 工務課	〃
8	公共施設関係災害状況報告	西牟婁振興局 各部	各課
9	商工業関係災害状況報告	西牟婁振興局 地域振興部 企画産業課	商工振興課
10	観光関係災害状況報告	西牟婁振興局 地域振興部 企画産業課	観光振興課
11	自然公園関係災害状況報告	西牟婁振興局 健康福祉部 衛生環境課	環境課
12	衛生関係災害状況報告	田辺保健所 (西牟婁振興局 健康福祉部)	廃棄物処理課、環境課
13	その他被害状況報告	西牟婁振興局 地域振興部 総務県民課	防災まちづくり課
14	災害に対してとられた 措置の概要	西牟婁振興局 地域振興部 総務県民課	〃

注：市の業務のうち、直接県の各課が管轄する業務についての被害状況については、県主務課へ報告するものとする。

第5節 災害広報・広聴対策

《実施担当部局》

総合調整部、調整部、消防部

《対策の体系》

災害広報・広聴対策 — 災害広報対策
災害広聴対策

《対策の展開》

第1 災害広報対策

1 災害情報の広報

- (1) 災害発生直後の速やかな災害情報の広報は、人心の安定や混乱防止等を図る上で重要であることから、市は関係機関と協議の上、次の事項を中心に広報活動を実施する。
- ア 被害の状況
 - イ 気象予警報等に関する情報
 - ウ 二次災害に関する情報
 - エ 市民に対する避難の指示の状況
 - オ 医療救護所及び避難所の開設状況
 - カ その他市民の安全確保に必要な情報（二次災害防止情報を含む。）
- (2) 広報内容は簡潔で誤解を招かない表現に努めるとともに、特に高齢者、障害者、外国人等の要配慮者を意識したものとする。
- (3) 気象予警報、地震、津波等に関する情報の市防災行政無線放送は、次によるものとする。

【風水害時】

警報等	気象警報（全国瞬時警報システム〔J-ALERT〕による緊急一斉放送）
一般気象 地象 水象警報 発表	(1) チャイム (2) 放送内容 「こちらは防災田辺です。 田辺市〇〇に△△警報が発表されました。（警報訳文の概略） 十分警戒してください。」 ※ (2)を2回繰り返す。（この場合、呼出し符号は除く）
一般気象 地象 水象警報 追加発表	(1) チャイム (2) 放送内容 「こちらは防災田辺です。 田辺市〇〇に△△・××警報が発表されました。十分警戒して ください。」 ※ (2)を2回繰り返す。（この場合、呼出し符号は除く）
特別警報 発表	(1) チャイム (2) 放送内容 「こちらは防災田辺です。 田辺市〇〇に△△特別警報が発表されました。周囲の 状況を確認して命を守る行動を取ってください。」 ※ (2)を2回繰り返す。（この場合、呼出し符号は除く）
土砂災害 警戒情報 発表	(1) チャイム (2) 放送内容 「こちらは防災田辺です。 ただいま、土砂災害警戒情報が発表されました。土砂災害 には、十分警戒してください。」 ※ (2)を2回繰り返す。（この場合、呼出し符号は除く）

警報等	気象警報（手動による一斉放送）
一般気象 地象 水象警報 解除	(1) チャイム (2) 放送内容 「こちらは防災田辺です。 〇〇〇警報が解除されました。」 ※ (2)を2回繰り返す。（この場合、呼出し符号は除く）
一般気象 地象 水象警報 一部解除	(1) チャイム (2) 放送内容 「こちらは防災田辺です。 〇〇〇警報は解除されました。××警報は、引き続き発表されて いますので十分警戒してください。」 ※ (2)を2回繰り返す。（この場合、呼出し符号は除く）
土砂災害 警戒情報 解除	(1) チャイム (2) 放送内容 「こちらは防災田辺です。 発表されていた土砂災害警戒情報が解除されました。」 ※ (2)を2回繰り返す。（この場合、呼出し符号は除く）

【地震・津波時】

	津波予報（全国瞬時警報システム〔J-ALERT〕による緊急一斉放送）
大津波震災クラス警報（東日本大震災クラス）	<p>メッセージ1：消防サイレン1（3秒吹鳴2秒休止×3回） メッセージ2：大津波警報。大津波警報。東日本大震災クラスの津波が来ます。ただちに高台に避難してください。 メッセージ3：消防サイレン1（3秒吹鳴2秒休止×3回） メッセージ4：大津波警報。大津波警報。東日本大震災クラスの津波が来ます。ただちに高台に避難してください。 メッセージ5：消防サイレン1（3秒吹鳴2秒休止×3回） メッセージ6：大津波警報。大津波警報。東日本大震災クラスの津波が来ます。ただちに高台に避難してください。 メッセージ7：こちらは「〇〇（識別信号）」です。 メッセージ8：下り4音チャイム</p> <p>※ 予想される津波の高さが10m超又は巨大の場合 ※ 遠地地震による大津波警報発表時で、津波到達まで時間に余裕がある場合は、随時、手動による放送を実施する。</p>
大津波警報（上記以外）	<p>メッセージ1：消防サイレン1（3秒吹鳴2秒休止×3回） メッセージ2：大津波警報。大津波警報。ただちに高台に避難してください。 メッセージ3：消防サイレン1（3秒吹鳴2秒休止×3回） メッセージ4：大津波警報。大津波警報。ただちに高台に避難してください。 メッセージ5：消防サイレン1（3秒吹鳴2秒休止×3回） メッセージ6：大津波警報。大津波警報。ただちに高台に避難してください。 メッセージ7：こちらは「〇〇（識別信号）」です。 メッセージ8：下り4音チャイム</p> <p>※ 予想される津波の高さが上記以外の場合 ※ 遠地地震による大津波警報発表時で、津波到達まで時間に余裕がある場合は、随時、手動による放送を実施する。</p>
津波警報	<p>メッセージ1：消防サイレン2（5秒吹鳴6秒休止×2回） メッセージ2：津波警報が発表されました。海岸付近の方は高台に避難して下さい。 メッセージ3：消防サイレン2（5秒吹鳴6秒休止×2回） メッセージ4：津波警報が発表されました。海岸付近の方は高台に避難して下さい。 メッセージ5：消防サイレン2（5秒吹鳴6秒休止×2回） メッセージ6：津波警報が発表されました。海岸付近の方は高台に避難して下さい。 メッセージ7：こちらは「〇〇（識別信号）」です。 メッセージ8：下り4音チャイム</p> <p>※ 遠地地震による津波警報発表時で、津波到達まで時間に余裕がある場合は、随時、手動による放送を実施する。</p>
津波注意報	<p>メッセージ1：消防サイレン3（10秒吹鳴2秒休止×2回） メッセージ2：津波注意報が発表されました。海岸付近の方は注意して下さい。 メッセージ3：消防サイレン3（10秒吹鳴2秒休止×2回） メッセージ4：津波注意報が発表されました。海岸付近の方は注意して下さい。 メッセージ5：消防サイレン3（10秒吹鳴2秒休止×2回） メッセージ6：津波注意報が発表されました。海岸付近の方は注意して下さい。 メッセージ7：こちらは「〇〇（識別信号）」です。 メッセージ8：下り4音チャイム</p> <p>※ 遠地地震による津波注意報発表時で、津波到達まで時間に余裕がある場合は、随時、手動による放送を実施する。</p>

		津波予報（手動による一斉放送）
地震情報 （震度4以上）	津波の心配なし	<p>(1) チャイム (2) 放送内容 「こちらは防災田辺です。 ただいまの地震による津波の心配はありません。」</p> <p>※ (2) を2回繰り返す。（この場合、呼出符号は除く）</p> <p>(3) チャイム</p>
	海面変動・被害なし	<p>(1) チャイム (2) 放送内容 「こちらは防災田辺です。 ただいまの地震により、若干の海面変動があるかもしれませんが、被害の心配はありません。」</p> <p>※ (2) を2回繰り返す。（この場合、呼出符号は除く）</p> <p>(3) チャイム</p>
津波警報（注意報）解除		<p>(1) チャイム (2) 放送内容 「こちらは防災田辺です。 発表されていた津波警報（注意報）が解除されました。」 【なお、若干の海面変動があるかもしれませんが、被害の心配はありません。】</p> <p>※ (2) を適宜繰り返す。（この場合、呼出符号は除く） ※ 【 】内は、情報を入電した時のみ追加する。</p> <p>(3) チャイム</p>
津波予報変更	大津波警報から津波警報へ	<p>(1) チャイム (2) 放送内容 「こちらは防災田辺です。 発表されていた大津波警報が、津波警報に切り替えられました。引き続き津波に十分警戒してください。海岸沿いには近づかないでください。」</p> <p>※ (2) を2回繰り返す。（この場合、呼出符号は除く）</p> <p>(3) チャイム</p>
	津波警報から津波注意報へ	<p>(1) チャイム (2) 放送内容 「こちらは防災田辺です。 発表されていた津波警報が解除されました。引き続き津波注意報が発表されましたので、海岸沿いの方は、津波に十分注意してください。」</p> <p>※ (2) を2回繰り返す。（この場合、呼出符号は除く）</p> <p>(3) チャイム</p>

2 支援情報の広報

災害発生後、人身の安全性が確保された後は、避難生活・通常生活のための情報が必要となる。

市は、関係機関と密接な連絡を図り、次の事項を中心に広報活動を実施する。

- (1) 避難所に関すること
- (2) 救護所に関すること
- (3) 救援物資の配布に関すること
- (4) 給水・給食に関すること
- (5) 被災者の安否に関する情報
- (6) 本部の設置及び応急対策実施状況
- (7) 市民の心得等民心の安定及び社会秩序保持のための必要事項
- (8) その他生活情報等必要と認める情報

3 ライフライン施設の復旧情報等の広報

市は、各防災関係機関と密接な連絡を図り、復旧情報について広報活動を実施する。

- (1) 電気、水道、電話施設等の被害及び復旧見通し状況
- (2) 主要道路状況
- (3) 交通機関の運行状況及び交通規制の状況

4 広報の手段

市民に対する広報手段は、次に掲げる方法により、状況に応じて行うものとする。

なお、報道機関等に対する発表並びに報道機関からの問い合わせの受付及び応答については、原則として、総合調整部広報班を通じて行う。

また、大規模災害時には臨時災害放送局を立ち上げ、市民への広報に務める。

- (1) ラジオ、テレビ、ケーブルテレビ、新聞等報道機関による広報
- (2) 市防災行政無線放送による広報
- (3) 広報車による巡回広報
- (4) 防災ヘリコプター等による広報
- (5) 広報紙、チラシ、ポスター等による広報
- (6) 市役所ホームページ、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）による広報
- (7) 「防災・行政メール」による広報
- (8) 「防災・行政テレフォンガイド」による広報
- (9) 「緊急速報メール」による広報

5 報道機関への情報提供等

- (1) 災害情報の提供

総合調整部総務班は災害情報を総括し、同部広報班は報道機関に対し適宜情報の発表を行う。なお、発表にあたっては、次に掲げる項目を整理するとともに、個人情報については、プライバシーの保護に十分配慮する。

- ア 災害発生場所及び発生日時
- イ 被害状況
- ウ 応急対策の状況
- エ 市民に対する避難指示の状況
- オ 市民に対する協力及び注意事項
- カ 支援施策に関する情報

(2) マスメディア

県の「災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定書」及び「緊急警報放送の放送要請に関する覚書」に基づき、日本放送協会和歌山放送局、株式会社和歌山放送、株式会社テレビ和歌山、株式会社毎日放送、朝日放送株式会社、関西テレビ放送株式会社、讀賣テレビ放送株式会社に対し放送を要請することができる。

この場合、原則として、西牟婁振興局を經由して、知事に放送要請の理由、放送事項、希望する放送日時等を明らかにして要請するものとする。

ただし、県と通信途絶等特別の事情がある場合は、本部から直接放送局に対し、要請できるものとする。

また、「災害時における放送要請等に関する協定」に基づき、FM TANABE 株式会社に対し放送を要請するとともに、状況に応じ臨時災害放送局を立ち上げる。

※ 報道関係機関一覧表は「資料編4-2(P資4-2)」を参照

第2 災害広聴対策

1 市民相談窓口の開設

市は、市民からの問い合わせや相談に対応するため、関係機関と連携し、必要に応じて特別相談窓口を開設する。

- (1) 巡回相談（各避難所等）
- (2) 電話相談
- (3) 専門相談（法律、医療等）
- (4) 他機関（国、県、その他関係機関）との共同相談
- (5) 要配慮者（障害者、外国人等）を対象とした相談

2 実施体制

- (1) 各部から対応職員を派遣し、電話及び市民対応業務全般について実施する。
- (2) 相談窓口の開設時には、広報紙・市防災行政無線放送等で市民へ周知する。

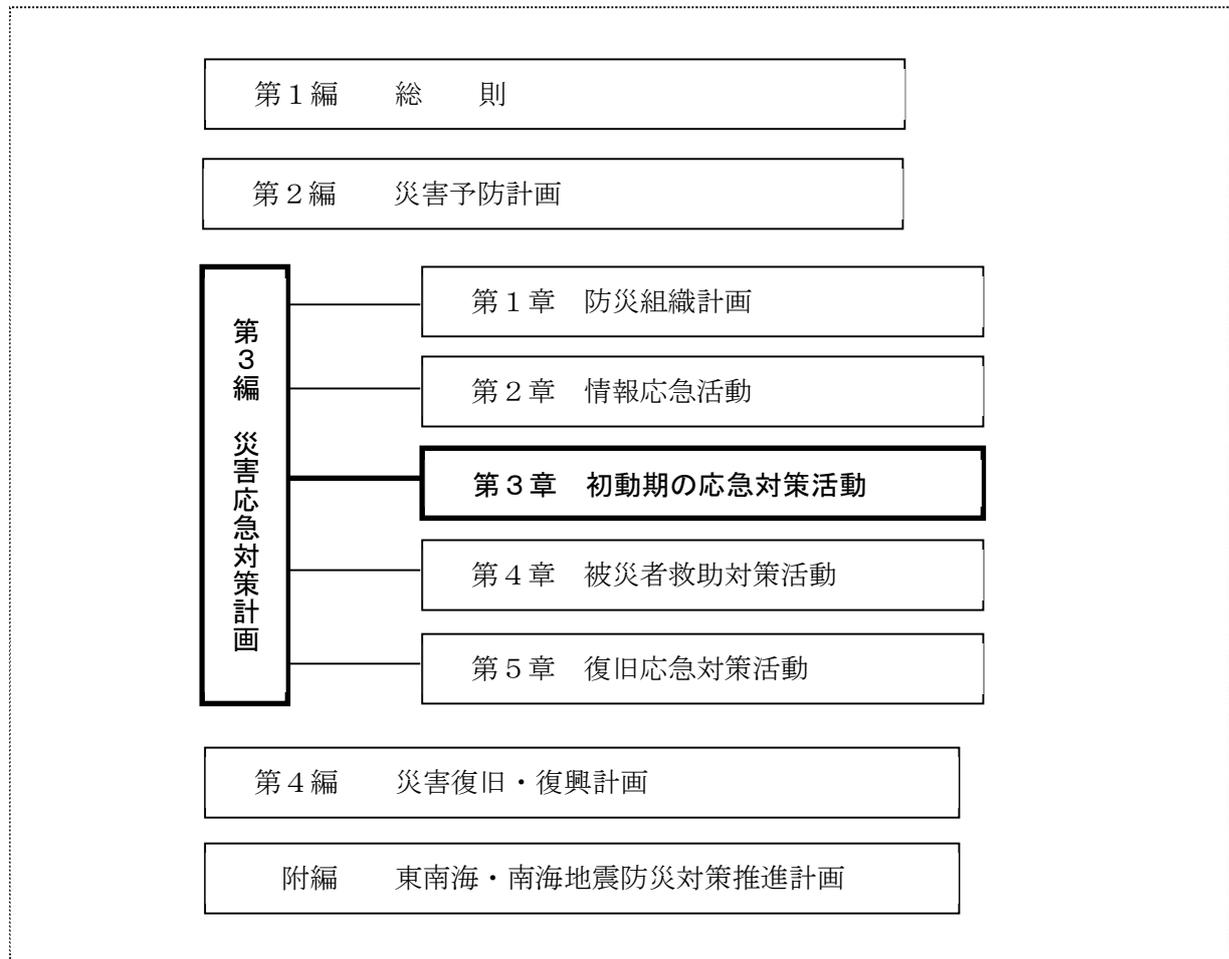
3 要望の処理

- (1) 市民相談窓口で扱う情報は、市の応急対策の実施状況、被害状況、援護・救援に関する事項等とし、被災した市民からの相談・要望・苦情等の積極的な聞き取りに努める。
- (2) 市民相談窓口で聴取した要望等については、速やかに関係部及び関係機関へ連絡し、早期解決を図る。
- (3) 必要に応じ、関係機関の協力を求める。

4 県の総合相談窓口

県が、国、市、関係機関、関係団体等による合同の相談窓口（総合相談窓口）を設置した場合は、必要な人員を派遣する。

第3章 初動期の応急対策活動



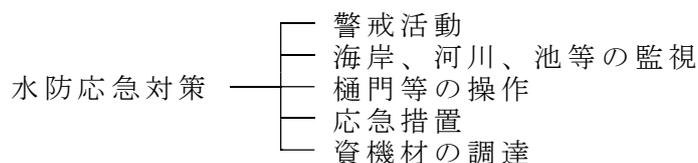
第1節	水防応急対策	3-106
第2節	山地災害等の警戒活動	3-108
第3節	消火・救助・救急活動	3-112
第4節	救急医療対策	3-116
第5節	応急避難対策	3-120
第6節	緊急輸送対策	3-136
第7節	交通対策	3-140
第8節	ライフラインの緊急対応	3-146
第9節	公共施設等災害応急対策	3-147
第10節	特殊災害応急対策	3-149
第11節	農林水産業関係災害応急対策	3-156

第1節 水防応急対策

《実施担当部局》

調査復旧部、消防部、総合調整部、調整部

《対策の体系》



《対策の展開》

第1 警戒活動

1 雨量観測及び水位観測

(1) 雨量の観測

ア 消防部は管内雨量観測所の情報を集約し、常に的確な気象状況の把握に努め、雨量が下記の基準に達したときは総合調整部又は行政局調整部に報告するものとする。

- ① 総降雨量が80mmに達したとき
- ② 時間雨量が20mmを超えたとき

イ 管内雨量観測所は、消防本部及び龍神行政局に2箇所ある。

また、和歌山県が観測する田辺市内の雨量観測所（31箇所）についてはインターネットで情報収集し、災害対応資料として活用するほか、市民への閲覧の周知に努める。

※和歌山県情報館 河川雨量情報 <http://kasensabo02.pref.wakayama.lg.jp/>
携帯用 <http://kasensabo02.pref.wakayama.lg.jp/keitai>

(2) 水位の観測

各関係部長は、気象状況等により洪水又は高潮のおそれがあり、河川等の増水状況の調査が必要と認めたときは、水防法第9条の規定により水位観測所と連絡をとるとともに、現地調査を行い、その状況を総合調整部に、支部の場合は調整部にそれぞれ報告するものとする。

※ 管内雨量観測所及び管内水位観測所は「資料編2-9（P資2-21）」を参照

第2 海岸、河川、池等の監視

気象状況により、市域内の海岸、河川、池等を巡視し、被害の状況及び重要水防箇所を調査する。

地震及び津波が発生した場合は、地震・津波情報収集伝達システム等により監視を行う。また、状況によっては、市民などに対し安全な場所に避難するよう勧告又は指示するとともに、西牟婁振興局建設部へその旨連絡する。

第3 樋門等の操作

樋門等の管理者と連絡を密にし、必要な場合は閉鎖して、以後、水位の変動及び状況に応じて門扉等の適正な開閉を、操作員の安全確保の下に行うものとする。

また、市管理の水防施設については、状況等から判断して、時期を逸しないよう門扉の閉鎖等の措置をとる。ただし、閉鎖のいとまがない場合は、直ちに避難するものとする。

※ 重要なダム・水こう門一覧表は「資料編2-10(P資2-22)」を参照

第4 応急措置

- 1 洪水又は高潮、地震及び津波により堤防等が被害を受け危険と思われる場合は、水防工法等により応急措置を講ずるものとする。
- 2 水防危険箇所については、警戒区域を設定し、関係者以外の立入りを禁止するなどの措置を講ずる。
- 3 豪雨により自然排水が不能となった場合、内水を排除するため各排水ポンプを稼働し、浸水被害の防止に努める。

第5 資機材の調達

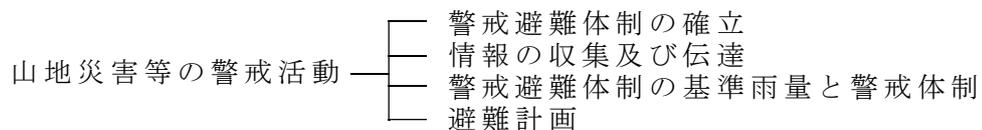
水防倉庫の資機材を優先的に活用し、なお不足する場合には、現地調達あるいは建設業者等から調達を行う。

第2節 山地災害等の警戒活動

《実施担当部局》

総合調整部、調整部、調査復旧部、消防部、救護部

《対策の体系》



《対策の展開》

急傾斜地崩壊や土石流、地すべり等の土砂災害に際しての情報の収集・伝達や雨量の測定、避難指示、警戒避難などの対策に関し、次のとおり定める。

第1 警戒避難体制の確立

異常な気象等により、災害危険箇所等で災害のおそれがあると思われる場合は、必要に応じて警戒避難体制をとり、以下の活動を実施する。

- ア 警戒区域に対する警戒及び巡視
- イ 気象情報、予報・警報等の情報収集・伝達
- ウ 和歌山県による警戒避難に資する情報（雨量状況図、土砂災害警戒避難判定図等）の収集
- エ 市民に対する災害情報の提供、避難指示
- オ 消防団、自主防災組織の活用

第2 情報の収集及び伝達

1 情報の収集

土砂災害発生危険箇所について、防災パトロールの実施、地域住民からの通報等による情報の収集を行う。

また、県から提供される警戒避難に資する情報（雨量状況図、土砂災害警戒避難判定図等）を活用するものとする。

2 情報の報告及び伝達

市が収集した情報は、速やかに様式「土砂災害緊急FAX送付状」（資料編6-6（P資6-9））により、西牟婁振興局建設部及び県砂防課に報告するとともに、必要に応じて市防災行政無線、広報車等により広報する。

3 伝達情報の内容

- ① 気象予報・警報等の情報
- ② 前兆現象の監視、観測状況の報告
- ③ 避難情報（高齢者等避難、避難指示）
- ④ その他応急対策に必要な情報

第3 警戒避難体制の基準雨量と警戒体制

警戒避難体制をとる基準雨量は、降雨量、降雨時間、崖の状況、樹木の状況、土質等により判断され各危険箇所ごとに定めるのが適切であるが、ここでは、概ね下記の雨量状況を警戒体制の基準（目安）とする。

区分 警戒体制	前日までの連続雨量が 100 mm以上あった場合	前日までの連続雨量が 40 mm～100 mmあった場合	前日までの降雨がない 場合
第1警戒体制	当日の日雨量が50 mmを超えたとき	当日の日雨量が80 mmを超えたとき	当日の日雨量が100 mmをこえたとき
第2警戒体制	当日の日雨量が50 mmを超え、時間雨量が30 mm程度の強雨が降り始めたとき	当日の日雨量が80 mmを超え、時間雨量が30 mm程度の強雨が降り始めたとき	当日の日雨量が100 mmを超え、時間雨量が30 mm程度の強雨が降り始めたとき

1 警戒配備の基準及び措置

警戒配備の基準は以下のとおりとし、各体制において、関係職員は情報収集や避難指示の適切な措置を実施する。

- (1) 消防本部に設置している雨量計で1時間雨量が20mmを超えた場合に、市域内に配置している雨量観測を開始する。
- (2) 第1警戒体制
 - ア 上記表による降雨量があったときは、情報等の収集を開始する。
 - イ 必要に応じて気象情報及び危険地域の状況等を市民に周知する。
- (3) 第2警戒体制
 - ア 上記表による降雨量があり、危険地域に異常が生じたとき、関係職員を出動させ、適切な措置を実施する。

イ 被害発生が予想され、又は被害が発生しあるいは異常が生じたときは、関係職員を出動させ応急措置を実施する。

2 雨量観測

(1) 雨量測定の基準

台風が接近しているか、不連続線が停滞して、かなりの雨量が予想されるとき	事後随時
時間雨量 20mm を超えたとき	事後1時間ごと
第1警戒体制のとき	事後30分ごと
第2警戒体制のとき	事後10分～20分ごと
時間雨量 20mm 以下になったとき	事後随時

(2) 観測雨量の周知方法

関係部は、必要に応じ危険地域の住民に周知する。

なお、雨量情報、土砂災害警戒情報や法指定区域などの土砂災害に関連する情報についてインターネットで提供が行われている。

※和歌山県砂防課 <http://kasensabo01.pref.wakayama.lg.jp/>

携帯用 <http://kasensabo02.pref.wakayama.lg.jp/keitai>

第4 避難計画

1 高齢者等避難

(1) 定義・目的

台風や豪雨により、甚大な災害の発生が予想される場合に、総合的な判断により、前もって拠点避難施設を開設する。

(2) 発令目安

- ① 台風が紀伊半島に接近・通過することが予想される場合
- ② 前線が長期間にわたり紀伊半島付近に停滞し、大雨が予想される場合
- ③ 大雨・洪水警報等及び土砂災害警戒情報の発表が見込まれ、土砂災害の危険度が高まるおそれがあると判断した場合
- ④ その他和歌山地方気象台の助言により必要と判断した場合

(3) 伝達方法

- ① 防災行政無線による放送及び防災行政メール
- ② 自主防災会長、町内会長等、区長等を通じて住民に伝達
- ③ 発令する避難情報の冒頭に警戒レベルを付して伝達

(4) 高齢者等避難発令時の開設施設

早期避難を可能とする拠点避難施設の選定及び開設

※ 高齢者等避難発令時開設施設の一覧は「資料編3-4(P資3-12)」を参照

2 避難の指示

避難に関する事項は、「第3編第3章第5節応急避難対策」によるほか、本計画及び「田辺市避難情報の判断・伝達マニュアル」に定めるところによる。

和歌山県及び和歌山地方気象台から発表される土砂災害警戒情報や補足情報、前兆現象や災害発生状況などを総合的に判断して、避難指示の発令が必要と認められたときや、集中豪雨その他の異常な自然現象により、土砂災害発生危険箇所による危険が増大したときは、それぞれ危険箇所ごとに居住者、要配慮者施設等に対し、避難のための立ち退きを指示し、周知にあたっては要配慮者に配慮する。

避難指示を行った場合、本部長は、警察署、消防団（水防団）、自主防災組織の協力を得て、市防災行政無線、広報車等により危険箇所の周知徹底を図り、避難者の誘導にあたりるとともに、必要事項について和歌山県へ報告する。

(1) 避難のための立ち退きの指示及び避難誘導

総合調整部又は行政局調整部は、土砂災害発生危険箇所の状況を把握し、または情報を入手するとともに、本部長から立ち退きの指示の命令があったときは、関係部に協力を求め当該地域市民に周知徹底し、避難誘導を行う。

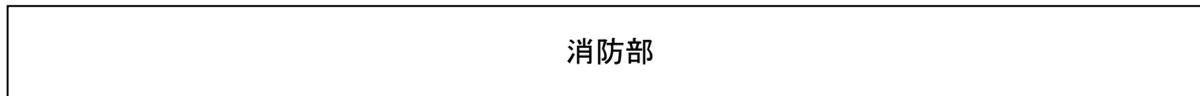
この場合、救護部避難所班と協議しておくことにする。ただし、協議のいとまがないときは事後連絡をもって代えることができる。

(2) 避難方法

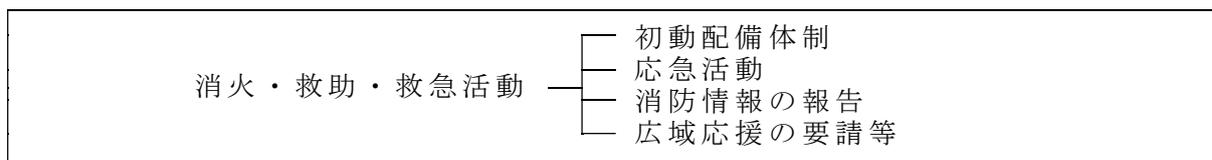
「第3編第3章第5節応急避難対策」に準じる。

第3節 消火・救助・救急活動

《実施担当部局》



《対策の体系》



《対策の展開》

第1 初動配備体制

1 初動体制の確立

消防部は、「田辺市消防計画」に基づき、速やかに初動体制を確立する。

2 消防職員の自主参集

消防職員は、勤務場所等に連絡し、非常招集の発令の有無その他必要事項を確かめるとともに、発令の可能性があると判断したときは、自主参集するものとする。

3 消防団員の自主参集

消防団員は、災害発生状況を積極的に把握するとともに、発令の可能性があると判断したときは、自主参集するものとする。

第2 応急活動

1 消火活動

- (1) 災害配備体制を確立し、災害の状況に応じた部隊配備を行い、道路状況、建物状況、燃焼状況等を勘案し消火活動を実施する。
- (2) 延焼の状況から、避難者に火災の危険が及ぶおそれがある場合は、延焼阻止線の設定など、効率的な消防隊の運用を行い、火災の鎮圧に努める。

2 救助・救急活動

- (1) 田辺警察署及び関係機関との密接な連携のもと、人命救助活動や行方不明者の捜索を実施するとともに、医療機関と連携した救急活動を実施する。
- (2) 延焼火災及び救助・救急事案が同時に多発している場合は、救命効果の高い活動を優先して実施する。

3 安全確保及び惨事ストレス対策

消火・救助・救急活動に従事する者は、自らの身の安全を確保した上で活動を行う。
消火・救助・救急活動を実施する機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

第3 消防情報の報告

次のいずれかに該当する火災又は事故等が発生した場合には、無線電話、ファクシミリ等によって、直ちに県へ即報を行うものとする。

なお、災害に起因して生じた火災又は事故については、消防庁長官から特に求められない限り、災害即報により報告するため、火災等即報及び救急・救助事故即報は省略することができる。

1 火災等即報

(1) 報告の対象

- ア 死者が3人以上生じた火災
- イ 死者及び負傷者の合計が10人以上生じた火災
- ウ 特定防火対象物で死者の発生した火災
- エ 高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難した火災
- オ 国指定重要文化財又は特定違反對象物の火災
- カ 建物焼損延べ面積が3,000平方メートル以上と推定される火災
- キ 損害額が1億円以上と推定される火災
- ク 焼損面積が10ヘクタール以上と推定される林野火災
- ケ 空中消火を要請した林野火災
- コ 住家等へ延焼するおそれがある等社会的に影響度が高い林野火災
- サ 航空機火災、タンカー火災
- シ 列車火災、トンネル内車両火災
- ス その他特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等消防上特に参考となる火災

※ 火災即報様式は「資料編6-9(P資6-32)」を参照

2 救急・救助事故即報

(1) 報告の対象

- ア 死者が5人以上の救急・救助事故
- イ 死者及び負傷者の合計が15人以上の救急・救助事故
- ウ 要救護者が5人以上の救急・救助事故
- エ 覚知から救助完了までの所要時間が5時間以上を要した救急・救助事故
- オ その他報道関係にとりあげられる等社会的影響度が高い救急・救助事故

3 災害即報

第3編第2章第4節第4「県への被害状況報告」による。

第4 広域応援の要請等

大規模災害が発生した場合において、必要があると認めるときは、災害の規模等に応じ、次により迅速かつ的確に広域応援の要請等を行う。

1 消防相互応援協定による要請

消防長は、「田辺市消防本部受援計画」第2章に定めるところにより、応援が必要と判断したときは、消防組織法第39条の規定に基づく協定を締結している市町村の消防長に対し、応援要請を行う。

2 知事への応援要請

- (1) 自らの消防力のみでは対応できないような災害が発生し、緊急の措置をとる必要があるときは、災害対策基本法第72条の規定により知事に他の市町村長への協力の指示を要請する。
- (2) ヘリコプターの活動が必要と認める場合においては、和歌山県防災ヘリコプター応援協定に基づき、知事に防災ヘリコプターの出動を要請する。

3 緊急消防援助隊への応援要請

本部長は、「田辺市消防本部受援計画」第2章に定めるところにより、県内応援隊のみでは十分な対応が困難と判断したときは、速やかに知事に対し、消防組織法第44条の規定に基づく緊急消防援助隊の出動を要請する。この場合において、知事に連絡が取れない場合には、直接消防庁長官に対して要請する。

4 田辺海上保安部に対する応援要請

大規模火災が発生し、消火用水として海水を利用するため、田辺海上保安部の船舶からの送水を必要とする場合は、「船舶消防等に関する業務協定」に基づき協力を要請する。

5 消防機関の応援出動

消防組織法第39条に基づく相互応援協定又は災害対策基本法第67条の規定により他の市町村から応援を求められたとき、市長は、市域内に発生した災害の防除に支障のない範囲において、消防機関を協力させる。

6 救急業務における広域応援体制

消防部は、災害現場で応急手当、トリアージ^(注)を行うとともに、田辺市医師会及び田辺西牟婁歯科医師会等関係医療機関と連携し、市内及び近隣市町村の診療需要情報を把握して、迅速に患者搬送を行う。

また、現有の救急車のほか、人員搬送車、搬送可能な消防車両等を活用し、併せて応援隊や和歌山県防災ヘリコプターの協力を得て、市内あるいは近隣市町村医療機関へ振り分け搬送する。

(注) トリアージ：災害などで同時に多発した負傷者の、負傷程度による治療優先順序の選別を行うこと。

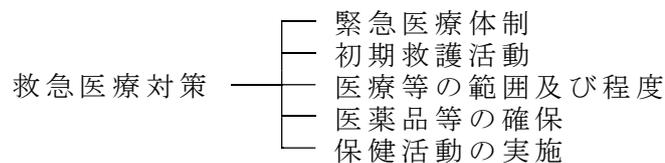
※ 消防相互応援協定締結状況は「資料編7-13(P資7-23)」を参照

第4節 救急医療対策

《実施担当部局》

救護部、消防部

《対策の体系》



《対策の展開》

災害の規模が大きいほど、医療行為が遅滞することとなるが、医療面からいえば時間の経過とともに救命率が低下する。このため、消防機関と医療関係機関との密接な連携のもと、可能な限りこの時間短縮に努め、短期間における被災患者の収容治療、重傷者の後方病院への転送を実施する。この際、効率的な負傷者救護のため、適切なトリアージ^(注)に努めるものとする。

また、甚大な規模の災害においては、病院への収容が一時に集中し対応困難に陥ることが予想されるため、救護所を設け対応にあたる。さらに、既存の疾患の進行や災害神経症などの発生が考えられるため、可能な限りこうした事態への対応を行う。

(注) トリアージ：災害などで同時に多発した負傷者の、負傷程度による治療優先順序の選別を行うこと。

第1 緊急医療体制

被災住民に対する災害医療及び公衆衛生対策は、本市の保健医療の担当部局が中心となり田辺保健所と連携して医療救護活動本部を組織し、田辺市医師会・田辺西牟婁歯科医師会・田辺薬剤師会をはじめ、医療関係機関等による広域支援組織と連携して対応する。

第2 初期救護活動

1 災害医療情報の総合的な収集及び提供

和歌山県広域災害救急医療情報システム等を活用して医療機関の診療需要情報等を把握し、必要な情報を関係機関に提供する。

2 市内の医療機関による応急医療活動

- (1) 田辺市医師会、田辺西牟婁歯科医師会及び田辺薬剤師会を通じ民間医療機関に協力を求め、応急医療活動を実施する。
- (2) 必要に応じて、国立病院機構南和歌山医療センター、紀南病院に協力を求め応急医療活動を実施する。

3 被災地域外からの救護班派遣

必要に応じて日本赤十字社、自衛隊、国、県等の医療関係機関に、医療班の派遣を要請する。なお、医療班の受入調整は、防災ボランティアの活用を含め、救護部が担当する。

4 救護所の設置

救護活動の拠点となる救護所を田辺広域休日急患診療所（田辺市民総合センター）に開設する。地震又は津波により田辺広域休日急患診療所が被災したときは田辺東部小学校に開設する。その他の指定避難所内においても救護所を設置できる場合は開設を行い、被災者の健康管理と巡回診療に当たる。また、被災現地の医療施設が救護所として適当と認められる場合は、施設所有者に協力の要請を行い、救護所を開設する。

5 トリアージの実施

負傷者多数の場合は、トリアージを実施し、応急手当の上、さらに重傷等で治療が緊急に必要な場合は消防部消防班と連携して、被災地に近い治療可能な医療施設へ移送する。

※ 和歌山県（統一様式）トリアージ・タグは「資料編6-12(P資6-37)」を参照

6 広域搬送及び後方医療活動の支援要請

被災地域内において医療を確保することが困難な場合は、県と調整して被災地域外の医療施設に広域の後方医療活動を要請する。

また、あらかじめ定めた広域搬送手段によって必要な傷病者の搬送を実施する。

(1) 受入病院の選定と搬送

消防部消防班は、和歌山県広域災害救急医療情報システム等で提供される患者受入情報に基づき、特定の病院へ患者が集中しないよう振り分け調整し、関係機関が患者を搬送する。

(2) 患者搬送手段の確保

ア 陸上搬送

患者の陸上搬送は、原則として救急車で実施する。

救急車が確保できない場合は、市及び県が搬送車両を確保する。

イ ヘリコプター搬送

県は、市から要請があった場合、または自ら必要と認めるときは、ヘリコプターを保有する関係機関に要請するほか、必要に応じ他府県に応援を要請する。

※ 市内の医療機関一覧表は「資料編2-11(P資2-34)」を参照

第3 医療等の範囲及び程度

災害救助法による医療及び助産救助の実施の範囲と程度は、おおむね次の基準によるものとする。

1 医療の範囲

- (1) 診療
- (2) 医薬品及び衛生材料の支給
- (3) 処置・手術その他の治療及び施術
- (4) 病院又は診療所への収容
- (5) 看護

2 助産の範囲

- (1) 分べんの介助
- (2) 分べん前・分べん後の処置
- (3) 脱脂綿・ガーゼ・その他の衛生材料の支給

3 程度

医療・助産の程度は、生活保護法による医療・助産保護に定める程度によるものとする。

4 期間

- (1) 医療救助の実施は、災害発生の日から14日以内とする。
- (2) 助産救助の実施は、災害発生の日から7日以内とする。(災害発生前後7日以内に出産した者)
- (3) 以上の期間で救助を打ち切ることができないときは、本部長は県本部長に対し、期間延長の要請を行い、厚生労働大臣の承認を得て必要最小限度の期間を延長することができる。

第4 医薬品等の確保

- 1 医療及び助産救助実施のため必要な医薬品・衛生材料及び医療機器は市内医療機関の備蓄により対応するとともに、田辺薬剤師会と連携して確保する。
- 2 市外からの救急医療物資は、市内の備蓄拠点に集積し、医療機関等に搬送する。

第5 保健活動の実施

市及び県は、相互に連携し、被災者の健康状態、栄養状態を十分に把握するとともに、助言、加療等、被災者の健康維持に必要な活動を実施する。

(1) 巡回相談の実施

- ア 被災者の健康管理や生活環境の整備を行うため、避難所、応急仮設住宅などにおいて、保健師等による巡回相談、訪問指導、健康教育、健康診断等を実施する。
- イ 被災者の栄養状況を把握し、早期に栄養状態を改善するため、和歌山県栄養士会や在宅栄養士などの協力を得て、避難所や応急仮設住宅、給食施設等において、巡回栄養相談を実施する。
- ウ 経過観察中の在宅療養者や要配慮者を把握し、適切な指導を行う。

(2) 心の健康相談等の実施

- ア 災害による心的外傷後ストレス傷害（PTSD）、生活の激変による依存症等に対応するため、心の健康に関する相談窓口を設置する。
- イ 環境の激変による精神疾患患者の発生、通院患者の医療中断に対応するため、精神科救護班の設置に努める。

(3) 個別疾病対策

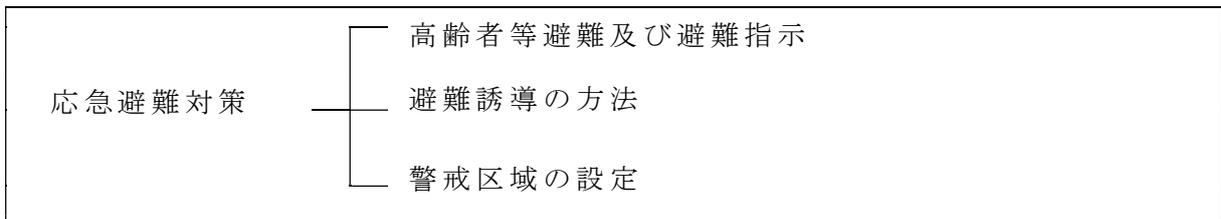
市及び県は、専門医療が必要となる人工透析、難病、循環器疾患、消化器疾患、血液疾患、小児医療、周産期医療、感染症、アレルギー疾患、精神疾患、歯科疾患等の疾病に対する対策を講じ、救急告示病院、各専門医会等関係機関と協力して、それぞれ現地医療活動、後方医療活動等を行う。

第5節 応急避難対策

《実施担当部局》

総合調整部、調整部、救護部、調査復旧部、消防部

《対策の体系》



《対策の展開》

第1 高齢者等避難及び避難指示

応急避難対策に関する事項は、本節によるほか、「田辺市避難情報の判断・伝達マニュアル」に定めるところによる。

避難とは、立退きの準備及び指示を基本とするが、状況により屋内での退避や堅固な建物等の上層階への避難等をいう。

1 実施責任者

実施責任者は災害緊急時、危険地域の住民に、高齢者等避難、避難指示(以下「避難情報」という。)を発令し、安全を確保する。

【高齢者等避難の実施責任者、伝達内容等】

災害種類	風水害、土砂災害等
実施責任者	市長
要件	(1) 気象予警報等により、災害の発生が予想されるとき、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者があらかじめ避難する必要があると認められるとき (2) 避難行動要支援者等以外であっても、避難指示に先だつて事前に避難準備をすることが適当であると認められるとき
対象	必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者
伝達内容等	避難又は避難準備すべきこと

【避難指示の実施責任者、指示内容等】

根拠法	災害対策基本法 第60条	地すべり等防止 法第25条	水防法第29条	災害対策基本法 第61条 警察官職務執行 法第4条
災害種類	災害全般	地すべり	洪水・津波・高潮	災害全般
実施責任者	市長 (知事)	県知事又はその 命を受けた職員	県知事、その命 を受けた職員又 は水防管理者	警察官 海上保安官
要件	災害が発生し、 又は発生するお それがある場合 において、人の 生命又は身体を 災害から保護し その他災害の拡 大を防止するた め特に必要があ ると認めるとき	地すべりにより 著しい危険が切 迫していると認 められるとき	洪水、津波又は 高潮による氾濫 により著しい危 険が切迫してい ると認められる とき	人の生命若しく は身体に危険を 及ぼすおそれ がある天災、事変 工作物の損壊、 交通事故、危険 物の爆発、狂犬 奔馬の類等の出 現、極端な雑踏 等の危険がある 場合で、特に急 を要する場合
対象	必要と認める地 域の居住者、滞 在者その他の者	必要と認める区 域内の居住者	必要と認める区 域の居住者、滞 在者その他の者	必要と認める地 域の居住者、滞 在者その他の者
指示内容等	避難のための立 退きの指示又は 必要があると認 められるときは 立退き先を指示	立退くべきこと を指示	立退くべきこと を指示	立退くべきこと を指示又は必要 があると認めら れるときは立ち 退き先を指示
その他	速やかにその旨 を知事(市長) に報告(通知)	当該区域を管轄 する警察署長に その旨を通知	水防管理者が指 示をする場合 においては当該 区域を管轄する 警察署長にその 旨を通知	公安委員会に報 告 直ちにその旨を 市長に通知

2 避難情報の発令の実施

避難情報の発令は、実施責任者又はその委任を受けた者が行う。

(1) 避難の指示権等の委任を受けた者

- ア 行政局長
- イ 市長の命を受けた災害現場に派遣された職員
- ウ 消防長、危機管理局长又は行政局長の命を受けて災害現場に派遣された職員

(2) 緊急の場合の指示

緊急を要する場合の避難の指示については、あらかじめ市長がその権限を委任した者が、事態を考慮し、学校その他安全な場所を確認し、避難させることができる。この場合、速やかにその状況等を市長に報告し、以後の措置について指示を受ける。

(3) 避難情報の発令方法

ア 避難情報の発令を実施する者は、要避難地域の住民等に対し、広報車、市防災行政無線放送、緊急速報メール等により伝達を行うとともに、自治会及び自主防災組織等の協力を得て組織的な伝達を行う。

また、必要に応じて各家庭への戸別訪問等により避難指示の徹底を図る。

イ テレビ、ラジオ放送により避難指示の周知を図るため、放送局へ協力を依頼する。

ウ 市民は、近隣に居住するひとり暮らしの高齢者や日本語を十分に解さない外国人等に対しても指示が確実に伝達されるよう協力する。

(4) 避難情報の発令内容

ア 避難情報の発令者

イ 避難情報の対象地域

ウ 避難先とその場所

エ 避難経路（危険な経路がある場合）

オ 避難情報の発令理由

カ 注意事項（火元の確認、避難時の戸締まり、携行品、避難先の明記など）

3 避難指示等の概要

(1) 避難指示等の発令時の状況等

避難指示等の発令時の状況及び住民に求める行動については、次表のとおりである。

【避難情報の発令時の状況及び住民に求める行動】

区分	発令時の状況	住民に求める行動
【警戒レベル3】 高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況 ・台風等が紀伊半島に接近・通過することが予想される場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始 ・上記以外の者は、避難の準備を整えるとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的な避難を開始することが望ましい。
【警戒レベル4】 避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ・通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況 ・前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始 ・避難を行なうことがかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」（近隣のより安全な建物等）への避難や、「屋内安全確保」（屋内のより安全な場所への移動）を行う。

	<ul style="list-style-type: none"> ・堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・人的被害の発生した状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難指示の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了 ・未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最善の行動
【警戒レベル5】 緊急安全確保	既に安全な避難ができず命が危険な状況	対象地区のすべての住民が命を守る最善の行動

(2) 避難情報の発令基準

土砂災害、洪水、高潮及び津波災害からの避難に関する避難情報の発令基準は以下のとおりとする。

なお、以下は避難情報の発令に当たり参考とすべき情報であり、実際の発令に当たっては、想定を超える規模の災害が発生することや、想定外の事象も発生することから、関係機関との情報交換を密に行いつつ、河川状況や気象状況等も含めて総合的に判断するものとする。

ア 土砂災害からの避難

区分	判断基準		
【警戒レベル3】 高齢者等 避難	日中	実況情報等に基づく場合	<ul style="list-style-type: none"> ● 大雨警報が発表され、土砂災害の前兆現象（軽微なもの）が認められるとき ● 近隣で前兆現象（湧水・地下水の濁りや量の変化）が発見される時
		3時間後の予測情報に基づく場合	<ul style="list-style-type: none"> ● 土砂災害警戒避難判定図において2～3時間後にスネークラインが土砂災害警戒避難基準を超える見込みであるとき
【警戒レベル4】 避難指示	日中	3時間後の予測情報に基づく場合	<ul style="list-style-type: none"> ● 24時間雨量で200mm以上の降雨が予想される時 ● 土砂災害警戒避難判定図において2～3時間後にスネークラインが土砂災害警戒避難基準を超える見込みであるとき
		概ね12時間後の予測情報に基づく場合	<ul style="list-style-type: none"> ● 台風等が紀伊半島に接近又は通過することが予想される時 ● 長期的な雨量予測（SYNFOS-3D 降水予測、府県気象情報、気象台ホットライン等）により現在までの雨量及び12時間先までの降水予測から400mmを超過すると予想される時
【警戒レベル4】 避難指示	日中	実況情報等に基づく場合	<ul style="list-style-type: none"> ● 累積雨量が400mmを超過したとき ● 国又は県から土砂災害緊急情報が発表されたとき ● 近隣で土砂災害が発生したとき ● 近隣で土砂移動現象、前兆現象（山鳴り、流木の流出、斜面の亀裂等）が発見されたとき

第3編 災害応急対策計画
第3章 初動期の応急対策活動

		<ul style="list-style-type: none"> ● 土砂災害警戒情報が発表されたとき ● 土砂災害警戒避難判定図においてスネークラインが土砂災害警戒避難基準を超えているとき ● 土砂災害の前兆現象が認められるとき ● 近隣で前兆現象（溪流付近で斜面崩壊、斜面のはらみ、擁壁、道路等にクラック発生）が発見されたとき
	3時間後の予測情報に基づく場合	<ul style="list-style-type: none"> ● 土砂災害警戒避難判定図において1～2時間後にスネークラインが土砂災害警戒避難基準を超える見込みであるとき
	夜間を考慮する場合	<p>実況情報等に基づく場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 累積雨量が400mmを超過したとき ● 国又は県から土砂災害緊急情報が発表されたとき ● 近隣で土砂移動現象、前兆現象（山鳴り、流木の流出、斜面の亀裂等）が発見されたとき ● 避難指示等による立ち退き避難が十分でなく、再度、立ち退き避難を居住者に促す必要があるとき
		<p>3時間後の予測情報に基づく場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 累積雨量を含め、今後、雨量が400mmを超過することが予想される時 ● 土砂災害警戒避難判定図において1～2時間後にスネークラインが土砂災害警戒避難基準を超える見込みであるとき
		<p>概ね12時間後の予測情報に基づく場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 台風や前線などの影響で今後も降雨が同じような場所で継続することが見込まれるような状況において現在までの雨量及び12時間先までの降雨予測から過去に土砂災害が発生したときの雨量に近づく可能性があるとき
【警戒レベル5】 緊急安全確保	実況情報等に基づく場合	<ul style="list-style-type: none"> ● 近隣で土砂災害が発生したとき

イ 洪水からの避難

① 熊野川（洪水予報河川）

区分	判断基準	
【警戒レベル3】 高齢者等 避難	実況情報等に 基づく場合	<ul style="list-style-type: none"> ● 本宮水位観測所の水位が避難判断水位（5.7m）に到達し、さらに水位の上昇が予想されるとき ● 田辺市に洪水警報が発表されたとき
	夜間を考慮 する場合	<ul style="list-style-type: none"> ● 台風等が紀伊半島に接近又は通過することが予想されるとき ● 現在の水位情報を確認し、長期的な雨量予測（SYNFOS-3D 降水予測、府県気象情報、気象台ホットライン等）を基に氾濫危険水位（6.2m）を超過すると見込まれるとき
【警戒レベル4】 避難指示	実況情報等に 基づく場合	<ul style="list-style-type: none"> ● 本宮水位観測所の水位が氾濫危険水位（6.2m）に達し、さらに水位の上昇が予想されるとき ● 破堤につながるような漏水、亀裂等が発見されたとき ● 氾濫危険水位（6.2m）を超過した状態で、水位予測情報により越水・溢水の発生のおそれが高いとき ● 堤体の亀裂等を確認したとき
	3時間後の 予測情報に 基づく場合	<ul style="list-style-type: none"> ● 水位予測情報から1～3時間後には、堤防天端高に到達する予想となっているとき
	夜間を考慮 する場合	<ul style="list-style-type: none"> ● 現在の水位情報を確認し、長期的な雨量予測（SYNFOS-3D 降水予測、府県気象情報、気象台ホットライン等）を基に氾濫が発生すると見込まれるとき
【警戒レベル5】 緊急安全確保	実況情報等に 基づく場合	<ul style="list-style-type: none"> ● 堤体の決壊や堤防からの越水、堀込河川からの溢水を確認したとき（氾濫発生情報等が把握できた場合）

② 左会津川（水位周知河川）

区分	判断基準	
【警戒レベル3】 高齢者等 避難	実況情報等に 基づく場合	<ul style="list-style-type: none"> ● 避難判断水位（高山寺観測所：4.1m、中三栖観測所：3.5m）に到達し、更に水位の上昇が予想されるとき、又は流域雨量指数の値が基準Ⅱに到達すると予測されているとき ● 田辺市に洪水警報や大雨警報が発表されたとき
	3時間後の 予測情報に 基づく場合	<ul style="list-style-type: none"> ● 水防団待機水位（高山寺観測所：3.5m、中三栖観測所：2.2m）を超えた状態で、流域雨量指数の値が基準Ⅰに到達し、3時間後までに基準Ⅱに到達すると予測されているとき
	夜間を考慮 する場合	<ul style="list-style-type: none"> ● 台風等が紀伊半島に接近又は通過することが予想されるとき ● 現在の水位情報を確認し、長期的な雨量予測（SYNFOS-3D 降水予測、府県気象情報、気象台ホットライン等）を基に氾濫危険水位（高山寺観測所：4.6m、中三栖観測所：3.9m）を超過すると見込まれるとき
【警戒レベル4】 避難指示	実況情報等に 基づく場合	<ul style="list-style-type: none"> ● 氾濫危険水位（高山寺観測所：4.6m 中三栖観測所：3.9m）に到達し、さらに水位の上昇が予想されるとき ● 氾濫注意水位を超えた状態で、流域雨量指数が基準Ⅲに到達すると予測されているとき ● 破堤につながるような漏水、越水、亀裂等が発見されたとき ● 堤防高に到達するおそれが高いとき ● 避難判断水位（高山寺観測所：4.1m 中三栖観測所：3.5m）を超えた状態で流域雨量指数が基準Ⅲに到達したとき ● 大規模漏水、堤体の亀裂等を確認したとき
	3時間後の 予測情報に 基づく場合	<ul style="list-style-type: none"> ● 氾濫注意水位（高山寺観測所：4.0m、中三栖観測所：2.7m）を超えた状態で、流域雨量指数が基準Ⅱに到達し、3時間後までに基準Ⅲに到達すると予測されているとき ● 避難判断水位を超えた状態で、流域雨量指数が1～3時間後に基準Ⅲに到達し、3時間後にさらに上昇すると予測されるとき
	夜間を考慮 する場合	<ul style="list-style-type: none"> ● 現在の水位情報を確認し、長期的な雨量予測（SYNFOS-3D 降水予測、府県気象情報、気象台ホットライン等）を基に氾濫が発生することが見込まれるとき
【警戒レベル5】 緊急安全確保	実況情報等に 基づく場合	<ul style="list-style-type: none"> ● 堤体の決壊や堤防からの越水、掘込河川からの溢水を確認したとき（氾濫発生情報等が把握できた場合）

③ 大塔川

区分	判断基準	
<p>【警戒レベル3】 高齢者等 避難</p>	<p>実況情報等に基づく場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 水位が（川湯：2.0m、小野橋：2.5m）に到達し、次のいずれかに該当するとき <ul style="list-style-type: none"> ① 引き続き水位の上昇が見込まれるとき ② 流域雨量指数が基準Ⅱに到達すると予測されているとき ● 洪水警報や大雨警報が発表され、短時間の気象予測や河川等の巡視の報告などから、避難行動要支援者の避難に必要な時間の経過後に浸水被害が発生する危険があると判断されるとき
	<p>3時間後の予測情報に基づく場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 河川流域の雨量が今後1～3時間で70mm/h超となっているとき ● 水位が（川湯：2.0m、小野橋：2.5m）に達し、さらに流域雨量指数の1～3時間後の値が基準Ⅱに到達すると予測されているとき
	<p>夜間を考慮する場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 台風等が紀伊半島に接近又は通過することが予想されるとき ● 河川流域の雨量が4～12時間後に70mm/h超となる降水予測（SYNFOS-3D 降水予測等）があり、今後水位の上昇が見込まれるとき
<p>【警戒レベル4】 避難指示</p>	<p>実況情報等に基づく場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 観測所の水位が川湯：2.5mに到達し、さらに水位の上昇が予想される、または流域雨量指数が基準Ⅲに到達することが予想されているとき ● 破堤につながるような漏水、越水、亀裂等が発見されたとき ● 洪水警報や大雨警報が発表され、向こう短時間の気象予測や河川等の巡視の報告などから、住民の避難に必要な時間経過後に浸水被害が発生する危険があると判断されるとき ● 堤防高に到達するおそれが高いとき、又は流域雨量指数が基準Ⅲに到達したとき ● 堤防本体の亀裂、大規模漏水等を確認したとき
	<p>3時間後の予測情報に基づく場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 河川流域の雨量が今後1～3時間で100mm/h超となっているとき ● 川湯観測所の水位が2.5mに到達し、流域雨量指数の1～3時間後の値が基準Ⅲに到達すると予測されているとき ● 河川流域の雨量が今後1～3時間後で記録的短時間大雨情報の基準を超える予測となり、越水・溢水の可能性が高いとき
	<p>夜間を考慮する場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 台風や前線などの影響で今後の降雨が同じような場所で継続することが見込まれるような状況において、現在までの雨量（多いところ）及び12時間先までの降水予測（SYNFOS-3D 降水予測等）から当該河川で過去に氾濫が発生したときの雨量（最大値）に近づく可能性があるとき
<p>【警戒レベル5】 緊急安全確保</p>	<p>実況情報等に基づく場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 堤体の決壊や堤防からの越水、堀込河川からの溢水を確認したとき（氾濫発生情報等が把握できた場合）

④ 右会津川

区分	判断基準	
【警戒レベル3】 高齢者等 避難	実況情報等に基づく場合	<ul style="list-style-type: none"> ● 岩内水位観測所の水位が氾濫注意水位（2.5m）に達し、次のいずれかに該当するとき <ol style="list-style-type: none"> ① 引き続き水位の上昇が見込まれるとき ② 流域雨量指数が基準Ⅱに到達すると予測されているとき ● 洪水警報や大雨警報が発表され、短時間の気象予測や河川等の巡視の報告などから、避難行動要支援者の避難に必要な時間の経過後に浸水被害が発生する危険があると判断されるとき
	3時間後の予測情報に基づく場合	<ul style="list-style-type: none"> ● 河川流域の雨量が今後1～3時間で70mm/h超となっているとき ● 岩内観測所の水位が氾濫注意水位（2.5m）に達し、さらに流域雨量指数の1～3時間後の値が基準Ⅱに到達すると予測されているとき
	夜間を考慮する場合	<ul style="list-style-type: none"> ● 台風等が紀伊半島に接近又は通過することが予想されるとき ● 河川流域の雨量が4～12時間後に70mm/h超となる降水予測（SYNFOS-3D 降水予測等）があり、今後水位の上昇が見込まれるとき
【警戒レベル4】 避難指示	実況情報等に基づく場合	<ul style="list-style-type: none"> ● 流域雨量指数が基準Ⅲに到達すると予測されているとき ● 破堤につながるような漏水、越水、亀裂等が発見されたとき ● 洪水警報や大雨警報が発表され、向こう短時間の気象予測や河川等の巡視の報告などから、住民の避難に必要な時間経過後に浸水被害が発生する危険があると判断されるとき ● 堤防高に到達するおそれが高いとき、又は流域雨量指数が基準Ⅲに到達したとき ● 堤防本体の亀裂、大規模漏水等を確認したとき
	3時間後の予測情報に基づく場合	<ul style="list-style-type: none"> ● 河川流域の雨量が今後1～3時間で100mm/h超となっているとき ● 河川流域の雨量が今後1～3時間後で記録的短時間大雨情報の基準を超える予測となり、越水・溢水の可能性が高いとき
	夜間を考慮する場合	<ul style="list-style-type: none"> ● 台風や前線などの影響で今後の降雨が同じような場所で継続することが見込まれるような状況において、現在までの雨量（多いところ）及び12時間先までの降水予測（SYNFOS-3D 降水予測等）から当該河川で過去に氾濫が発生したときの雨量（最大値）に近づく可能性があるとき
【警戒レベル5】 緊急安全確保	実況情報等に基づく場合	<ul style="list-style-type: none"> ● 堤体の決壊や堤防からの越水、堀込河川からの溢水を確認したとき（氾濫発生情報等が把握できた場合）

⑤ 芳養川

区分	判断基準	
<p>【警戒レベル3】 高齢者等 避難</p>	<p>実況情報等に基づく場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● はやざと大橋水位観測所の水位が氾濫注意水位（2.0m）に到達し、次のいずれかに該当するとき <ul style="list-style-type: none"> ① 引き続き水位の上昇が見込まれるとき ② 流域雨量指数が基準Ⅱに到達すると予測されているとき ● 洪水警報や大雨警報が発表され、短時間の気象予測や河川等の巡視の報告などから、避難行動要支援者の避難に必要な時間の経過後に浸水被害が発生する危険があると判断されるとき
	<p>3時間後の予測情報に基づく場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 河川流域の雨量が今後1～3時間で70mm/h超となっているとき ● はやざと大橋水位観測所の水位が氾濫注意水位（2.0m）に達し、さらに流域雨量指数の1～3時間後の値が基準Ⅱに到達すると予測されているとき
	<p>夜間を考慮する場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 台風等が紀伊半島に接近又は通過することが予想されるとき ● 河川流域の雨量が4～12時間後に70mm/h超となる降水予測（SYNFOS-3D 降水予測等）があり、今後水位の上昇が見込まれるとき
<p>【警戒レベル4】 避難指示</p>	<p>実況情報等に基づく場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 流域雨量指数が基準Ⅲに到達すると予測されているとき ● 破堤につながるような漏水、越水、亀裂等が発見されたとき ● 洪水警報や大雨警報が発表され、向こう短時間の気象予測や河川等の巡視の報告などから、住民の避難に必要な時間経過後に浸水被害が発生する危険があると判断されるとき ● 堤防高に到達するおそれが高いとき、又は流域雨量指数が基準Ⅲに到達したとき ● 堤防本体の亀裂、大規模漏水等を確認したとき
	<p>3時間後の予測情報に基づく場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 河川流域の雨量が今後1～3時間で100mm/h超となっているとき ● 河川流域の雨量が今後1～3時間後で記録的短時間大雨情報の基準を超える予測となり、越水・溢水の可能性が高いとき
	<p>夜間を考慮する場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 台風や前線などの影響で今後の降雨が同じような場所で継続することが見込まれるような状況において、現在までの雨量（多いところ）及び12時間先までの降水予測（SYNFOS-3D 降水予測等）から当該河川で過去に氾濫が発生したときの雨量（最大値）に近づく可能性があるとき
<p>【警戒レベル5】 緊急安全確保</p>	<p>実況情報等に基づく場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 堤体の決壊や堤防からの越水、掘込河川からの溢水を確認したとき（氾濫発生情報等が把握できた場合）

⑥ その他河川・内水等

区分	判断基準	
<p>【警戒レベル3】 高齢者等 避難</p>	<p>実況情報等に基づく場合</p> <p>3時間後の予測情報に基づく場合</p> <p>夜間を考慮する場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 水位観測の水位が氾濫注意水位（日高川・龍神：3.0m、富田川・原ノ瀬橋：3.5m・鮎川新橋：3.1m、音無川：1.9m）に達し、次のいずれかに該当するとき <ul style="list-style-type: none"> ① 引き続き水位の上昇が見込まれるとき ② 流域雨量指数が基準Ⅱに到達すると予測されているとき ● 洪水警報や大雨警報が発表され、短時間の気象予測や河川等の巡視の報告などから、避難行動要支援者の避難に必要な時間の経過後に浸水被害が発生する危険があると判断されるとき <ul style="list-style-type: none"> ● 水位観測の水位が氾濫注意水位（日高川・龍神：3.0m、富田川・原ノ瀬橋：3.5m・鮎川新橋：3.1m、音無川：1.9m）に達し、流域雨量指数の1～3時間後の値が基準Ⅱに到達すると予測されているとき ● 水位設定のないその他の河川では、流域の雨量が今後1～3時間後で70mm/h超となっているとき <ul style="list-style-type: none"> ● 台風等が紀伊半島に接近又は通過することが予想されるとき ● 河川流域の雨量が4～12時間後に70mm/h超となる降水予測（SYNFOS-3D降水予測等）があり、今後も水位の上昇が見込まれるとき
<p>【警戒レベル4】 避難指示</p>	<p>実況情報等に基づく場合</p> <p>3時間後の予測情報に基づく場合</p> <p>夜間を考慮する場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 流域雨量指数が基準Ⅲに到達すると予測されるとき ● 破堤につながるような漏水、越水、亀裂等が発見されたとき ● 洪水警報や大雨警報が発表され、向こう短時間の気象予測や河川等の巡視の報告などから、住民の避難に必要な時間経過後に浸水被害が発生する危険があると判断されるとき ● 堤防高に到達するおそれが高いとき、又は流域雨量指数が基準Ⅲに到達したとき ● 堤防本体の亀裂、大規模漏水等を確認したとき <ul style="list-style-type: none"> ● 流域雨量指数の1～3時間後の値が基準Ⅲに到達すると予測されているとき ● 水位設定のないその他の河川では、河川流域の雨量が今後1～3時間後で100mm/h超（SYNFOS-3D降水予測等）となっているとき ● □河川流域の雨量が今後1～3時間後で記録的短時間大雨情報の基準を超える予測（SYNFOS-3D降水予測等）となり、越水・溢水の危険性が高い場合 <ul style="list-style-type: none"> ● 台風や前線などの影響で今後の降雨が同じような場所で継続することが見込まれるような状況において、現在までの雨量（多いところ）及び12時間先までの降水予測（SYNFOS-3D降水予測等）から当該河川で過去に氾濫が発生したときの雨量（最大値）に近づく可能性があるとき
<p>【警戒レベル5】 緊急安全確保</p>	<p>実況情報等に基づく場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 堤体の決壊や堤防からの越水、掘込河川からの溢水を確認したとき（氾濫発生情報等が把握できた場合）

ウ 高潮災害からの避難

区分		判断基準
【警戒レベル3】 高齢者等 避難	実況情報等に 基づく場合	<ul style="list-style-type: none"> ● 高潮警報が発表され、潮位の上昇が予測される時
	3時間後の予 測情報に基づ く場合	<ul style="list-style-type: none"> ● 1～3時間後に越波が予測される時
【警戒レベル4】 避難指示	実況情報等に 基づく場合	<ul style="list-style-type: none"> ● 海岸堤防等で越波が認められる時 ● 海岸堤防等の構造物が倒壊、決壊するおそれのある時 ● 水門・排水施設等の防潮施設の異常が発生するおそれのある時 ● 台風通過などにより異常な越波・越流の発生するおそれのある時 ● 現在の潮位が危険潮位に達した時 ● 海岸堤防等の海岸構造物の倒壊、決壊の危険性が非常に高まり、あるいは不可避と判断された時 ● 水門・排水施設等の防潮施設の異常の発生が確認された時 ● 異常な越波・越流の発生が確認された時
	夜間を考慮す る場合	<ul style="list-style-type: none"> ● 高潮警報が発表され、夜間に越波が予測される時
【警戒レベル5】 緊急安全確保	実況情報等に 基づく場合	<ul style="list-style-type: none"> ● 地区の高潮防災施設からの越流及び越流による背後地への浸水が確認された時 ● 地区の高潮防災施設の倒壊が確認された時

エ 津波からの避難

種類	状況
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ● 強い地震（震度4程度以上）もしくは長時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認めるとき ● 津波警報、大津波警報が発表されたとき

- ※ 津波警報・大津波警報とも「避難指示」発令とし、対象範囲は、
津波注意報：漁業従事者、沿岸の港湾施設等で仕事に従事する者、レジャー客等を念頭に、海岸堤防等より海側の地域を対象とする。
津波警報：海岸堤防等がない又は海岸堤防等が低いため、高さ3mの津波によって浸水が想定される地域を対象とする。
大津波警報：最大クラスの津波により浸水が想定される地域を対象とする。
- ※ 我が国から遠く離れた場所で発生した地震による津波のように到達まで相当の時間があるものについて、上記の判断基準に達する以前に津波の到達予想時刻等の情報を入手できることがあり、その場合には、早期の段階からそれらの情報を踏まえつつ、確実な避難を実施するための措置をとる。

4 避難指示の連絡

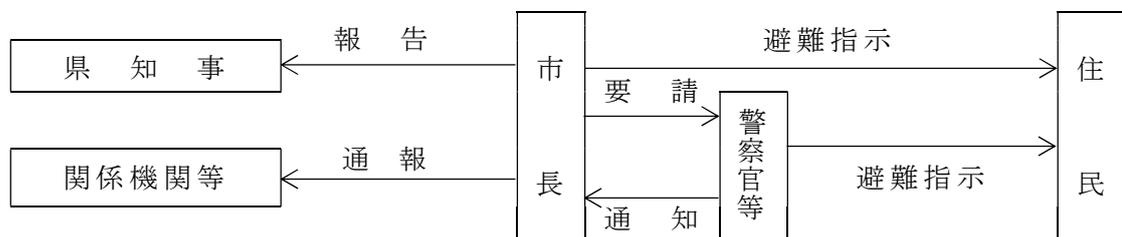
(1) 市長が避難指示を行った場合

市長は、避難指示を行った場合は、知事へ報告するとともに下記の関係機関等へ通報する。解除する場合も同様とする。

- ア 西牟婁振興局
- イ 田辺警察署
- ウ 指定緊急避難場所
- エ 隣接市町村（隣接市町村の施設を避難のために利用する場合）

(2) 市長以外が避難指示を行った場合

直ちに市長に報告し、市長は（1）に準じて関係機関等へ連絡する。



- ※ 避難の必要がなくなったときは、その旨公示しなければならない。

第2 避難誘導の方法

1 避難の誘導を行う者

(1) 住民の避難誘導

住民の避難誘導は、当該地区の消防団及び市長の命を受けた職員並びに警察官が行う。

(2) 学校、事業所等における誘導

学校、幼稚園、保育所、事業所その他多数の人が集まる場所における避難誘導は、原則として施設の防火管理者及び施設管理者等が実施する。

(3) 交通機関等における誘導

交通機関等における避難の誘導は、その交通機関があらかじめ定めた防災計画、避難計画に基づき実施する。

(4) 避難の誘導を行うものは、自らの身の安全を確保した上で実施するものとする。

2 避難の誘導

避難の誘導は、災害の規模、状況に応じ次のように実施する。

(1) 避難は、原則として避難者各自が行うものとし、自主判断により縁故関係先又は指定緊急避難場所その他の安全な場所へ避難するものとし、必要に応じて関係機関の車両、船舶等を利用する。

(2) 避難者は、事前に選定した安全な経路を歩いて徒歩により避難する。

(3) 避難誘導は、なるべく自治組織単位に行う。

(4) 自主防災組織については、役員等による自主的な避難誘導を行う。

(5) 避難の誘導にあたっては、傷病者、高齢者、幼児、障害者その他単独で避難することが困難な人（避難行動要支援者）を優先するとともに、できる限り早めに事前避難させる。

(6) 火災等で最初の避難場所が危険と判断された場合、他の避難場所へ移動する。

3 洪水、高潮、土砂災害等からの避難

洪水、高潮による浸水及びがけ崩れなどが予想される区域の住民に対しては、必要に応じて避難を呼びかける。

(1) 洪水、高潮、土砂災害等の危険と避難を呼びかける。

(2) 避難の方向及び避難場所の名称、場所等を状況に応じて呼びかける。

(3) 災害の危険がなくなった場合は、直ちに避難の解除を広報するとともに、住居に被害がある場合は、指定避難所へ誘導する。

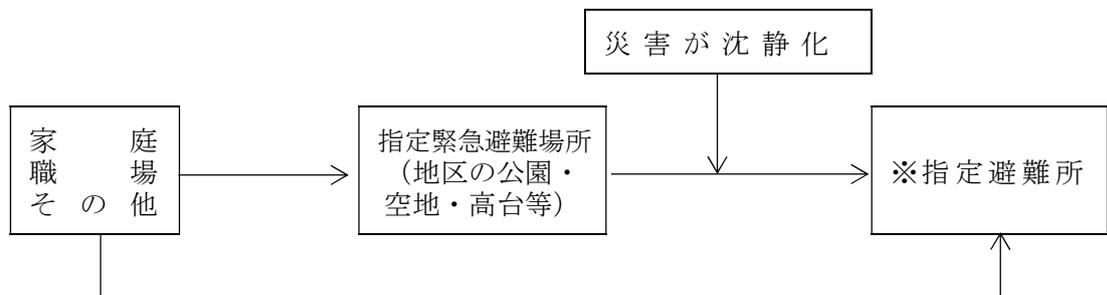
4 津波からの避難

津波の浸水予想区域の住民に対しては、地震発生後、避難を最優先として直ちに次の行動をとるよう広報する。

(1) 津波の危険と避難を呼びかける。

- (2) 避難の方向及び避難場所の名称、場所等を状況に応じて呼びかける。
- (3) 津波の危険がなくなった場合は、直ちに避難の解除を広報するとともに、住居に被害がある場合は、指定避難所へ誘導する。

【避難のパターン】



※ 指定緊急避難場所を兼ねている場合もある

第3 警戒区域の設定

1 警戒区域の設定

災害が発生し、又はまさに災害が発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するために特別に必要があると認めるときは、災害対策基本法第63条に基づき警戒区域を次の要領で設定する。

なお、県への報告は、避難の措置及びその解除に準じて行う。

- (1) 市長は、その職権により警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する以外の者に対して当該区域への立入りを禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。ただし、危険が切迫し、市長が発令するいとまのないときは、副市長、総務部長、行政局長又はその他の関係部長が実施するものとする。

この場合、事後直ちにその旨を市長に報告しなければならない。

- (2) 警察官又は海上保安官は、前記の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、この職権を代行することができる。

また、職場に派遣された自衛官は、前期の職員が現場にいないときは、この職権を代行することができる。

この場合、事後直ちにその旨を市長に報告しなければならない。

- (3) 警戒区域の設定に必要な措置は、総合調整部、調査復旧部、消防部その他関係部が連携し、警察署、海上保安部、保健所等の防災関係機関の協力を得て実施する。

- (4) 警戒区域の設定を検討しなければならない場合

- ア 土砂災害警戒区域・特別警戒区域
- イ 浸水が予想される区域
- ウ 津波浸水予想区域
- エ 倒壊の危険のある大規模建物周辺地域

- オ 施設の被害により有毒ガスの危険が及ぶと予想される地域
- カ 施設の被害により爆発の危険が及ぶと予想される地域
- キ 放射線使用施設の被害により被爆の危険が及ぶと予想される地域
- ク その他市民の生命を守るために必要と認められるとき

2 規制の実施

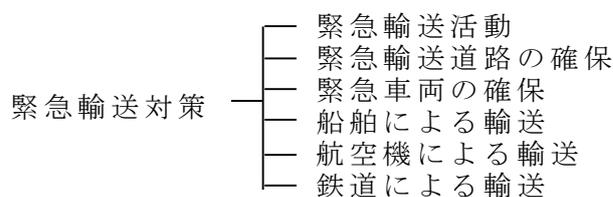
- (1) 市長は、警戒区域を設定したときは、田辺警察署長、田辺海上保安部長に協力を要請して警戒区域からの退去又は立入禁止の措置をとる。
- (2) 市長は、警戒区域の設定について、田辺警察署長等関係機関との連絡調整を行う。
- (3) 市長は、警察、消防機関、自主防災組織等の協力を得て、市民の退去を確認するとともに、可能な限り防犯、防火の警戒を行う。

第6節 緊急輸送対策

《実施担当部局》

総合調整部、調整部、調査復旧部、消防部

《対策の体系》



《対策の展開》

第1 緊急輸送活動

1 輸送にあたっての配慮事項

輸送活動を行うにあたっては、次の事項に配慮して行う。

- (1) 人命の安全
- (2) 被害の拡大防止
- (3) 災害応急対策の円滑な実施

2 輸送対象の想定

(1) 第1段階

- ア 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員及び物資
- イ 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員及び物資
- ウ 災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設の保安要員等初動の応急対策に必要な人員及び物資等
- エ 後方医療機関へ搬送する負傷者等
- オ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

(2) 第2段階

- ア 上記(1)の続行
- イ 食料及び水等生命の維持に必要な物資
- ウ 傷病者及び被災者の被災地外への輸送
- エ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

(3) 第3段階

- ア 上記(2)の続行
- イ 災害復旧に必要な人員及び物資
- ウ 生活必需品

3 災害輸送の種別

災害輸送は、次の種別のうち最も適切な方法によるものとする。

- (1) 自動車及びバイク等による輸送
- (2) 鉄道等による輸送
- (3) 船舶による輸送
- (4) ヘリコプター等による空中輸送
- (5) 人力等による輸送

第2 緊急輸送道路の確保

1 緊急輸送道路の道路啓開^(注)

災害発生と同時に、避難者の通行及び物資等の緊急輸送等の安全通行の確保を図るため、「災害時における田辺市と田辺土木業協会との協力に関する覚書」、「災害時における田辺市と龍神村建設業協会との協力に関する覚書」等に基づき、田辺土木業協会、龍神村建設業協会等に協力を要請し、応急復旧活動を実施する。

また、通行不能と判断される場合は、道路の通行禁止、通行制限等について田辺警察署と密接な連携を図り、交通規制に係る応急対策を講ずるとともに、他の路線を緊急輸送道路の迂回路として指定する。

なお、火災が避難道路沿いに発生した場合には、放水により避難者の安全を確保するよう消防部に要請する。

(注) 道路啓開：P3-40 参照。

2 緊急輸送道路ネットワーク

災害発生時には救助・救急・消火活動及び避難者への物資供給等に必要な人員及び物資等の緊急輸送が求められる。緊急輸送道路はこの緊急輸送を確実に実施するために必要な道路で、高速道路をはじめとする幹線道路、並びに、これらの道路と行政機関、港湾・空港、災害医療拠点などの防災拠点を連絡する道路である。

(1) 第1次緊急輸送道路

県庁所在地、地方中心都市及び国際拠点港湾、重要港湾、空港、広域防災拠点を連絡する道路

(2) 第2次緊急輸送道路

第1次緊急輸送道路と市区町村役場、防災拠点（行政機関、公共機関、主要駅、港湾、ヘリポート、災害医療拠点、自衛隊、道の駅など）を連絡する道路

(3) 第3次緊急輸送道路

第2次緊急輸送道路と防災拠点を連絡する道路

第3 緊急車両の確保

総合調整部及び調整部は、公用自動車内訳表（資料編2-11(P資2-39)）を効率的に管理し、各部の要請に基づいて車両配置計画を立てる。市有車両では対応が困難な場合や、特殊車両

等が必要な場合については、配車計画に基づいて民間輸送業者等からの借上げを実施する。

また、市内で車両確保が困難な場合又は輸送の状況において他市町村から調達することが適当と認められる場合は、県及び他市町村に協力を要請する。

第4 船舶による輸送

交通の途絶、交通渋滞等によって車両による輸送が困難な場合は、港湾施設の被害状況、復旧状況を調査し、県及び田辺海上保安部等の関係機関と協議し、人員・物資等の緊急海上輸送を要請するとともに、漁業協同組合等と船舶の手配、運用について協議する。

第5 航空機による輸送

1 県防災ヘリコプターの応援要請

(1) 応援要請の基準

県防災ヘリコプター（以下、この項において「航空機」という。）の応援要請は、「和歌山県防災ヘリコプター応援協定」に基づいて行われるが、応援を要請する基準は、市域で災害が発生した場合で、次のいずれかに該当するときとする。

ア 災害が隣接する市町村等に拡大し、又は影響を与えるおそれがあるとき

イ 市の消防力によっては、災害の防御が著しく困難と認められるとき

ウ その他救急搬送等の緊急性があり、かつ、航空機以外に適切な手段がなく、航空機による活動が最も有効であると本部長が認めたとき

(2) 応援要請の手続き

航空機の要請は、和歌山県防災航空センターに電話等により、次の事項を明らかにして行う。

ア 災害の種別

イ 災害発生の日時、場所及び被害の状況

- ウ 災害発生現場の気象状態
- エ 災害現場の最高指揮者の職名、氏名及び連絡方法
- オ 場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- カ 応援に要する資機材の品目及び数量
- キ その他の必要事項

【応援要請先】

名 称	所 在 地	電 話 等
和歌山県 防災航空センター	西牟婁郡白浜町3031-56	TEL 0739-45-8211 FAX 0739-45-8213 TEL 364-451,400 (県防災電話) FAX 364-499

(3) 和歌山県防災航空隊の隊員の指揮

派遣された和歌山県防災航空隊の隊員の指揮は、消防部長が行うものとする。

(4) ヘリポートの整備

航空機の活動を迅速かつ円滑に行うため、次の作業を行うものとする。

- ア ヘリポートに安全管理職員を配置する。
- イ ヘリポートには、航空機に安全進入方向を予知させるため、吹流し又は発煙筒を点火し着陸前に風向きを示しておく。
- ウ あらかじめヘリポートの中央に、石灰粉で直径10メートルの○印の中に「H」を描く。

(5) 航空機の活動内容

航空機は、次に掲げる活動等で、航空機の特性を十分活用することができ、その必要性が認められる場合に運用する。

- ア 救急患者、医療従事者等の搬送及び医療機材等の輸送
- イ 消防隊員、消防資機材等の搬送
- ウ 被災者等の救出
- エ 救援物資、人員等の搬送
- オ その他災害応急対策上、特に航空機による活動が有効と認められる活動

2 その他防災関係機関への応援要請

緊急を要し、ヘリコプター以外に有効な輸送手段がない場合には、自衛隊、県警察本部、海上保安庁、緊急消防援助隊、県赤十字救援隊等のヘリコプターの派遣を要請する。

※ 航空機応援要請先及び要請ルートは「資料編4-3(P資4-3)」を参照

第6 鉄道による輸送

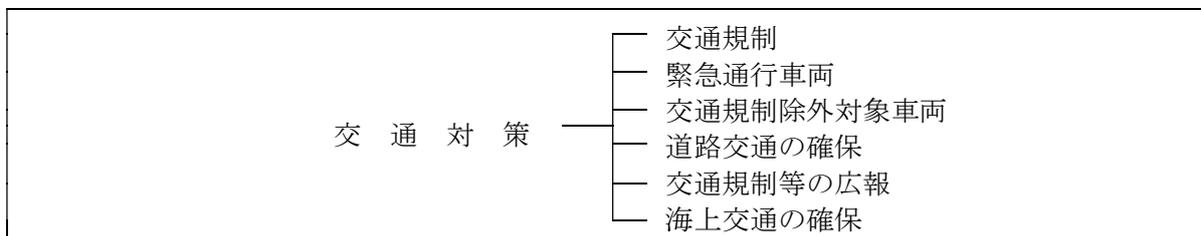
応急対策の実施に必要な人員、物資及び機材等の輸送を西日本旅客鉄道株式会社紀伊田辺駅へ協力要請する。

第7節 交通対策

《実施担当部局》

総合調整部、調整部、調査復旧部

《対策の体系》



《対策の展開》

第1 交通規制

災害により道路、橋梁等の交通施設に被害が発生し、又は発生するおそれがあり、交通の安全と施設の保安が必要になった場合又は災害時における交通秩序を確保するため必要があると認めるときは、道路の応急復旧と併せて通行禁止又は通行制限等の規制を行う。

1 交通規制の実施

交通規制は、道路の啓開^(注)・復旧活動と十分に調整を図りながら行うとともに、被災地以外の広域圏においても交通渋滞等を招く可能性があるため、関係機関等と情報交換・連絡協議を行うものとする。

また、交通の誘導や適切な情報提供を行うことにより、混乱防止を図る。

(注) 道路啓開：P3-40 参照。

(1) 災害により、交通施設、道路等の危険な状況が予想されるとき、又は発見したとき若しくは通報等により覚知したときは、次の区分により速やかに必要な規制を行うものとする。

この場合、道路管理者と田辺警察署等関係機関は、密接な連絡をとるものとする。

(2) 交通規制を行うときは、その内容を立看板、広報、報道等により、一般に周知するものとする。

ただし、緊急のため標識を立てることが困難又は不可能なときは、適宜の方法により、通行を禁止又は制限したことを明示するとともに、警察官等が現場において必要に応じて指導に当たるものとする。

実施責任者	範 囲	根 拠 法
道 路 管 理 者	1 道路の破損、欠壊その他の事由により、交通が危険であると認める場合 2 道路に関する工事のため、やむを得ないと認める場合	道路法 第46条第1項
公 安 委 員 会	1 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため、必要があると認める場合 2 災害応急対策が的確、かつ、円滑に行われるようにするため、緊急の必要があると認める場合	道路交通法 第4条第1項 災害対策基本法 第76条
警 察 署 長	道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため、必要があると認める場合（1か月を超えない場合）	道路交通法 第5条第1項
警 察 官	道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において、交通の危険が生ずるおそれがある場合	道路交通法 第6条第4項

2 通行禁止区域における措置命令

通行禁止区域における緊急通行車両の通行の確保のため、警察官・自衛官及び消防吏員による措置等については、災害対策基本法に基づき次のとおり実施する。

実施責任者	範 囲	根 拠 法
警 察 官	1 通行禁止区域等において、緊急車両の通行を妨害する車両その他の物件の移動等の措置を命ずることができる 2 措置命令に従わないとき又は相手が現場にいないとき、やむを得ない限度において、車両その他の物件を破損することができる	災害対策基本法 第76条の3
自 衛 官 消 防 吏 員	警察官が現場にいないとき、上記措置を自ら行うことができる	

第2 緊急通行車両

災害対策基本法第76条の規定により、公安委員会が緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限を行った場合における緊急通行車両の確認手続は次のとおりとする。

なお、道路交通法第39条第1項の緊急自動車については、確認を受ける必要がなく、標章を掲示する必要がない。

1 緊急通行車両の基準

緊急通行車両とは、災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転中の車両で緊急通行車両の確認を受けた標章を掲示しているものをいう。

2 緊急通行車両の確認

(1) 確認の届出

ア 事前に届出を済ませている車両

発災前に緊急通行車両の確認を受ければ災害対策基本施行規則第6条に定める標章（資料編6-13(P資6-39)）及び緊急通行車両確認証明書（資料編6-13(P資6-40)）が交付される。

イ 新たに届出を行う車両

事前届出に準じた内容で、田辺警察署へ届出を行うものとする。

(2) 標章の掲示等

緊急通行車両の確認を受けたものは、交付を受けた標章を当該車両の前面の見やすい箇所に掲示し、緊急通行車両確認証明書は、当該車両に備え付けるものとする。

第3 交通規制除外対象車両

交通規制を実施する場合に、業務の性質上市民の日常生活に欠くことのできない車両及び公益上又は社会生活上通行することがやむを得ないと認められる車両については、緊急通行車両の通行に支障が及ばない限り通行を認めるものとする。

1 対象車両

交通規制の対象から除外される車両は、次に掲げる車両のうち規制対象除外車両として田辺警察署長等に申請し、除外標章（資料編6-14(P資6-41)）の交付を受け、当該除外標章を掲出し、かつ、当該目的のために使用中のものとする。

(1) 道路交通法施行令第14条の2に規定する道路維持作業用自動車

(2) 道路交通法施行令第26条の3に規定する通学通園バス

(3) 郵便法（昭和22年法律第165号）に規定する郵便物の収集又は配達のため使用する車両

(4) 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）に規定する電報の配達のため使用する車両

- (5) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に規定する廃棄物の収集のため使用する車両
- (6) その他、公益上又は社会生活上特に通行させる必要があると認められる車両

2 除外標章の交付手続

(1) 申請

除外標章の交付を受けようとする場合は、通行の禁止又は制限の除外を受けようとする区域又は道路の区間を管轄する警察署長等に、規制対象除外車両事前届出書（資料編6-15(P資6-42)）を提出して申請する。

(2) 除外標章の取扱い

交付された規制対象除外車両通行証明書（資料編6-16(P資6-43)）は、通行するときは常に携行し、かつ、除外標章を車両前面のダッシュボードの上などの外部から見やすい箇所に掲出する。

第4 道路交通の確保

- 1 道路パトロールを強化し、危険箇所、災害箇所の早期発見に努め、その現状を把握し、現地において徒歩パトロールを強化する。
- 2 市内の道路被害及び通行障害等を早期に把握する。また、収集した道路情報については、調査復旧部へ連絡するものとする。
- 3 災害により交通施設等の危険な状況が予想されるとき若しくは発見したとき又は通報等により覚知したときは、直ちに田辺警察署に連絡の上、交通の規制を行うと同時にこれに代わるう回路の指定等の措置をとり、道路交通の確保に努める。
- 4 市以外の者が管理する道路、橋梁施設で、通行障害等が発生した場合は、直ちにその管理者に通知して早期に対策を要望するほか、必要に応じ復旧作業を行う。
ただし、いとまのないときは、直ちに警察官に通報して、道路交通法に基づく規制を実施するなど応急措置を行うものとする。
- 5 道路上に放置車両等が存在し、緊急通行車両の通行の妨げとなっている場合は、道路管理者は車両等の占有者等に移動等の必要な措置をとるよう命じる。
なお、車両等の占有者等が必要な措置をとらない場合や現場にいない場合は、道路管理者が必要な措置をとるものとし、この場合、やむを得ない限度において車両等を破損することができるものとする。

- 6 路肩崩壊等危険箇所には、標識灯などを配置する。
- 7 災害箇所については、調査復旧部において優先順位の高いものから、仮復旧措置を行うものとする。

第5 交通規制等の広報

交通規制状況等を市民に周知徹底するため、報道機関による広報、主要地点での掲示等を行う。

1 周知方法

- (1) 交通規制についての情報や一般車両の自粛要請等について、テレビ・ラジオ等の報道機関に広報を依頼する。
- (2) 主要地点や避難所等において交通規制についての情報を立看板などで掲示する。

第6 海上交通の確保

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における船舶交通の安全を確保するため、航行規制及び航路障害物の除去等に関し定めるものとする。

1 内容

実施責任者	港名	規制内容
田辺港長	田辺	1 係留の制限禁止 2 びょう地の指定 3 移動の制限 4 移動命令 5 船舶交通の制限禁止 6 危険物積載船舶の停泊場所、荷役の規制 7 水路の保全に関する命令 8 火気取扱の制限禁止

港長（田辺海上保安部長）は、航行制限にあたっては港湾管理者、けい留施設の管理者と密接な連絡を取るよう配慮する。

2 発見者等の通報

災害時に港内の船舶施設の被害又は、船舶交通が極めて混乱している状況を発見した者は、速やかに港長又は市長に通報するものとする。

通報を受けた市長は、田辺海上保安部に通報するものとする。

3 航行規制の要領

- (1) 災害等により水路の損壊、沈没物資により船舶の航行に危険がある場合は、港長は港内における船舶交通の制限禁止を行う。
- (2) 船舶交通の制限禁止を行った場合は、直ちに航行警報、ラジオ・テレビ放送、巡視船艇による巡回等により広く一般に周知を図るほか、必要に応じて標識を設置する。

4 航路障害物の除去

(1) 田辺海上保安部

- ア 巡視船艇により可能な範囲で漂流物、沈没物、その他の航路障害物の応急的な除去作業を行う。
- イ 当該物件の所有者、占有者に除去の勧告を行うとともに、関係者による除去作業の指導監督、警戒を行うほか、必要があると認めるときは、所有者、占有者に対し除去を命ずる。
- ウ 港湾管理者及び漁港管理者に障害物の存在を通報して除去を促進する。

(2) 港湾管理者及び漁港管理者

その所管する港湾区域及び漁港区域内の航路等について、漂流物、沈没物、その他の航路障害物が認められる場合には、応急的な除去作業を行うよう努めるものとし、当該物件の所有者、占有者に除去の勧告を行うとともに、関係者による除去作業の指導監督、警戒を行うほか、必要があると認めるときは、所有者、占有者に対し除去命令を出す。

第8節 ライフラインの緊急対応

《実施担当部局》

給水部、衛生部、関係機関

《対策の体系》

ライフラインの緊急対応 ————— 各事業者の対応

《対策の展開》

第1 各事業者の対応

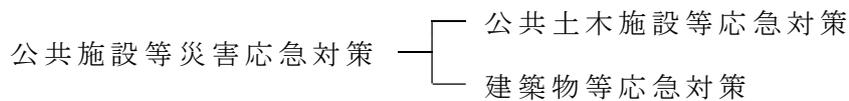
- 1 本部長は、水道施設や下水処理施設において二次災害が発生するおそれがある場合又は被害の拡大が予想される場合は、給水部給水班、復旧班及び班の各要員を待機させるとともに、復旧資材の整備に努め、事故が発生したときは、次の方法等により対策を講ずるよう指示する。
 - (1) 施設を巡回して事故発生の有無を確認する。
 - (2) 施設の損壊・漏水等を認めたときは、応急措置を講ずる。
 - (3) 各水道とも末端残留塩素を0.2ppm以上確実に保持するよう努め、記録する。
 - (4) 断水のため飲料水の供給が必要になったときは、直ちに本部長に報告し、適宜給水の処置をとるものとする。
 - (5) 下水処理施設管理者は、施設の損壊を認めたときは、直ちに本部長に報告し、仮設トイレの設置等の措置をとるものとする。
- 2 関西電力送配電株式会社は、感電事故、漏電火災など二次災害が発生するおそれがある場合は、送電停止等適切な危険予防措置を講ずるとともに、必要に応じて本部並びに付近の住民に通報する。
- 3 西日本電信電話株式会社及び通信事業者は、災害に際し、通信輻輳の緩和及び重要通信の疎通を確保するため、応急回線の作成、網措置等疎通確保の措置、利用制限等の措置を講ずるとともに、非常、緊急通話又は非常、緊急電報を一般の通話又は電報に優先して取り扱うこととする。

第9節 公共施設等災害応急対策

《実施担当部局》

調査復旧部、総合調整部、調整部、消防部

《対策の体系》



《対策の展開》

第1 公共土木施設等応急対策

1 被災施設・危険箇所の点検、応急措置

本部は、被害状況の早期把握に努め、被災施設や危険箇所に対する点検を速やかに行い、二次災害の防止に努める。

(1) 河川災害

被災箇所の背後地（堤内地）に甚大な被害を与えるため、緊急に施工しなければならない仮締切工事又は破壊箇所が次期出水により被災が予想される箇所について決壊防止工事を行う。

(2) 海岸、港湾災害

被災箇所で通常の潮位においても、海水が進入し、当該被災施設と隣接する一連の施設や背後地に甚大な被害を与えるおそれ大きい箇所に、仮締切、決壊防止工事を行う。

(3) 砂防・地すべり等災害

二次災害の危険性について点検し、放置すれば下流又は周辺の人家等へ影響するおそれ大きいものについて、仮設防護柵等を施工する。特に、二次災害の危険性の高い被災箇所については、緊急に土砂災害対策を実施する。

(4) 道路、橋梁災害

被害のあった道路、橋梁が唯一の交通路で緊急物資、復旧資材等の輸送に必要な場合又は本復旧に長期間を要するものについては、仮道、仮橋等を設ける。

2 避難及び立入制限

本部は、著しい被害を生じるおそれがある場合は、速やかに関係機関や市民に連絡するとともに、必要に応じ、適切な避難対策、被災施設・危険箇所への立入制限を実施する。

第2 建築物等応急対策

1 公共建築物の応急措置等

本部は、建築物の被害状況の把握を速やかに行い、必要に応じ、応急措置を行うとともに、二次災害を防止するため、倒壊の危険性のある建物への立入禁止措置や適切な避難対策を実施する。

2 建築物等被害判定調査

(1) 現地調査の実施

住家被害の状況は、災害救助法の適用の根拠となり、り災証明書の交付や各種の被災者援護対策の基礎となるため、迅速かつ正確に調査・判定する。

(2) 調査の体制

調査復旧部は、家屋調査班を編成して調査を実施する。

ア 家屋の調査は、職員を中心として2人1組の家屋調査班を構成する。

イ 調査復旧部は、要員が不足するときは、他部からの応援又は県本部へ応援職員の派遣を要請する。

(3) 建築士、不動産鑑定士、土地家屋調査士等のボランティアを募集するほか、県本部を通じて各士会及び学会等に対して応援を要請する。

3 応急危険度判定の実施

(1) 応急危険度判定士の要請

ア 本部は、被害情報等に基づき、被災建物及び被災宅地の応急危険度判定の実施の必要性の検討を行い、必要があると判断したときは、県本部に対し応急危険度判定士の派遣を要請する。

イ 調査復旧部は、建物及び宅地応急危険度判定に係る人員調整を行う。

(2) 応急危険度判定作業の準備

調査復旧部は、応急危険度判定作業に必要な次のものを準備する。

ア 住宅地図等の準備、割当区域の事前計画

イ 応急危険度判定士受入名簿への記入と判定チームの編成

ウ 判定実施マニュアル、調査票、判定標識、備品等の交付

エ 応急危険度判定士の宿泊場所、食事、車両の手配

(3) 応急危険度判定作業の広報

調査復旧部は、応急危険度判定の実施に関わる内容、注意事項を整理し、市民に理解を得るための広報を総合調整部広報班に依頼する。

ア 市民への広報手続

イ 報道機関への広報手続

第10節 特殊災害応急対策

《実施担当部局》

消防部、総合調整部、調整部、関係各部

《対策の体系》

特殊災害応急対策	— 石油等の流出事故対策
	— 危険物災害応急対策
	— 火薬類、高圧ガス製造施設等災害応急対策
	— 毒物劇物災害応急対策
	— 放射性物質応急対策
	— 危険物、高圧ガス、火薬類輸送車両災害応急対策
	— 有害物質流出災害応急対策計画
	— 特殊災害時における消防機関等への応援要請

《対策の展開》

第1 石油等の流出事故対策

地震等の災害やタンカー等の事故により、大量の油の流出や油火災の発生、又は発生するおそれがある場合において、その海域における船舶の安全確保並びに周辺港湾及び沿岸地域の人命、施設の保護を図るため、関係機関は、緊密な協力のもとに応急対策を迅速に実施し、災害の拡大の防止及び被害の軽減に努める。

1 事故発生情報等伝達・周知

(1) 本部は、関係機関と連絡を密にして、事故発生及び災害の状況等迅速な情報把握に努める。

※ 和歌山県排出油等防除協議会情報伝達図は「資料編5-5(P資5-12)」を参照

(2) 一般への周知

ア 船舶への周知

防災関係機関は、流出油等による災害が発生し、又は災害の発生が予想される場合は、海上における船舶の安全を図るため、災害の状況及び安全措置等について、おおむね次の区分により一般船舶に対し周知に努める。

機 関 名	周 知 手 段	対 象 船 舶
田辺海上保安部	無線電話、航行警報 拡声器等による周知	船 舶 全 般
放 送 局	テレビ、ラジオ	船 舶 全 般
港 湾 管 理 機 関	広報車、拡声器等による周知	港 内 船 舶

なお、必要に応じて航空機により一般航行船舶への周知を行う。

イ 沿岸住民への周知

総合調整部及び消防部は、市防災行政無線放送、広報車及び携帯マイク等を利用するとともに、報道機関等の協力を得て、災害の状況及び安全措置等について、沿岸住民への周知に努め、人命及び施設の安全と人心の安定を図る。

2 応急対策

(1) 災害対策連絡調整本部の設置

市域の沿岸海域において、流出油等による災害が発生した場合、田辺海上保安部長又は本部長（市域内のふ頭又は岸壁に係留されたタンカー等の事故が発生した場合）は、防災関係機関相互間の連絡を緊密にし、強力かつ円滑に応急対策を実施するため、必要があるときは、県と協議の上、災害対策連絡調整本部を設置する。

ア 設置場所 田辺海上保安部庁舎又は事故現場に近い適当な場所

イ 構 成 田辺海上保安部、県、田辺警察署、市及び関係市町（消防機関を含む）、港湾関係機関、海上災害防止センター（但し、海上保安庁長官等の指示又は船舶所有者等の委託による場合）及び事故発生責任機関並びにその他防災関係機関で構成し、関係職員は必要期間常駐する。

ウ 任 務 ① 災害情報の交換
② 総合的応急対策の策定並びに応急対策の調整
③ 関係機関に対する協力要請

(2) 消防部は、「船舶消防等に関する業務協定」に基づき、消火活動等応急対策活動を実施する。

(3) 災害対策連絡調整本部が設置された場合、本部から関係職員を派遣し、本部との連絡調整を図る。

(4) 沿岸警備

本部は必要に応じて、田辺警察署その他防災関係機関と協議の上、沿岸地域における火気の使用制限又は禁止、避難の指示、交通の規制を実施するなどの現場警戒を行う。

(5) 流出油等の処理等

本部は、船舶又は陸上施設から海上への油流出事故等の通報を受けたとき、又は認

知したときは、直ちに田辺海上保安部へ報告するとともに、被害を受けるおそれのある場合又は和歌山県排出油等防除協議会の出動要請を受けた場合は、下記の任務を遂行するものとする。

- ア 関係先への事故情報の伝達
- イ 沿岸における次の流出油防除活動
 - ① 被害状況の把握
 - ② 沿岸浮流油・漂着油の回収
- ウ 管理施設の自衛措置
- エ 原因者が沿岸において実施する流出油防除活動に対する指導監督
- オ 備蓄資機材の提供
- カ 流出油防除活動に対する協力措置
- キ 近隣市町、協定市等への応援要請
- ク 自衛隊に対する災害派遣要請
- ケ ボランティアの受入れ
- コ 回収油の臨時集積地の調整及び確保
- サ 沿岸住民に対する浮流油・漂着油等に関する情報提供
- シ 火災警戒区域の設定等消防法第23条の2に定める措置
- ス その他必要な措置

第2 危険物災害応急対策

1 施設の点検、応急措置

消防部は、爆発などの二次災害防止のため、必要に応じて危険物施設の立入検査を行うなど、適切な措置を講ずる。また、必要に応じ、被災施設及びその周辺の危険区域への立入制限を実施する。

2 危険物施設の管理者の責務

危険物施設の管理者は、爆発などによって大きな被害が発生するおそれのある場合は、市及び関係機関に対して直ちに通報・連絡するとともに、各種防災設備を活用し、初期防除を実施する。

第3 火薬類、高圧ガス製造施設等災害応急対策

1 応急措置

火薬類、高圧ガスによる災害が発生し、又はそのおそれがある場合、災害の発生や拡大を防止するため、速やかに次の応急措置を講じるものとする。

(1) 火薬類

ア 貯蔵中の火薬類に引火爆発のおそれがある場合、その設備等の管理者は、速やかに火薬類を安全な場所に移し、見張人を付けて関係者以外の者が近づかないようにする。

イ 災害が発生するおそれのある区域はすべて立入禁止とし、危険区域内の住民を避難させるための措置を行う。

ウ 災害が発生した場合、消防署、田辺警察署に通報するとともに、次の措置を講じる。

- ① 立入禁止区域の設定及び交通規制
- ② 被災者の救出、救護
- ③ 消火及び防火、防爆活動並びに広報活動

(2) 高圧ガス、液化石油ガス

ア 災害が発生するおそれがある場合、その設備等の管理者は、速やかに適切な措置を講じるとともに関係機関と連絡をとり危険区域内の住民の避難措置を講じる。

イ 高圧ガス等による災害が発生した場合、消防署、田辺警察署に通報するとともに、次の措置を講じる。

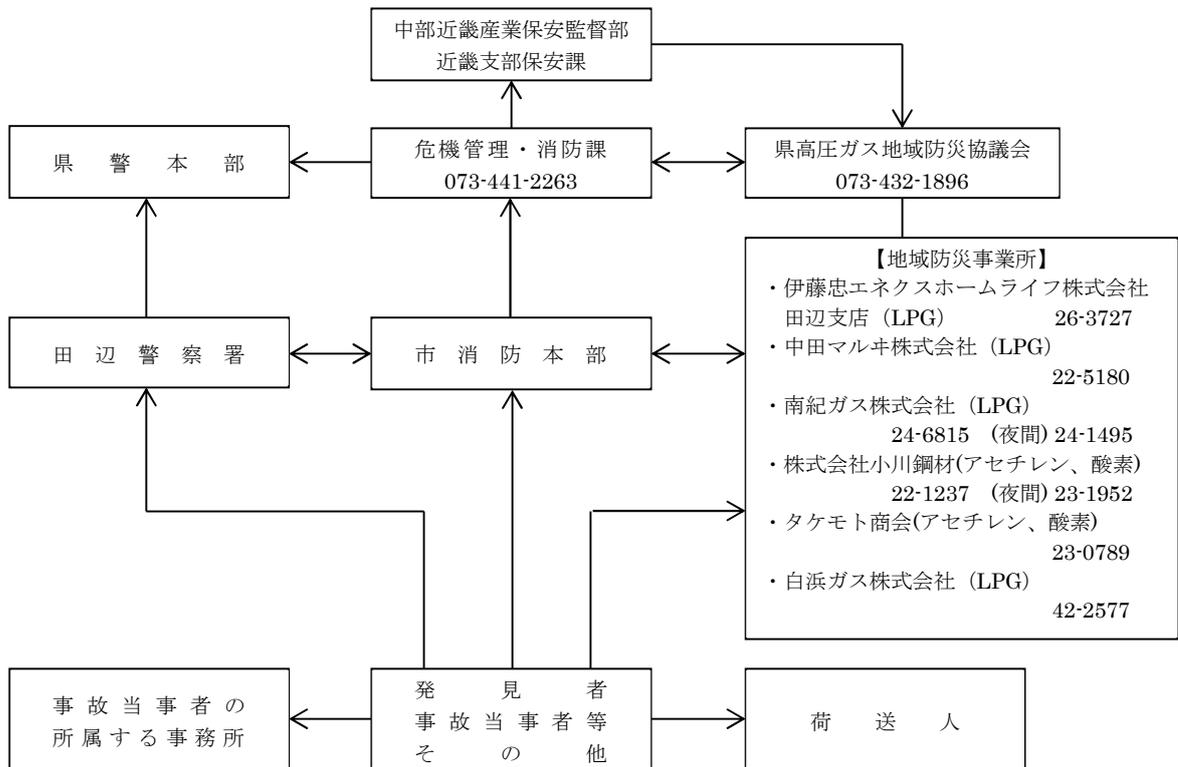
- ① 立入禁止区域の設定及び交通規制
- ② 被災者の救出、救護
- ③ 消火及び防火、防爆活動並びに広報活動

ウ 必要に応じて、和歌山県高圧ガス地域防災協議会、(一社)和歌山県L Pガス協会、田辺L Pガス商業協同組合又は関係事業所の応援を求める。

2 通報連絡体制

通報連絡体制は、次のとおりとする。

【高圧ガス、液化石油ガス緊急時通報系統図】



第4 毒物劇物災害応急対策

1 事故発生時の応急措置

(1) 災害発生時における毒物・劇物の流失・飛散・散逸等の事故発生の場合は、取扱責任者において、関係機関と連携し、回収その他保健衛生上の危険防止に必要な措置を講じるとともに、田辺保健所、消防署又は田辺警察署に届け出るものとする（毒物及び劇物取締法第16条の2）。

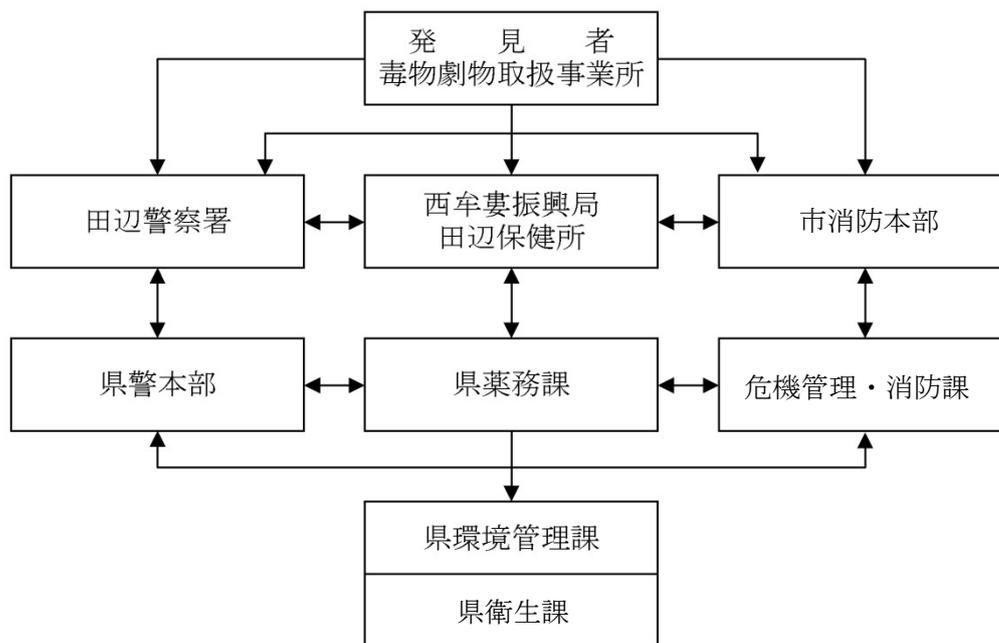
(2) 緊急措置

田辺警察署は、毒物・劇物の流失散逸等の状況について、速やかに広報活動し、住民に注意を喚起するとともに、飲料水汚染の可能性がある場合には、関係機関に直ちに連絡する。

(3) 事故災害が発生した場合の毒物・劇物の応急処理については、物質名及び物質質量、現場の状況等を十分把握し行動するものとする。

2 通報連絡体制

通報連絡体制は、次のとおりとする。



第5 放射性物質応急対策

1 施設の点検、応急措置

放射性物質を利用・保管する施設の管理者は、放射性物質の漏洩を防止するため、施設の点検、応急措置、環境監視などを実施する。

2 避難及び立入制限

放射性物質を利用・保管する施設の管理者は、施設の倒壊等によって放射性物質による被害が発生するおそれがある場合には、速やかに関係機関に連絡するとともに、適切な避難対策を実施する。

また、必要に応じ、被災施設及びその周辺の危険区域への立入制限を実施する。

第6 危険物、高圧ガス、火薬類輸送車両災害応急対策

1 応急措置

危険物、高圧ガス、火薬類輸送車両による事故が発生したときは、事故の状況並びに積載危険物等の種類及び性状等に応じ適切な措置を行うとともに、下記の対策を講ずるものとする。

- (1) 消防署及び田辺警察署に通報する。
- (2) 付近住民及び通行人に火気の使用を禁止するとともに、風上への避難を呼びかける。
- (3) エンジンの停止、安全弁の確認、初期消火等の適切な措置を講じる。

- (4) 特に火薬類については、盗難防止、爆発防止等の適切な措置を講じる。
- (5) 高圧ガスについては、和歌山県高圧ガス地域防災協議会指定防災事業所の協力を求め適切な措置を講じる。

2 その他の応急対策

警戒区域の設定、火気使用禁止の広報及び避難の指示等必要な応急対策は、田辺市消防計画の定めるところにより実施するものとする。

第7 有害物質流出災害応急対策計画

1 石綿飛散応急対策

大気汚染防止法施行令第3条の3第1号で規定されている吹付け石綿（レベル1）を対象とした石綿飛散応急対策は国が策定している「災害時におけるアスベスト飛散防止対策マニュアル」に基づき行うものとする。

- (1) 吹付け石綿（レベル1）の廃棄物については、災害廃棄物処理計画に基づき適正に処理する。
- (2) 災害ボランティア、復興従事者及び住民等の石綿暴露防止対策として、石綿の吸引を防ぐ防じんマスクの着用を周知する。

2 有害物質流出応急対策

水質汚濁防止法第2条第2項第1号で規定される有害物質を対象とした有害物質流出応急対策については県が策定している「巨大地震発生時の有害物質で汚染された災害廃棄物及び津波堆積物処理マニュアル」に準じて行うものとする。

- (1) 事業者が講じた事業所敷地内の応急の措置が十分でないと判断される場合は指導を行う。

第8 特殊災害時における消防機関等への応援要請

1 周辺機関への応援要請

本部長は、災害の規模状況を判断し、必要に応じ相互応援協定先及び近隣市町村に対し応援要請を行う。

2 緊急消防援助隊への応援要請

本部長は、毒性物質、放射性物質等の発散など特殊な災害に対処するため特別の必要があると判断する場合には、速やかに知事に対して緊急消防援助隊の出動を要請（消防組織法第44条）する。この場合において、知事に連絡が取れない場合には、直接消防庁長官に対して要請するものとする。

第11節 農林水産業関係災害応急対策

《実施担当部局》

調査復旧部

方針

各種災害による農作物、農林業施設等及び漁場、水産施設等の被害を最小限度にとどめるため、応急対策を迅速かつ的確に実施、指導するものとする。

《対策の体系》

農林水産業関係災害応急対策 — 農林関係災害応急対策
水産関係災害応急対策

《対策の展開》

第1 農林関係災害応急対策

1 風水害応急対策

(1) 農作物対策

ア 水 稲

冠水田は、速やかに排水するとともに、倒伏した場合は、丁寧に引き起こし、成熟期に近いものは、早急に収穫する。また、病害虫が発生しやすいので、早期防除を行う。

イ 果 樹

倒伏樹は、早急に引き起こして支柱をし、折れた枝は切り返しを行い、切り口に接ロウ等を塗る。また、潮風を受けたところは、洗滌するとともに、落葉の程度に応じ摘果等により樹勢回復を図る。

落葉の甚だしい樹は、わら等で枝幹の保護を行うとともに、冠水園は速やかに排水と土壌の乾燥を図る。

ウ 施設栽培（野菜、花き、果樹）

施設の破損部の早期補修に努めるとともに、施設内への浸水防止と換気、温度管理に留意し、病害発生予防措置をとる。

(2) 畜産対策

ア 一般対策

畜舎が損壊した場合、家畜の脱出を防止するとともに飼料が不足したときは緊急確保の手配を行う。また、停電による給温、給水、換気が不能となったときは、代

替処置をとる。

イ 家畜衛生対策

畜舎等に浸水した場合は速やかに排水に努め、乾燥後速やかに畜舎及び周辺の清掃消毒を行い、家畜伝染病の発生の防止に努める。

2 干害応急対策

(1) 農作物対策

ア 水 稲

ポンプ等により能率的なかん水を行うとともに、病害虫が発生すれば、直ちに防除を行う。

イ 果 樹

適正着果を維持し、適正かん水や敷草等を行う。

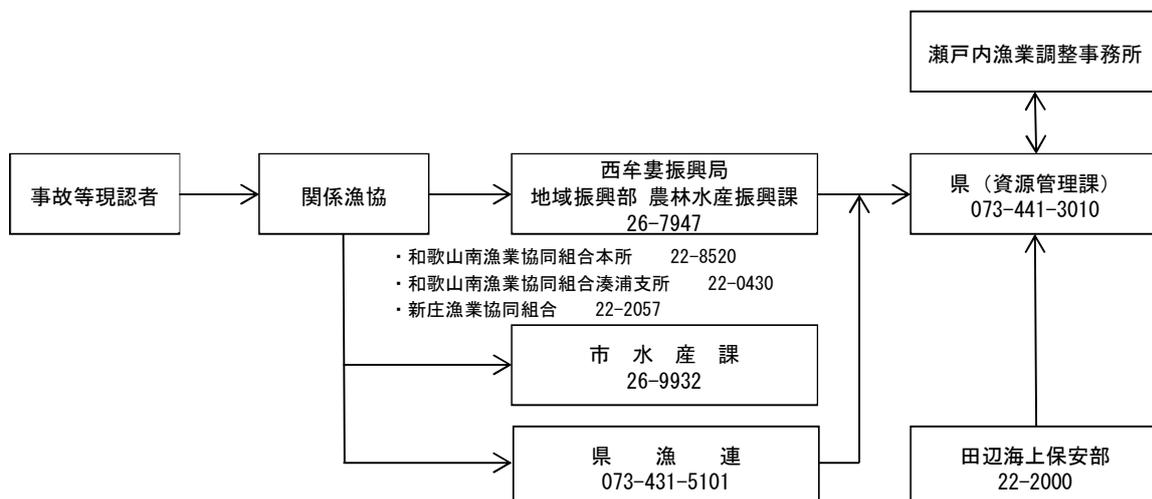
3 病害虫防除対策

災害時における病害虫の防除対策については、西牟婁振興局地域振興部農業振興課及び県農業関係試験場、病害虫防除所との緊密な連携のもとに、病害虫防除員が的確な状況の把握と防除指導の徹底を期するものとし、災害地域が広範囲にわたり、かつ、突発的に発生する病害虫については集団防除を指導するとともに、必要に応じて関係機関と協議の上、一斉防除に努める。

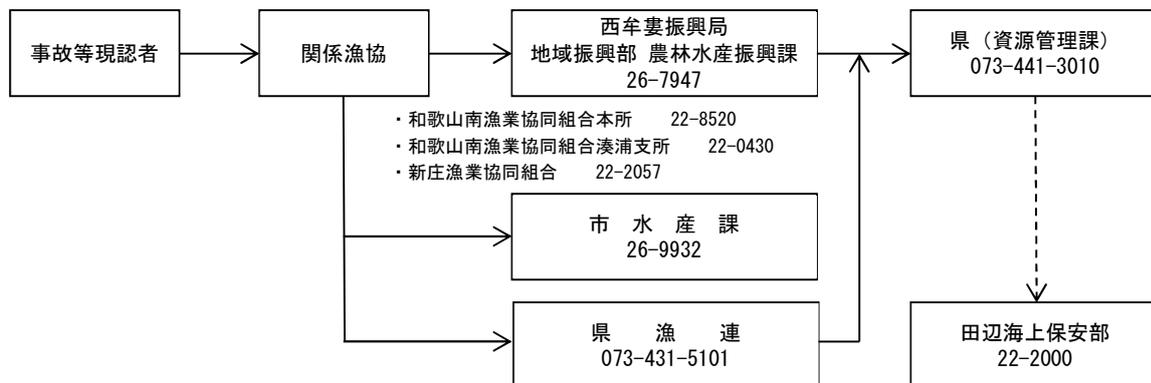
第2 水産関係災害応急対策

1 各種災害による漁場・水産施設等の被害を最小限にとどめるためには、応急対策を迅速かつ的確に行わなければならない。このため事故発生情報等の伝達系統は以下のとおりとする。

(1) 赤潮時による漁場、水産施設への災害の発生に際し、事故発生等の伝達方法は次のとおりとする。



(2) 風水害等による漁船及び養殖筏等の損害流出事故発生等の伝達方法は次のとおりとする。



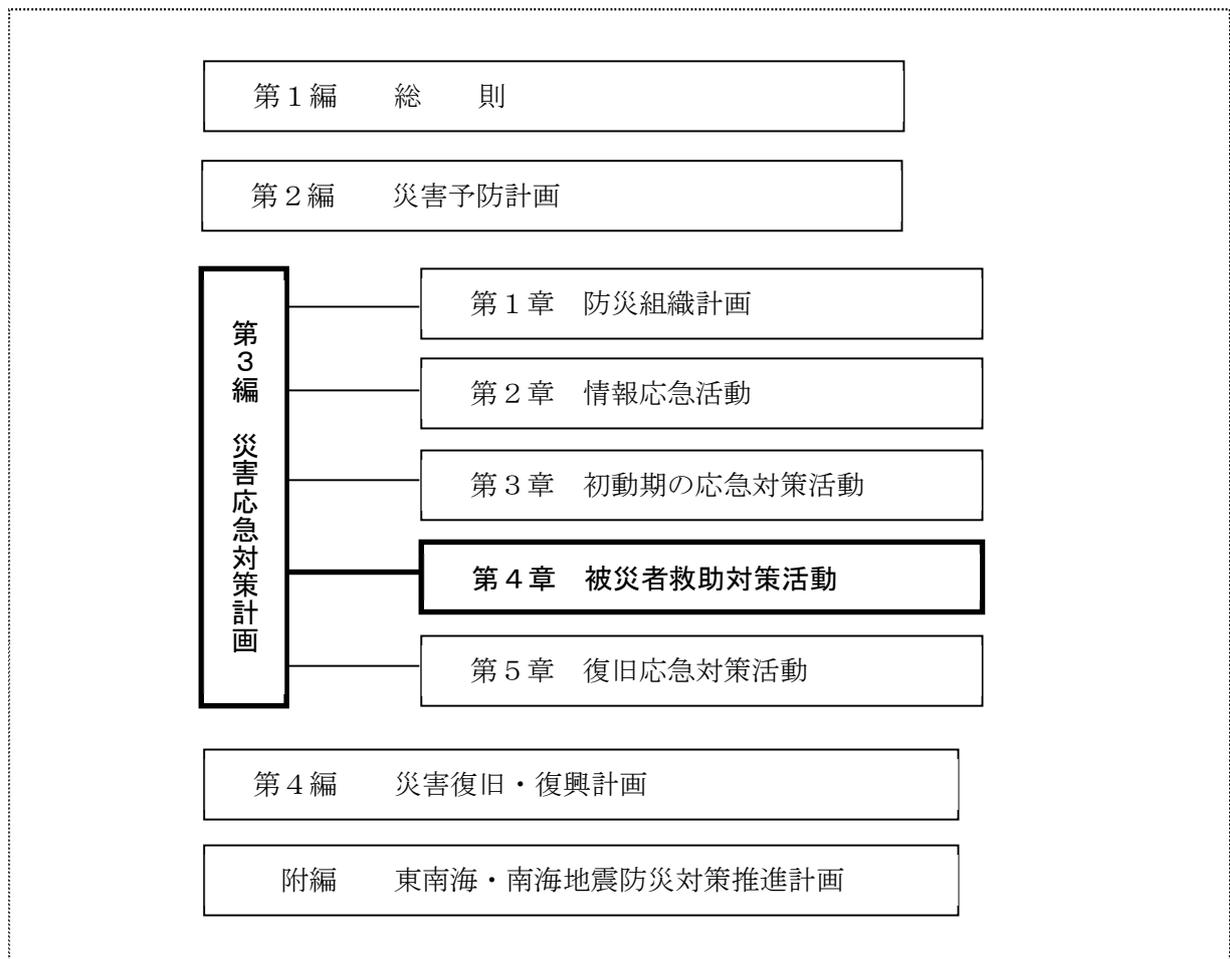
(3) 気象警報の伝達系統

第3編第2章第1節第2「情報の収集・伝達方法」の気象警報等に関する情報の伝達系統図のとおりとする。

(4) 石油等流出事故発生時の伝達系統

第3編第3章第10節第1「石油等の流出事故対策」の伝達系統図のとおりとする。

第4章 被災者救助対策活動



第1節	被災者救出活動	3-159
第2節	災害救助法の適用	3-162
第3節	避難所の開設・運営等	3-165
第4節	要配慮者支援対策	3-169
第5節	被災者生活救援対策	3-171
第6節	建築物・住宅応急対策	3-178
第7節	文教対策	3-182

第1節 被災者救出活動

《実施担当部局》

消防部、総合調整部、調整部、関係各部

《対策の体系》

被災者救出活動 — 救出の対象者等
救出方法
救出後の措置等

《対策の展開》

第1 救出の対象者等

災害により現に生命、身体が危険な状態にある者、生死不明の状態にある者の救出は、消防部が各部、自衛隊、田辺警察署、田辺海上保安部、消防団、自主防災組織等の協力を得て、総動員体制で迅速に行うものとする。

第2 救出方法

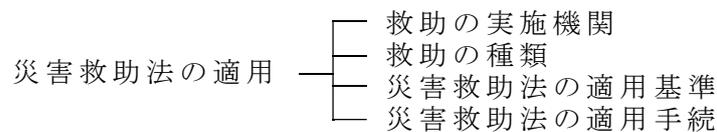
- 1 被災者の救出は、原則として災害発生の日から3日以内とし、その救出活動に必要な資機材は、市の備蓄防災資機材の使用、関係団体等からの借り上げ等により確保し、実施するものとする。
- 2 特殊機械を必要とする作業は、関係機関と緊密な連絡をとるものとし、その作業要員は、第3編第1章第8節「災害対策要員の確保」に定めるところにより確保する。
- 3 救助を行うものが災害現場へ到着するまでの間は、地域住民の協力を得て救助作業を実施する。
- 4 災害現場へ到着した者は、要救助者の実態の把握に努め、その状況を速やかに総合調整部（支部調整部）に報告する。報告を受けた総合調整部（支部調整部）は、災害の規模等から応援の必要を認めるときは、遅滞なく各関係機関等に応援を要請するなど迅速な対応を行うものとする。
- 5 行方不明者の存否については、田辺警察署及び地域住民等の協力を得て確認し、住民基本台帳等と照合するものとする。

第2節 災害救助法の適用

《実施担当部局》

総合調整部、調整部、救護部

《対策の体系》



《対策の展開》

第1 救助の実施機関

災害救助法が適用された場合、災害救助法で定める救助の実施は、国の責任において知事があることとなっているが、知事はその職権の一部を委任した救助の実施については市長が行う。

ただし、災害の事態が急迫して、災害救助法に基づく知事による救助を行うことができないときは、市長が自ら救助に着手するものとする。

第2 救助の種類

1 市長に委任されることが想定される事項

災害救助法による救助の種類のうち、市長に委任されることが想定されるものは次のとおりである。

- (1) 避難所の設置
- (2) 応急仮設住宅の設置
- (3) 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- (4) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- (5) 医療及び助産
- (6) 災害にかかった者の救出
- (7) 災害にかかった住宅の応急修理
- (8) 学用品の給与
- (9) 埋葬
- (10) 遺体の捜索及び処理
- (11) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

第3 災害救助法の適用基準

1 適用基準（災害が発生するおそれがある場合）

災害救助法による救助は、災害が発生するおそれがある段階において、国に災害対策基本法に規定する災害対策本部が設置され、当該本部の所管区域が告示されたときは、知事は当該所管区域内の市町村の区域内において当該災害により被害を受けるおそれがあり、現に救助を必要とする者に対しても行う。

2 適用基準（災害が発生した場合）

災害救助法による救助は、知事が市町村単位にその適用地域を指定して実施するものとし、同一災害による市域の被害が次の基準に該当する場合で、かつ、被災者が現に救助を要する状態にあるときに行う。

- (1) 市域において全壊、全焼、流出により住家の滅失した世帯（以下「被害世帯」という。）数が80世帯以上に達したとき。
- (2) 被害世帯数が80世帯以上に達しないが、被害が相当広範囲な地域にわたり、県下の被害世帯数が1,000世帯以上の場合で、かつ、市域の被害世帯数が40世帯以上に達したとき。
- (3) 被害世帯数が(1)、(2)の基準に該当しないが、被害が広範囲な地域にわたり、県下の被害世帯数が5,000世帯以上に達したとき、又は当該災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合で、多数の世帯の住家が滅失したとき。

【内閣府令で定める特別の事情】

災害にかかった者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について、特殊の救助方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について、特殊の技術を必要とすることとする。

- (4) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、次のいずれかに該当すること。
 - ア 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。
 - イ 災害にかかった者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について、特殊の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について、特殊の技術を必要とすること。
- (5) 被害世帯の算定に当たっては、住家が半壊又は半焼等著しく損傷した世帯は2世帯をもって、また住家が床上浸水又は土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ被害世帯1世帯とみなす。

3 災害救助法の適用と救助の程度

災害救助法を適用した場合における救助の程度及び期間は、災害救助法施行細則の定めるところによるが、災害の種別地域条件その他の状況によって知事が必要と認める範囲において実施する。

【災害救助法による救助の種類】

- (1) 避難所の設置
- (2) 応急仮設住宅の供与
- (3) 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- (4) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- (5) 医療及び助産
- (6) 被災者の救出
- (7) 被災した住宅の応急修理
- (8) 学用品の給与
- (9) 埋葬
- (10) 死体の捜索
- (11) 死体の処理
- (12) 障害物の除去
- (13) 救助のための輸送
- (14) 救助のための賃金職員等雇上

第4 災害救助法の適用手続

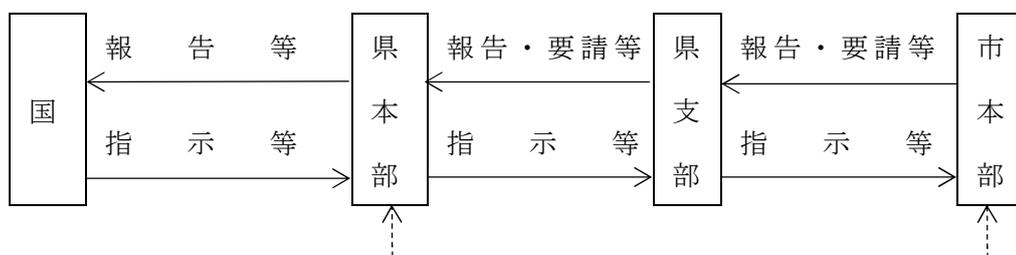
1 県

知事は、市長から報告があるなど救助が必要であると認められる場合又は被害の状況から判断し、救助が必要であると認められる場合は、迅速な適用に努めるものとする。

2 市

市長は、本市の災害の規模が災害救助法の適用基準に該当し、又は該当すると予想される場合は、次の報告系統により被害状況等を知事に報告しなければならない。

【報告等系統図】



注) ----- は、緊急の場合及び補助ルートとする。

※ 災害救助法による救助の程度・方法及び期間は「資料編7-6(P資7-9)」を参照

第3節 避難所の開設・運営等

《実施担当部局》

総合調整部、調整部、救護部

《対策の体系》

避難所の開設・運営等

- 指定緊急避難場所及び指定避難所の開設
- 指定避難所の運営・管理
- 避難所の開設期間

《対策の展開》

災害が発生し、又はそのおそれがある場合に、市民の生命を守り、かつその不安の解消に努めるとともに、常に要配慮者の立場にたって、その保護に配慮するものとする。

また、感染症対策の観点から踏まえた避難所における運営及び管理体制の整備に努めるものとする。

なお、避難所開設後の運営については、本計画に定めるもののほか、別途「避難所運営マニュアル」によるものとする。

第1 指定緊急避難場所及び指定避難所の開設

1 指定緊急避難場所及び指定避難所

指定緊急避難場所は、災害の発生又は災害のおそれがある場合に、その災害種別ごとの危険から住民が緊急的に避難するために指定しており、指定避難所は災害により自宅等が被害を受けた住民を一時的に滞在させるために指定している。

指定緊急避難場所及び指定避難所は小・中学校、公民館等の公共施設を主としてあらかじめ指定しているもので、施設管理者や地域住民（自主防災組織等）の協力を得て開設する。

2 避難対象者

災害によって現に被害を受け、又は被害を受けるおそれがある者で、避難を必要とするもの。また、家庭動物と同行避難した避難者について、被災者支援等の観点から適切に受け入れること。

3 開設基準

基 準	開設する指定緊急避難場所
(1) 市内で震度5弱以上の地震が発生した場合（津波を伴わない場合）	全指定緊急避難場所
(2) 大津波警報、津波警報が発表された場合	田辺東部小学校・西牟婁総合庁舎・ひがしコミュニティセンター・天理教中紀大教会・田辺第三小学校・元町長寿館・田辺スポーツパーク体育館・田辺高等学校・南紀高等学校・宝満寺・高山寺・会津小学校・中芳養小学校・中芳養中学校・芳養小学校・田辺市体育センター・はやざと保育所・新庄中学校・新庄第二小学校・和歌山県立情報交流センター(Big-U)・新庄小学校
(3) 市内で震度4以上の地震が発生した場合 ・高齢者等避難、避難指示を発令した場合 ・自主的な避難があった場合	必要な地域の指定緊急避難場所

※ 指定緊急避難場所及び指定避難所の一覧は「資料編3-3(P資3-2)」を参照

4 関係機関への通知

避難の誘導を実施した消防団等の責任者は、避難状況を確認し、指定緊急避難場所に派遣された職員に報告する。指定緊急避難場所に派遣された職員は、本部総合調整部総務班（支部調整部総務広報班）に報告する。また、避難未了の場合は、関係者の協力を得て避難指示の伝達を適切に実施する。

総合調整部総務班は、指定緊急避難場所を開設したときは、直ちに次の事項を県本部に報告する。

- (1) 指定緊急避難場所名、開設の日時・場所
- (2) 箇所数及び収容人員（避難場所別）
- (3) 開設期間の見込み
- (4) 閉鎖した場合の日時

第2 指定避難所の運営・管理

1 運営・管理の担当者

- (1) 避難所班員は、自治会等、民生児童委員、福祉委員、施設管理者、ボランティア等の協力により運営組織を編成し、業務全般を執り行う。また、女性が運営組織に参画するなど意見が十分反映されるよう配慮する。
- (2) 避難所班員は、主に事務及び本部への連絡の業務に従事する。

2 運営・管理のめやす

指定避難所の運営・管理は次のように行う。

- | |
|---|
| (1) 避難者世帯台帳の作成・管理
(2) 場所（部屋）の割り振り
(3) 食料、生活必需品の請求、受取、配給
(4) 要配慮者、病人等の移送措置
(5) 運営記録の作成 |
|---|

(1) 避難者世帯台帳の作成・管理

避難者世帯台帳は、避難施設の運営や安否確認のための基礎資料である。

避難所を開設し、市民等の受入れを行った際には、まず避難者世帯台帳を配り、避難した市民等に対して記入するよう指示する。避難者世帯別集計表は、集まった避難者世帯台帳に基づき、できる限り早い時期に作成し管理するとともに、総合調整部（支部調整部）へ報告する。

(2) 場所（部屋）の割り振り

避難施設における場所の割り振りは、可能な限り地域ごとにまとまりをもてるように行う。

(3) 食料、生活必需品の請求、受取、配給

避難所班員は、それぞれの避難施設全体で集約された食料、生活必需品、その他物資の必要数のうち、現地で調達不可能なものについては総合調整部（支部調整部）に報告し、調達配給部に調達を要請する。また、到着した食料や物資を受け取ったときは、その都度食料・物品等受入記録簿に記入の上、各地区ごとに配給を行う。

(4) 要配慮者、病人等の移送措置

ア 要配慮者・病人等の移送

2日目以降の障害者、傷病者の収容については、救護部に連絡し、可能な限り福祉避難所、老人ホーム、病院等へ移送する。やむを得ず入所を継続する場合は、簡易ベッド等を用意するなどの代替措置をとるよう努めるものとする。

本部長は、市内に収容余力がない場合は、知事に対して非被害地又は小被害地である他市町村への移送を要請する。

イ 被災者の他市町村等への移送

被害が甚大なため、市内の避難施設に被災者を収容できないと認められる場合には、本部長にその旨を報告し、他市町村等の避難施設への移送を要請する。

また、本部長は、市内に収容余力がない場合は、知事に対して、非被害地又は小被害地である他市町村への移送を要請する。

ウ 他市町村等からの被災者の受入れ協力

本部長は、他市町村等からの被災者を受け入れるための避難施設開設の要請を受けた場合は、速やかに必要な措置を講ずる。

また、本部長は、知事から他市町村の被災者を受け入れるための避難施設開設の指示を受けた場合は、県計画の定めるところにより積極的に行う。

(5) 運営記録の作成

避難所班員は、避難施設の運営状況について1日1回総合調整部（支部調整部）へ報告し、本部等に対する報告は、総合調整部がとりまとめて行う。また、傷病者の発生等、特別な事情があるときは、その都度必要に応じて対応する。

なお、避難施設の運営記録として、運営日誌を作成する。

3 避難施設における運営・管理の配慮

ア 避難施設滞在者に対しては、要配慮者最優先ルールの徹底を図る。

イ 避難施設における生活環境に注意をはらい、常に良好なものとするよう努める。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。また、避難の長期化や女性・子供等に対する暴力防止のため等必要に応じて、プライバシーの確保、男女のニーズの違い等、男女双方、性的少数者及び子供の視点等に配慮するものとする。

ウ 感染症対策のため、「田辺市避難所運営マニュアル」に基づき、手洗い、うがい、換気等を励行するとともに、社会的距離を十分に確保できる居住空間の整備に努めるほか、避難者の体調管理に留意する。体調不良を訴える者が現れた場合には、他の避難者との居住空間及び動線の確保に努めるとともに、保健所等に連絡を取るなどの対策を行う。

エ 避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設等の有無及び利用頻度、医師や看護師による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など、避難者の健康管理や避難場所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。

オ 避難施設の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用のトイレや物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配付、避難施設における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。

カ 避難施設内の盗難防止や性犯罪予防など治安維持に努める。

キ 必要に応じ、被災者支援等の観点から避難所等における家庭動物のためのスペースの確保及び受入状況を含む避難状況等の把握に努める。

ク 避難施設において要配慮者に福祉的な支援が必要と判断される場合は県に対し、県災害派遣福祉チーム（DWAT）の派遣を要請する。

第3 避難所の開設期間

避難生活の改善及び施設本来の機能確保のため、災害の復旧状況や避難者の状況を勘案しつつ、避難所の整理及び統合を図るものとするが、原則として、避難所の収容・保護の期間は、災害発生の日から7日以内とする。

ただし、その期間内で避難所を閉鎖することが困難な場合は、県本部長に開設期間の延長を申請するものとする。

第4節 要配慮者支援対策

《実施担当部局》

救護部、総合調整部、調整部

《対策の体系》



《対策の展開》

第1 要配慮者への対応

1 要配慮者支援班の設置

市は、救護部に、「要配慮者支援班」を設置し、自治会等に対する避難情報等の伝達、要配慮者の安否情報の収集、避難所との連携・情報共有、社会福祉協議会、民生委員・児童委員等関係機関との連携等、要配慮者の避難支援業務を的確に実施する。

発災時には、避難行動要支援者の避難支援等のため必要な範囲で、本人の同意の有無にかかわらず、避難行動要支援者名簿情報及び個別避難計画情報の利用及び他の機関への提供を行う。

なお、避難行動要支援者の支援については、本計画に定めるもののほか、別途「避難行動要支援者避難支援プラン」によるものとする。

2 在宅福祉サービスの継続的提供

(1) 救護部は、被災した要支援高齢者、障害者等に対して、補装具や日常生活用具の給付、ホームヘルパーの派遣や利用可能な施設及び福祉サービスに関する情報の提供に努める。

(2) デイサービスセンター等の社会福祉施設の早期再開に努め、高齢者や障害者等に対する福祉サービスの継続的な提供に努める。

3 福祉避難所等への移動・緊急入所

市は、要配慮者の状況に応じて、あらかじめ指定した福祉避難所への移動、社会福祉施設への緊急入所及び病院施設への入院の手続きを行う。

4 福祉施設等の早期復旧と平常業務の再開

福祉施設は要支援高齢者や障害者にとって不可欠な施設であるため、これらの施設は被災後の早期復旧と平常業務の早期再開に努める。

第2 児童への対応

- 1 民生委員・児童委員、地域住民等の通報に基づき孤児や遺児等の実態把握に努め、児童相談所等関係機関と協力して、保護・生活支援等必要な措置を講じる。

災害時において保育に欠ける児童があるとき又は保護者を死亡等により失った児童があるときは、速やかに保護するものとする。

- 2 被災児童の精神的不安定等に対応するため、児童相談所等の協力を得て、心のケアを実施する。

第3 外国人への対応

- 1 日本語の不自由な外国人のため、英語等の外国語による資料や翻訳アプリ等を活用した支援を行う。

- 2 ボランティア等の協力を得て、外国人被災者を対象とした相談窓口を開設する。相談は職員の他、(公財)和歌山県国際交流協会及び田辺国際交流協会・善意通訳組織等と連携をとりつつ、JET青年等に依頼し可能な限り多くの言語で対応するものとする。また、必要に応じて通訳の派遣を依頼する。

第4 福祉相談窓口の開設

要配慮者に対しては、地域住民を中心としたきめ細かな支援体制の確立を図るとともに、早期に相談窓口を開設する。

第5 情報伝達方法

要配慮者に対し迅速に正確な情報を伝達するため、関係団体やボランティア等の協力を得て、視覚障害者にはテープレコーダー、聴覚障害者には情報案内板等を利用するなどニーズに応じて適切に行う。

第5節 被災者生活救援対策

《実施担当部局》

給水部、調達配給部、救護部

《対策の体系》



《対策の展開》

第1 応急給水

1 水の確保

災害により上水道施設が損壊し、飲料水、炊事用水、その他生活用水の供給が停止した場合、給水基地において浄水を確保し、次の方法で速やかに応急給水を実施する。

また、被災者が飲料水等を得ることができない場合も同様に行う。

(1) 飲料水の供給を受ける者

災害のために現に飲料水を得ることができない者に対して行う。

(2) 飲料水の供給方法

飲料水は、おおむね次の方法により確保し、又は供給するものとする。

ア 拠点給水

拠点給水は、原則として各給水拠点において行うが、被災の状況に応じ、断水の集中している地域に、臨時応急給水拠点を設け、給水タンクやポリタンクによる応急給水を行う。

【給水基地】

地区名	配水池名称	貯水容量 (ト)	緊急遮断弁設置の有無
田辺地区	水道事業所	400	無
	中部配水池	10,000	有(昭和62年度設置)
	西部配水池	5,000	有(平成8年度設置)
	東部配水池	2,600	有(平成9年度設置)
	上万呂配水池	2,000	有(平成10年度設置)
	岩屋谷配水池	700	有(平成11年度設置)
	芳養配水池	2,500	有(平成23年度設置)
	田川配水池	1,000	有(平成24年度設置)
龍神地区	柳瀬配水池	372	有(平成24年度設置)
中辺路地区	栗栖川第1配水池	160	有(平成27年度設置)
大塔地区	下平第2配水池	160	有(平成24年度設置)
本宮地区	本宮配水池	250	有(平成28年度設置)
計		25,142	

イ 河川水による供給

被災地において飲料水を確保することが困難な場合は、被災地に近い河川から取水し、浄水機等により飲料水として適合するものとし、これを給水車により輸送配分するものとするが、自動車等が利用できないときは適当な容器を使い奉仕労力によって輸送配分するものとする。

ウ 家庭用井戸水等による供給

家庭用井戸等については、事前に把握を行うとともに、災害発生時には水質検査を行い、飲料水として適当と認められた場合は、管理者と協議の上、付近の被災者のために飲料水として供給する。なお、飲料に適さない場合には、その汚染の程度に応じて消毒(残留塩素0.2ppm以上確認)等を行い、生活用水として利用できるよう努めるものとする。

エ 災害対策用造水機による供給

津波による浸水のおそれがない市街地周辺のプールを有する学校等の指定避難所においては、災害対策用造水機を整備することにより、プールの水を活用し被災当初の飲料水を確保する。

2 応急給水基準

- (1) 被災者1人当たり1日3リットルを目標として供給し、応急復旧の進捗にあわせ順次供給量を増加していくものとする。
- (2) 緊急性の高い医療機関や福祉施設から応急給水の要請があった場合は、被害状況に応じて優先的に対応する。

3 給水方法

(1) 給水車等による給水

ア 浄水場・配水池及び耐震性貯水槽等から取水し、給水車等により指定避難所の給水拠点に運搬し、仮設水槽及び受水槽に給水する。住民への給水は、自治会や地域住民、ボランティアの協力を得ながら行う。

イ 応急給水の広報は、関係各部の協力を得て広報車等で実施する。

(2) 消火栓に設置した緊急給水栓による給水

応急給水の進捗にあわせ緊急給水栓の増設を行う。

(3) 仮設給水栓による給水

宅地内の給水装置が破損した家屋等では、仮設給水栓等を設置して給水する。

4 広域応援要請等

(1) 協力の要請

飲料水の供給及び応急復旧の実施に必要な人員・資機材が不足する場合には、相互応援協定等に基づき、日本水道協会和歌山県支部を通じて他の水道事業者等に支援を要請する。

また、協定書に基づき、田辺市管工事業協同組合及び紀南管工事協同組合に応援を要請する。

なお、給水活動、復旧活動に対する他水道事業者等からの応援の申出があった場合は、給水部において調整の上、受け入れる。

(2) 要請の手続

本部において飲料水の供給ができないときは、日本水道協会和歌山県支部又は近隣市町村長に対し、次の事項を明示の上、応援又は協力を要請するものとする。

ア 給水地

イ 必要水量（何人分、何立方メートル）

ウ 給水方法（ろ水器、給水車、その他）

エ 給水期間

オ 水道又は井戸の名称

カ その他

(3) 県への報告

給水計画に基づき応急対策を実施した場合は、その旨を、直ちに西牟婁振興局健康福祉部を経由し、県生活衛生課に報告する。

※ 水道災害相互応援連絡先一覧表は「資料編4-4(P資4-4)」を参照

第2 食料供給

災害時の被災者に対する食料の供給及び炊き出しは、関係機関との協力の下に本計画により実施する。また、平素から家庭及び企業での備蓄を促進する。

1 応急食料供給

(1) 食料供給の対象者

- ア 避難指示等に基づき指定緊急避難場所に収容された者
- イ 住家に被害を受け、炊事ができない者
- ウ 救助作業、その他の緊急災害対策業務に従事する者
- エ 旅行者、市内通過者等で他に食料を得る手段のない者
- オ 食料の流通機関が一時的に混乱し、通常の供給を受けられない者

(2) 食料供給の基準

供給する食料は、時間の経過に伴ってその内容の見直しを行っていく必要があるが、原則として、災害発生後1食目はクラッカー、2食目以降は米飯の炊き出し又は弁当・食パン等とする。

(3) 供給方法

- ア 調達配給部は、救護部等からの要請に基づいて、必要数量の把握を行い、供給計画を作成する。
- イ 食料の供給は、原則として調達配給部が実施し、ボランティア等の協力を得るとともに、関係部と密接な連携を図りながら実施する。
- ウ 避難所等での受入れ及び配布については、救護部が避難所運営組織、地域各種団体、ボランティア等の協力を得て実施する。

(4) 食料の調達・搬送

ア 備蓄食料

備蓄庫から搬出して避難所等へ配布する。

イ 調達食料

- ① 市内の協定締結業者、大規模小売店舗等から必要物品を調達する。
- ② 調達食料は避難所等へ直接搬送することを原則とする。但し、直接搬送することが困難な場合は、あらかじめ定めた一時集積所に受け入れ、仕分けの上、各避難所等へ搬送する。

ウ 救援食料

- ① 災害救助法が適用された場合は、「災害救助法又は国民保護法が発動された場合における災害救助用米穀の緊急引渡要領」に基づき、知事等に要請する。
応急用米穀は、精米とし、被災者一食あたり200精米gとする。ただし、消費の実情に応じて乾パン（一食100g）の供給を行う。
- ② 県及びその他自治体等からの救援食料は、あらかじめ定めた一時集積所に受け入れ、仕分けの上、各避難所へ搬送する。

エ 市が実施する搬送については、公用車、応援車を用いる。

オ 食料の調達については、栄養士等の助言も得て実施するものとする。

カ 食料の保管など衛生管理に必要な資機材の配置に努める。

(5) 食料の給与期間

食料の給与期間は、災害発生の日から7日以内とし、必要最小限度内にとどめるものとする。ただし、炊き出しと重複して支給することはできない。

(6) 食料の受払管理

食料の受領又は供給について、食料の種類・数量及び供給先名等を確認の上、物資調達・輸送調整等支援システムにより、又は、食料・物品等受入記録簿等を作成して適正な管理を行う。

2 炊き出し

(1) 炊き出しの方法

ア 炊き出しは、調達配給部が関係部との調整の上、その責任者を指定するとともに、各現場に実施責任者を定め、避難所運営組織、地域各種団体、自衛隊等の協力を得て実施する。

なお、学校においては、学校給食再開までは学校調理員も炊き出しに従事し、学校給食再開以後は調理指導の支援を行う。

イ 炊き出しの実施については、避難状況、ライフライン復旧状況及び協力体制の整備状況を勘案して進める。

ウ 他団体等からの炊き出しの申出については、調達配給部が関係部との調整の上、実施する。

エ 停電時の炊き出しは、ガス炊飯器を使用して行うこととするが、その燃料については、協定書に基づき（一社）和歌山県LPガス協会田辺支部及び南紀支部へ依頼して確保する。

(2) 炊き出しの場所

ア 炊き出しは、小中学校の給食室、共同調理場、城山台学校給食センター等の公共建築物を利用して実施することを原則とする。

イ 学校等の給食調理施設、設備が利用できない場合又は調理施設のない公共建築物等においては、応急的な調理施設及び資機材の確保に努める。

(3) 炊き出しの期間

炊き出しの期間は、災害発生の日から7日以内とする（必要最小限度内にとどめるものとする。）。ただし、この期間内において打ち切ることが困難な場合は、本部長は、県本部に期間延長を申請し、承認を得たときは、最小限度内において期間を延長することができる。

※ 給食センター及び共同調理場一覧表は「資料編2-12（P資2-46）」を参照

第3 生活必需品の供給

1 供給対象者と供給基準

災害救助法が適用された場合は同法によるものとし、同法が適用されない場合は同法に準じて行う。

災害救助法に基づき、住家が全焼、全壊、流出、半焼、半壊又は床上浸水（土砂のたい積等で一時的に居住できない程度のもを含む。以下同じ。）若しくは船舶の遭難等により生活上必要な被服、寝具、日用品等を喪失し、又は損傷して、直ちに日常生活を営むことが困難になった者に対して行うものとする。

2 供給品目

被害状況に応じて次に掲げる品目の範囲内において現物給付する。

- (1) 被服、寝具及び身の回り品
- (2) 日用品
- (3) 炊事用具及び食器
- (4) 光熱材料
- (5) 家庭動物の飼養に関する資材

3 給与及び貸与の期間

災害発生の日から10日以内とする。

4 供給方法

- (1) 調達配給部は、避難施設等からの報告に基づき、必要品目、必要数量の把握を行い、供給計画を作成する。
- (2) 生活必需品の供給は、ボランティア等の協力を得るとともに、関係部と密接な連携を図りながら実施する。
- (3) 避難施設等での受入れ及び配布については、避難所運営組織、地域各種団体、ボランティア等の協力を得て実施する。

5 生活必需品の調達・搬送

(1) 調達

ア 災害が発生し、生活必需品の供給が必要となった場合、まず備蓄している物資を使用するものとする。

イ 市内の小売業者、その他の卸売業者、大規模小売店舗から必要品を調達する。

ウ 市において、生活必需品の調達が困難となった場合は、県知事に要請する。

(2) 搬送

ア 調達品は避難所等へ直接搬送することを原則とする。但し、直接搬送することが困難な場合は、あらかじめ定めた一次集積所に受け入れ、仕分けの上、各避難所等に搬送する。

イ 県及びその他の自治体等からの救援物資については、あらかじめ定めた一次集積所に受け入れ、仕分けの上、各避難所等に搬送する。

ウ 物資の搬送は公用車、応援車により行うが、状況に応じて（公社）和歌山県トラック協会との協定に基づき協力要請を行う。

6 物資の受払管理

物資の受領・供給について、物資の種類、数量及び供給先名等を確認の上、物資調達・輸送調整等支援システムにより、又は、食料・物品等受入記録簿等を作成し、適正な管理を行う。

第3 救出後の措置等

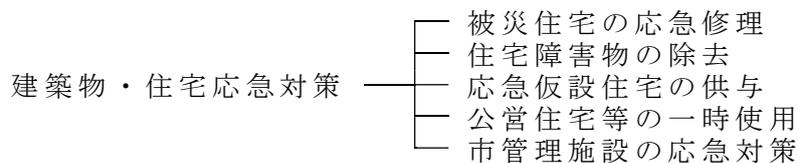
- 1 救出した負傷者は、応急手当を実施した後、直ちに救急車、救援車等により病院へ搬送するものとする。
- 2 遺体として発見された者又は行方不明であるが社会通念上死亡が明らかな者への対応は、第3編第5章第1節「遺体の収容・処理及び埋葬」の定めるところにより行うものとする。
- 3 その他救助にあたっての必要事項は、災害救助法の定めるところによる。

第6節 建築物・住宅応急対策

《実施担当部局》

調査復旧部

《対策の体系》



《対策の展開》

第1 被災住宅の応急修理

1 応急修理の対象者

- (1) 住家が半焼、半壊若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、そのままでは当面の日常生活を営むことができない者
- (2) 自らの資力では応急修理ができない者

2 修理の範囲

居室、炊事場、便所等生活上欠くことのできない部分のみを対象とし、基本修理額の範囲内で実施する。

3 修理の期間

災害救助法適用による応急修理は、原則として発災の日から1か月以内に完了しなければならない。

4 被災建築物に対する指導・相談

(1) 応急措置に関する指導・相談

ア 倒壊のおそれのある建築物（工事中の建築物を含む）及び外壁等の脱落などのおそれがある屋外取付物等の二次災害防止に関する相談・指導を行うとともに、これらの事故防止のための市民に対する広報を実施する。

イ 電気、ガス等の建築設備による事故防止のため、関係機関と連絡調整を図るとともに、市民への広報を依頼する。

(2) 復旧に関する指導・相談

被災建築物の復旧に関する技術的な指導及び相談を行うため、必要に応じ相談窓口を設置し、次の相談を行う。

- ア 復旧に関する技術的指導及び相談
- イ 復旧の助成に関する相談

第2 住宅障害物の除去

1 除去の基準

住家に流入した土石、竹木の除去は、該当する住家を早急に調査の上、実施する。

- (1) 障害物のため、当面の日常生活が営み得ない状態にあるもの
- (2) 障害物が日常生活に欠くことができない場所に運び込まれたもの
- (3) 自らの資力をもってしては、障害物の除去ができないもの
- (4) 住家が半壊又は床上浸水したもの
- (5) 原則として、当該災害により直接被害を受けたもの

2 障害物除去の方法

- (1) 市は、除去対象戸数及び所在を調査し、県に報告する。
- (2) 県は、市からの要請に基づき、実施順位・除去物の集積地を定め実施し、市はこれに協力する。

3 除去した障害物の処分

- (1) 倒壊家屋等からの廃棄物、焼失家屋の焼け残り等については、不燃、可燃等に分別して、臨時集積地へ直接搬送する。なお、アスベスト等有害ごみについては専門業者により処理する。
- (2) 可燃物で再使用不能なものは、衛生部において焼却する。
- (3) 臨時集積地にがれきの選別、焼却等の処理設備を設置し、最終処分の円滑化を図る。

4 臨時集積地

がれきの臨時集積地は、搬入、集積、選別等の処理の円滑及び周辺環境等に配慮して選定する。

※別途田辺市災害廃棄物処理計画により定める。

第3 応急仮設住宅の供与

1 応急仮設住宅の建設

(1) 設置主体

応急仮設住宅の設置は、災害救助法が適用された場合は知事が実施する。なお、災害の状況によっては知事の委任を受けて市長が実施する。

(2) 設営地の選定

公共用地を優先し、飲料水の確保、保健衛生、交通の便、教育等の諸点を考慮して選定する。

2 入居対象者

応急仮設住宅への入居者は、住家が焼失、倒壊又は流出し、居住する住家がなく、かつ、自らの資力では住宅を確保することができない者で、特に必要があると認められるものを対象とする。また、被災者支援等の観点から必要に応じて、家庭動物の受入れについても配慮する。

3 応急仮設住宅の管理

(1) 市長は、知事からの委任を受けて災害救助法による応急仮設住宅について運営管理を行う。

(2) 災害救助法適用による応急仮設住宅を供与できる期間は、完成の日から2年以内とする。

(3) 応急仮設住宅の管理者は、入居者の実態を把握して一般住宅等への転居を進めるとともに、次の施策の積極的な活用を図る。

ア 公営住宅法による住宅の設置又は入居

イ 各種貸与制度等による住宅資金のあっせん

ウ 社会福祉施設等への収容

第4 公営住宅等の一時使用

市営住宅の空き部屋の活用とともに、他の公営住宅・公的住宅等の管理者に対し、被災者用応急住宅としての一時使用を要請する。

第5 市管理施設の応急対策

市管理施設のうち防災関連業務に必要な施設の点検、調査を迅速に行い、応急措置を実施する。

1 応急措置が可能なもの

(1) 危険箇所があれば緊急に保安措置を行う。

(2) 機能確保のため、必要限度内の復旧措置を行う。

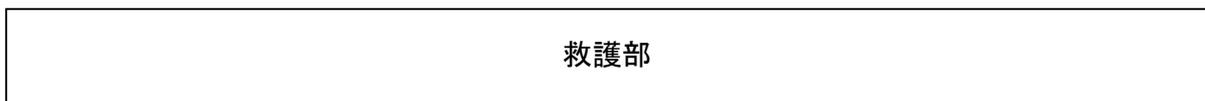
- (3) 電気、ガス、通信等の応急措置及び補修が必要な場合には、関係機関と連絡をとり、応援を求め実施する。

2 応急措置の不可能なもの

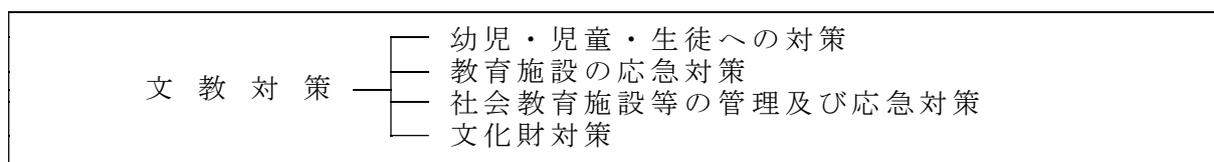
- (1) 被害の防止措置を重点的に実施する。
- (2) 防災関連業務に必要な建物で、機能確保のため必要がある場合は、仮設建築物の手配を行う。

第7節 文教対策

《実施担当部局》



《対策の体系》



《対策の展開》

第1 幼児・児童・生徒への対策

1 事前措置

- (1) 教育長は、災害発生のおそれがあるときは、措置を検討し、速やかに学校長に伝達する。
- (2) 教職員は、常に気象状況その他の災害に関する情報に注意し、災害発生のおそれがある場合は、学校長と協力して災害応急対策に備える。

2 災害時における校園の応急対策

- (1) 在園・在校時間中に災害が発生した場合は、幼児・児童・生徒の安全確保に全力をあげて取り組むとともに、幼児・児童・生徒の安否、被災状況等を把握し、速やかに学校教育課に報告する。
- (2) 登下校路の安全が確認された場合は、校長、教頭を中心とする防災組織の指示に従い、保護者への引取りの連絡、教職員の引率による集団下校その他の臨時下校等の適切な措置をとる。
ただし、幼児・児童・生徒を下校させることが危険であると認められるときは、校園内に保護し、極力保護者への連絡に努めるものとする。
- (3) 夜間・休日等に地震が発生した時は、教職員は自主的に所属の校園に参集し、市が行う災害応急・復旧対策に協力するとともに、応急教育の実施及び校園舎の管理のための体制の確立に努める。

ただし、沿岸部等津波による浸水の危険性がある地域に立地する校園に所属する教職員は、あらかじめ定める行動計画に基づき行動するものとする。

3 応急教育の実施

(1) 応急教育の区分

災害により通常の授業が実施できない場合は、施設の応急復旧の状況、教職員、児童、生徒及びその家族のり災程度、交通機関、道路の復旧状況その他を勘案して、応急教育を実施する。

(2) 応急教育実施場所、教育実施者の確保

教育委員会は、応急教育の実施場所、教員の確保の応急措置を実施する。

4 学校給食の措置

(1) 学校給食の実施

ア 災害を受けるおそれが解消したときは、学校再開に併せ速やかに学校給食が実施できるよう措置する。

イ 被災状況等により完全給食の実施が困難な場合は、簡易給食を実施する。

(2) 次の場合は、学校給食は一時中止する。

ア 避難施設となった学校において、非常緊急措置として学校給食施設で炊き出しを実施する場合

イ 給食施設が災し、給食実施が不可能となった場合

ウ 食中毒・感染症の発生が予想される場合

エ 給食物資が入手困難な場合

オ その他給食の実施が適当でないと認められる場合

5 学用品等の支給・給与

(1) 調達方法

教育委員会は、各学校長と緊密な連絡をとり、支給の対象となる児童生徒を調査、把握し、支給を必要とする学用品の確保を図り、各学校長を通じ支給する。

教科書については、県教育委員会と協議のうえ指定業者より調達する。その他の学用品については、学校教育課長が、市内業者、学校と協議の上、迅速に教材及び学用品を調達する。

(2) 学用品の給与

災害救助法による学用品の給与基準は次のとおりである。

ア 学用品の給与は、住家の全壊、全焼、流出、半壊、半焼又は床上浸水により、学用品を喪失し、又はき損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒に対して行う。

イ 学用品の給与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において、現物をもって支給する。

① 教科書

② 文房具

③ 通学用品

ウ 学用品給与の期間

教科書	災害発生の日から	1か月以内
文房具	災害発生の日から	15日以内

第2 教育施設の応急対策

1 施設の被害状況の報告

学校長及びその他の教育施設の長は、被害を受けたときは施設及び敷地の被害状況を遅滞なく教育委員会教育総務課に報告する。

2 応急復旧対策

教育委員会は、速やかに平常の教育活動が実施できるよう、必要な措置をとる。

学校が避難所として使用される場合には、学校は教育の場であることを認識し、可能な限り学校教育に支障のない範囲の利用とする。

第3 社会教育施設等の管理及び応急対策

1 利用者の安全確保

施設の管理者は、施設で開催されている事業等の中止、延期又は利用者による事業を中止し、施設内における人命の安全を確保する。

2 避難誘導

施設利用者の来館時にあつては、各施設で定める行動計画に基づき適切に避難誘導を行うとともに、混乱防止に努める。

3 応急措置

施設の管理者は、建物等の被害の調査を早急に実施し、危険箇所の応急的な安全措置を実施する。

第4 文化財対策

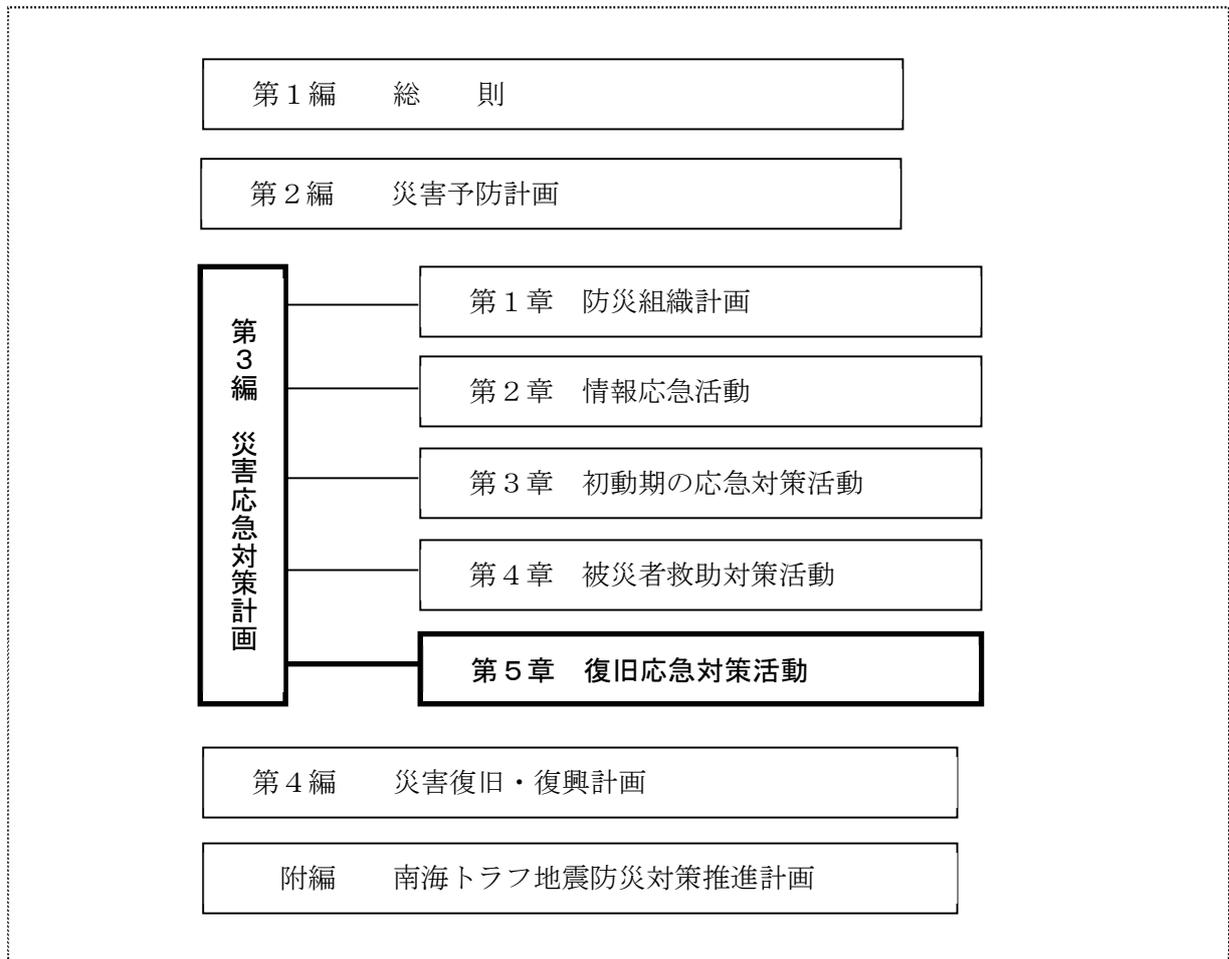
1 被害状況の調査

文化財の所有者及び管理者は、災害発生後、市内の文化財の被害について調査し、被害状況を教育委員会文化振興課へ連絡する。

2 被害の拡大防止等

教育委員会は、被害調査後、判明した状況から文化財の所有者及び管理者に対し必要な指示を行い、被害の拡大防止と保護に努める。

第5章 復旧応急対策活動



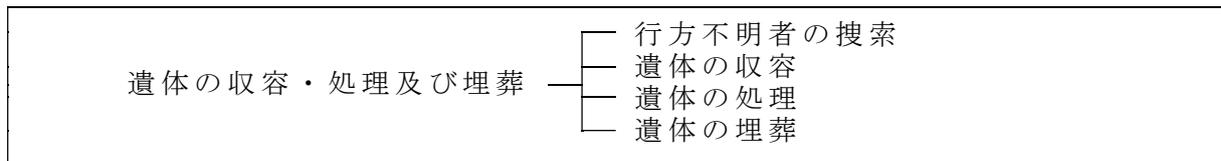
第1節	遺体の収容・処理及び埋葬	3-187
第2節	廃棄物処理対策	3-190
第3節	保健衛生活動	3-194
第4節	社会秩序の維持	3-197
第5節	ライフラインの応急対策	3-199
第6節	交通の機能確保	3-203
第7節	環境保全対策	3-205
第8節	動物保護管理支援計画	3-207
第9節	義援金及び救援物資の募集・配分	3-209
第10節	被災者支援対策	3-212

第1節 遺体の収容・処理及び埋葬

《実施担当部局》

衛生部、消防部

《対策の体系》



《対策の展開》

第1 行方不明者の搜索

災害により現に行方不明の状態にあり、周囲の状況から既に死亡していると推定される者の搜索については、災害の規模等の状況を勘案して、消防部が警察、田辺海上保安部、自衛隊等の関係機関や地域住民の協力を得て実施するものとする。

また、搜索に必要な資機材については、市及び自主防災組織等の備蓄品を使用するとともに、不足する資機材及び重機・燃料等については、関係団体等から借り上げ、又は購入等により確保するものとする。

第2 遺体の収容

1 遺体の収容

搜索の結果、遺体を発見したときは、田辺警察署に通報するものとし、警察又は田辺海上保安部から遺体の引き渡しを受けたときは、直ちに遺体安置所に収容するものとする。

2 遺体安置所の設置

衛生部は、災害の状況に応じて被災現場近くの寺院・公民館・学校等の施設管理者と協議して、遺体安置所を開設するものとする。

また、市域の全域にわたるような大規模災害が発生し、建物内に安置できない場合には、学校等が保管しているテントを設置して対応するものとする。

3 調達

棺桶、骨壺及びドライアイス等が不足する場合は、葬祭業者等に協力要請し確保する。

第3 遺体の処理

1 身元不明者の取扱い

- (1) 身元が判明しない遺体については、人相・着衣・所持品・特徴等の提示、又は田辺警察署その他関係機関に連絡し、身元の確認に努めるとともに、身元確認の資料、写真及び遺品を保存しておくものとする。
- (2) 警察が身元確認を行うため、歯牙・歯科治療痕の照合など田辺西牟婁歯科医師会の協力を必要とし、警察から依頼があった場合には、同歯科医師会へ協力要請するものとする。
- (3) 身元が判明しない者については、一定期間経過後、行旅死亡人として取り扱うものとする。

2 遺族等への引き渡し

収容した遺体は、警察の指示のもとに身元の所在を確認し、遺族等に引き渡すものとする。

3 遺体の洗浄・縫合・消毒等の措置

衛生部は、身元不明者及び災害で遺族等が混乱している場合など、必要に応じ遺体の洗浄・縫合・消毒等の措置、遺体の一時保存等を遺族等に代わって行うものとする。

第4 遺体の埋葬

1 遺体の埋葬

遺体の埋葬は、災害の際死亡し、かつ、災害のため社会が混乱している場合において、遺族自らが埋葬を行うことが困難なとき、又は死亡した者に遺族がない場合に衛生部が実施するものとする。

(1) 埋葬の方法

- ア 原則として火葬とする。
- イ 埋葬は災害時の一時混乱期に行うので仮葬とするが、市民課が発行する埋（火）葬許可証がなければ、埋葬してはならない。
- ウ 火葬は、市斎場で行うこととするが、災害のため使用できないとき、又は処理能力を超える場合には、他の市町村の協力を得て行うものとする。

2 遺体の搬送

遺体は、葬祭業者等が保有する葬具運搬車、霊柩車を使用して搬送するが、必要に応じ、他の市町村や関係機関への応援を要請する。

3 遺族への情報提供

衛生部は、必要に応じて、火葬場・遺体の搬送体制などの情報を遺族に提供するための相談窓口を設置する。

※ 和歌山県広域火葬実施要綱は「資料編7-7(P資7-14)」を参照

※ 県下火葬場整備状況一覧表は「資料編2-11(P資2-40)」を参照

第2節 廃棄物処理対策

《実施担当部局》

衛生部、調査復旧部

《対策の体系》

廃棄物処理対策 — 〔ごみの処理
し尿の収集・処理〕

《対策の展開》

第1 ごみの処理

1 ごみ処理対策

(1) 災害廃棄物の収集及び処分等の基準

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第3条（一般廃棄物の収集、運搬、処分等の基準）に定める基準に従い、災害発生後速やかに収集・運搬・処分を行う。

(2) 広域支援の要請

被害が甚大で市域での処理が不可能な場合は、田辺保健所及び県本部に応援を要請する。

(3) 事務処理

ア 本部長は、災害により廃棄物が発生したときは、直ちに田辺保健所経由のうえ、県（環境生活部循環型社会推進課）へ報告するものとする。

イ 本部長は、廃棄物処理施設（ごみ処理施設、し尿処理施設）に被害があった場合は、その被害状況を田辺保健所経由により、県（環境生活部循環型社会推進課）へ報告する。

ウ 報告は、「災害関係事務処理マニュアル（平成26年6月策定・令和5年12月改訂境省）」に記載の「災害等廃棄物処理事業及び廃棄物処理施設の被災状況について」によるものとし、電話等で被害の概況等を直ちに報告した後、所定の様式により、被災状況の写真等を添付して報告する。

※ 報告様式は「資料編6-17（P資6-44）」を参照。

2 ごみの収集運搬

災害によって生じた廃棄物の発生状況を調査し、収集・処理見込みを把握する。

ごみの分別は、可燃ごみ、資源ごみ、プラスチックごみ、埋立てごみの4分別で収集し、腐敗性の高い可燃ごみは、最優先で収集し、処理施設等へ搬入する。粗大ごみは、

一時的に大幅に増加することが考えられるため、必要に応じて一次集積所を設置し、収集する。

収集ルートは平常時のルートを基本とするが、道路の不通やごみの増大する被害集中地域等の状況に応じ、関係機関等の協力を得て増車、臨時収集等の措置を講じる。

3 ごみ処理

処理施設は、速やかに点検を行い稼働できるよう措置を講じ、腐敗性の高い可燃ごみは、貯留しないで最優先で焼却し、可燃性粗大ごみは、施設の余力に応じて焼却する。

大規模災害による廃棄物の処理等に関して協力が必要な場合は、和歌山県と一般社団法人和歌山県産業資源循環協会、一般社団法人和歌山県一般廃棄物協会、一般社団法人和歌山県清掃連合会が締結している「大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書」に基づき、県を通じ同協会、同連合会に協力を要請する。

※ 県内の清掃施設等の状況は「資料編2-11(P資2-41)」を参照

第2 し尿の収集・処理

1 収集・処理体制の整備

(1) 処理体制の確立

洪水等の浸水により、広域的に個人のし尿処理施設が使用不能となった場合、衛生部は、関係部との連携のもとに、し尿処理体制を確立する。

ア し尿処理施設及び下水処理施設等の被害状況を把握した後、必要に応じ応急復旧措置を講じて、処理能力の維持に努める。

イ 収集すべきし尿の量が、許可業者が有する能力を上回ると想定される場合は、一般廃棄物収集運搬許可業者や市内の産業廃棄物収集運搬・処分業者、更に県外の収集運搬・処分業者に協力を要請する。

(2) 目標の設定

ア 処理すべき量の推定

災害発生後に処理すべきし尿は、指定緊急避難場所又は指定避難所の入所者、くみ取り地域内の世帯及び事業所等の帰宅困難者のものとする。

排出対象者の総数と以下の基準により推定し、平常時における処理計画を勘案して、し尿の処理対策実施のための検討材料とする。

【し尿処理量算出のための原単位】

事 項	基 準	備 考
1人1日当たりのし尿排出量	1.4リットル	厚生省のし尿処理基準による
1世帯当たりの想定人口	2.2人	平成26年12月31日現在
1日当たりのし尿処理量	170キロリットル	清浄館の処理能力
	75キロリットル	白鳥苑の処理能力
	98キロリットル	南清園の処理能力

イ 仮設トイレ・し尿収集車等の確保

仮設トイレ及びし尿収集車の確保については、許可業者の全面的な協力を得るとともに、県本部に対して協力を要請する。

(3) 事前広報の実施

し尿処理対策の実施にあたっては、広報紙等を通じて、事前に市民・事業所等の協力を要請する。特に以下の点について周知徹底を図る。

ア 被害軽微なくみ取り地域に対する収集一時中止措置の必要性

イ 平常時収集体制への移行に関する見通し

※ 県内の清掃施設等の状況は「資料編2-11(P資2-41)」を参照

2 仮設トイレ設置の基準

(1) 設置場所

ア 指定避難所（指定避難所内でトイレが不足又は使用不可能な場合）

イ その他被災者を収容する施設

ウ 高層集合住宅団地

エ 住宅密集地（地域内でトイレが不足又は使用不可能な場合）

(2) 設置個数

利用人口 50 人当たり 1 基

(3) 設置期間

下水処理施設等及び水道施設の機能が復旧するなど、その必要がないと認められるまでの間

3 第一次処理対策の実施

(1) し尿収集の実施

ア 避難施設・医療対策拠点施設その他の拠点施設を最優先で収集する。

イ 収集したし尿は、基本的には本庁及び龍神行政局管内は清浄館へ、中辺路・大塔行政局管内は白鳥苑へ、本宮行政局管内は南清園へ搬送し処理する。

(2) し尿の広域的処理

災害の状況により必要な場合は、和歌山県と一般社団法人和歌山県清掃連合会及び一般社団法人和歌山県一般廃棄物協会が締結している「災害時におけるし尿等の収集運搬に関する協定」に基づき、県を通じて協力を要請する。

4 第二次処理対策の実施

(1) し尿収集の実施

ア くみ取り地域について収集を開始する。

イ し尿の収集は、交通渋滞の要因となることがないように留意して行う。

(2) 平常時収集・処理体制への移行

施設等の復旧状況により、関係各部及び各防災機関と協議して、平常時収集・処理体制への移行手順について検討する。

※ 別途田辺市災害廃棄物処理計画により定める。

第3節 保健衛生活動

《実施担当部局》

衛生部、救護部、給水部

《対策の体系》

保健衛生活動 — 防疫活動
食品衛生監視活動

《対策の展開》

第1 防疫活動

1 広報活動の推進

災害時の感染症等の発生、拡大を防止するため、対策手法等の広報活動の強化を図るとともに、市民の社会不安の防止に努める。

2 防疫体制の強化

災害の規模に応じた防疫組織を設け、対策の推進を図るとともに、防疫実施のための防疫班を編成し、防疫活動を強化する。

3 患者等に対する措置

被災地において、感染症患者又は病原菌保有者等が発生し、入院が適当な者について、保健所長は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第19条の規定により、早急に入院の手続きをとるものとする。

感染症指定医療機関が被災した場合、又は交通事情等の理由により入院が困難な場合は、保健所長は、その他の医療機関に入院の手続きをとるものとする。

4 避難所の衛生確保

衛生部は、開設を行った避難所等において、保健・衛生に関する自治組織を編成させるなど、避難所における総合的な衛生環境の確保を図るものとする。その際、保健所等の指導を得るなどして衛生環境の徹底を期するものとする。

また、感染症対策として、手洗い、うがい、換気等を励行するとともに、社会的距離を十分に確保できるよう居住空間の整備に努めるほか、避難者の体調管理に留意する。体調不良を訴える者が現れた場合には、他の避難者との居住空間及び動線の隔離に努めるとともに、保健所等に連絡を取るなどの対策を行う。

加えて、平時から市の指定避難所にマスク、手袋、消毒液等の衛生用品を常備するよう努める。

5 生活の用に供される水の供給

給水部は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第31条第2項の規定による知事の指示に基づき、速やかに生活の用に供される水を供給するものとする。

実施にあたっては、「第3編第4章第5節第1応急給水」によって行うものとする。

6 消毒方法

衛生部は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第27条第2項による知事の指示に基づき、同法施行規則第14条に定めるところにより消毒を行うものとする。

7 ねずみ族・昆虫類の駆除

衛生部は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第28条第2項による知事の指示に基づき、同法施行規則第15条に定めるところにより駆除を行うものとする。

9 報告

市長は、警察、消防等諸機関、その他関係団体の緊密な協力のもとに、下記の事項について、所定の様式により田辺保健所を経由して知事に報告するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 防疫活動状況
- (3) 災害防疫所要見込額
- (4) その他

10 記録の整備

防疫活動に関し、備付けを要する書類は、次のとおりとする。

- (1) 災害状況報告書
- (2) 防疫活動の状況報告書
- (3) 消毒に関する書類
- (4) ねずみ族、昆虫等の駆除に関する書類
- (5) 生活の用に供される水の供給に関する書類
- (6) 患者台帳
- (7) 防疫作業日誌
- (8) 防疫経費所要額調及び関係書類

第2 食品衛生監視活動

1 食中毒の防止

- (1) 救護部は、田辺保健所に対して食品衛生監視員を物資集積拠点に派遣するよう要請し、衛生状態の監視、指導を受け、改善を図る。
- (2) 救護部は、田辺保健所に対して食品衛生監視員を避難施設に派遣するよう要請し、食品の取扱状況や容器の消毒等について調査、指導を受け、改善を図る。
- (3) 救護部は、田辺保健所と食品関係営業施設の実態を調査し、衛生上問題がある場合には、両者で協議の上、改善を指導する。

2 食中毒発生時の対応方法

食中毒患者が発生した場合、田辺保健所が行う食品衛生監視員による所要の検査等に協力し、原因の調査と被害の拡大防止に努める。

第4節 社会秩序の維持

《実施担当部局》

総合調整部、調整部、消防部、調達配給部

《対策の体系》

社会秩序の維持 — 警備活動
— 物価の安定及び物資の安定供給

《対策の展開》

第1 警備活動

1 災害警備

消防部は、田辺警察署が行う防犯パトロールに併せて、防火パトロールを実施する。

2 社会秩序維持のための対策

(1) 本部による広報内容、手続

総合調整部広報班（支部調整部総務広報班）は、市民の生活維持、生活再建、復旧復興に関することなどを市民に広報する。

(2) 供給物資の迅速・均等な配分の実施

調達配給部は、生活の基盤となる物資や食料品等を迅速かつ均等に配分し、被災者の不安を和らげるよう配慮する。

その他の部においても、迅速かつ的確に応急対策を実施し、被災者を援護することで社会秩序維持に万全を期する。

(3) 正確な情報の入手

市民及び事業所は、本部等公的機関又はマスコミの情報を入手し、流言飛語に惑わされないよう留意する。

3 自主防犯組織

自主防犯組織は、自ら防犯パトロールを行い、地域の安全を維持する。

第2 物価の安定及び物資の安定供給

1 量販店等の営業状況調査等の実施

調達配給部は、県、ボランティア等の協力を受けて、市内の量販店、商店街等の被害状況及び営業状況を調査し、商業施設の営業状況等の広報、営業再開支援のための本部内の連絡調整等の対策を講じる。

2 営業努力の要請

調達配給部は、市内の量販店、商工会議所、商工会等に対して、早期の営業再開、適正な物資等の供給を要請する。

3 物価の監視

(1) 物価監視・苦情窓口

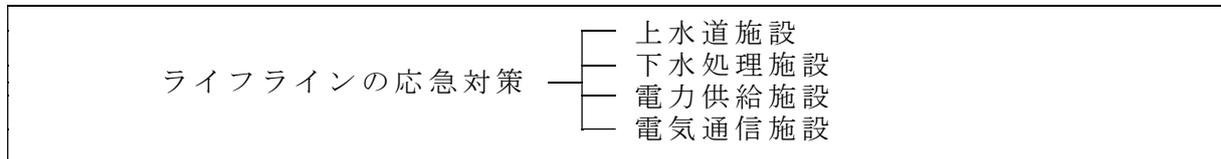
調達配給部は、総合調整部に寄せられる情報、物価調査モニター等の協力等により、物価の実態に関する情報収集に努める。

(2) 県への要請

調達配給部は、県に対して、関係業者に対する適正な物資等の供給・流通や、便乗値上げ等の事実確認、是正指導等の実施を要請する。

第5節 ライフラインの応急対策

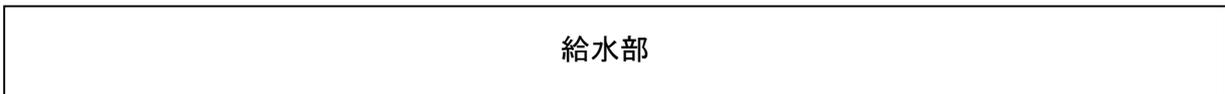
《対策の体系》



《対策の展開》

第1 上水道施設

《実施担当部局》



1 発災直後の情報収集

発災直後は、水道施設に関する情報を集約・整理して、被害の範囲・規模を把握し応急復旧対策を立てる。

2 報告

水道施設の被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを総合調整部及び西牟婁振興局健康福祉部を経由し、県生活衛生課へ報告する。

3 応援要請

独自ですべての応急復旧体制を整えることが不可能な場合は、「災害発生時における水道施設の応急復旧の応援に関する協定書」及び「水道災害相互応援対策要綱に基づく協定書」により、支援を要請するとともに、近隣市町村の水道事業者等からの応援を受け入れる。

4 応急復旧の方針

(1) 取水・導水施設の復旧活動

取水・導水施設の被害は、給水機能に大きな支障を来すため、その復旧を最優先する。

(2) 浄水施設の復旧活動

浄水施設の被害のうち、施設の機能に重要な影響を及ぼすものについては、速やかに復旧活動を行う。

(3) 管路の復旧計画

ア 復旧計画

復旧にあたっては、随時、配水系統などの変更等を行いながら、あらかじめ定めた順位をもとに被害の程度及び復旧の難易度、被害箇所の重要度、浄水場・給水所の運用状況等を考慮して給水拡大のために最も有効な管路から順次行う。

なお、資機材の調達、復旧体制及び復旧の緊急度等を勘案し、必要に応じて仮配管、路上配管等の仮復旧を実施する。

イ 給水装置の復旧活動

公道内の給水装置の復旧は、配水管の復旧及び通水と並行して実施する。

一般住宅等の給水装置の復旧は、その所有者等から修繕申込みがあったものについて行う。その際、緊急度の高い医療施設、人工透析治療施設等は優先して行う。

なお、給水に支障をきたすものについては、申込の有無にかかわらず応急措置を実施する。

第2 下水処理施設

《実施担当部局》

調査復旧部、衛生部

1 応急復旧の方針

- (1) 被害状況、復旧の難易度を勘案して、必要度の高いものから復旧を行う。
- (2) 被害状況によっては、他の下水処理関係者から支援を受ける。

2 応援要請

災害が発生した場合において、本市の体制では万全な応急対策が不可能と判断されるときは、県、関係機関、関係業者等への応援要請を行い、復旧に際しての機材・人員の協力を得る。

3 広報

被害状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関を通じて広報する。

第3 電力供給施設

《実施担当機関》

関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社

1 情報収集及び連絡

災害が発生した場合は、電力施設等の被害状況のほか公共施設や一般の被害状況、停電状況等の情報を収集し、必要に応じ行政機関等の防災関係機関に連絡、周知を行う。

2 応急供給及び復旧

- (1) 緊急を要する重要施設を中心に、発電機車両等により応急送電に努める。
- (2) 応急復旧工事は、緊急度等を勘案し、二次被害の防止に配慮しつつ迅速、適切に実施する。
- (3) 応急対策要員、復旧資材及び復旧資材置場、輸送の確保を行うほか、行政機関、他の事業者等と連携し、早期復旧に努める。

3 広報

災害の発生が予想される場合、または災害が発生した場合は、停電による社会不安の除去のため電力施設被害状況及び復旧状況についての広報を行う。

また、公衆感電事故や電気火災等の二次災害を防止するための広報活動を行う。

第4 電気通信施設

《実施担当機関》

西日本電信電話株式会社和歌山支店、携帯電話各事業者

1 情報収集及び連絡

災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、重要通信の確保、若しくは被災した電気通信設備等を迅速に復旧するため、電気通信設備等の被害状況、疎通状況及び停電状況等の情報を収集し、必要に応じ当該区域を管轄する行政機関等の防災関係機関に連絡、周知を行う。

2 通信の確保

災害時には通信輻輳の緩和及び通信の確保を図る。

- (1) 応急回線の作成、網措置等疎通確保の措置をとる。
- (2) 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、臨機に利用制限等の措置をとる。
- (3) 非常、緊急通話又は非常、緊急電報は、一般の通話又は電報に優先して取扱う。
- (4) 警察、消防、その他の諸官庁等が設置する通信網との連携をとる。
- (5) 災害救助法が適用された場合等には、避難施設に被災者が利用する特設電話の設置に努める。

3 応急復旧

- (1) 被災した電気通信設備等の応急復旧は、サービス回復を第一として速やかに実施する。
- (2) 必要と認めるときは、災害復旧に直接関係のない工事に優先して、復旧工事に要する要員、資材及び輸送の確保を行う。
- (3) 復旧にあたっては、行政機関、他の事業者と連携し、早期復旧に努める。

4 広報

災害に伴う電気通信設備等の復旧においては、通信の疎通及び利用制限の措置状況並びに被災した電気通信設備等の応急復旧の状況等の広報を行い、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消に努める。

5 安否確認サービス

災害の発生により、被災地への安否確認の通話等が増加し、電話が繋がりにくい状況になっている場合に、災害用伝言板等のサービスを提供する。

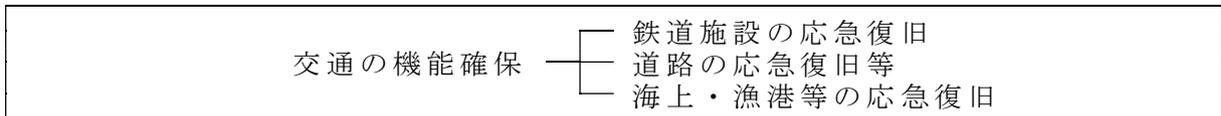
6 災害用特設公衆電話

N T T西日本が市内の71箇所の指定緊急避難場所又は指定避難所に整備している非常用回線により、特設公衆電話を設置し、大規模災害時における通信手段を確保する。

※ 災害用特設公衆電話一覧表は「資料編5-6(P資5-15)」を参照

第6節 交通の機能確保

《対策の体系》



《対策の展開》

第1 鉄道施設の応急復旧

《実施担当機関》

西日本旅客鉄道株式会社紀伊田辺駅

1 災害時の活動体制

鉄道施設管理者は、災害が発生した場合には、被害を最小限度にとどめ、速やかに被害復旧にあたるため、必要に応じて災害対策本部等を設置し、輸送の確保に努める。

2 情報連絡体制

災害が発生し、列車運転に著しい阻害が生じた場合において、鉄道営業部調査役（運転担当）は、県、市及び報道機関へ連絡する。

3 線路等鉄道施設の応急復旧

列車運行上重要な施設を優先して応急復旧を行うとともに、被災状況、緊急性、復旧の難易度などを考慮して、あらかじめ定められた復旧計画に基づき段階的な復旧を行う。

第2 道路の応急復旧等

《実施担当部局》

調査復旧部

1 道路啓開^(注)作業

道路について早急に被害状況を把握し、緊急輸送道路など優先順位の高い道路から、障害物の除去、応急復旧等を行い道路機能を確保する。

(注) 道路啓開：P3-40 参照。

(1) 道路啓開作業等の実施手順

- ア 調査復旧部は、関係業者等の応援を得て、道路・橋梁等の被災調査及び応急復旧の検討を行う。
- イ 調査復旧部は、復旧範囲を決定した上で、市内の建設業協同組合等の応援を得て応急復旧工事を実施する。
- ウ 調査復旧部は、作業範囲を決定した上で、市内の建設業協同組合等の応援を得て啓開作業を実施する。
- エ 道路啓開作業用資機材は、資機材を保有する業者等から調達する。

2 道路上等の災害廃棄物の処理

災害発生直後においては、道路上等の障害物と混在して家屋の倒壊・焼失等から生じる災害廃棄物（家具、廃材等）が搬出・集積されることが予想され、緊急車両の通行及び応急活動への障害を排除する範囲で、調査復旧部が衛生部と協力して収集及び処理を行う。

第3 海上・漁港等の応急復旧

港湾等の被害状況を把握するとともに、海上輸送路を確保するため、「津波等災害時における田辺市が管理する漁港区域の啓開作業等協力に関する協定」に基づき支援を要請するなど、応急復旧を行い機能を確保する。

第7節 環境保全対策

《実施担当部局》

救護部、調査復旧部

《対策の体系》

環境保全対策 — 緊急汚染調査
— 建築物の解体等に伴う対策

《対策の展開》

第1 緊急汚染調査

1 現地調査及び指導

被災により有害物質が漏えいした場合、大きな環境汚染のおそれがある主要工場については、災害発生後できる限り速やかに電話、現地確認その他の方法により緊急調査を行う。また、必要に応じて適切な措置を講ずるよう指導する。

2 関係機関との協議

災害が発生した場合の大気・水などの環境調査について、その都度国・県・関係機関等と協議して実施する。

第2 建築物の解体等に伴う対策

1 粉塵飛散防止対策

建築物の解体作業現場における粉塵飛散防止対策として、シート等でのカバーや解体作業中の散水等、必要な措置を講じるよう指導する。

2 アスベスト飛散防止対策

「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（環境省）」等を参考に、注意喚起及び応急的なアスベスト飛散・ばく露防止対策を講じる。

- (1) 解体・撤去工事を行う請負事業者は、当該建築物が吹付けアスベストを使用している可能性のある建築物か否かを調査確認し、その結果を市に報告する。また、アスベストを使用する建築物等の解体にあたっては、大気汚染防止法、労働安全衛生法等による届出を行わなければならない。

(2) 吹付けアスベスト使用建築物又は吹付けアスベストの使用の有無が確認できない建築物については、次の対策を講ずる。

ア 事前に除去できる場合は、事前に除去するなどの補修対策を実施する。

イ 事前に除去できない場合及び使用の有無が確認できない場合は、薬剤の散布による固化又は散水の実施により作業を行う。

ウ 全壊した建物で、飛散のおそれがある場合は、直ちにシートによる囲い込みを行う。

(3) 吹付けアスベスト使用建築物又は吹付けアスベストの使用の有無が確認できない建築物について、解体・撤去工事が完了したときは、市に報告する。

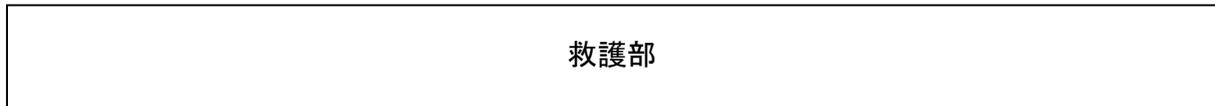
3 がれき等の搬出時の飛散防止対策

がれき等の搬出を行う車両については、運搬時の荷台シートカバーを義務付けるとともに、その他知事が定める作業基準が守られるよう必要な措置を講ずる。

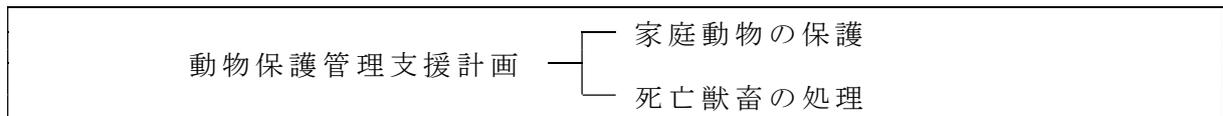
※ 別途田辺市災害廃棄物処理計画により定める。

第8節 動物保護管理支援計画

《実施担当部局》



《対策の体系》



《対策の展開》

第1 家庭動物の保護

1 避難所等における被災動物の飼養者への支援

市は、県と連携し、避難所運営マニュアルに基づき確保する避難所の飼養場所において、飼養者自身が動物を適切に飼養管理し、動物の愛護及び環境衛生の維持に努められるよう支援する。

ア 避難所での動物の飼養状況の把握

イ 飼養されている動物に対する資材及び餌の提供

ウ 動物愛護ボランティアの派遣

エ 飼養困難な動物の一時保管（必要に応じて、臨時動物一時預り施設を一定期間設置）

オ 動物の所有者や里親探しのための情報の収集・提供

カ ペット動物に関する相談の実施

キ 動物に関する寄付金の管理・配分

ク 県外からの受援体制の確保

2 放浪動物の保護収容

災害後、被災により、飼育されていた犬等が放浪することによる市民への危害発生を防止するため、これら放浪動物の保護収容等の対策については、県環境生活部、県獣医師会、動物愛護団体・ボランティア等と連携・協力して行う。具体的な対策については、その都度関係機関と協議して決めるが、おおむね以下を目安として行う。

(1) 放浪動物の保護収容

(2) 避難施設で飼育されている動物に対する餌の配布

(3) 負傷している動物の収容・治療

(4) 飼養困難な動物の一時保管及び所有者の捜索又は新たな飼養者の募集

(5) その他動物に対する相談の受付

第2 死亡獣畜の処理

1 処理責任者

災害によって死亡した獣畜は、占有者が処理することを原則とする。ただし、占有者が占有の意思を放棄した死亡獣畜や自らの資力でこれを処理できない場合は、市が収集・処理を行う。

2 処理方法

死亡獣畜発見者から連絡を受けたときは、直ちにその状況を調査し、必要に応じて家畜にあつては、家畜伝染病予防法に基づき検案を受けるとともに、消毒その他の衛生処理を実施する。

死亡獣畜は直ちに収集し、次に掲げる関係機関と協議の上、定められた方法により焼却又は埋却する。

- (1) 犬猫等の場合・・・田辺保健所
- (2) 家畜の場合・・・紀南家畜保健衛生所、田辺保健所

第9節 義援金及び救援物資の募集・配分

《実施担当部局》

救護部、調達配給部

《対策の体系》

義援金及び救援物資の募集・配分 — 義援金
救援物資

《対策の展開》

第1 義援金

義援金は、次の方法によって募集配分する。

1 義援金の募集

義援金の募集は、県、市町村、日本赤十字社和歌山県支部、和歌山県共同募金会、報道機関等により募集するものとする。

募集期間は1か月とし、災害の規模により延長することができる。

2 義援金の受入れ

救護部は、本庁舎及び各行政局に義援金の受入れ窓口を開設し、寄託者から義援金を受領したときは受領書を発行し、義援金受付簿（資料編6-18(P資6-45)）に記録しておくものとする。

3 金銭の管理

(1) 市が受領した義援金は、県、市町村、日本赤十字社和歌山県支部、和歌山県共同募金会、報道機関等の募集機関、被災地関係者、学識経験者等により組織される配分委員会（以下「配分委員会」という。）に、速やかに管理換えする。

(2) 配分委員会が組織されるまで、現金の領収保管は県の会計部会計班（会計課）が行うこととなっているが、管理換えまでの間における現金は銀行預金等確実な方法で保管管理するとともに、現金出納簿に出納の状況を記録し経理するものとする。

(3) 預金に伴う利子収入は義援金に含めて扱うものとする。

4 義援金の管理・配分

(1) 義援金の管理・配分は、配分委員会で協議の上、実施するものとする。

- (2) 救護部は、配分委員会の配分方針に従い、所定の手続きを経て被災者に配分する。
- (3) 総合調整部広報班、支部調整部総務広報班は、被災者に対して配分に関する広報を行う。

5 費用

義援金の募集・配分等に要する経費は、市において負担するものとする。ただし、募集・配分の規模により、配分委員会において協議することができる。

第2 救援物資

救援物資は次の方法によって、募集・配分する。

1 救援物資の募集

- (1) 調達配給部は、避難施設等における不足物資のリストを集約し、報道機関を通じて募集依頼を行う。
- (2) 募集依頼を行う場合は、必要とする物資の内容、量、送付方法等について明確な情報を提供するとともに、次の事項に配慮してもらうよう要請する。
 - ア 救援物資は荷物を開閉するまでもなく物資名、数量が分かるように表示すること
 - イ 複数の品目を混在しないこと
 - ウ 近隣で協力者のある場合はその方々と連絡を図り、小口の救援物資を避けること
 - エ 食料は腐敗のおそれがあるので、可能な限り必要な物資又は義援金としてお願いすること

2 救援物資の受入れ

調達配給部は、本庁舎又は田辺スポーツパークに救援物資の受入窓口を開設し、寄託者から救援物資を受領したときには、受領書を発行し、物資調達・輸送調整等支援システムにより、又は、救援物資受付簿（資料編6-19(P資6-47)）に記録しておくものとする

3 配分の基準

配分の基準は特に定めず、その時の実情を十分配慮して、それぞれの目的に沿い、効率的な配分を個々に検討して行うものとする。

4 配分方法

- (1) 県及び郡単位機関から配分割等を受けた救援物資、また田辺市において受け付けた救援物資は、県における配分の方法を参考とし、民生委員その他関係者の意見を聴き、避難所の状況を把握しながら実情に即して配分するものとする。
- (2) 配分にあたっては、高齢者や障害者などの要配慮者を最優先するものとする。

5 配分の時期

配分はできる限り受付又は引継ぎを受けた都度行うことを原則とするが、救援物資が少量時の配分は、世帯別に困難であり、輸送あるいは労力等経費の浪費となるので、一定量に達したときに行う等配分の時期に十分留意して行うものとする。ただし、腐敗変質のおそれのある物資については速やかに適宜の処置を行うものとする。

6 救援物資の処理

配分を済ませ、必要がないと認められる物資については、適宜処分するものとする。

7 費用

救援物資の配分等に要する経費は、市が負担するものとする。ただし、配分の規模により、配分委員会において協議することができる。

第10節 被災者支援対策

《実施担当部局》

救護部、調査復旧部、消防部、総合調整部、調整部

《対策の体系》

被災者支援対策

- り災証明書の発行
- 被災者台帳の整備
- 被災者生活再建支援法の適用
- 災害弔慰金等の支給等
- 租税等の徴収猶予及び減免等

《対策の展開》

第1 り災証明書の発行

1 被害調査と被災台帳の作成

市は、県が行う被害の調査に協力する。また、市長は、各種の被災者への支援措置を早期に実施するため、被災状況を調査の上、被災台帳を整備する。

- (1) 調査復旧部は、各部からの情報と固定資産税課税台帳及び住民基本台帳から全被災世帯の被災台帳を作成し、被害の総合的な把握に努めるものとする。
- (2) 調査復旧部は、住家等被害判定調査等の調査結果に基づき、必要事項を登録する。

2 り災証明書の発行

り災証明書は、災害救助法による各種施策や市税等の減免を実施するにあたって必要とされる被害程度について、被災者の応急的、一時的な救済を目的に、市長又は消防署長（火災によるものに限る）が確認できる程度の被害について行うものとする。

(1) り災証明の対象

り災証明は、災害対策基本法第2条第1項に規定する災害により被害を受けた家屋について、以下の項目の証明を行うものとする。なお、家屋以外のものがり災した場合において必要があるときは、市長が行うり災届出証明で対応する。

- ア 全壊、流失、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、床上浸水、一部損壊、床下浸水
- イ 火災による全焼、半焼、水損

(2) り災証明書（資料編6-20(P資6-50)）の発行

り災証明書は、り災証明の対象となる家屋の所有者、占有者及び一時滞在者の申請に基づき、市長又は消防署長が作成したり災証明書をこれらの者に発行する。

(3) り災届出書（資料編6-20(P資6-53)）の発行

り災届出証明書は、被害調査の対象としなかったもの（調査もれ含む）で補修してしまっており、り災状況が確認できない場合で、後日、り災証明の請求があったものについては、申請人の申し立てに基づく、り災届出証明書を発行する。また、以下の項目の証明も行うものとする。

- ア 一部損壊程度以下の家屋の被害及び家財道具等の被害
- イ 家屋に付属する営業用の減価償却資産に該当する看板等（営業用の商品等の証明は行わない）

第2 被災者台帳の整備

被災者支援について支援漏れや手続きの重複をなくし、中長期にわたる被災者支援を総合的かつ効率的に実施するため、個々の被災者の被害状況や支援状況、配慮事項等を一元的に集約する被災者台帳を整備する。

第3 被災者生活再建支援法の適用

暴風・豪雨・洪水・高潮等の自然災害により被災した世帯に対して生活の再建を支援するため、被災者生活再建支援法に基づき支援金（資料編7-8（P資7-14））を支給し、被災者の生活の安定と被災地の速やかな復興を促進する。

1 被災者生活再建支援法の適用基準等

（1）対象となる自然災害

暴風・豪雨・洪水・高潮、地震等の自然災害により生じた被害が、次に該当するに至った場合（火災・事故等人為的な原因により生じた被害は含まれないが、該当起因が自然現象によるものは対象となる。）

- ア 災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害（同条第2項のみなし規定により該当することとなるものを含む。）が発生した場合
- イ 市内で10以上の世帯の住宅が全壊した場合
- ウ 県内で100以上の世帯の住宅が全壊した場合
- エ 県内の市町村でア又はイの被害が発生し、市内で5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した場合
- オ 隣接する県でウ又はエに該当する被害が発生し、アからウに該当する被害が発生した市町村と隣接する場合で、市内で5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した場合
- カ ウ又はエに該当する都道府県が複数ある場合で、市内で5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した場合

(2) 支援金の支給対象

上記(1)に該当する自然災害により、

- ア 住宅が全壊した世帯、あるいは住宅が半壊し、又は敷地に被害が生じ、やむなく解体した世帯、災害による危険な状態が継続し、居住不可能な状態が長期間継続している世帯
- イ 居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（大規模半壊世帯）
- ウ 居住する住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯（中規模半壊世帯）

(3) 支援金の支給額

支援金の支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。

ア 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	全壊・解体・長期避難 (上記(2)アに該当)	大規模半壊 (上記(2)イに該当)	中規模半壊 (上記(2)ウに該当)
支給額	100万円	50万円	—

イ 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建方法		建設・購入	補修	賃貸 (公営住宅以外)
支給額	全壊・解体・長期避難 大規模半壊 (上記(2)ア、イに該当)	200万円	100万円	50万円
	中規模半壊 (上記(2)ウに該当)	100万円	50万円	25万円

※ 世帯人数が1人の世帯（以下、「単数世帯」という。）の場合は、各該当欄の金額の3/4の額

※ 加算支援金のうち、2以上に該当するときの支援金の額は、最も高いものとする。

※ 特定長期避難世帯には、特例として、法で規定する額に70万円（単数世帯は52.5万円）を加算する。ただし、支援金額の合計は300万円（単数世帯は225万円）を超えることはできない。

(4) 住宅の被害認定

被害認定について、統一基準 [災害の被害認定基準の統一について（平成13年6月28日内閣府政策統括官（防災担当）通知により改正）] [災害に係る住家の被害認定基準運用指針R6.5改訂（内閣府防災担当）]により市町村が行い、県はその取りまとめを行うこととする。

2 支援金の支給手続き

市長は、被災者からの申請書類を十分に確認後、支給対象額を算定し、関係書類を添付の上、県に提出する。

第4 災害弔慰金等の支給等

市は、「災害弔慰金の支給等に関する条例」に基づき、災害により被害を受けた者に対し、災害弔慰金及び災害障害見舞金等の支給や災害援護資金等の融資を行い、被災者の早期立ち直りを図り、併せて生活の安定化を促進する。

1 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給（資料編7-9(P資7-15)）

市長は、「災害弔慰金の支給等に関する条例」の定めるところにより、一定規模以上の自然災害により死亡した場合、遺族に対して災害弔慰金を支給し、災害による負傷や疾病が治った後に身体又は精神に障害が残った場合、その者に対して災害障害見舞金を支給する。

2 災害援護資金の貸付け（資料編7-9(P資7-15)）

市長は、災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して「災害弔慰金の支給等に関する条例」に基づき、その生活の建て直しに資するため災害援護資金の貸付けを行う。

3 災害見舞金の支給（資料編7-10(P資7-16)）

市長は、災害のための住家が全壊又は半壊となった場合等、その市民に対して「田辺市災害見舞金支給規程」に基づき見舞金を支給する。

4 生活福祉資金の貸付け（資料編7-11(P資7-17)）

県社会福祉協議会は、「生活福祉資金貸与制度要綱」に基づき被災した低所得者を対象に自立更生を目的として必要な資金を貸し付ける生活福祉資金貸付事業を行う。

第5 租税等の徴収猶予及び減免等

被災した納税義務者等に対し、地方税法等の関係法令又は市条例によって、納期限の延長、徴収猶予及び減免等の緩和措置をそれぞれの実態に応じ適切に対応する。

1 市税の納税緩和措置

(1) 納期限の延長

被災した納税義務者等が期限内に申告その他書類の提出又は市税の納付若しくは納入することができないと認められるときは、次の方法により当該期限を延長する。

ア 災害が広域にわたる場合は、市長が職権によって適用の地域、期日、その他必要な事項を指定する。

イ その他の場合、災害が治まった後、速やかに被災した納税義務者等による申請があったときは、市長が納期限を延長する。

(2) 徴収猶予

被災した納税義務者等が市税を一時に納付し、又は納入することができないと認められるときは、その者の申請に基づき1年以内の期間を限り徴収を猶予する。

なお、やむを得ない理由があると認められるときは、さらに1年以内の延長を実施する。

(3) 減免

被災した納税義務者に対し、該当する各税目について次によって減免を実施する。

ア 市民税

災害により財産に損害を被った場合、一定の基準により市民税を減免する。

イ 固定資産税、都市計画税

所有する固定資産が、災害により一定の基準を超える損害を被った場合、固定資産税、都市計画税を減免する。

ウ 軽自動車税

所有する軽自動車が、災害により一定の基準を超える損害を被った場合、軽自動車税を減免する。

2 国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の徴収猶予及び減免

(1) 徴収猶予

市又は和歌山県後期高齢者医療広域連合は、災害により納税義務者又は被保険者が国民健康保険税、介護保険料又は後期高齢者医療保険料を一時に納付することができないと認められるときは、その納付することができないと認められる金額を限度として、その者の申請に基づき、1年以内の期間を限り、その徴収を猶予する。なお、やむを得ない理由があると認められるときは、さらに1年以内の延長を実施する。

(2) 減免

市又は和歌山県後期高齢者医療広域連合は、災害により居住する家屋等が全壊（全焼）、半壊（半焼）及び床上浸水の損害を被り、生活が著しく困難となった場合、納税義務者又は被保険者の申請に基づき、国民健康保険税、介護保険料又は後期高齢者医療保険料を減免する。

3 国民健康保険一部負担金の徴収猶予及び減免

(1) 徴収猶予

災害により生活が困窮し、一部負担金を支払うことが困難と認められるときは、世帯主の申請に基づき、その事由により、6か月以内の期間を限って、一部負担金の徴収猶予を行うことができる。

(2) 減免

災害により生活が困窮し、一部負担金を支払うことが困難と認められるときは、世帯主の申請に基づき、その事由により、6か月以内の期間を限って、一部負担金の減免を行うことができる。

4 介護保険一部負担金の徴収猶予及び減免

災害により、居住する家屋等が床上浸水又はこれに相当すると認められる損害以上の被害を受けた場合、被災財産に対し、支払われる損害保険金等が、当該被災財産の損失額の、5分の4に満たない場合、損害の程度により、3ヶ月又は市長が必要と認める期間に限り、一部負担金を減額又は免除する。

5 後期高齢者医療一部負担金の徴収猶予及び減免

(1) 徴収猶予

和歌山県後期高齢者医療広域連合は、災害により一部負担金を支払うことが困難であると認められる被保険者に対し、徴収を猶予することができる。

(2) 減免

和歌山県後期高齢者医療広域連合は、徴収猶予の対象者のうち、次のいずれかに該当するものに限り、6か月以内の期間を限って、一部負担金を減額又は免除することができる。

ア 被保険者が居住する家屋が半壊以上の損害を受けたとき

イ 被保険者の属する世帯の世帯主及び世帯員の収入及び預貯金の額の合計額が一定の基準以下であるとき

6 国民年金保険料の免除

被災した年金加入者又はその世帯員が災害によって財産に損害を受け、保険料を納付することが困難な事情にあるときは、申請に基づき、内容を審査の上、知事に免除申請を進達する。

7 保育料・授業料等の減免及び徴収猶予

災害によって損害を受けた場合は、その損失の程度などに応じて、市立保育所の保育料及び市立幼稚園の授業料を減免する。また、保育料にあたっては、徴収猶予を行うことができる。

8 使用料、手数料等の減免

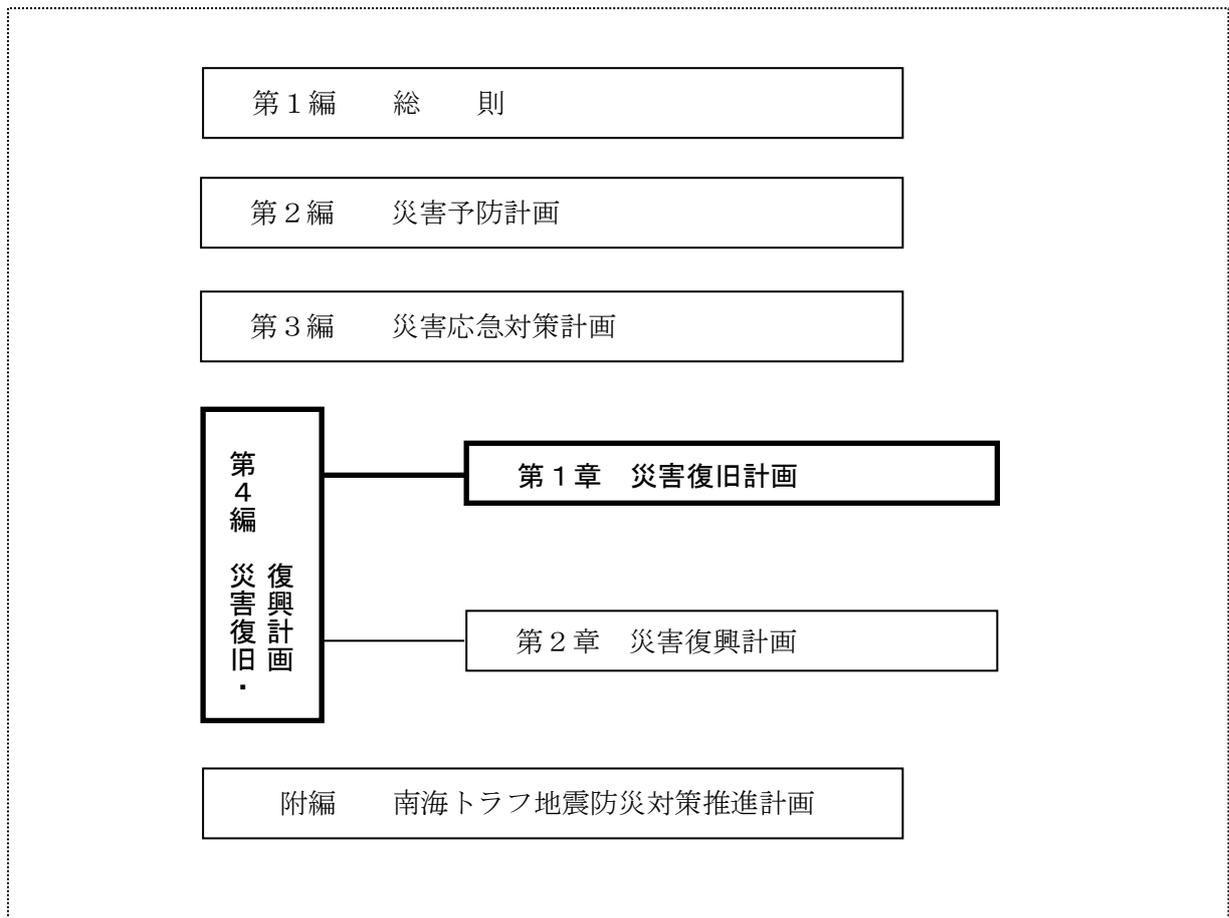
使用料、手数料等については、該当条例及び規則等での減免規定に基づき減免を行うものとする。

第4編 災害復旧・復興計画

第1編	総	則
第2編	災害	予防計画
第3編	災害	応急対策計画
第4編	災害	復旧・復興計画
附編	南海	トラフ地震 防災対策推進計画
資	料	編

第1章	災害復旧計画	4- 1
第2章	災害復興計画	4- 7

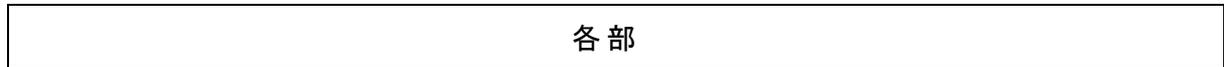
第1章 災害復旧計画



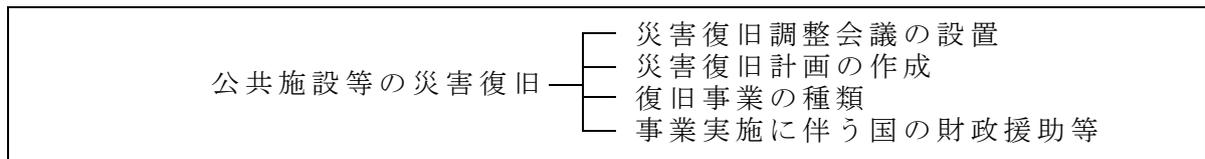
第1節	公共施設等の災害復旧	4- 2
第2節	激甚災害の措置	4- 5

第1節 公共施設等の災害復旧

《実施担当部局》



《対策の体系》



方 針

市は、庁内部局間の連携のもと災害応急対策を講じた後に被害の程度を調査・検討し、県の各部と連携・協力して、被災者の生活再建支援を図るとともに、それぞれが所管する公共施設に関する災害復旧事業計画を速やかに作成し、災害の再発防止に努めなければならない。また、大災害が発生した場合の復旧については、労働力の不足、資材の払底等によって工事が円滑に実施できないことも予想されるので、このような事態を想定して、十分検討しておかなければならない。

計 画

第1 災害復旧調整会議の設置

被災後の迅速な災害復旧に関し、庁内部局間の連携を図り、被災地域の復旧を速やかに推進するため、災害復旧調整会議を設置する。

第2 災害復旧計画の作成

復旧事業計画の作成にあたっては、被災の原因、被災状況等を的確に把握し各施設の原形復旧にとどまらず、改良復旧又は関連事業の採用を積極的に働きかけ、資金の性格にとらわれず、効果的、経済的な配慮を盛り込むなど、関係機関と十分連絡調整を図り、綿密周到な計画の樹立に努めるものとする。

第3 復旧事業の種類

災害復旧事業計画の種類は以下のとおりである。

- 1 公共土木施設災害復旧事業計画
 - (1) 河川公共土木施設復旧事業計画
 - (2) 海岸公共土木施設復旧事業計画
 - (3) 砂防設備復旧事業計画
 - (4) 林地荒廃防止施設復旧事業計画
 - (5) 地すべり防止施設復旧事業計画
 - (6) 急傾斜地崩壊防止施設復旧事業計画
 - (7) 道路公共土木施設復旧事業計画
 - (8) 港湾公共土木施設復旧事業計画
 - (9) 漁港公共土木施設復旧事業計画
 - (10) 下水道施設復旧事業計画
- 2 農林水産業施設災害復旧事業計画
- 3 都市災害復旧事業計画
- 4 水道施設災害復旧事業計画
- 5 住宅災害復旧事業計画
- 6 社会福祉施設災害復旧事業計画
- 7 公共医療施設、病院等災害復旧事業計画
- 8 学校教育施設災害復旧事業計画
- 9 社会教育施設災害復旧事業計画
- 10 文化財災害復旧事業計画
- 11 その他の災害復旧事業計画

第4 事業実施に伴う国の財政援助等

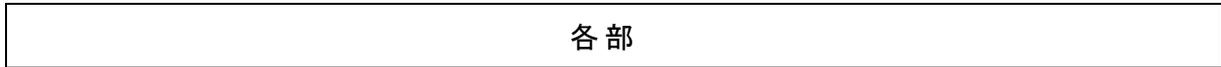
災害に対する国の財政措置は次のとおりである。

- 1 国庫補助及び国の財政措置
 - (1) 公共土木施設災害復旧・・・公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法によるもの
 - (2) 農林水産施設災害復旧・・・農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律によるもの
 - (3) 公立学校施設災害復旧・・・公立学校施設災害復旧事業費国庫負担法によるもの
 - (4) 公営住宅の建設・・・・・・公営住宅法によるもの
 - (5) 都市施設災害復旧・・・・・・都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針によるもの

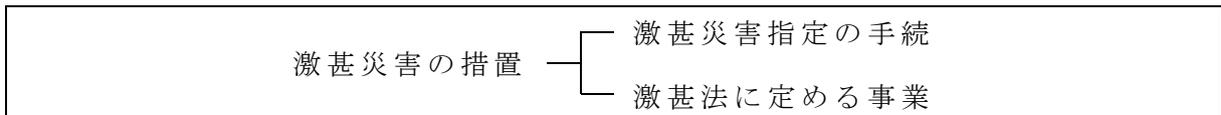
- 2 地方債に基づく措置
- 3 地方交付税に基づく措置
- 4 激甚災害時の特別財政措置

第2節 激甚災害の措置

《実施担当部局》



《対策の体系》



方針

甚大な被害が発生した場合において、迅速に「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号。以下「激甚法」という。）による援助、助成等を受けて適切な復旧計画を実施する。

計画

第1 激甚災害指定の手續

1 激甚災害に関する調査

各部局は、大規模な災害が発生した場合、激甚災害指定基準及び局地激甚災害指定基準を考慮して、災害状況等を調査し県に報告する。

2 特別財政援助の交付手續

市長は、激甚災害又は局地激甚災害の指定を受けたときは、速やかに特別財政援助額の交付に関わる調書を作成し、和歌山県の関係部局に提出する。

第2 激甚法に定める事業

1 激甚災害に関わる財政援助措置の対象は次のとおりである。

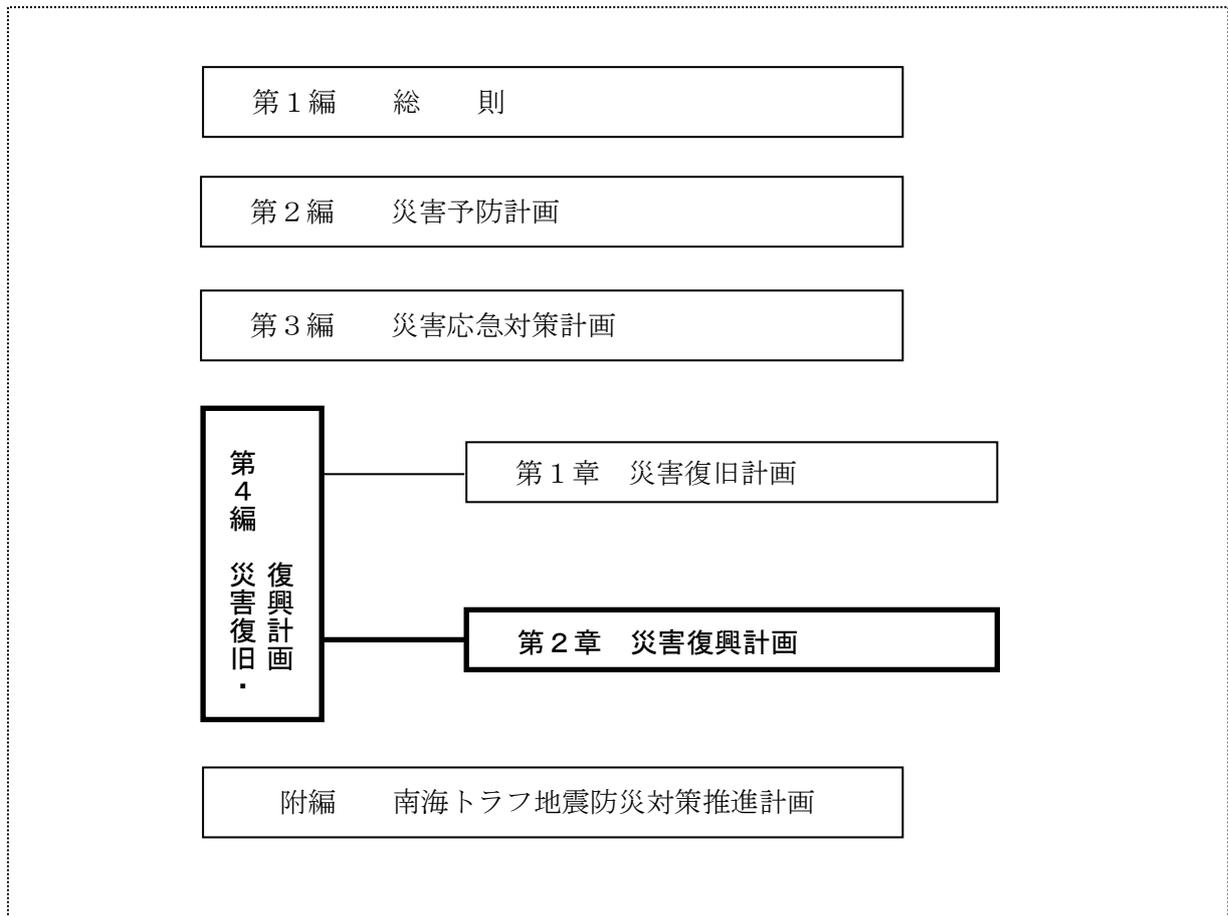
(1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- ア 公共土木施設災害復旧事業
- イ 公共土木施設災害関連事業
- ウ 公立学校施設災害復旧事業
- エ 公営住宅災害復旧事業
- オ 生活保護施設災害復旧事業

- カ 児童福祉施設災害復旧事業
 - キ 老人福祉施設災害復旧事業
 - ク 身体障害者更生援護施設災害復旧事業
 - ケ 知的障害者援護施設災害復旧事業
 - コ 婦人保護施設災害復旧事業
 - サ 感染症指定医療機関災害復旧事業
 - シ 感染症予防事業
 - ス 堆積土砂排除事業(公共的施設区域内・公共的施設区域外)
 - セ 湛水排除事業
- (2) 農林水産業に関する特別の助成
- ア 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
 - イ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
 - ウ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
 - エ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
 - オ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
 - カ 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助
 - キ 共同利用小型漁船の建造費の補助
 - ク 森林災害復旧事業に対する補助
- (3) 中小企業に関する特別の助成
- ア 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
 - イ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
- (4) その他の特別の財政援助及び助成
- ア 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
 - イ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
 - ウ 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
 - エ 母子及び寡婦福祉資金に関する国の貸付けの特例
 - オ 水防資材費の補助の特例
 - カ 罹災者公営住宅建設事業に対する補助の特例
 - キ 産業労働者住宅建設資金融通の特例
 - ク 公共土木施設、公立学校施設、農地・農業用施設及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助
 - ケ 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

※ 激甚災害指定基準及び局地激甚災害指定基準は「資料編7-12(P 資 7-18)」を参照

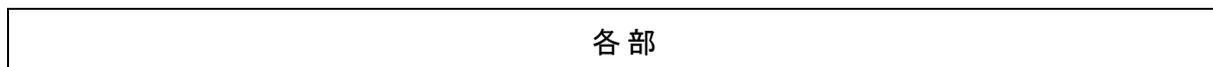
第2章 災害復興計画



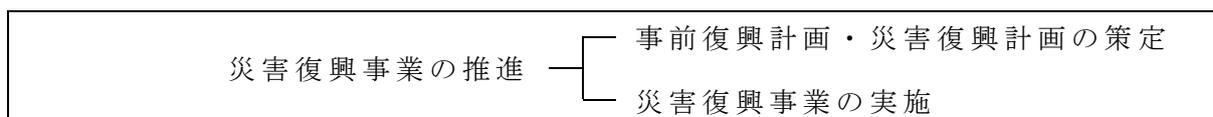
第1節	災害復興事業の推進	4-8
第2節	住宅の確保	4-10
第3節	中小企業の復興支援	4-12
第4節	農林漁業の復興支援	4-13

第1節 災害復興事業の推進

《実施担当部局》



《対策の体系》



方針

被災地の復興は、被災者の生活再建を支援し、再度の被災防止に配慮した施設復旧を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりをめざす。具体的には、災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決を計画的に推し進めるため、復興計画を作成し市民の理解を求めながら、市民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。

計画

第1 事前復興計画に基づいた災害復興計画の策定

大規模災害により市域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合、被災地域の災害復興は、都市構造や産業基盤の改変を要するような大規模事業となる。

発災時には、策定した事前復興計画に基づき、具体的な災害復興計画を策定し、関係機関の諸事業を調整しつつ計画的かつ速やかに復興を進める。

1 復興目標年度の設定

計画の復興目標年度は、災害の規模を勘案し、早期に決定する。

2 復興計画策定の留意点

- (1) 市街地復興に関する計画、産業復興に関する計画、生活復興に関する計画及びその事業手法、財源確保、推進体制に関する事項について定める。
- (2) 市民の生活安全と環境保全に配慮した防災まちづくりを実施するため、市民に対して、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続き、スケジュール、市民側での各種選択肢、施策情報の提供などを行い、計画作成段階で復興後のあるべき姿を明確にして、市民の理解を求め、将来に悔いのないまちづくりを目指すよう努める。

第2 災害復興事業の実施

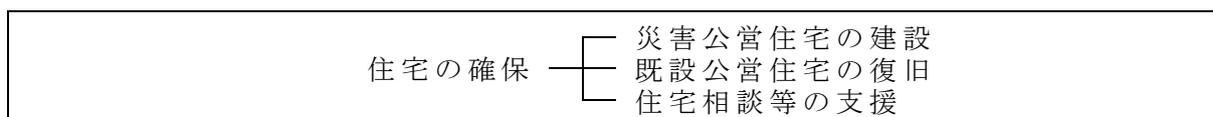
市は、県及び関係機関・団体並びに市民・事業所と協力して、災害復興計画に基づき災害復興事業を推進する。なお、事業の計画的な推進のため、必要に応じて庁内に災害復興に関する部署の設置を検討する。

第2節 住宅の確保

《実施担当部局》

建設部

《対策の体系》



方針

応急住宅対策に引き続いて、被災者の恒久的な住宅確保支援策として、必要に応じて災害公営住宅の建設、既設公営住宅等への特別入居等を行う。また、復興過程における被災者の居住の安全を図るため、公営住宅等の空家の活用、仮設住宅等の提供等により支援する。

計画

第1 災害公営住宅の建設

災害公営住宅は、大規模な災害が発生し、住宅の被害が次の各号のいずれかに該当する場合に、低所得者被災世帯のため国庫から補助（割当）を受けて県又は市が建設し、入居させるものとする。入居条件については公営住宅法による。

- 1 災害（火災を除く）により、住宅が滅失した場合で、その滅失戸数が被災地全域で500戸以上のとき又は市の区域内の滅失戸数が200戸以上のとき、若しくは滅失戸数が市の区域内の住宅戸数の10%以上のとき
- 2 火災により住宅が滅失した場合（同一期に同一場所で発生したとき）で、その滅失戸数が、被災地全域で200戸以上とき又は滅失戸数が市の区域内の住宅戸数の10%以上のとき

第2 既設公営住宅の復旧

既設公営住宅の復旧は、災害（火災にあつては、地震による火災に限る。）により公営住宅又は共同施設が滅失し、又は著しく損傷した場合において、事業主体が国庫から補助を受けて復旧するものとする。国庫補助適用の基準等については、公営住宅法による。

第3 住宅相談等の支援

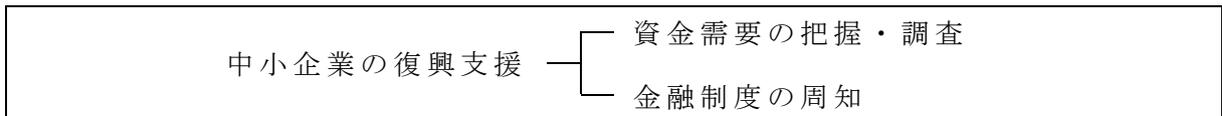
- 1 市は、県と連携して住宅相談窓口を開設し、住宅の応急復旧の技術指導及び融資制度の利用等について、市民からの相談に応ずる。
- 2 市は、県と協力・連携し、住宅金融支援機構が住宅金融支援機構法に基づき行う被災者向け低利融資の制度適用が、該当する市民に対し迅速かつ円滑に行われるよう必要な措置を行う。

第3節 中小企業の復興支援

《実施担当部局》

商工観光部

《対策の体系》



方針

災害により被害を受けた中小企業の再建を促進し、生産力の回復と経営の安定化を図るために、政府系金融機関及び一般金融機関の融資、信用保証協会による融資の保証等の対策が国・県によって講じられるが、市は、これらの対策が迅速かつ円滑に行われるよう国・県に要請するとともに、関係各部、関係機関、団体等の協力を得て、必要な周知活動を積極的に行う。

計画

第1 資金需要の把握・調査

市は、県が行う中小企業関係の被害状況の調査等について協力する。

第2 金融制度の周知

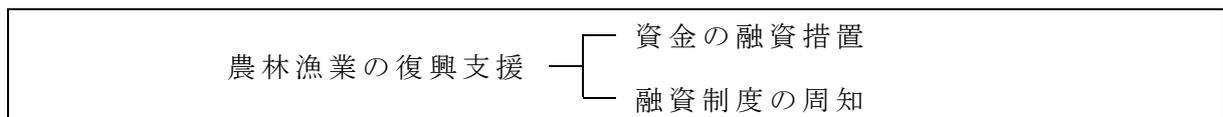
市は、商工会議所や商工会その他関係団体を通じて、国・県が行う金融上の特別措置、日本政策金融公庫が行う災害貸付け、商工組合中央金庫が行う特災利率の適用等の特別措置について中小企業に周知する。

第4節 農林漁業の復興支援

《実施担当部局》

農林水産部

《対策の体系》



方針

災害により被害を受けた農林漁業者又は組合等に対し復旧を促進し、農林漁業の生産力の回復と経営の安定化を図るため、県とともに政府系金融機関及び一般金融機関に特別の配慮を要請し、復旧・復興に必要な資金の融資が迅速かつ円滑に行われるよう対処するとともに、市は、これらの融資制度について周知する。

また、農業協同組合、漁業協同組合、森林組合等の協力を得て、被災した農林漁業関係者に対する融資適用を迅速かつ円滑に実施する。

計画

第1 資金の融資措置

市は、農業協同組合、漁業協同組合、森林組合等の協力を得て、被災した農林漁業関係者等に対する融資適用が、迅速かつ円滑に行われるよう措置する。

第2 融資制度の周知

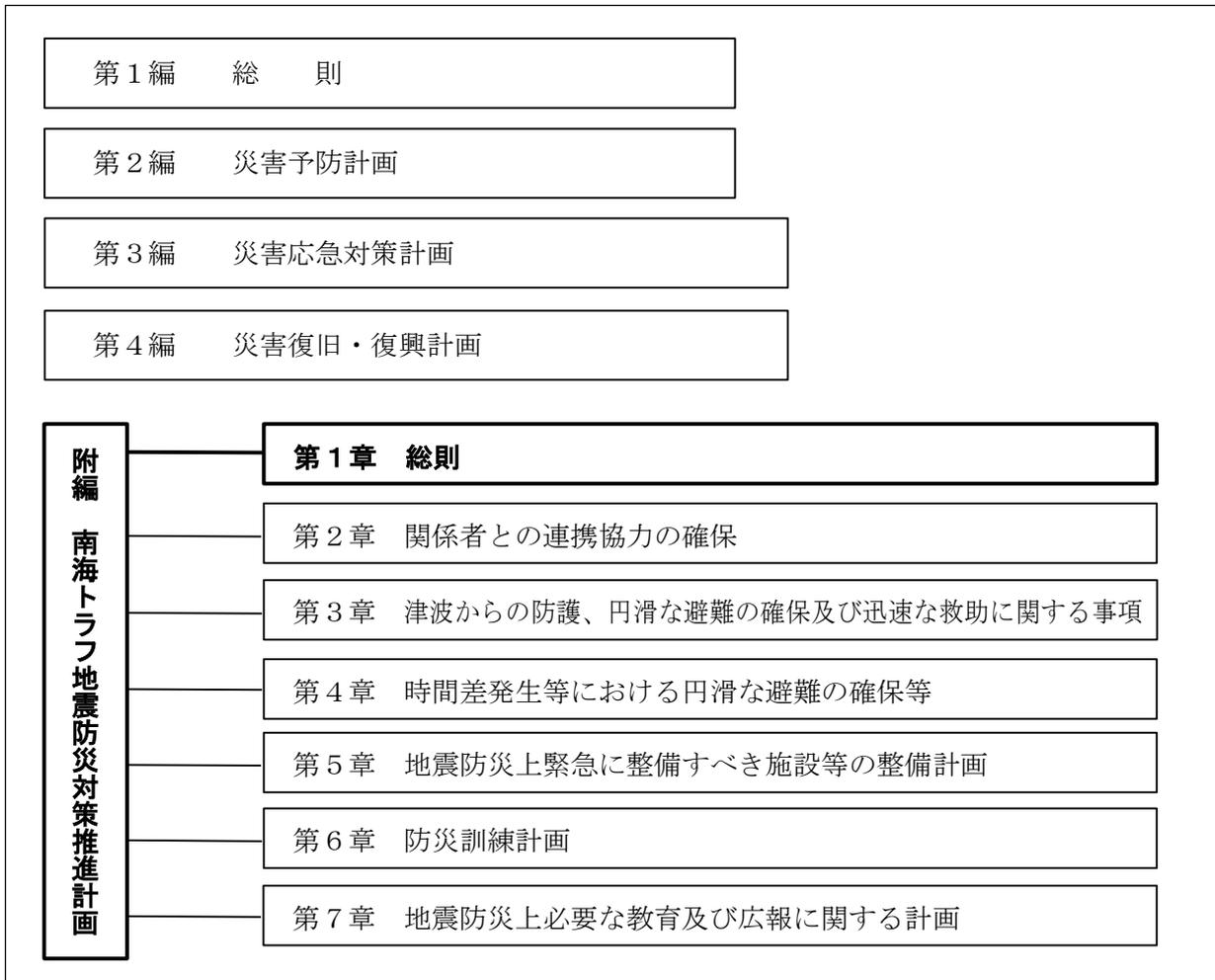
市は、関連協同組合等を通じて、国・県が行う災害により被害を受けた農林漁業者に対する融資制度について農林漁業者に周知する。

附編 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1編	総	則													
第2編	災	害	予	防	計	画									
第3編	災	害	応	急	対	策	計	画							
第4編	災	害	復	旧	・	復	興	計	画						
附編	南	海	ト	ラ	フ	地	震	防	災	対	策	推	進	計	画
資	料	編													

第1章	総則	附- 1
第2章	関係者との連携協力の確保	附- 3
第3章	津波からの防護、円滑な避難の確保及び 迅速な救助に関する事項	附- 5
第4章	時間差発生等における円滑な避難の確保等	附-14
第5章	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	附-22
第6章	防災訓練計画	附-25
第7章	地震防災上必要な教育及び広報に関する計画	附-27

第1章 総則



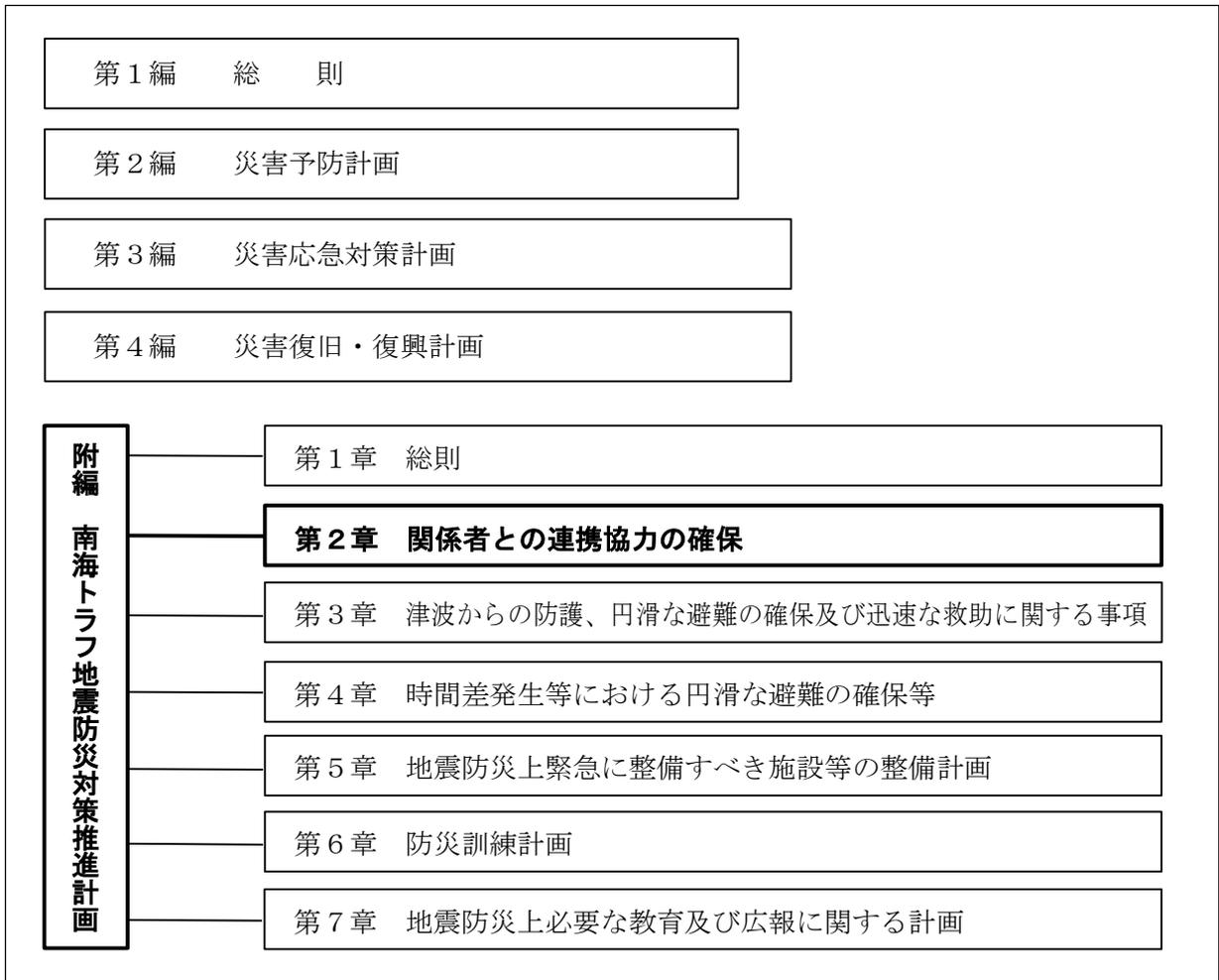
第1 推進計画の目的

この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「法」という。）第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域について、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

第2 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

田辺市及び田辺市の区域を管轄し、又は区域内に所在する県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、その他公共的団体及び防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱は、第1編第6章「防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱」に定めるところによる。

第2章 関係者との連携協力の確保



第1 資機材、人員等の配備手配

1 物資等の調達手配

- (1) 地震発生後に行う災害応急対策に必要な次の物資、資機材（以下「物資等」という。）が確保できるよう、あらかじめ物資の備蓄・調達計画を作成しておくものとする。

非常食料、毛布、アルミロールマット、タオル、簡易トイレ（し尿処理セット、トイレ用パーソナルテント、トイレトペーパーを含む）、発電機及び投光器、マスク、ごみ袋、防水シート

- (2) 市は、県に対して地域住民等に対する応急救護及び地震発生後の被災者救護のため必要な次の物資等の供給の要請をすることができる。

食料、飲料水、紙おむつ、乳児用ミルク、生理用品、簡易トイレ、毛布、ブルーシート等

2 人員の配置

市は、人員の配備状況を県に報告するとともに、人員に不足が生じる場合は、県等に応援を要請するものとする。

3 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

- (1) 防災関係機関は、地震が発生した場合において、田辺市地域防災計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、あらかじめ必要な資機材の点検、整備、配備等の計画を作成するものとする。

- (2) 機関ごとの具体的な措置内容は、機関ごとに別に定める。

第2 他機関に対する応援要請

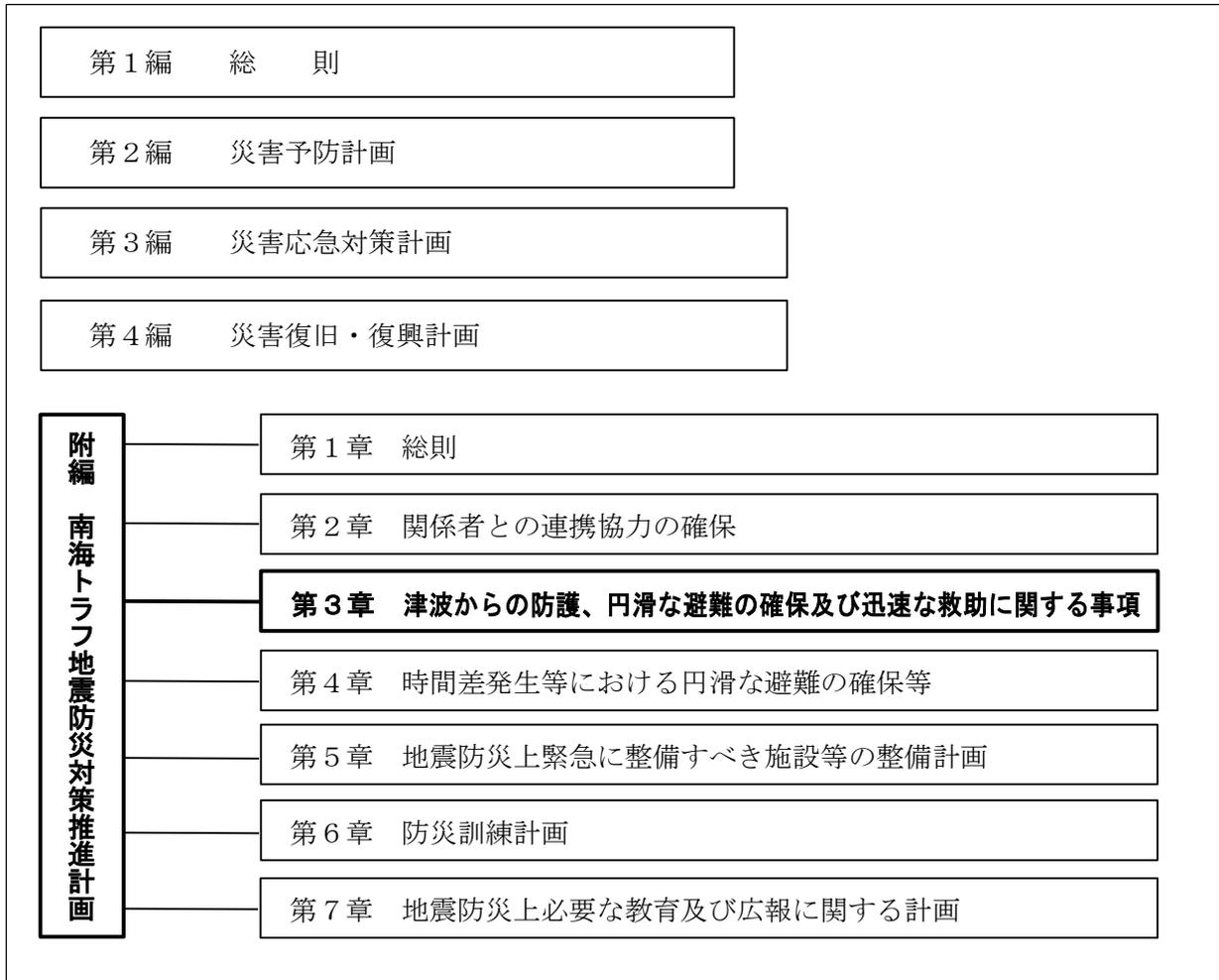
市が災害応急対策の実施のため必要な協力を得ることに関し、締結している応援協定は「資料編7-15（P資7-27）」のとおりである。

市は、必要があるときは応援協定に従い、応援を要請するものとする。

第3 帰宅困難者への対応

市は、「むやみに移動を開始しない」という基本原則を広報等で周知するほか、民間事業者との協力による一斉徒歩帰宅の抑制対策を進めるものとする。

第3章 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項



第1 津波からの防護

- 1 市又は堤防、水門等の管理者は、地震が発生した場合は直ちに、水門及び閘門の閉鎖、工事中の場合は工事の中断等の措置を講ずるものとする。また、内水排除施設等は、施設の管理上必要な操作を行うための非常用発電装置の整備、点検その他所要の被災防止措置を講じておくものとする。

- 2 市又は堤防、水門等の管理者は、次の計画に基づき、各種整備等を行うものとする。
 - (1) 堤防、水門等の点検方針・計画
地震発生時に迅速な対応ができるよう、定期的に施設の点検を実施するなど、施設管理の徹底を図るものとする。
 - (2) 堤防、水門等の整備
津波による被害を防止・軽減するため、水門及び閘門の自動化・遠隔操作化を推進するとともに、水門等の閉鎖に係る操作員の安全確保のための措置を講じるものとする。
 - (3) 水門等の管理体制・管理方法等の整備
水門及び閘門の閉鎖を迅速・確実にを行うため、管理体制の強化を図るとともに、地震発生から水門等の閉鎖に至るまでの手順を確立し、災害時には速やかに閉鎖できるよう、防災訓練等を通じて確認作業を行うなど、管理体制の徹底を図る。
 - (4) 津波により孤立が懸念される地域へのヘリポート、ヘリコプター臨時発着場等の整備の方針及び計画
津波により孤立が懸念される地域については、あらかじめ臨時ヘリポートとなりうる場所を確保しておくものとする。
 - (5) 防災行政無線の整備等の方針及び計画
防災行政無線等、防災情報ネットワークの整備については、第2編第2章第2節「災害情報網整備計画」に定めるところによる。

第2 津波に関する情報の伝達等

津波警報等の津波に関する情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担や連絡体制は、第3編第2章「情報応急活動」に定めるところによるほか、以下の事項にも留意する。

- (1) 津波に関する情報の地域住民等並びに防災関係機関に対する正確かつ広範な伝達
- (2) 船舶に対する津波警報等の伝達
- (3) 船舶、漁船等の固定、港外退避などの措置
- (4) 管轄区域内の被害状況の迅速・確実な把握
- (5) 通常使用している情報伝達網が地震動等の影響により寸断される可能性があること

第3 避難指示等の発令基準

地域住民に対する避難指示の発令基準は、第3編第3章第5節「応急避難対策」に定めるところによる。

第4 避難対策等

1 地震発生時において津波による避難の指示の対象となる地域は、レベル2の津波による浸水想定地域とし、その地域を含む大字を別表に示す。

なお、市は、レベル2の津波にも対応できる避難場所となる津波避難ビル等を適切に指定するほか、避難行動要支援者の避難支援のために必要に応じて行う屋内避難に使用する建物（耐震性が確保されているもの）を明示するものとする。

市は、地震発生時の建築物の倒壊や火災被害等の物的被害、それらに伴う人的被害の発生が懸念される木造住宅密集市街地において避難場所等を検討する場合は、必要に応じて延焼被害軽減対策等に取り組むものとする。

また、市は災害救助法の適用となる避難対策について、適切な対応を行うものとする。

■別表（避難対象地区）

上屋敷一丁目、上屋敷二丁目、上屋敷三丁目、中屋敷町、下屋敷町、新屋敷町、南新町、北新町、栄町、今福町、福路町、本町、紺屋町、片町、湊、磯間、末広町、高雄一丁目、高雄二丁目、高雄三丁目、東陽、扇ヶ浜、目良、江川、古尾、天神崎、上の山一丁目、上の山二丁目、下万呂、秋津町、稻成町、あけぼの、宝来町、東山一丁目、東山二丁目、文里一丁目、文里二丁目、神子浜一丁目、神子浜二丁目、芳養町、明洋一丁目、明洋二丁目、芳養松原一丁目、芳養松原二丁目、新庄町、中芳養、学園

2 市は、1に掲げる地区ごとに、次の事項について関係地域住民等にあらかじめ十分周知を図るものとする。

- (1) 地域の範囲
- (2) 想定される危険の範囲
- (3) 避難場所（屋内、屋外の種別）
- (4) 避難場所に至る経路
- (5) 避難の指示の伝達方法
- (6) 避難所にある設備、物資等及び避難所において行われる救護の措置等
- (7) その他避難に関する注意事項（集団避難、防火、防犯、持出品、服装、車の使用の禁止等）

- 3 市が、避難所の開設時における応急危険度判定を行う体制、各避難所との連絡体制、避難者リストの作成等に関し、あらかじめ準備する事項は、次のとおりとする。
 - (1) 応急危険度判定士の養成に努めるとともに、人員が不足する場合の応援体制を整えておくものとする。
 - (2) 第2編第2章第2節「災害情報網整備計画」に基づき、防災情報ネットワークの整備を推進するとともに、防災行政無線のアンサーバック機能や衛星携帯電話等の活用により避難所と市災害対策本部（支部）との連絡手段の多重化を図るものとする。
 - (3) 別に作成する田辺市避難所運営マニュアルにより、あらかじめ避難者世帯台帳等の様式を定めておくものとする。

- 4 市は、避難所を開設した場合に、当該避難所に必要な設備及び資機材の配備、食料等生活必需品の調達、確保並びに職員の派遣ができるよう、あらかじめ計画を作成しておくものとする。

- 5 地域の自主防災組織及び施設又は事業所の自衛防災組織は、避難の指示があったときは、あらかじめ定めた避難計画及び市災害対策本部の指示に従い、住民、従業員、入場者等の避難誘導のため必要な措置をとるものとする。

- 6 他人の介護等を要する者に対しては、支援を行う者の避難に要する時間に配慮しつつ、次の点に留意するものとする。
 - (1) 市は、あらかじめ避難行動要支援者名簿を作成し、必要に応じて関係者と情報共有するものとする。
 - (2) 津波の発生のおそれにより、市長より避難の指示が行われたときは、(1)に掲げる者の避難場所までの介護及び担送は、避難行動要支援者や避難支援等関係者等を含めた地域住民全体の合意によるルールを決め、計画を策定するものとし、市は自主防災組織に対して介護又は担送に必要な資機材の提供その他の援助を行うものとする。
 - (3) 地震が発生した場合、市は、(1)に掲げる者を収容する施設のうち自ら管理するものについて、収容者等に対し必要な救護を行うものとする。

- 7 市は、あらかじめ関係事業者と協議して、外国人、出張者等に対する避難誘導等の対応について定めるとともに、消防団や自主防災組織等との連携により、日本語が不慣れた外国人や地理に不案内な観光客等の避難誘導を行うものとする。

- 8 避難所における救護上の留意事項
 - (1) 市が避難所において避難者に対し実施する救護の内容は、次のとおりとする。
 - ア 収容施設への収容
 - イ 飲料水、主要食料及び毛布の供給
 - ウ その他必要な措置

(2) 市は、(1)に掲げる救護に必要な物資、資機材の調達及び確保を図るため、次の措置をとるものとする。

ア 流通在庫の引き渡し等の要請

イ 県に対する県及び他の市町村が備蓄している物資等の供給要請

ウ その他必要な措置

9 市は、居住者等が津波襲来時に的確な避難を行うことができるよう、津波避難に関する意識啓発のための対策を実施する。

10 市は、地域特性等を踏まえ、避難対象地域の指定、避難場所・避難路等の指定、津波情報の収集・伝達の方法、避難指示の具体的な発令基準、避難訓練の内容等を記載した津波避難計画を策定し、必要があるときは修正を行う。

第5 消防機関等の活動

1 市は、消防機関及び水防団が津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、次の事項を重点としてその対策を定めるものとする。

(1) 津波警報等の情報の的確な収集・伝達

(2) 津波からの避難誘導

(3) 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する支援

(4) 津波到達予想時間等を考慮した退避ルールの確立

2 1に掲げる措置を実施するため必要な動員、配備及び活動計画は、田辺市消防計画に定めるところによる。

3 水防管理団体等は、地震が発生した場合に、次のとおり措置をとるものとする。

(1) 所管区域内の監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡通知

(2) 水門、閘門及び防潮扉の操作又は操作の準備並びに人員の配置

(3) 水防資機材の点検、整備、配備

第6 水道、電気、ガス、通信、放送関係

1 水道

地域住民等の津波からの円滑な避難を確保するため、水道管の破裂等による二次災害を軽減させるための措置は、次のとおりとする。

(1) 給配水施設の平常時からの巡回点検

(2) 配水管等の耐震化

(3) 管路のループ化・多重化等によるバックアップ機能の強化

(4) 必要な復旧用資材の備蓄

(5) 関係団体等との協力体制の整備

2 電気

(1) 電力事業者は、津波から円滑な避難を確保するため、津波警報等の伝達や避難時の照明の確保等に必要な電源供給のための体制確保等必要な措置を講じるとともに、火災等の二次災害の防止に必要な措置に関する広報を実施するものとする。

(2) 指定公共機関関西電力株式会社及び関西電力送配電株式会社が行う措置は、次のとおりとする。

- ア 発送電設備の災害予防対策の実施
- イ 主要送電系統の多重化の推進
- ウ 無停電電源・予備電源設備の整備
- エ 定期的な工作物の巡視・点検の実施
- オ 防災訓練の実施

3 ガス

(1) ガス事業者は、津波からの円滑な避難を確保するため、火災等の二次災害防止のための利用者によるガス栓閉止等必要な措置に関する広報を実施するものとする。

(2) 指定地方公共機関和歌山県LPGガス協会が行う措置は、次のとおりとする。

- ア 被災施設の調査及び復旧
- イ 災害時における早期の供給体制の確立
- ウ 防災訓練の実施

4 通信

(1) 電気通信事業者は、津波警報等や避難指示等の情報を確実に伝達するために必要な通信を確保するとともに、早期復旧のための体制確保等必要な措置を講じる。

(2) 指定公共機関西日本電信電話株式会社和歌山支店及び各携帯電話事業者等が行う措置は、次のとおりとする。

- ア 電気通信設備等の防災計画の策定
- イ 主要な伝送路の多重化の推進
- ウ 非常用電源設備等の確保
- エ 防災訓練の実施

5 放送

(1) 放送事業者は、津波警報等や避難指示等の情報、被害に関する情報、交通に関する情報、避難場所に関する情報、津波に関する情報等、市民の円滑な避難に必要な情報の的確な提供に努めるものとする。

(2) 指定公共機関日本放送協会和歌山放送局及び指定地方公共機関である各民間放送事業者が行う措置は、次のとおりとする。

- ア 放送設備等の防災計画の策定

- イ 非常用電源設備等の確保
- ウ 防災訓練の実施

第7 交通

1 道路

市、県警察及び道路管理者は、津波襲来のおそれがあるところでの交通規制、避難経路についての交通規制の内容をあらかじめ計画し周知するものとする。

2 海上

- (1) 田辺海上保安部及び港湾管理者は、海上交通の安全を確保するための必要に応じた海域監視体制の強化や船舶交通の制限及び津波による危険が予想される地域から安全な海域へ船舶を退避させる等の措置に係る具体的な実施要領を定め、これに基づき必要な措置を実施するものとする。
- (2) 港湾管理者は、津波襲来のおそれがある場合、港湾利用者を避難させるなど安全を確保するための対策をとるものとする。

3 鉄道

鉄道事業者は、津波の発生により危険度が高いと予想される区間における運行の停止及び旅客の避難誘導、その他必要な措置を講ずるものとする。

また、走行中の列車の乗客や駅等に滞在する者の避難誘導計画を定めるものとする。

第8 市が自ら管理等を行う施設等に関する対策

1 不特定かつ多数の者が出入りする施設

市が管理する庁舎、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、博物館、美術館、図書館、学校等の管理上の措置はおおむね次のとおりとする。

(1) 各施設に共通する事項

- ア 津波警報等の入場者等への伝達
- イ 入場者等の安全確保のための退避等の措置
- ウ 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
- エ 出火防止措置
- オ 消防用設備の点検、整備
- カ 非常用発電装置の整備、防災行政無線、ラジオ、コンピュータなど情報を入手するための機器の整備

(2) 個別事項

- ア 診療所等にあつては、重症患者等移動することが困難な者の安全確保のための必要な措置
- イ 学校等にあつては、
 - (ア) 当該学校等が、本市の定める津波避難対象地域にあるときは、避難の安全に関する措置
 - (イ) 当該学校等に保護を必要とする生徒等がいる場合は、これらの者に対する保護の措置
- ウ 社会福祉施設にあつては重度障害者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全の確保のための必要な措置
なお、具体的な措置内容は施設ごとに別に定める。

2 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

- (1) 災害対策本部又はその支部が設置される庁舎等の管理者は、1の(1)に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。
 - ア 自家発電装置、可搬式発電機等の整備による非常用電源の確保
 - イ 無線通信機等通信手段の確保
 - ウ 災害対策本部開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保
- (2) この推進計画に定める避難所又は応急救護所が設置される学校、社会教育施設等の管理者は1の(1)又は1の(2)に掲げる措置をとるとともに、市が行う避難所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力するものとする。

3 工事中の建築等に対する措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設については、工事を中断するものとする。

第9 迅速な救助

1 消防機関等による被災者の救助・救急活動の実施体制

消防組織体制の整備及び車両・資機材の整備に努めるものとする。

2 緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援体制の整備

市は、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱に定める受援計画等による緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援体制の整備を行うものとし、その方策は、次のとおりとする。

- (1) 活動の拠点となる場所の確保
- (2) 地理情報の提供
- (3) 車両等の燃料の提供
- (4) 市との通信手段の確保

3 実働部隊の救助活動における連携の推進

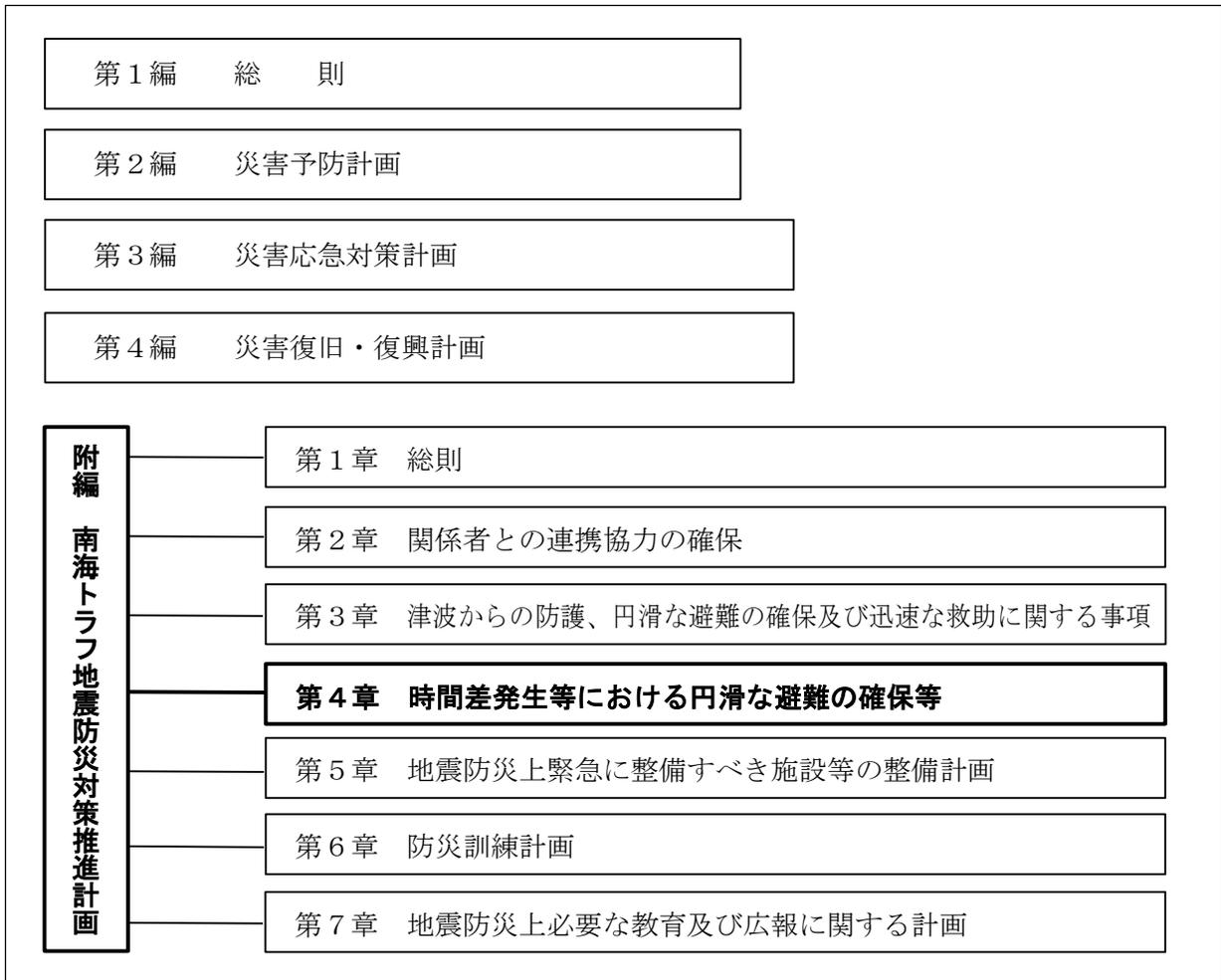
市は、自衛隊・警察・消防等実働部隊による迅速な救助のため、被災地への経路及び港湾等の活動拠点の確保を含む救助活動における連携の推進を図るものとする。

4 消防団の充実

市は、消防団に関し、加入促進による人員確保、車両・資機材の充実、教育・訓練の充実を図るものとする。

消防団の充実に関する計画は、田辺市消防計画に定める。

第4章 時間差発生等における円滑な避難の確保等



○南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置

第1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）の伝達等

南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担や連絡体制は、第3編第2章「情報応急活動」に定めるところによる。

○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置

第1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達、災害対策本部等の設置等

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担や連絡体制は、第3編第2章「情報応急活動」に定めるところによる。

また、災害対策本部の設置運営方法その他の事項については、第3編第1章「防災組織計画」に定めるところによる。

第2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の周知

- 1 市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係のある事項について周知するものとし、その体制及び周知方法については、第3編第2章「情報応急活動」に定めるところによる。
- 2 市は、地域住民等からの問い合わせに対応するため、関係機関と連携し、必要に応じて特設相談窓口を開設するものとする。

第3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された後の災害応急対策の実施状況等に関する情報の収集・伝達等

市の災害応急対策の実施状況、その他南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の諸般の状況を具体的に把握するための体制等は、第3編第2章「情報応急活動」に定めるところによる。

第4 災害応急対策をとるべき期間等

市は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震（南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8程度以上の地震が発生、又はプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震、以下同じ。）に対して警戒する措置をとるものとする。

また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

第5 避難対策等

1 住民等の避難行動等

- (1) 国からの指示が発せられた場合において、地域住民等が後発地震の発生からの避難では、津波の到達までに避難が間に合わないおそれがある地域として、市があらかじめ定めた地域（以下「事前避難対象地域」という。）のうち要配慮者等に限り後発地震の発生に備え1週間避難を継続すべき地域（以下「高齢者等事前避難対象地域」という。）は、次の別表のとおりとする。市では津波避難困難地域解消計画により事前避難対象地域のうち、全ての住民等が後発地震の発生に備え1週間避難を継続すべき地域「住民事前避難対象地域」が解消されたため同地域の指定はなし。

■別表 事前避難対象地域（高齢者等事前避難対象地域）

上屋敷一丁目、上屋敷二丁目、上屋敷三丁目、中屋敷町、下屋敷町、新屋敷町、南新町、北新町、栄町、今福町、福路町、本町、紺屋町、片町、湊、磯間、末広町、高雄一丁目、高雄二丁目、高雄三丁目、東陽、扇ヶ浜、目良、江川、古尾、天神崎、上の山一丁目、上の山二丁目、下万呂、秋津町、稲成町、あけぼの、宝来町、東山一丁目、東山二丁目、文里一丁目、文里二丁目、神子浜一丁目、神子浜二丁目、芳養町、明洋一丁目、明洋二丁目、芳養松原一丁目、芳養松原二丁目、新庄町、中芳養、学園

- (2) 後発地震に備えて一定期間避難生活をする避難所、一時的な避難実施に係る対策については、第2編第2章第3節「避難体制整備計画」及び第3編第3章第5節「応急避難対策」に定めるところによる。
- (3) 国からの指示が発せられた場合において、高齢者等事前避難対象地域内の要配慮者等は、大津波警報又は津波警報から津波注意報へ切り替わった後、市の避難情報等に従い、避難場所等から知人宅や指定された指定避難所へ避難するものとする。
- (4) 市は、高齢者等事前避難対象地域内の要配慮者等に対し、避難場所、避難路、避難方法及び家族との連絡方法を平常時から確認しておき、国からの指示が発せられた場合の備えに万全を期するよう努める旨を周知するものとする。

- (5) 市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、高齢者等事前避難対象地域内の住民等（要配慮者等除く）に対し、避難場所、避難路、避難方法及び家族との連絡方法等の日頃からの地震への備えを再確認するなどの防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。

第6 消防機関等の活動

- 1 市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、消防機関及び水防団が出火及び混乱の防止、津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、次の事項を重点としてその対策を定めるものとする。
- (1) 津波警報等の情報の的確な収集・伝達
 - (2) 事前避難対象地域における住民等の避難誘導、避難路の確保
- 2 水防管理団体等は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合に、必要な措置をとるものとする。
- (1) 所管区域内の監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡通知
 - (2) 水門、閘門及び防潮扉の操作又は操作の準備並びに人員の配置
 - (3) 水防資機材の点検、整備、配備

第7 警備対策

- 県警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、犯罪及び混乱の防止等に関して、次の事項を重点として、対策をとるものとする。
- (1) 正確な情報の収集・伝達
 - (2) 不法事案等の予防及び取締り
 - (3) 地域防犯団体、警備業者等の行う民間防犯活動に対する指導

第8 水道、電気、ガス、通信、放送関係

- 1 水道
- 市は、附編第3章第6に定める措置をとるための体制を確保するよう努めるものとする。
- 2 電気
- (1) 電力事業者は、必要な電力を供給する体制を確保するよう努めるものとする。

- (2) 指定公共機関関西電力株式会社及び関西電力送配電株式会社は、附編第3章第6に定める措置をとるための体制を確保するよう努めるものとする。

3 ガス

- (1) ガス事業者は、必要なガスを供給する体制を確保するよう努めるものとする。
- (2) 指定地方公共機関和歌山県LPGガス協会は、附編第3章第6に定める措置をとるための体制を確保するよう努めるものとする。
- (3) ガス事業者は、ガス発生設備、ガスホルダーその他の設備について、安全確保のための所要の事項を定めるよう努めるとともに、後発地震の発生に備えて、必要がある場合には緊急に供給を停止する等の措置を講ずるものとし、その実施体制を定めるよう努めるものとする。

4 通信

指定公共機関西日本電信電話株式会社和歌山支店及び各携帯電話事業者等は、附編第3章第6に定める措置をとるための体制を確保するよう努めるものとする。

5 放送

指定公共機関日本放送協会和歌山放送局及び指定地方公共機関である各民間放送事業者は、附編第3章第6に定める措置をとるための体制を確保するよう努めるものとする。

第9 交通

1 道路

- (1) 県警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運転者にとるべき行動の要領について定め、地域住民等に周知するよう努めるものとする。
- (2) 市は、道路管理者等と調整の上、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の交通対策等の情報についてあらかじめ情報提供するよう努めるものとする。

2 海上

田辺海上保安部及び港湾管理者は、津波に対する安全性に留意し、津波による危険が予想される地域に係る港湾の対策及び在港船舶の避難対策等を講じるよう努めるものとする。

3 鉄道

- (1) 鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、安全性に留意しつつ、運行するために必要な対策を講じるものとし、津波により浸水す

るおそれのある地域については、津波への対応に必要な体制をとるよう努めるものとする。

- (2) 鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表される前の段階から、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運行規制等の情報についてあらかじめ情報提供を行うよう努めるものとする。

第10 市が自ら管理等を行う道路、河川その他の施設に関する対策

1 不特定かつ多数の者が出入りする施設

市が管理する庁舎、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、博物館、美術館、図書館、学校等の管理上の措置及び体制は、おおむね次のとおりとする。

(1) 各施設に共通する事項

- ア 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の入場者等への伝達
 - イ 入場者等の安全確保のための退避等の措置
 - ウ 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
 - エ 出火防止措置
 - オ 消防用設備の点検、整備
 - カ 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータなど情報を入手するための機器の整備
 - キ 各施設における緊急点検、巡視
- なお、具体的な実施体制は、施設ごとに別に定めるものとする。

(2) 個別事項

- ア 学校等にあつては、次に掲げる事項
 - (ア) 児童生徒等に対する保護の方法
 - (イ) 事前避難対象地域内にある場合は、避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等
 - イ 社会福祉施設にあつては、次に掲げる事項
 - (ア) 入所者等の保護及び保護者への引き継ぎの方法
 - (イ) 事前避難対象地域内にある場合は、避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等
- なお、具体的な措置内容は、施設ごとに別に定めるものとする。

2 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

- (1) 災害対策本部又はその支部が設置される庁舎等の管理者は、1の(1)に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。

- ア 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保
- イ 無線通信機等通信手段の確保

ウ 災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

3 工事中の建築物等に対する措置

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における工事中の建築物その他の工作物又は施設については、安全確保上実施すべき措置を講じるものとする。

○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置

第1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の伝達、市の災害に関する会議等の設置等

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合の津波に関する情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担や連絡体制は、第3編第2章「情報応急活動」に定めるところによる。

また、災害対策に関する会議の設置運営方法その他の事項については、第3編第1章「防災組織計画」に定めるところによる。

第2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された後の周知

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係のある事項について周知するものとし、その体制及び周知方法については、第3編第2章「情報応急活動」に定めるところによる。

第3 災害応急対策をとるべき期間等

市は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

第4 市のとるべき措置

- 1 市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合において、地域住民等に対し、避難場所、避難路、避難方法及び家族との連絡方法等の日頃からの地震への備えを再確認するなどの防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。
- 2 市は、施設・設備等の点検等日頃からの地震への備えを再確認するものとする。

第5章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

第1編	総則
第2編	災害予防計画
第3編	災害応急対策計画
第4編	災害復旧・復興計画
附編 南海トラフ地震防災対策推進計画	第1章 総則
	第2章 関係者との連携協力の確保
	第3章 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項
	第4章 時間差発生等における円滑な避難の確保等
	第5章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画
	第6章 防災訓練計画
	第7章 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

1 建築物、構造物等の耐震化・不燃化・耐浪化

市は、田辺市耐震改修促進計画に基づき、令和7年度までに、一般住宅の耐震化率88.0%以上、未耐震の特定建築物の半減、市有建築物の耐震化率95.0%以上を目標として、木造住宅耐震改修事業補助金交付事業や市有施設の耐震化事業等を推進するものとする。

さらに、地震による火災の延焼を防止するため、一般建築物の不燃化を促進するものとする。

2 避難場所の整備

市は、一時避難場所の充実を図るため、市街地を中心として、新たな津波避難ビルの指定を推進するものとする。

3 避難経路の整備

市及び自主防災組織、自治会等は、互いに協力しながら、津波避難路の適正な維持管理に努めるとともに、必要に応じ新たな避難路の整備を推進するものとする。

また、市は、避難経路を確保するため、市道の整備を計画的に推進するものとする。

4 土砂災害防止施設

国、県及び市は、地震による土砂災害の発生を防止するため、急傾斜地崩壊対策や地すべり対策、治山対策などの事業を計画的に推進するものとする。

5 津波防護施設

国、県及び市は、管理する海岸及び河川において、津波の被害を最小限に抑えるため、堤防や護岸等の整備を計画的に推進するものとする。

特に、東海・東南海・南海3連動地震に係る津波被害の軽減を図るため、田辺漁港及び文里港において堤防の強化対策を実施するものとする。

また、地震発生時の樋門等の操作による人的被害を防止するため、樋門等の自動化を推進するものとする。

6 避難誘導及び救助活動のための拠点施設その他の消防用施設

市は、田辺市消防計画に基づき、常備消防及び消防団施設を計画的に整備するものとする。

消防本部庁舎についても、災害対策拠点としての安全性及び自立性を確保するため、機能の整備及び維持管理に努める。

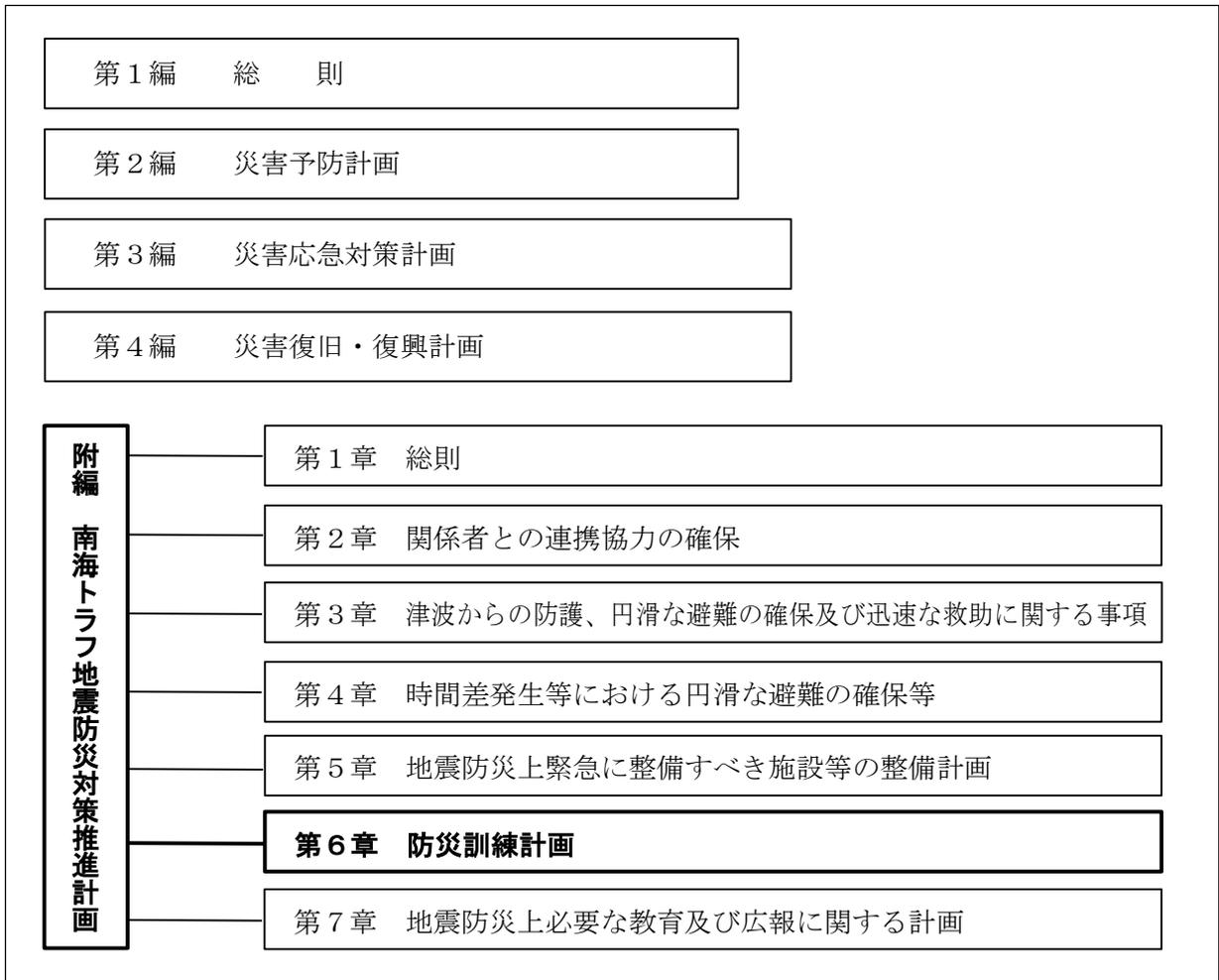
7 市及び道路管理者は、地震発生時の物資輸送及び避難路として重要な役割を果たす主要幹線道路等を計画的に整備、改良していくものとする。

また、海上輸送に対応するため、県及び市は管理する港湾、漁港の耐震化を進めるとともに、主要幹線道路へのアクセス道路の整備、改良を推進するものとする。

8 通信施設の整備

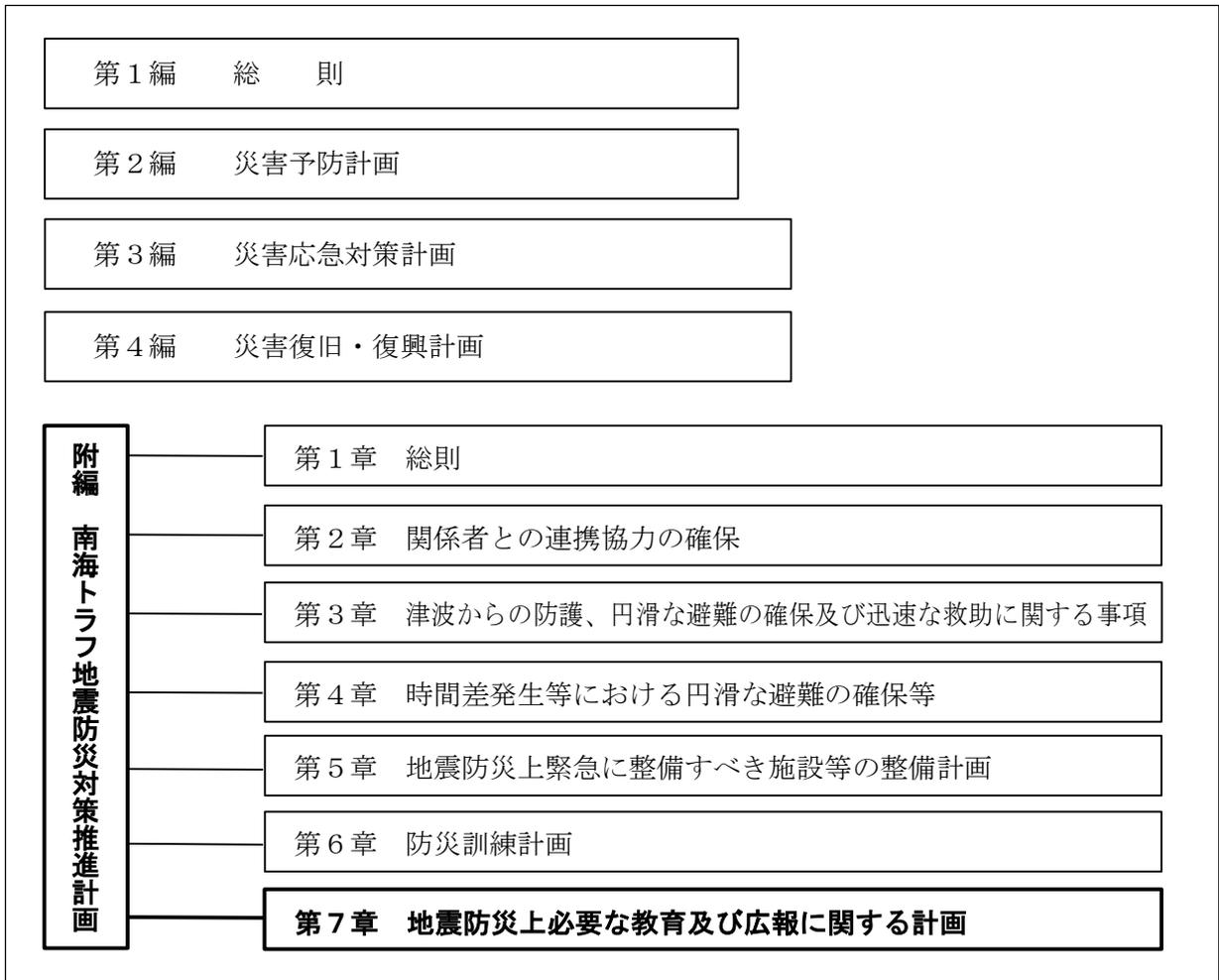
市は、地震発生時の的確な情報伝達に資するため、防災行政無線設備の適正な維持管理に努めるとともに、音達範囲の改善を図るため、常に屋外子局の改良、改善を図るものとする。

第6章 防災訓練計画



- 1 市及び防災関係機関は、地震防災対策推進計画の熟知、関係機関及び地域住民等の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、推進地域に係る南海トラフ地震を想定した防災訓練を実施するものとする。
- 2 1の防災訓練は、少なくとも年1回以上実施するよう努めるものとする。
- 3 1の防災訓練は、地震発生から津波襲来までの円滑な津波避難のための災害応急対策を中心とし、津波警報等が発表された場合の情報伝達に係る防災訓練も実施する。
- 4 市は、自主防災組織等の参加を得て訓練を行う場合には、県に対し必要に応じて助言と指導を求めるものとする。
- 5 市は、県、防災関係機関、自主防災組織等と連携して、次のようなより具体的かつ実践的な訓練を行うものとする。
 - (1) 要員参集訓練及び本部運営訓練
 - (2) 避難行動要支援者等に対する避難誘導訓練
 - (3) 津波警報等の情報収集、伝達訓練
 - (4) 災害の発生の状況、避難指示、自主避難による各避難場所等への避難者の人数等について、迅速かつ的確に県及び防災関係機関に伝達する訓練

第7章 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画



市は、防災関係機関、自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進するものとする。

1 市職員に対する教育

地震災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における地震災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を各部、各課、各機関ごとに行うものとする。

なお、防災教育の内容は次のとおりとする。

- (1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- (2) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (3) 地震・津波に関する一般的な知識
- (4) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識
- (5) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
- (6) 南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (7) 南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題

2 地域住民等に対する教育

市は、関係機関と協力して、ハザードマップの作成・見直し・周知、ワークショップの開催、防災訓練等の機会を通じて、津波からの避難に関する意識の啓発など、地域住民等に対する教育を実施するものとする。

防災教育の内容は、次のとおりとし、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うものとする。

なお、その教育方法として、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、自助努力を促し地域防災力の向上を図ることにも留意しながら、実践的な教育を行うものとする。

- (1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- (2) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (3) 地震・津波に関する一般的な知識
- (4) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震が発

生した場合における出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、初期消火及び自動車運転の自粛等防災上とるべき行動に関する知識

- (5) 正確な情報入手の方法
- (6) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- (7) 各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
- (8) 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識
- (9) 避難生活に関する知識
- (10) 地域住民等自らが実施し得る、最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法
- (11) 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の内容

3 相談窓口の設置

県及び市は、地震対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図るものとする。

